

設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 地域環境科学研究科)

■ 目 次 ■

ア 設置の趣旨及び必要性	1
I. 設置の理由及び必要性	1
1. 地域環境科学研究科	1
2. 林学専攻	1
3. 農業工学専攻	2
4. 造園学専攻	3
5. 地域創成科学専攻	4
II. 養成する人材像	5
1. 地域環境科学研究科	5
2. 林学専攻	6
3. 農業工学専攻	7
4. 造園学専攻	8
5. 地域創成科学専攻	9
III. 教育上の目的	10
1. 地域環境科学研究科	10
2. 林学専攻	10
3. 農業工学専攻	11
4. 造園学専攻	11
5. 地域創成科学専攻	12
IV. 研究対象とする中心的な学問分野	12
1. 地域環境科学研究科	12
2. 林学専攻	12
3. 農業工学専攻	14
4. 造園学専攻	16
5. 地域創成科学専攻	17
イ 修士課程までの構想か、または、博士課程を目指した構想か	18
I. 地域創成科学専攻	18

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	19
I. 研究科等の名称	19
II. 当該名称とする理由	19
1. 地域環境科学研究科	19
2. 林学専攻	19
3. 農業工学専攻	20
4. 造園学専攻	21
5. 地域創成科学専攻	21
エ 教育課程の編成の考え方及び特色	22
I. 教育課程の編成の基本的な考え方及び特色	22
1. 地域環境科学研究科	22
2. 林学専攻	23
3. 農業工学専攻	25
4. 造園学専攻	27
5. 地域創成科学専攻	29
II. 教育課程の概要	30
1. 地域環境科学研究科	30
2. 林学専攻	31
3. 農業工学専攻	32
4. 造園学専攻	33
5. 地域創成科学専攻	34
オ 教員組織の編成の考え方及び特色	34
1. 地域環境科学研究科	34
2. 林学専攻	34
3. 農業工学専攻	35
4. 造園学専攻	35
5. 地域創成科学専攻	36
カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	36
I. 教育方法	36
1. 林学専攻	36
2. 農業工学専攻	36
3. 造園学専攻	37
4. 地域創成科学専攻	37

II. 履修方法	38
1. 林学専攻.....	38
2. 農業工学専攻	38
3. 造園学専攻	38
4. 地域創成科学専攻	39
III. 修了要件	39
1. 博士前期課程	39
2. 博士後期課程	42
IV. 研究指導の方法と修了までのスケジュール.....	44
1. 林学専攻.....	44
2. 農業工学専攻	46
3. 造園学専攻	49
4. 地域創成科学専攻	51
キ 施設・設備等の整備計画.....	52
I. 校地、運動場の整備計画	52
II. 校舎等施設の整備計画.....	53
1. 研究室等の整備計画.....	53
2. 教室等の整備計画	54
III. 図書等の資料及び図書館の整備計画	55
1. 図書資料等の整備計画（学術雑誌等の具体名を含む）	55
2. 電子リソースの整備計画.....	59
3. 情報インフラの整備計画.....	59
4. 他機関との協力体制と地域連携.....	59
5. 図書館施設の整備計画	60
ク 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	60
1. 林学専攻.....	60
2. 農業工学専攻	60
3. 造園学専攻	61
4. 地域創成科学専攻	61
ケ 入学者選抜の概要.....	61
I. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	61
1. 地域環境科学研究科.....	61
2. 林学専攻.....	62

3. 農業工学専攻	63
4. 造園学専攻	64
5. 地域創成科学専攻	65
II. 入学資格	65
III. 入学者の選抜方法及び選抜体制	66
コ 管理運営	68
I. 学長の権限と責任	68
II. 研究科委員会の役割	68
III. 全学審議会を中心とした教学運営	70
サ 自己点検・評価	72
シ 情報の公開	73
ス 教育内容等の改善のための組織的な研修等	73
I. 全学的なFDに関する取組み	73
II. 地域環境科学研究科におけるFDに関する取組み	81
III. 全学的なSDに関する取組み	82

ア 設置の趣旨及び必要性

I. 設置の理由及び必要性

1. 地域環境科学研究科

本大学院農学研究科は、学部教育に基づき、より高度な知識と技術、研究能力を学生に習得させることを目的として設置された。

本学開学時は、学部としては農学部のみであったが、学問領域の拡大及び社会的要請に基づき、1998 年に、応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部を設置した。しかしながら、大学院においては農学研究科のみが設置された状況が続いてきた。このうち応用生物科学については、専門性の特化に鑑み、2020 年 4 月に応用生物科学研究科として独立している。

農学に含まれる学問領域は、森林学、農業工学、造園学、環境工学、生物資源学、生命科学、健康科学、経営・経済学、社会科学まで広範囲にわたり、さらに今なお地域創成に関わる学問領域などを取り込みつつ拡大し続けている。地域環境科学は農学を基盤としているが、特に生物生産の合理化と多様な生物利用を通して、人と自然が調和した環境を創成し、過疎化、農林業振興、人口集中など山村・農村、都市にわたる国土全般の環境問題、エネルギー問題、食料生産問題、国土防災・減災に関わる問題の解決を図る学問領域である。地域環境科学が解決すべき課題の多くが、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development goals)の達成に不可欠なもので有り、その成果は国内のみならず、発展途上国に寄与してきた。

このように地域環境科学が果たすべき役割は、国内の諸地域から地球規模に拡大しており、それぞれの地域における課題を実際に解決するためには、本学においても地域環境科学部の学士課程教育をより高度化させることが重要である。そのため、学士課程 4 年に大学院博士前期課程 2 年を加えた 6 年間一貫教育を実現する必要がある。さらに博士後期課程では、関連分野での高度な専門性と倫理観を有した研究者、教育者、技術者として社会に貢献できる人材を育成すべきと考えた。

以上のことから、農学研究科から地域環境科学の専門専攻である林学専攻、農業工学専攻、造園学専攻を分離し、あらたに地域創成科学専攻を加え、地域環境科学部を基礎とした地域環境科学研究科を創設する構想となった。

2. 林学専攻

本学は、教育理念「実学主義」のもと、21 世紀を迎えて進展する社会の高度化・複雑化に伴った農への期待や要求の拡大等の時代的要請に応え、既存のコンセプトである『生命・食料・環境・健康・エネルギー』に加えて新たに『地方・地域創生、グローバ

ル化』のコンセプトをも推進することにより、農学系総合大学としての教育・研究の全体像を社会に示しつつ、持続的に発展していくことを目的としている。

日本学術会議では農学を、食料や生活資材、生命、環境を対象とし、農芸化学、生産農学、畜産学・獣医学、水産学、森林学・林産学、農業経済学、農業工学の7つの基本分野で構成される、と定義しており、農芸化学を農学の筆頭分野と位置付けている。林学は、森林、環境、木材、特用林産物を対象として、森林が産み出す資源を様々な視点で解明するとともに、地球上に生活する生物や天然物質の発見やその利用を目指す分野である。森林学、林産学等に関わる広範な領域を含み、応用面では、森林生態学、森林利用、木材生産、森林資源造成や管理、木材や特用林産物の高度利用等に必要不可欠な技術とその裏付けとなる理論を提供している。そのような研究・教育を深化させるため、本学では1986年に農学研究科林学専攻修士課程、1990年に同博士前期課程と博士後期課程を設置した。以来、修士、課程博士、論文博士を輩出している。

林学は基礎研究を基盤にしつつ、その成果や技術的側面を人類社会及び地球環境のために役立てようという応用的側面も重視するところに特徴があり、さらに応用研究の中から新たな基礎研究のシーズを探索することも重要視しており、その必要性は地球温暖化が問題視されている現在ますます高まっている。林野庁や環境省の技術系職員としても、「林学を専攻した人材」が求められている。さらに近年は、地球環境の保全、防災、天然物利用、バイオマス資源等の新しい手法と技術さらには素材を積極的に取り入れ、日常生活の質の向上による環境に起因する疾病や災害防止、バイオレメディエーション等の分野にも林学の研究が活かされており、博士前期課程においては、常に最新の理論と技術を習得して使いこなす素養を、博士後期課程においては新規な戦略・理論の提案を主体的に行う素養を身につけることが求められている。

以上の背景により、本学では、林学専攻を「地域環境科学研究科の林学専攻」とすることで、森林総合科学科における4年間の学士課程教育に加え2年間の博士前期課程教育を加えた6年一貫教育を通じて、森林科学と林産学が生み出したあらゆる環境資源を多角的に活用できる人材を育成する。さらに3年間の博士後期課程では、成長・拡大を続ける林学の新展開に寄与する人材を育成する。

3. 農業工学専攻

産業革命以降の技術の発展は、人類の繁栄に貢献してきたものの、化石燃料の大量消費により気候変動をもたらし、人類の存続を危うくしている。ゆえに化石燃料に依存しない地域資源や地域のエネルギーの有効利用を可能にする循環型社会の構築は、急務となっている。農業工学分野は環境に配慮しながら持続的な食料生産を可能とする技術開

発を目指して研究教育を実施してきたが、こうした世界的な環境の悪化を鑑み、生産そのものが環境を浄化しながら実施される生態系利用型農業生産法の開発を国際的に実施する取り組みへシフトすることが求められている[資料1][資料2]。

本大学では、これらを技術的に具現するために学部教育では JABEE(日本技術者教育認定機構)の認定を受けた農業工学プログラムを実施 [資料3]しており、国際的な規準に則った教育を行っている。農業工学専攻博士前期課程では、学部には引き続いて農業土木、農業機械、農業環境情報分野の学問を基軸とした、高度で実践的な教育研究を海外も視野に入れて行うことにより、国際的に通用する技術的かつ学術的な研究を遂行できる人材の養成、更に博士後期課程では、当該分野での先導的かつ独立した専門家の養成という社会的要請 [資料4]に応えていく。

4. 造園学専攻

本学の造園学教育研究のルーツは、1998年発足の地域環境科学部造園科学科の前身、旧農学部造園学科である。その起源は 1924 年に開学した東京高等造園学校の創設にさかのぼり、その時から数えて 95 年になる。新制大学令による 4 年制の学部教育を開始してからでも既に半世紀以上の歴史をもち、この間約 9000 名の卒業生を数えた。

大学院造園学専攻は、1980 年代に構想された。高度な専門的職業人及び研究者の育成を図るとともに、本学における造園教育・研究の高度化を図る目的で 1990 年 4 月に修士課程（現博士前期課程）が開設され、自然科学と社会科学の学際的性格をあわせもつ『造園学』の教育研究領域を開拓し確立することを意図した。

当時、「造園計画学」、「造園設計学」、「造園植物学」、「造園工学」の 4 つの領域を設け、各々の領域での教育と研究の深化を目指し、これをもって、新たな『造園学』の領域形成を目論みた。2010 年には、社会の変化にあわせて博士前期課程の履修科目を加え、「造園・景観計画学」、「緑地・環境デザイン学」、「造園植物資源学」の 3 つを設けた。

以来、29 年が経過し、2019 年 3 月までに 310 名の修士課程の修了者[修士(造園学)]を社会に送り出している。その中には外国からの留学生や他大学卒業者も数多く在籍していた。修了後は、企業・行政・研究機関など社会の各分野における中核的人材として活躍している。さらにそのうちの約 2 割が研究の継続を希望して、本学の博士後期課程に進学し、専門性を一層高め造園の高等教育が盛んな北米、ドイツ、イギリス等の大学院へも進学している。

博士課程は、それまで農学専攻や生物環境調節学専攻（現環境共生学専攻）の中に位置づけられていたが、造園学専攻の博士後期課程として、2002 年 4 月に開設された。

従来から強調されてきた学術研究推進機構としての役割や次世代を担う研究者の養成に加え、高度な職業人の育成、第一線で活躍している社会人の再教育、留学生の受け入れにより各国の社会発展に貢献できる指導者の育成、そしてこれらを通じた国際貢献など多岐多層の役割を目的として設けられた。

本学の造園学専攻の博士前期課程（修士課程）ならびに博士後期課程は、地域環境科学部造園科学科の学士課程（学部教育）とあわせて造園学の総合的教育研究を実践してきた。

5. 地域創成科学専攻

我が国の里山等の農山村地域は、食料生産、水資源涵養や土砂災害の防止、環境保全等の重要な役割を担ってきた。しかし、少子高齢化や都市域への人口集中にともなう過疎化の進行によって、農山村地域の担い手不足が顕在化するとともに、頻発する自然災害に対する不安等と相まって、地域社会の存続自体が危ぶまれている。農山村地域が担ってきた上記の役割を維持するために、地域社会の持続的発展が社会的に求められている。

農山村地域を活性化するためには、持続性のある農林業経営者の育成や六次産業化など、農林業を中心とした産業振興を進めていくことが基本となると考えられる。農山村地域の自然環境、いわゆる里山は、農林業を中心とした生業や生活文化のための伝統的な土地利用によって維持されてきた二次的自然環境である。そのため、近年、農山村の衰退や農業技術の変化によって、里山に生息してきた動植物種の多くが急速に個体数を減らしており、生物多様性の保全に配慮した土地利用方法や自然再生技術の確立が求められている[資料5]。また、里山の自然環境と、それに根ざした伝統芸能や歴史的資産等の生活文化を、観光や環境教育プログラム開発のための資源として見直すなど、農林業の六次産業化を目指した新たな施策の検討が求められている。

一方で、「国土の長期展望 中間とりまとめ（国土交通省）」[資料6]によると人口減少社会の到来によって一人あたりの行政コストが上昇するため、国土基盤である種々の社会資本ストックの更新・維持管理投資にかかる一人当たりの費用は、人口の少ない地域ほど増大すると指摘されている。また、地球温暖化に伴う気候変動に起因する豪雨の頻発等によって、全国的に地震災害や土砂災害、洪水などの災害リスクが高まっていると言われていることから、地域社会を維持するには適切かつ合理的に社会資本ストックを維持管理し、ソフト・ハード両面において安心安全な生活基盤を提供することが重要である。

地域創成科学科は、農山村地域を対象として地域の保全・再生、持続的発展を図るた

めに、本学において長年に亘って培ってきたノウハウを結集させた、新しい教育研究システム（学問分野）を構築する必要があると考え、2017年4月に設置した。地域創成科学専攻では、地域創成科学科に接続し、教育・研究をさらに深化させることを目的として、生物多様性や生態系に配慮した土地利用方法、自然再生技術、農業基盤に関連する防災を含む保全・管理技術、環境アセスメント手法、地域マネジメント手法、環境教育といった学問領域の教育研究体制を構築する。

Ⅱ．養成する人材像

1．地域環境科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程は、生物に対する理解と知識を基にして、自然と人間の調和ある地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する科学技術を考究し、実現象への応用を確立することを目指す。本研究科が研究対象とする地域環境は、我々の身近な生活環境はもとより、生命に影響を与えるより広域な環境問題、さらには地球環境問題に及ぶものであり、これらの諸問題の解決に貢献する専門人材の養成を目的とする。そのため、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のように定める。

地域環境研究科は、周辺環境、地域環境、地球環境に関する課題を解決できる専門人材を輩出するために、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に学位を授与する。

- ① 地域環境に関する諸問題に対する高度な理解力と問題解決のための専門知識を有し、課題を自ら発見し考究できる能力を習得している。
- ② 調和のとれた地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する専門知識と専門技術を習得している。
- ③ 地域環境に関する諸問題の社会的意義を自覚し責任感を持って問題解決にあたる事が出来る高度な倫理観と使命感及び、他者と協働して課題解決を行える能力を有している。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程は、生物に対する理解と知識を基にして、自然と人間の調和ある地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する科学技術を考究し、問題解決に資する新たな技術を開発することを目指す。本研究科が研究対象とする地域環境は、我々の身近な生活環境はもとより、生命に影響を与えるより広域な環境問題、

さらには地球環境問題に及ぶものであり、これらの諸問題の解決策を研究できる高度専門研究者を養成する。そのため、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のように定める。

地域環境研究科は、周辺環境、地域環境、地球環境に関する課題を解決できる研究者を輩出するために、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に学位を授与する。

- ① 高度な専門研究者として、地域環境に関する諸問題について高度な理解力と、問題解決のための高度な専門知識を習得している。
- ② 調和のとれた地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する高度な知識と、高度な専門技術を基盤とした問題解決のための研究手法を有している。
- ③ 取り扱う諸問題の社会的意義を自覚し、責任感を持って研究にあたることが出来る高度な倫理観と使命感を有している。

2. 林学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と研究能力、管理能力を修得し、森林の保全とその多面的機能の高度利用を目指し、生物多様性の保全や循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力を備えた人材の育成を教育目標とする。そのため、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のとおり定める。

林学専攻博士前期課程では、森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と研究能力、管理能力を持ち、循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力を備えた人を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与する。

- ① 森林・林業・林産業・農山村に関する広域な知識と理解力を有している。
- ② 森林の資源生産的機能と環境保全的機能に関する総合的で高度な研究能力と管理能力を有している。
- ③ 森林の保全とその多面的機能の高度利用、生物多様性の保全、循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力と新学識を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、森林環境保全学、森林資源生産学、森林資源利用学、森林

文化情報学などの専門領域における高度な知識と創造的な研究能力を修得し、生物多様性の保全や循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力及び問題解決に向けてのリーダーシップを備えた人材の育成を教育目標とする。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

林学専攻博士後期課程では、森林環境保全学、森林資源生産学、森林資源利用学、森林文化情報学などの専門領域における高度な知識と創造的な研究能力を修得し、生物多様性の保全や循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力及び問題解決に向けてのリーダーシップを備えた人を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与する。

- ① 森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と理解力を有している。
- ② 森林の資源生産的機能と環境保全的機能に関する総合的で高度な研究能力と管理能力を有している。
- ③ 森林の保全とその多面的機能の高度利用、生物多様性の保全、循環型社会の形成に関する先導的な問題設定・解決能力と新設分野の高度な学識を有している。

3. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、環境に配慮した地域資源の持続的利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木及び農業機械、農業情報分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場で高度な技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力を持った人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業工学専攻博士前期課程では、農業土木、農業機械及び環境情報分野の学問を基軸として、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる高度な能力を持った人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与する。

- ① 水、土地、及び食料資源の有効利用技術の開発や、環境の創造・保全を考慮した生物生産技術に関わる工学的能力を有している。
- ② 研究者・技術者として必要な課題抽出能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を有している。
- ③ 国内外の現場で活躍する技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力

を備えている。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、環境に配慮した地域資源の有効利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木及び農業機械分野、農業情報分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる高度な能力を持った人材を養成する。そのため、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のとおり定める。

農業工学専攻博士後期課程では、農業土木、農業機械及び環境情報分野の学問を基軸として、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる高度な能力を持った人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与する。

- ① 水、土地および食料資源の有効利用技術の開発や、環境の創造・保全を考慮した生物生産にかかわる高度な能力、高度な専門知識と優れた研究能力を有している。
- ② 優れた研究者・上級技術者として、自立した課題設定能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を有している。
- ③ 国内外の現場でリーダー的かつグローバルな役割を担う能力を有している。

4. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、造園計画・設計学、造園植物・植栽学、造園施設材料・施工学を基軸にし、「人間と自然との共存」を基本とした合理的で快適な土地空間を創造あるいは保全し、秩序づけることのできる人材を養成する。そのため、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を以下のとおり定める。

造園学専攻博士前期課程では、「人間と自然との共存」を基本とした合理的で快適な土地空間を創造あるいは保全し、秩序づけることのできる人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与する。

- ① 造園学の視点から、合理的で快適な土地空間を創造あるいは保全し、秩序づけることのできる高度な知識とデザインならびに技術力を有している。
- ② 生物資源や造園施工・材料技術に関する専門的知識とその応用力を有している。

- ③ 専門的な技術者として、確かな倫理観を有し、社会に貢献できる能力を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、造園計画学、造園設計学、造園植物学、造園植栽学、造園施設材料学、造園施工学を基軸にし、「人間と自然との共存」を基本とした合理的で快適な土地空間を創造あるいは保全し、秩序づけることのできる高度な知識と技術を持つ優れた研究者や高度な専門技術者となり得る人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

造園学専攻博士後期課程では、「人間と自然との共存」を基本とした合理的で快適な土地空間を創造あるいは保全し、秩序づけることのできる高度な知識と技術を持つ優れた研究者や高度な専門技術者となり得る人材を輩出するために、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与する。

- ① 造園学に関する高度な専門知識と技術、独創的な研究手法と優れた研究能力を修得している。
- ② 造園学の専門領域における具体的な問題設定及び解決に向けた高い指導的能力を備えている。
- ③ 優れた研究者等として国内外で貢献できる高度な知識と技術、倫理観を有している。

5. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程は、生物文化多様性や土地・社会資本の保全に配慮した持続可能な地域の創成を理念とし、保全生態学、地域環境保全学、地域環境工学及び地域デザイン学を基軸とした教育研究を行う。本専攻では、これらにおける高度な知識と技術、研究能力を修得し、農山村地域が抱える課題の解決と地域の再生に貢献できる人材を養成する。地域創成科学専攻修士課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

地域創成科学専攻修士課程では、生物文化多様性や土地・社会資本の保全に配慮した持続可能な地域の創成についての高度な知識と研究能力を持ち、農山村地域が抱える課題を解決し農山村地域を再生できる人材を輩出するために、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与する。

- ① 生物多様性や生態系に配慮した土地利用・自然再生手法、地域防災や農業基盤の保全・管理技術、及び環境アセスメントや環境教育、地域マネジメントに関連する調査・評価手法などの高度な知識と技術を有している。
- ② 論理的・多面的に物事を考えることのできる創造的な研究能力を有し、農山村地域を再生するために必要な課題発見能力と課題解決能力を有している。
- ③ 地域づくりを担うリーダーシップを有している。

Ⅲ. 教育上の目的

1. 地域環境科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程は、身近な地域から地球規模に至るまでの地域環境に関する諸問題に関する高度な理解力と課題解決のための専門知識、ならびに調和のとれた地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する専門知識と専門技術を習得させ、さらに取り扱う諸問題の社会的意義を自覚し、責任感を持って課題解決にあたる事が出来る高度な倫理観と使命感を習得させることを目的とする。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程は、対象とする研究領域における高度専門研究者に必要とされる、身近な地域から地球規模に至るまでの地域環境に関する諸問題に関する高度な理解力と課題解決のための高度専門知識、ならびに調和のとれた地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する高度な知識と高度専門技術を基盤にした課題解決のための研究手法を習得させる。さらに、取り扱う諸問題の社会的意義を自覚し、責任感を持って研究にあたる事が出来る高度な倫理観と使命感を習得させることを目的とする。

2. 林学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、地域から地球的規模にいたる森林・林業・林産業・農山村に関する広域な知識と理解力や、森林の資源生産的機能と環境保全的機能に関する総合的で高度な研究能力と管理能力を持ち、森林の保全とその多面的機能の高度利用、生物多様性の保全、循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力を備えた人材の養成を目的とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、地域から地球的規模にいたる森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と理解力や、森林の資源生産的機能と環境保全的機能に関する総合的で高度な研究能力と管理能力を持ち、森林の保全とその多面的機能の高度利用、生物多様性の保全、循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力及び問題解決に向けてのリーダーシップを備えた人材の養成を目的とする。

3. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、環境に配慮した地域資源の持続的利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木、農業機械及び環境情報分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力を持った人材の養成を目的とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、環境に配慮した地域資源の有効利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木、農業機械及び環境情報分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる高度な能力とリーダーシップを持った人材の養成を目的とする。

4. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、庭園・公園などの基本的造園空間に加え、都市から自然地域までの快適な環境を実現するための計画・デザイン思想と技術力、環境を構成する植物をはじめとした生物資源や造園施工・材料技術に関する知識と応用能力を持って、教育研究活動を通じて豊かな地域社会と社会資本の形成に貢献できる専門的技術者、教育者、研究者などの人材の養成を目的とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、庭園・公園などの基本的造園空間に加え、都市から自然地域までの快適な環境を実現するための計画・デザイン思想と技術力、環境を構成する植物をはじめとした生物資源や造園施工・材料技術に関する知識と応用能力を高め、教育研究活動を通じて豊かな地域社会と社会資本の形成に貢献できる高度な研究者、教育者、専門的技術者などの人材の養成を目的とする。

5. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、「基礎科目」において、プレゼンテーション能力や英語力、地域創成科学に関する実験・調査計画法、フィールド調査及び環境教育法などを修得し、「特論科目」において、保全生態学、地域環境保全学、地域環境工学、及び地域デザイン学に関する専門的知識と研究能力を修得する。これらを通じ、地域創成に関する調査・評価手法などの高度な知識と技術を修得するとともに、論理的・多面的に物事を考えることができ、地域づくりを担うリーダーシップを備えた人材を育成することを目的とする。

IV. 研究対象とする中心的な学問分野

1. 地域環境科学研究科

地域環境科学は、生物に対する理解と知識を基にして、自然と人間の調和のとれた地域環境を構築するための生物資源の保全・利用・管理に関する科学技術を考究し、確立することを目指す学問領域である。本研究科が研究対象とする地域環境は、我々の身近な生活環境はもとより、生命に影響を与えるより広域な環境問題、さらには地球環境問題に及ぶものであり、森林科学、木材工学、農業土木学、農業機械学、造園学、都市計画学、地域マネジメントなどが中心的な学問分野である。

2. 林学専攻

本専攻では、森林学、林産学及びそれらを育む環境を対象として、森林に関わる領域の仕組みについて理解し、森林と森林環境から生産される資源の有効的な利活用に関する教育研究を目指している。そこで、以下に記載する専門領域を置く。

(1) 森林資源保全分野

一次生産者である植物とそこに生息する多様な動物や微生物によって構成される生物群集が、周囲の無機的環境と相互に作用して物質・エネルギーを循環させているシステムである。この分野ではフィールド調査を基本に、植物や野生動物の生態や生理、またそれらの相互関係について広い視点から紐解いている。研究の範囲は、日本国内はもとより、海外も対象としている。また、基礎研究を蓄積して、生物種や生態系の保全や管理にも取り組んでおり、野生生物と人間の関係のあり方の応用研究にも取り組んでいる。

さらに、木材・林産物生産機能をはじめ、生物多様性、土壌、水源涵養、地域の環境保全などの各機能を高度に発揮する森林の育成、管理について調査・研究することである。

る。国内外の森林をフィールドとし、樹木、動物、微生物（菌類）などの多様な種を調査対象とし、年輪解析や葉の養分、土壌分析、樹木生理、DNA解析などの室内実験もおこなう。具体的には、健全な森林の育成、管理、更新技術、混交林、複層林の育成、また放置された人工林や広葉樹二次林、里山の森林保育技術や、様々な育苗方法などがあげられる。

(2) 森林環境工学分野

温暖化、沙漠化、生物多様性の低下など地球環境の劣化を食い止め、生態系、食料生産・生活環境を早期に修復、改善し、また永続的に保全していくために、森林の水源涵養能、気象緩和作用、土砂災害抑止効果、特に斜面における樹木根系の防災効果など、多彩な「森林の働き」を追究している。さらに、植生や土壌の発達についての研究、リサイクル資材や共生微生物資材の研究などを通して、荒廃地に豊かな生態系を取り戻すための緑化技術の開発をおこなっている。

さらに、森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止など、私たちの生活に欠かせない重要な機能を有している。それらの諸機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備を推進しつつ、健全な森林を育成し、森林資源を有効に利活用していくことがポイントとなる。そのために当分野では、森林で働く労働者の安全や快適性につながる森林作業環境の改善、林道や作業道などの路網整備、林業機械を活用した効率的な伐出作業システムの構築などの課題に取り組んでいる。

(3) 森林資源利用分野

森林資源の有効利用に貢献するために、木材の特性解明、加工技術の向上や開発、木材を原料とする木質材料の開発や製造・加工技術の向上について研究している。加工技術には、乾燥・切削・製材・接着・注入・塗装・他材料との複合などがあり、地球にやさしい材料や技術を開発していくことも課題の一つである。具体的には、木材の組織や構造を顕微鏡などで調べるとともにさまざまな木質材料の強度や性能を試験・測定する。

さらに、森林資源の保全と有効活用のために、木材、木質材料の性質や特性を化学的に解明し、その合理的な利用について研究している。特に、木材の生物劣化現象の解明には力を入れ、環境にやさしい木材保存剤の性能評価、作用機構の解明及び処理技術の改良を研究している。また、きのこの品種改良と人工栽培、薬理効果、分泌する酵素の利用、未利用樹種や特殊な成分の利用、木質バイオマスの利用を研究し、バイオ燃料の探索などを通して森林資源の利用拡大を図っている。

(4) 森林社会科学分野

森林のリーダーを育てるために、森林のマネジメントに関して地域の森林空間デザイン、森林経営の歴史と現状、森林資源の活用（生産、流通）の3つの視点を基本とし、

森林の計画的、持続的利用についての知識を身につけることを目的としている。実習の基本方針は、基礎学問の実践的な演習をバランス良く手を動かし、頭を使って楽しく実践することである。特に、民有林を対象とした経営改善のための研究に取り組んでいる。

さらに、人々が森林の恵みを持続的に享受し続ける為に必要な社会の制度整備について考究することが本研究室の役割である。市民間で共有される規範に始まり、国の法律等の整備や様々な組織の構築等々がその対象となる。また、森林は、人間の生命維持の環境を提供し、木材に代表される物財の生産供給やそれに伴って就労機会を創出し、さらには文化形成の基盤となるなど、極めて多様に人々と関連している。こうした森林と人々との多様な関係の記録・整理・分析を通じ、森林利用に関する社会制度のこれからについて研究している。

3. 農業工学専攻

本専攻では、環境に配慮した地域資源の有効利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木および農業機械分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力を持った人材の養成に関する教育研究を目指している。そこで、以下に記載する4つの専門領域を置く。

(1) 地域資源利用学

土地資源、水資源、生物資源を地域資源として捉え、有用な生物資源の利活用を通して土地資源や水資源の持続的利用を進めつつ農村開発や地域環境の修復保全にアプローチしている。具体的には、農地および農業用水の持続的利用、土壌・水環境の修復保全のための工学的・生物学的対策の検討、国際環境協力における住民参加手法の検討等について研究活動を展開している。

これからの農村は食料生産だけにとどまらず、生態系サービスの提供やエネルギー供給の場であるとする視点から、環境科学的に農村のリノベーションについて研究をおこなっている。具体的には、生産性の高い農地基盤・生態系保全型の農地基盤の整備および高効率的な水利用などによる農業生産力の向上、農村の多面的機能の評価と良好な発揮、農村での廃棄物処理とバイオマス利用・農村でのエネルギー生産などによる都市と農村を巡る人・物・エネルギーの流れに関する研究に取り組み、地域の発展への貢献をめざしている。

(2) 生産環境情報・計画学

広域環境情報を駆使した生産環境の分析・評価を通して、循環型社会、持続的農業の樹立に貢献する研究をおこなっている。そのためのツールとして地理情報システム (GIS)

を用い、広域データとして電子地図情報（植生・土壌・水域・生物・人工被覆）・気象情報・衛星画像データを扱う。研究対象は国内に留まらず、熱帯・半乾燥地帯などの地域においても現地調査・広域環境解析をおこなっている。また、さまざまな環境情報処理のためのソフトウェア・プログラミングおよび現地の気象・土壌・植生環境を把握するためのセンサ計測の習得教育をおこなっている。

雨をはじめとする水の循環と、太陽に起因するエネルギーの流れは、光合成の要である。当研究室では、この水やエネルギーが与える様々な作用やメカニズムについて学び、栽培環境である水田や畑の水管理や土壌管理に関する研究を行っている。またこれらの知識や技術を、気候変動の影響評価や適応技術の確立、さらには沙漠の緑化などに役立てようとしている。このように当研究室は、気象や土壌といった環境情報を測定し、植物の生体情報との関係を観測によって明らかにすることにより、自然環境の保全や改善のための研究を行っている。

(3) 施設工学

農村における生物生産性の向上と生態系の保全、都市における人や自然にやさしい環境の創造を目的に、技術的な研究に取り組んでいる。たとえば、水路や道路などを設計する場合なら、環境に配慮した設計を選択し、省資源・省エネを考えた工法の開発を進めていく。「循環型社会の構築」、「効率的なインフラ整備」をテーマに資源のリサイクル技術や新材料開発、構造物の効率的な維持管理技術の提案など、産官学が一体となった研究テーマを多数扱っている。

水路などの水利施設の設計などに加えて、未利用資源を活用した農業汚濁水の水質浄化、水文モデルによる降雨流出時を対象とした農業流域河川の流量・水質変動予測といった農業と水質源に関わる教育・研究に取り組んでいる。具体的には、農業排水の水質改善を目指した石炭灰の再利用法、数値モデルによる農業流域河川の洪水予測、水路における騒音問題の改善に向けた水利施設の設計法など、フィールド調査や室内実験を通じておこなっている。これらの研究活動を通じて、環境に配慮した基盤施設の計画・設計・持続管理に携われる技術者を育成している。

(4) 農業生産システム工学

電動式農作業システムおよび農用運搬システムの開発を行っている。具体的には、ロボット農業に適した耕うん・栽培方法の研究、圃場状態の耕うん同時センシングシステムの開発、中山間地域向け農作業システムの提案などである。また、バイオロボティクス・農業情報工学・感性工学・教育工学をキーワードに、知農ロボットの開発、コンピュータビジョンを用いた感性抽出システムの開発、ICT支援による野生鳥獣対策などをおこなっている。これらの研究活動を通して、問題解決能力を持った人材育成をめざ

している。

農産物や畜産物、花き、加工食品を対象として、加工流通プロセスにおける各種の技術や物性計測法および品質評価技術の現状と課題について研究する。農産物や食品の乾燥技術ならびにそれを取り巻く技術(前処理や濃縮など)、物性の計測方法と評価方法、応用法、鮮度・品質保持流通システムの現状と課題、青果物および花き等の農産物の鮮度と品質、非破壊鮮度・品質評価法について取り組む。

4. 造園学専攻

本専攻は、(1) 造園計画・設計、(2) 造園植物・植栽、(3) 造園施設材料・施工の3つの柱に、それらを支持する関連科目を修学する。

(1) 造園計画・設計学

自然と人間が共生する快適な環境の実現に向けて、造園計画及び造園設計の研究領域から、都市及び農山村の地域環境ならびにランドスケープ空間を計画的に保全、活用、創出するための理論と手法・技術について修得する。身の周りの空間から国土空間にわたる多様な空間を対象として、都市、自然、環境、景観などの多面的な観点から本質論、計画論、設計論、制度論、管理運営論について修得する。

(2) 造園植物・植栽学

造園空間の基盤となる植物材料について学び、調査、計画、設計、施工、管理、運営に生かす力を養う。植物材料の分類、生理、様々な環境適応、機能性や特性、植物が成す意匠の他、文化(歴史)や経済等へのはたらきを考える。都市やその周辺地域における植栽や緑化、植生の再生復元・保全・利活用、森づくり、また植栽や植生の管理・樹木医に資する基礎的知見や、手法を修得する。関連する造園植栽・緑化の研究現状や課題についても提示し、研究手法やその方向性について修得する。

(3) 造園施設材料・施工学

構造物、工作物、地割等に関わる造園施設材料・施工について、最新技術で開発された材料や日本古来の伝統的材料を主対象に、種類、特徴、機能、用途に関する専門的知識を養う。材料の種類別各論にもとづき、造園空間における施工上の扱いを把握しつつ、工種別の施工方法・技術、道具・機械、施工管理と設計監理、維持管理に至るまでの一連の工程を体系的に理解する。さらに造園建設に関わる最新の技術開発や世界的にも注目されている文化財庭園保存技術についても理解を深め、事例研究も含めて造園建設を身近なものとして捉えられるようにする。

5. 地域創成科学専攻

本専攻では、源流域から中山間地域を経て平野部に至る「農域」において、自然環境の適切な保全・再生に関する教育研究を行う「自然再生分野」と、生活・社会環境の持続可能性を確保するための保全・管理技術に関する教育研究を行う「地域マネジメント分野」の2つの専門領域を置く。

(1) 自然再生

「農域」の自然環境を適切に保全・再生するための理論と技術の確立を目指す。生物の分布、生理、生活史、集団の維持機構などに関する保全生態学的研究と、昆虫・動物など野生動物や植物の生息・生育状況、植物群落や立地特性などの現地環境情報、及び景観や土地利用配列を扱うための地理空間情報技術に基づいて、環境アセスメント手法、生物多様性や生態系に配慮した持続可能な土地利用・植生管理手法に関する地域環境保全学的研究を行っていく。

地域の自然を適切に保全・再生するには、地域に生育する動植物の分布パターン、気象・土壌・水など生育地の環境条件、環境に対応した生理生態的特性や生活史特性、遺伝的多様性や地域集団の遺伝的分化、集団の維持メカニズム、生物群集と生態系の構造と機能などに関する生態学的研究により構築された理論に基づいて、自然再生のための環境修復及び自然再生施工・環境植栽技術を開発することが必要である。同時に各地域の風土に育まれた生活や産業についての伝統的な知恵と技術を学ぶことも必要である。これらの保全生態学的な研究成果を踏まえて、地域における持続可能な産業の発展と生物多様性保全を両立させるための技術を検討していく。

人間の望ましい生活環境整備、すなわち地域環境保全と持続可能な生産基盤・生存環境の保全・創出を目的とし、開発行為が自然環境や生態系に与えるインパクトを評価するとともに、環境再生技術の開発について教育研究を行う。植物・植生についての植生学研究と、動物・昆虫など野生動物の生息環境や生態の研究などを通じて、地域内の自然環境と土地利用との関係における生物相や生態系を明らかにする。これら野外での調査研究で得られたデータ（属性情報）は、GISなど地理空間情報技術を用いて包括的にとらえ、土地利用の空間配列パターンとプロセス、及びその機能的つながりについて景観生態学的研究を行っていく。これらの地域環境保全学的研究の成果を踏まえて、自然環境特性や生物の生息適地推定に基づく最適な野生生物管理や土地利用計画の策定手法について検討していく。

(2) 地域マネジメント

生物多様性に配慮した土地利用、農業施設の保全管理手法、地域防災力の強化に関する地域環境工学的研究と、豊かな地域コミュニティの創出と、その実現に向けた地域作

りや合意形成の手法に関する地域デザイン学的研究を行っていく。それらの研究により、自然破壊や環境汚染、頻発する災害、少子高齢化による後継者不足など、地域が抱える問題の解決と持続可能な地域社会の構築を目指し、地域の特性に合わせた対策を提案する。

持続可能な循環型社会の創出に向けて、頻発する自然災害や社会資本ストックの維持管理費の増大といった現在の地域社会が抱える課題を解決すべく、地域防災力の強化、バイオマス利用を中心とした適切な物質循環の構築、ストックマネジメントによる施設の長寿命化・ライフサイクルコストの低減、都市と農村の適切な土地利用のありかた等、ハード・ソフト両面から研究を行う。これらの地域環境工学的研究の成果を踏まえて、自然災害のメカニズムの解明及び防災・減災対策、地域資源や社会資本の予防的な維持管理手法及びそれらの技術情報のデータベース化について検討していく。

地域再生、地方創生が志向される今、国内外連携、流域連携、都市農村交流など連携の思想をもち、地域環境計画の政策立案、ビジネスモデル、環境教育推進プログラムの開発研究、地域（風土）に育まれた伝統知・技術・農文化を収集していく。これらの地域デザイン学的研究を踏まえて、インタープリテーションの実践や合意形成、グループワーク等の企画立案の実践、環境アセスメント、環境収容力及び適正規模について検討を行っていく。

イ 修士課程までの構想か、または、博士課程を目指した構想か

I. 地域創成科学専攻

本専攻は、高度な専門性が求められる職業を担う能力を持った人材養成を目的としているが、この分野における卓越した研究能力と自立性を持った人材を養成することも必要であると考え、修士課程の完成年度後に博士後期課程の設置を目指している。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

I. 研究科等の名称

	日本語名	英語名
研究科名称	地域環境科学研究科	Graduate School of Agro-Environmental Science
専攻名称	林学専攻	Department of Forest Science
	農業工学専攻	Department of Agricultural Engineering
	造園学専攻	Department of Landscape Architecture
	地域創成科学専攻	Department of Rural Science
学位名称（博士前期課程）	修士（農学）	Master of Agricultural Science
学位名称（博士後期課程）	博士（農学）	Doctor of Philosophy in Agricultural Science

II. 当該名称とする理由

1. 地域環境科学研究科

農学を基盤とし、自然と人間の調和のとれた地域環境を構築することを目的とした地域環境科学分野において、博士前期課程では、関連した問題の解決に資する専門技術と倫理観を有する人材を、博士後期課程では、高度専門技術を基盤とした諸問題を解決するための研究能力を有する人材を養成することを目的とすることから、研究科の名称を「地域環境科学研究科」、学位に付記する専門分野の名称を「修士(農学)」及び「博士(農学)」とするとともに、研究科の英語名称を「Graduate School of Agro-Environmental Science」、学位の英語名称を「Master of Agricultural Science」及び「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

2. 林学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、人類の生活に関わる課題を森林学、林産学の観点から、細分化する最近の研究内容を林学の持つ幅広い学問分野からの視野で解決することを研究目的としている。すなわち社会で生じる多種多様な地球環境と森林環境に関する問題を解決するための柔軟な思考能力を身に付けた人材の輩出を目的に、専攻の名称を「林学専攻」、学位に付記する専門分野の名称を「修士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Forest Science」、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、人類の生活に関わる森林学、林産学の研究課題に対して、幅広い学問分野を有す林学的視野から、高度な専門的学問知識と実験手法、論文作成能力を獲得しつつ、現実には起こりうる様々な問題に取り組み、解決しうる能力をもつ研究者を養成することを目的としていることから、専攻の名称を「林学専攻」、学位に付記する専門分野の名称を「博士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Forest Science」、学位の英訳を「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

3. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、環境に配慮した地域資源の持続的利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木および農業機械分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力を持った人材の養成を目的とし、専攻の名称を「農業工学」、学位に付記する専門分野の名称を「修士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Agricultural Engineering」、学位の英訳を「Master of Agricultural science」とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、環境に配慮した地域資源の有効利用と循環型社会の構築を理念とし、これらを技術的に具現するために農業土木および農業機械分野の学問を基軸とした実践的な教育研究を行い、国内外の現場での技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる高度な能力とリーダーシップを持った人材の養成を目的に、専攻の名称を「農業工学」、学位に付記する専門分野の名称を「博士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Agricultural Engineering」、学位の英訳を「Doctor of philosophy in Agricultural science」とする。

4. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、農学に基づく庭園・公園などの基本的造園空間に加え、都市から自然地域までの快適な環境を実現するための計画・デザイン思想と技術力、環境を構成する植物をはじめとした生物資源や建設技術に関する知識と応用能力を高める。そのため、教育研究活動を通じて、豊かな地域社会と社会資本の形成に貢献できる高度な専門技術者、教育者、研究者などの人材の養成を目的とし、専攻の名称を「造園学専攻」、学位に付記する専門分野の名称を「修士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Landscape Architecture」、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、農学に基づく庭園・公園などの基本的造園空間に加え、都市から自然地域までの快適な環境を実現するための計画・デザイン思想と技術力、環境を構成する植物をはじめとした生物資源や建設技術に関する知識と応用能力を高める。そのため、教育研究活動を通じて、豊かな地域社会と社会資本の形成に貢献できる高度な研究者、教育者、専門的技術者などの人材の養成を目的とし、専攻の名称を「造園学専攻」、学位に付記する専門分野の名称を「博士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Landscape Architecture」、学位の英訳を「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

5. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程は、源流域から中山間地域を経て平野部に至る「農域」において、生物文化多様性や土地・社会資本の保全に配慮した持続可能な地域の創成を理念とし、保全生態学、地域環境保全学、地域環境工学及び地域デザイン学における高度な知識と技術、研究能力を修得し、農山村地域が抱える課題の解決と地域の再生に貢献できる人材を養成することを目的としている。そこで専攻の名称を「地域創成科学専攻」、学位に付記する専門分野の名称を「修士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Rural Science」、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」とする。

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

Ⅰ. 教育課程の編成の基本的な考え方及び特色

1. 地域環境科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程では、村落単位の地域から地球規模の地域までを対象とした、諸地域の生物生産や国土保全、環境問題に関する課題を解決できる専門人材をディプロマ・ポリシーに掲げる能力を達成するように教育することを目的としている。この教育目的を達成するために必要な教育課程を編成するため、カリキュラム・ポリシーを以下のように定める。

地域環境科学研究科は、地域問題、環境問題の具体的な解決に資する知識・技術・解決力を習得し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」に、専門技術者として必要な知的財産管理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」に、専門技術者として必要な、プレゼンテーション能力や英語力を身につける科目、研究倫理に対する理解力を高める科目及び研究の追考に求められる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」に、専門技術者として必要な専門的知識を修得させるため、講義または演習形式による科目を配当する
- ④ 「研究科目」に、指導教員による密接な指導の下に、問題発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献検索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目、実験科目を必修科目として配当する。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程では、地域環境科学を応用した問題解決を図ることが出来る高度専門研究者を養成することが目的である。このためディプロマ・ポリシーに掲げる能力を確実に身につけるのに必要な教育課程を編成するため、カリキュラム・ポリシーを以下のように定める。

地域環境科学研究科は、地域問題、環境問題の具体的な解決に資する研究を行う能力と、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」に、研究者・高度専門技術者として必要な研究倫理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目、特論科目」に、自立した研究者・高度専門技術者として必要な人材を育成するため、語学力、情報発信力等を増強する科目を配当する。
- ③ 「研究指導科目」に、指導教員による密接な指導の下、自ら主体的に研究を発展させる博士論文の作成を通じて、より難度の高い問題を解決し、さらなる課題を設定して課題解決に向けた成果を社会に還元し、当該分野の独立した研究者としての能力を修得させるための科目を配当する。

2. 林学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、森林学、林産学の観点からの研究課題に対して、基礎・応用の両面から研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、幅広い分野を対象にできる科学的解析能力、論理的展開能力を備えた人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

林学専攻博士前期課程では、森林環境保全学、森林資源生産学、森林資源利用学、森林文化情報学などの専門領域に関わる研究者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、知的財産管理に関する科目と、修了後のキャリア・プランを構築させる科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」に、研究者技術者等として必要な、プレゼンテーション能力や英語力を身に付ける科目、研究倫理に対する理解力を高める科目及び、林学の研究遂行に求められる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」に、研究者・技術者等として必要な専門的知識・研究能力を修得させるため、講義により森林環境保全学分野、森林資源生産学分野、森林資源利用学分野、森林文化情報学分野の科目を配当する。
- ④ 「研究科目」に、指導教員による密接な指導の下に、問題発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献検索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目、実験科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」、「森林生態学特講」、「治山緑化工学特講」等の「基礎科目」と「特論科目」を配当している。ここでは、各分野に関する広域な知識と理解力を取得する。

DP2 に対する代表的な科目としては、「知的財産管理法」、「インターンシップ」、「実験・調査計画法」や「林学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「林学特別実験Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、各分野での総合的で高度な研究能力と管理能力を修得する。

DP3 に対する代表的な科目としては「論文英語」、「科学英語」、「プレゼンテーション法」、「林学特別実験Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、各分野での知識を活用し、問題設定・解決能力と新学識を修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料 7 にまとめたとおりである。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、森林学、林産学に関わる研究課題に対して、林学を基盤とした高度な専門性を持ち、国際化し多様化する社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できる幅広い知識と判断力を有した研究者と高度専門職業人を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

林学専攻博士後期課程では、本学の教育の理念「実学主義」に基づき、森林学、林産学を基盤とする森林総合科学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」に、研究者・高度専門技術者等として必要な生命倫理・研究倫理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」に、研究者・高度専門技術者として必要な実験・調査計画に関する科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」に、自立した研究者・高度専門技術者等として必要な高度な専門的知識・研究能力を養うための森林環境保全学分野、森林資源生産学分野、森林資源利用学分野、森林文化情報学分野の科目を配当する。
- ④ 「研究指導科目」に、指導教員による密接な指導の下、自ら主体的に研究を発展させる博士論文の作成を通じて、より難度の高い問題を解決し、さらなる課題を設定して課題解決に向けた成果を社会に還元し、当該分野の独立した研究者としての能力を修得させるための科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理後期特講」や「インターンシップ」、「森林環境保全学後期特論」等「特論科目」、「特別研究指導Ⅰ」を配当している。こ

ここでは、各分野に関する高度な知識と理解力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「森林環境保全学後期特論」等の「特論科目」、「特別研究指導Ⅰ」、「特別研究指導Ⅱ」を配当している。ここでは、各分野での総合的で高度な研究能力と管理能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「上級実験・調査計画法」、「特別研究指導Ⅱ」、「特別研究指導Ⅲ」を配当している。ここでは、各分野での先導的な問題設定・解決能力と新設分野の高度な学識を修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料7にまとめたとおりである。

3. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、水、土地及び食料資源の有効利用技術の開発や、環境の創造・保全を考慮した生物生産技術に関わる高度な工学的能力を持ち、課題抽出能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を有する優れた研究者・上級技術者を育成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業工学専攻博士前期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、農業工学に関わる研究者、教育者あるいは高度な専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、知的財産管理に関する科目と、修了後のキャリア・プランを構築させる科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者・技術者等に必要な、プレゼンテーション能力やフィールド調査の技術を身につけ、研究倫理に対する理解力を高め、論文作成に必要な知識を修得するための科目及び各専門領域に関連する特講科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、研究者や技術者等に必要な専門的知識・研究能力を修得させるため、講義科目により、地域資源利用学、生産環境・計画学、施設工学及び農業生産システム工学に関する科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、研究指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献探索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目、実験科目を

配当する。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するための科目の対応関係は以下のとおりである。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「水利施設工学特講」や「土壌物理学特講」等の「基礎科目」、「地域資源利用学特論Ⅰ・Ⅱ」等の「特論科目」を配当している。ここでは、各分野での有効利用技術開発や環境の創造・保全を考慮した生物生産技術に関わる工学的能力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「知的財産管理法」、「研究倫理特講」、「地域資源利用学特論Ⅰ・Ⅱ」等の「特論科目」、「農業工学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「農業工学特別実験Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、各分野において、課題抽出能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「海外農業開発学特講」、「農業工学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「農業工学特別実験Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、国内外の現場で活躍する技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力を修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料7にまとめたとおりである。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、水、土地及び食料資源の有効利用技術の開発や、環境の創造・保全を考慮した工学的生物生産技術にかかわる高度な能力を持ち、課題抽出能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を有する優れた研究者・上級技術者を育成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業工学専攻博士後期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、農業工学に関わる研究者、教育者あるいは高度な専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者・技術者等に必要な研究倫理に関する科目と社会人としての実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者・技術者等に必要な英語論文を執筆するための能力を増強する科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、自立した研究者・技術者等に必要な、高度な専門的知識・研究能力を養うための地域資源利用工学、農村環境工学、広域環境情報学、地水環境工学、社会基盤工学、水利施設工学、バイオロボティクス

及び農産加工流通工学に関する科目を配当する。

- ④ 「研究指導科目」として、研究指導教員による密接な指導の下、自ら主体的に研究を展開させる博士論文の作成を通じて、より難度の高い問題を解決し、さらなる課題を設定して課題解決に向けた成果を社会に還元し、当該分野の先導的な専門家として独立できる能力を修得させるための科目を配当する。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するための科目の対応関係は以下のとおりである。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「インターンシップ」、「地域資源利用工学特論」や「農村環境工学特論」等の「特論科目」を配当している。ここでは、各分野での有効利用技術開発や環境の創造・保全を考慮した生物生産技術に関わる高度な能力、高度な専門知識を優れた研究能力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理後期特講」、「地域資源利用工学特論」や「農村環境工学特論」等の「特論科目」、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、優れた研究者・上級技術者として、自立した能力及び企画力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「英語論文作成法」、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、国内外の現場でリーダー的かつグローバルな役割を担う能力を修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料7にまとめたとおりである。

4. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、造園学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

造園学専攻博士前期課程は、造園計画・設計、造園植物・植栽、造園施設材料・施工の3つの柱に関する知識と技術を通じて、造園学にかかわる研究者・教育者、専門技術者としての総合的な能力を確立し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、知的財産管理に関する科目と、修了後のキャリア・プランを構築させる科目を配当する

- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者・技術者等として必要な、プレゼンテーション能力や英語力を身につける科目、生命倫理・研究倫理に対する理解力を高める科目及び造園学の研究遂行に求められる専攻基礎科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、研究者や技術者等として必要な専門的知識・研究能力を修得させるため、講義または演習形式により、造園計画・設計学、造園植物・植栽学、及び造園施設材料・施工学に関する科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、研究指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献探索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目を必修科目として配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「知的財産管理法」や「研究倫理特講」、「日本庭園詳論」や「観光計画詳論」等の「基礎科目」、「造園計画・設計学特論」等の「特論科目」を配当している。ここでは、造園学の視点から高度な知識とデザインならびに技術力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「造園調査法詳論」、「造園調査法詳論演習」、「造園学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、生物資源や造園施工・材料技術に関する専門的知識とその応用力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「論文英語」、「造園学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、専門的な技術者として、確かな倫理観を有し、社会に貢献できる能力を修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料7にまとめたとおりである。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、造園学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

- 造園学専攻博士後期課程は、造園学にかかわる専門的学理、高度な知識と技術を駆使して、研究者・教育者、高度専門技術者として研究手法と応用能力・技術を発揮できる体系的な能力を確立し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。
- ① 「研究科共通科目」として、研究者・技術者等として必要な研究倫理に関する科目と社会人としての実践力を育む科目を配当する。

- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者・技術者等に必要な語学力を増強する科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、自立した研究者・技術者等として必要な、高度な専門的知識・研究能力を養うための造園計画学、造園設計学、造園植物学、造園植栽学、造園施設材料学及び造園施工学に関する科目を配当する。
- ④ 「研究指導科目」として、研究指導教員による密接な指導の下、自ら主体的に研究を展開させる博士論文の作成を通じて、より難度の高い問題を解決し、さらなる課題を設定して課題解決に向けた成果を社会に還元し、当該分野の先導的な専門家として独立できる能力を修得させるための科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理後期特講」や「インターンシップ」、「造園計画学後期特論」等の「特論科目」を配当している。ここでは、高度な専門知識と技術、独創的な研究手法と優れた研究能力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、専門領域における具体的な問題設定及び解決に向けた高い指導的能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「論文英語作成」、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、優れた研究者等として国内外で貢献できる高度な知識と技術、倫理観を修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料7にまとめたとおりである。

5. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、生物文化多様性や土地・社会資本の保全に配慮した持続可能な地域の創成に関する研究課題に対して、基礎・応用の両面から研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、幅広い分野に対応できる高度な知識と研究能力を持ち、農山村地域が抱える課題を解決し農山村地域を再生できる人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

地域創成科学専攻修士課程は、本学の教育の理念「実学主義」に基づき、地域創成科学にかかわる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、知的財産管理に関する科目と、修了後のキャリア・

プランを構築させる科目を配当する。

- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者・技術者等として必要な、プレゼンテーション能力や英語力を身につける科目、生命倫理・研究倫理に対する理解力を高める科目、地域創成科学に関する実験・調査計画法、フィールド調査及び環境教育法などを修得するための科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、研究者や技術者等として必要な専門的知識・研究能力を修得させるため、講義または演習形式により、保全生態学、地域環境保全学、地域環境工学、及び地域デザイン学に関する科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献探索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目、実験科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「実験・調査計画法」や「フィールド調査」、「保全生態学特論Ⅰ」や「地域環境保全学特論Ⅰ」の「特論科目（各特論Ⅰ）」、「地域創成科学特別演習Ⅰ」、「地域創成科学特別実験Ⅰ」を配当している。ここでは、各分野に関連する調査・評価手法などの高度な知識と技術を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「インターンシップ」や「論文英語」、「保全生態学特論Ⅱ」や「地域環境保全学特論Ⅱ」の「特論科目（各特論Ⅱ）」、「地域創成科学特別演習Ⅱ」、「地域創成科学特別実験Ⅱ」を配当している。ここでは、論理的・多面的に物事を考えることのできる創造的な研究能力及び農山村地域を再生するために必要な課題発見能力と課題解決能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「知的財産管理法」や「研究倫理特論」、「地域創成科学特別演習Ⅲ・Ⅳ」、「地域創成科学特別実験Ⅲ・Ⅳ」を配当している。ここでは、地域づくりを担うリーダーシップを修得する。なお、それぞれの科目と対応するディプロマ・ポリシーは資料7にまとめたとおりである。

Ⅱ. 教育課程の概要

1. 地域環境科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程では、科目区分として「地域環境科学研究科共通科目」を置き、地域環境科学領域における研究者・技術者等として知的財産管理に関わる法規制系の社会科学的分野科目（1年次）、「インターンシップ」（2年次）などを配当する。「専攻科

目」には「基礎科目」と「特論科目」を置き、「基礎科目」には、地域環境科学研究を展開する上で必要な「研究倫理」(1年次)、「英語論文講読」(1年次)、「プレゼンテーション法」(2年次)などの他、各専攻における基礎的科目を配当する(1年次)。「特論科目」としては、専門分野に対応した必修または選択必修科目を配当する(1年次)。

「研究科目」としては、各専攻に対応した「特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「特別実験Ⅰ～Ⅳ」を配当し、主たる研究領域における半期ごとの研究計画に沿って、その進捗を段階的に確認しつつ、適切に履修することとする。

(2)博士後期課程

本研究科博士後期課程では、科目区分として「地域環境科学研究科共通科目」を置き、地域環境科学領域における高度な知識・技術・研究能力を有する研究者・技術者等として必要な「研究倫理後期特論」(1年次)、「インターンシップ」(2年次)などを配当する。「専攻科目」には「基礎科目」及び「特論科目」を置き、「基礎科目」には、「上級実験・調査計画法」「英語論文作成法」(1年次)等を配当する。「特論科目」としては、主たる専門領域における選択必修科目を配当する(1年次)。「研究指導科目」としては、各専攻に対応した「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当し、主たる研究領域における綿密な研究計画に沿って、その進捗を段階的に確認しつつ、適切に履修することとする。

2. 林学専攻

(1)博士前期課程

本専攻博士前期課程における科目区分は「地域環境科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究科目」から成る。「地域環境科学研究科共通科目」では地域環境科学研究科において共通する「知的財産管理法」と「インターンシップ」を配当する。「専攻科目」は「基礎科目」及び「特論科目」に分かれ、「基礎科目」の「研究倫理」、「論文英語」、「科学英語」、「プレゼンテーション法」、「実験・調査計画法」、「論文作成法」及び「フィールド調査」、さらに専門分野に応じた選択科目として研究領域による特講科目がある。「特論科目」には「森林環境保全学特論」、「森林資源生産学特論」、「森林資源利用学特論」、「森林文化情報学特論」があり、それぞれの専門分野に対応する科目を選択する。以上の科目を履修することにより身につく知識やスキルは出来るだけ早期に修得することが望ましいため、1年次での開講とする。「研究科目」には全て必修の「林学特別演習Ⅰ～Ⅳ」と「林学特別実験Ⅰ～Ⅳ」があり、段階的に高度な内容となっている。必修科目22単位、選択必修科目4単位及び選択科目4単位以上の合計30単位以上を修得する。

(2)博士後期課程

本専攻博士後期課程では、科目区分を「地域環境科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究指導科目」とする。「地域環境科学研究科共通科目」は地域環境科学研究科の各専攻において共通して重要となる「研究倫理後期特講」と「インターンシップ」を配当する。特に高度な研究を進める上で必要となる知財関連及び倫理に関する理解を深めるために「研究倫理後期特講」については1年次前期に配当する。「専攻科目」は「基礎科目」と「特論科目」に分け、「基礎科目」には、「上級実験・調査計画法」配当し、「特論科目」には「森林環境保全学後期特論」、「森林資源生産学後期特論」、「森林資源利用学後期特論」、「森林文化情報学後期特論」の4分野の科目を配当する。「研究指導科目」には、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当する。「地域環境科学研究科共通科目」は選択科目及び必修科目とし、基礎科目は必修、専攻科目の特論科目は選択必修科目、研究指導科目は必修とする。必修科目15単位、選択必修科目2単位の合計17単位以上を修得することとする。なお、選択必修科目は、「特論科目」のうち、主たる研究領域の科目2単位を履修することとする。

3. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

地域資源利用学分野、生産環境情報・計画学分野、施設工学分野、農業生産システム工学分野の4つの専門分野は、農業工学の学問的背景にある、農業土木学、農業機械学、農業情報学をカバーする体系となっており、それぞれの専門分野毎に必修の特論ⅠとⅡを配当する。その他に、地域環境科学研究の共通の選択科目として「知的財産管理法」及び「インターンシップ」を、「基礎科目」として「研究倫理特講」、「プレゼンテーション法」、「フィールド調査」、「論文作成法」、「水利施設工学特講」、「海外農業開発学特講」、「土壌物理学特講」、「農村計画学特講」、「農地環境学特講」、「土木材料学特講」、「バイオロボティクス特講」、「農産加工流通工学特講」、「広域環境情報学特講」を配当する。「研究科目」には全て必修の「農業工学特別演習Ⅰ～Ⅳ」と「農業工学特別実験Ⅰ～Ⅳ」を配当し、段階的に高度な内容となっている。

必修科目17単位、選択必修科目6単位及び選択科目7単位以上の合計30単位以上を修得する。

(2) 博士後期課程

地域資源利用学分野、生産環境情報・計画学専修、施設工学分野、農業生産システム工学分野の4つの専門分野毎に2つずつの必修科目として8つの特論科目、「地域資源利用学特論」、「農村環境工学特論」、「広域環境情報学特論」、「地水環境工学特論」、「社会基盤工学特論」、「水利施設工学特論」、「バイオロボティクス特論」、「農産加工流通工

学特論」を、そして必修の「研究指導科目」として、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当する。その他に、「地域環境科学研究科共通科目」として「研究倫理後期特講」、「インターンシップ」を、専攻の「基礎科目」として、「論文英語作成法」を配当する。

必修科目 15 単位、選択必修科目 2 単位の合計 17 単位以上を修得する。

4. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程における科目区分は「地域環境科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究科目」から成る。「地域環境科学研究科共通科目」では地域環境科学研究科において共通する「知的財産管理法」と「インターンシップ」を配当する。「専攻科目」は「基礎科目」及び「特論科目」に分かれる。「基礎科目」の「研究倫理特講」、「論文英語」を必修科目とし、さらに専門分野に応じた選択科目として「造園調査法詳論」、「造園調査法演習」、「日本庭園詳論」、「観光計画詳論」、「ランドスケープマネジメント詳論」、「ランドスケープデザイン詳論」、「樹芸詳論」、「芝生詳論」、「ランドスケープ空間情報詳論」がある。「特論科目」には「造園計画・設計学特論」、「造園植物・植栽学特論」、「造園施設材料・施工学特論」があり、造園学を修める上で最も重要な「総合化」を達成するために必修とする。「特論科目」は、以上の科目を履修することにより身につく知識やスキルを出来るだけ早期に修得するため、1 年次での開講とする。「研究科目」には全て必修の「造園学特別演習Ⅰ～Ⅳ」があり、段階的に高度な内容となっている。

必修科目 24 単位、選択必修科目 2 単位、選択科目 4 単位の合計 30 単位を修得した上で、さらに選択科目の単位を修得することが望ましい。なお、選択必修科目は、基礎科目の詳論の中から研究領域に関係の深い科目から 1 科目 2 単位を選択することとする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、科目区分を「地域環境科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究指導科目」とする。「地域環境科学研究科共通科目」は地域環境科学研究科の各専攻において共通して重要となる「研究倫理後期特講」と「インターンシップ」を配当する。「専攻科目」は「基礎科目」と「特論科目」に分け、「基礎科目」の「論文英語作成」は時間を要する英語での論文執筆を早期から開始できるよう 1 年次前期に配当する。「特論科目」には「造園計画学後期特論」、「造園設計学後期特論」、「造園植物学後期特論」、「造園植栽学後期特論」、「造園施設材料学後期特論」、「造園施工学後期特論」の 6 分野の科目を配当する。研究指導科目には、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当する。

「地域環境科学研究科共通科目」は選択科目及び必修科目とし、「専攻科目」の「基

礎科目」は必修、「特論科目」は選択必修科目、「研究指導科目」は必修とする。必修科目 15 単位、選択必修科目 2 単位の合計 17 単位以上を修得することとする。なお、選択必修科目は、「特論科目」のうち、主たる研究領域の科目 2 単位を履修することとする。

5. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本課程における科目区分は「地域環境科学研究科共通科目」、「専攻科目」及び「研究科目」から成る。「地域環境科学研究科共通科目」では、地域環境科学研究科において共通する「知的財産管理法」と「インターンシップ」を配当する。「専攻科目」は「基礎科目」及び「特論科目」に分かれ、「基礎科目」の「研究倫理特論」、「論文英語」、「プレゼンテーション法」を必修科目とし、専門分野に対応した選択科目として「実験・調査計画法」、「地域経営政策論」、「フィールド調査法」、「環境教育法」がある。「特論科目」には「保全生態学特論Ⅰ・Ⅱ」、「地域環境保全学特論Ⅰ・Ⅱ」、「地域環境工学特論Ⅰ・Ⅱ」、「地域デザイン学特論Ⅰ・Ⅱ」があり、それぞれの専門分野に対応する科目を選択する。以上の科目を履修することにより身につく知識やスキルは出来るだけ早期に修得することが望ましいため、1 年次での開講とする。「研究科目」には全て必修の「地域創成科学特別演習Ⅰ～Ⅳ」と「地域創成科学特別実験Ⅰ～Ⅳ」があり、段階的に高度な内容となっている。必修科目 26 単位、選択必修科目 4 単位の合計 30 単位を最低限取得した上で、さらに選択科目の単位を修得することが望ましい。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 地域環境科学研究科

各専攻は、その教育研究上の目的を達成するため、専攻毎に主要となる専門領域を定め、それぞれに指導教員を配置する。また、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する。

2. 林学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。博士前期課程では教授 8 人、准教授 6 人の計 14 人、博士後期課程では、教授 8 人、准教授 5 人の計 13 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼担・兼任教員が担当する。また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。博士前期課程では、指導教員 7 人、指導補助教員 6 人の計 13 人、博士後期課程でも、指導教員 7 人、指導補助教員 6

人の計 13 人を配置する。

設置時の（2021 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 8 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

3. 農業工学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員配置する。博士前期課程では教授 11 人、准教授 4 人、助教 1 人の計 16 人、博士後期課程では、教授 10 人、准教授 4 人、助教 1 人の計 15 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼任・兼任教員が担当する。また、専門領域それぞれに研究指導教員を配置する。博士前期課程では、指導教員 11 人、指導補助教員 3 人の計 14 人、博士後期課程では、指導教員 10 人、指導補助教員 3 人の計 13 人を配置する。

設置時の（2021 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 8 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

4. 造園学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。博士前期課程では教授 7 人、准教授 4 人の 11 人、博士後期課程でも、教授 7 人、准教授 4 人の計 11 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼任・兼任教員が担当する。また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。博士前期課程では、指導教員 7 人、指導補助教員 3 人の計 10 人、博士後期課程でも、指導教員 7 人、指導補助教員 3 人の計 10 人を配置する。

設置時の（2020 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 8 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

5. 地域創成科学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。修士課程では教授 8 人、准教授 4 人の計 12 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は一部、学内外の兼担・兼任教員が担当する。

また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。本専攻全体では、指導教員 8 人、指導補助教員 4 人の計 12 人を配置する。

設置時の（2021 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 8 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

I. 教育方法

1. 林学専攻

(1) 博士前期課程

基礎科目は講義形式及び演習形式で行い、特論科目を深く理解する上で基盤となる知識を修得させる。特論科目は講義方式で行い、研究分野と専門領域の専門知識を修得させる。

研究科目である「林学特別演習Ⅰ～Ⅳ」は、各指導教員がグループディスカッションにより行い、「林学特別実験Ⅰ～Ⅳ」では、各学生に研究テーマを設定し、研究計画の立案からその実施、論文作成に至るまで個別指導を行う。

(2) 博士後期課程

英語による学会発表要旨作成や学術論文の執筆に対応できるように指導を行う。講義形式の特論科目ではそれぞれの専門分野における最新の研究を含めた高度な知識を習得させる。研究指導科目である「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」においては、研究課題の設定とその解決に向けた研究計画の立案に始まり、研究の実施、成果の発表に至るまでのプロフェッショナルな研究者として必要不可欠なスキルを修得させるための徹底した個別指導を行う。

2. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻での教育研究は特論科目、特別演習及び特別実験を専門分野毎に行うことから、

それぞれの専門分野を中心に指導を行う。ただし、選択科目については専門分野の枠を越えて自由に履修することが可能である。中間発表、最終の審査発表会は専攻全体で行うことから、専門分野の担当教員全員で指導や議論を行うことが可能である。

(2) 博士後期課程

本専攻での教育研究は後期特論科目及び特別研究指導を専門分野毎に行うことから、それぞれの専門分野を中心に指導を行う。中間発表、最終の審査発表会は専攻全体で行われることから、専攻の指導教員、指導補助教員全員で指導や議論を行うことが可能である。

3. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

「基礎科目」のうち、「造園調査法詳論」と「造園調査法詳論演習」は、連携してフィールドにおける実践的調査法や分析、解析方法を修得する。その他の「基礎科目」は、「特論科目」を深く理解するための知識を修得する。

「専攻科目」のうちの「特論科目」は、講義形式により研究分野と専門領域の知識を修得する。「研究科目」である「造園学特別演習Ⅰ～Ⅳ」は、各指導教員の指導の下で研究テーマを設定し、研究計画の立案からその実施、論文作成に至るまでの個別指導を行う。

(2) 博士後期課程

英語による学会発表の要旨作成や学術論文の執筆に対応できる英語の指導を「論文英語作成」で行う。講義やフィールドにおける実践形式の「特論科目」ではそれぞれの専門分野における新研究を含めた高度な知識を修得する。「研究指導科目」である「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」においては、研究課題の設定とその解決に向けた研究計画の立案に始まり、研究の実施、成果の発表に至るまでのプロフェッショナルな研究者として必要不可欠なスキルを修得させるための徹底した個別指導を行う。

4. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

「基礎科目」は講義又は演習形式で行い、「特論科目」を深く理解する上で基盤となる知識を修得させる。「特論科目」も講義方式で行い、研究分野と専門領域の専門知識を修得させる。「研究科目」である「地域創成科学特別演習Ⅰ～Ⅳ」は、グループディスカッションにより行い、「地域創成科学特別実験Ⅰ～Ⅳ」では、各学生に研究テーマを設定し、研究計画の立案からその実施、論文作成に至るまで個別指導を行う。

Ⅱ. 履修方法

1. 林学専攻

(1) 博士前期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料9]などを提示するとともに、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

(2) 博士後期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料9]を参考に、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

2. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料9]、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

(2) 博士後期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料9]、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

3. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（デ

イプロマ・ポリシー)、各科目の概要、履修モデル[資料9]、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

(2) 博士後期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料9]、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。指導教員は、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

4. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料9]、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

Ⅲ. 修了要件

本研究科の各専攻の修了要件を以下のとおり定める。

1. 博士前期課程

(1) 博士前期課程又は修士課程に2年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者は1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 所定の授業科目について、30単位以上を修得すること。

(3) 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(東京農業大学大学院学則第9条第1項及び別表1)

上記(3)「修士論文の審査」は各専攻において専攻委員会（東京農業大学大学院学則第28条）が選出した審査委員が行う。審査委員には主査（専攻内の指導教員）1名及び副査（専攻内の指導教員、本学大学院で当該研究分野に精通する専攻内の指導教員、指導補助教員又は大学院授業担当者）1名以上から構成し（なお、論文申請者の直接の指導者が主査になることはできないことを原則とするが、やむを得ず「指導学生の主査」となる場合は、「専攻主任と当該指導教員連名の理由書」を必要とし、事前に専攻主任会議の承認を得るものとする）、必要に応じて当該論文審査に相応しいその他の教員を

加えることで、審査の専門性と厳格性を担保する。加えて、修士論文審査の一環として実施する修士論文発表会に、当該専攻以外の教員及び学生等の聴講を認め、質疑応答を行うことで審査の透明性を確保する。

学位論文（博士前期課程及び修士課程）（以下、「学位論文」とする）の審査基準は以下のとおりとする。

学位論文審査基準

1. 基準（基軸）

学位論文審査に先立ち、東京農業大学研究倫理規程第2条(1)に定義される研究活動上の不正行為が行われていないことを確認すること。不正行為が認められた場合、審査対象外とする。

学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与の方針に基づき学位授与を決定する。

2. 審査基準

(1) 研究テーマの妥当性

明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

(2) 研究方法の適切性（情報収集の適切性を含む）

① 研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査、実験、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。

② 先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。

(3) 論述・論旨の妥当性

修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

(4) 論文作成能力

修士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で、かつ、情報や文献の引用が適切であること。

(5) 独創性

研究内容に独創性が認められること。

3. 評価方法

「審査基準（6観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

4. 最終評価

優：優れた学位論文である。

良：概ね良好な学位論文である。

可：いくつかの問題はあるが、学位論文として認定しうる。

不可：学位論文としての水準に達していない。

また、最終試験については以下のとおり実施する。

最終試験

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目及び1ヵ国以上の外国語について行う（東京農業大学大学院学則第9条の2第2項）。

1. 評価基準

- (1)提出された学位論文の内容についての質疑応答
- (2)学位論文作成にあたってどのような研究を行ったかについての質疑応答
- (3)研究成果のさらなる発展可能性についての質疑応答
- (4)1ヵ国の外国語（学位論文の内容に関する英語による質疑応答や、学位論文の英文サマリー等）

※母語が英語の場合は、その他の言語とする。

2. 評価方法

「評価基準（4観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

3. 最終評価

優：優れた研究が行われ、独力でのさらなる研究の発展が期待できる。

良：概ね良好な研究が行われたと認められる。

可：不十分な点があるが、一定程度の研究が行われたと認められる。

不可：適切な研究が行われたとはいえない。

2. 博士後期課程

- (1) 博士後期課程に3年以上在籍すること。
- (2) 所定の授業科目について、17単位以上を修得すること。
- (3) 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(東京農業大学大学院学則第9条第2項及び別表1)

上記(3)における「博士論文の審査」は、専攻委員会（東京農業大学大学院学則第28条）が選出し、研究科委員会の承認を受けた審査委員（東京農業大学大学院学則第12条）が行う。審査委員会は、主査（専攻内の指導教員）1名及び副査（専攻内の指導教員1名以上、本学大学院で当該研究分野に精通する指導教員、指導補助教員又は大学院授業担当者のうちから1名以上）2名以上から構成し（なお、論文申請者の直接の指導者が主査になることはできないことを原則とするが、やむを得ず「指導学生の主査」となる場合は、「専攻主任と当該指導教員連名の理由書」を必要とし、事前に専攻主任会議の承認を得るものとする）、必要に応じて当該論文審査に相応しいその他の教員、ある学外審査委員を積極的に加えることで、審査の専門性、厳格性及び客観性を担保する。また、博士論文審査の一環として実施する博士論文発表会に、本専攻内外の教員及び学生等の聴講を認め、質疑応答を行うことで審査の透明性を確保する。

学位論文（博士後期課程）（以下、「博士論文」とする）の審査基準は以下のとおりとする。

学位論文審査基準

1. 基準（基軸）

学位論文審査に先立ち、東京農業大学研究倫理規程第2条(1)に定義される研究活動上の不正行為が行われていないことを確認すること。不正行為が認められた場合、審査対象外とする。

学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与の方針に基づき学位授与を決定する。

2. 審査基準

(1) 研究テーマの妥当性

申請された学位に妥当であると同時に、明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

(2) 研究方法の適切性（情報収集の適切性を含む）

①研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、情報や資料の収集、調査、実験等を十分に実施し、結果の処理や分析が適切なものであること。

②先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。

(3) 論述・論旨の妥当性

博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

(4) 論文作成能力

博士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で情報や文献の引用が適切であり、高度な研究者に相応しい論文作成能力があると認められること。

(5) 独創性

研究テーマ、研究手法、導き出された結論等に独自の価値が認められ、当該研究領域及び社会に貢献する可能性がある優れた成果を提供していること。

(6) その他

国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、科学者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

3. 評価方法

「審査基準（7観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

(1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。

(2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。

(3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。

(4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

4. 最終評価

優：優れた学位論文である。

良：概ね良好な学位論文である。

可：いくつかの問題はあるが、学位論文として認定しうる。

不可：学位論文としての水準に達していない。

また、最終試験については以下のとおり実施する。

最終試験

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目及び1ヵ国以上の外国語について行う（東京農業大学大学院学則第9条の2第2項）。

1. 評価基準

- (1) 先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答
- (2) 研究、調査あるいは実験方法等の再現性、適切性についての質疑応答
- (3) 研究、調査あるいは実験結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答
- (4) 1 か国以上の外国語（学位論文の内容に関する外国語による質疑応答、外国語論文又は学会発表等の実績等） ※「外国語」とは「母語以外の言語」とする。

2. 評価方法

「評価基準（4観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1) すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2) 「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3) 「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4) 「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

3. 最終評価

優：優れた研究が行われ、独力でのさらなる研究の発展が期待できる。

良：概ね良好な研究が行われたと認められる。

可：不十分な点があるが、一定程度の研究が行われたと認められる。

不可：適切な研究が行われたとはいえない。

IV. 研究指導の方法と修了までのスケジュール

1. 林学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、「研究指導のスケジュール」資料 10のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別演習Ⅰ」において、研究テーマを決め、研究計画書を作成し、「特別実験Ⅰ」において、研究テーマを推進していくための実験方法を身に付けるための予備実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

1年後期には、「特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って最新の知見や技術に関する情報の収集・検討に基づく、研究テーマと研究計画の最適化を行い、「特別実験Ⅱ」において、遂行中の予備実験に加え、「特別演習Ⅱ」の結果、新たに必要になった追加実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するため

の「基礎科目」を履修する。

2年前期には、「特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成し、「特別実験Ⅲ」において、遂行中の実験に加え、研究テーマに必要な本実験を行い、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導する。

2年後期には、「特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う。また、「特別実験Ⅳ」において、研究内容を精査し、不足の実験を行うとともに、再現性実験等を行う。学生の研究倫理については、「研究倫理」（1年前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 11](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「特別実験Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2年次1月に修士論文の要旨を、2月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い修士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び博士前期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告する。なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料 10](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別研究指導Ⅰ」において、自ら主体的に研究テーマを決め、研究計画書を作成し、研究テーマに沿った予備実験を開始する。また、研究者・技術者等として必要な研究倫理及び知的財産管理に関する研究科共通科目、高度な専門知識等を修得するための特論科目を履修する。

1年後期には、引続き「特別研究指導Ⅰ」において、指導課題に沿って最新情報を収集・検討し、実験データの解析などによる研究テーマと研究計画の最適化を行い、研究

計画書を完成させ、研究の進捗状況について発表等を行う。

2年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って予備実験を継続し本実験を開始し、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための基礎科目を履修する。また、英文雑誌等への論文投稿準備を行う。

2年後期には、引続き「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って研究結果の解析をし、追加実験を行う。また、高度な専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修し、学術集会等で発表を行い、英文雑誌等への投稿論文の完成を目指す。

3年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って本実験を継続し、博士論文骨子の作成を行う。また、2報目の英文雑誌等への論文投稿を行う。

3年後期には、引続き「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って博士論文の作成を行い、不足実験を行うとともに、再現性実験等を行う。学生の研究倫理については、「知的財産管理法・研究倫理特論」（1年前期必修科目）を配当し、研究を遂行する上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 11](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

論文審査は専攻委員会で仮受理後、論文審査委員の選出を行い、研究科委員会において博士論文の受理可否及び論文審査委員について審議する。論文審査受理決定後、本審査を開始し、公開本人口頭発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を審査（最終試験含む）したうえで、博士論文の審査及び最終試験の結果について研究科委員会において報告し、博士論文の審査結果について審議する。

研究科委員会は専攻から提出された修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、博士の学位の授与及び博士後期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告する。なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開し、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットの利用により公表する。

2. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料 10](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、研究指導教員及び副研究指導教員を決定し、「特別演習

I」において、研究テーマを決め、研究計画書を作成し、「特別実験Ⅰ」において、研究テーマを推進していくための実験方法を身に付けるための予備実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

1年後期には、「特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って最新の知見や技術に関する情報の収集・検討に基づく、研究テーマと研究計画の最適化を行い、「特別実験Ⅱ」において、遂行中の予備実験に加え、「特別演習Ⅱ」の結果、新たに必要になった追加実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

2年前期には、「特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成し、「特別実験Ⅲ」において、遂行中の実験に加え、研究テーマに必要な本実験を行い、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導する。

また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修する。

2年後期には、「特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う。また、「特別実験Ⅳ」において、研究内容を精査し、不足の実験を行うとともに、再現性実験等を行う。学生の研究倫理については、「研究倫理」（1年前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 11](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、研究指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「特別実験Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2年次1月に修士論文の要旨を、2月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い修士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び博士前期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に

報告し決定する。なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料 10](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1 年前期には、研究指導教員及び副研究指導教員を決定し、「特別研究指導Ⅰ」において、自ら主体的に研究テーマを決め、研究計画書を作成し、研究テーマに沿った予備実験を開始する。また、研究者・技術者等として必要な研究倫理及び知的財産管理に関する研究科共通科目、高度な専門知識等を修得するための「特論科目」を履修する。

1 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅰ」において、指導課題に沿って最新情報を収集・検討し、実験データの解析などによる研究テーマと研究計画の最適化を行い、研究計画書を完成させ、研究の進捗状況について発表等を行う。

2 年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って予備実験を継続し本実験を開始し、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修するとともに中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導する。また、英文雑誌等への論文投稿準備を行う。

2 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って研究結果の解析をし、追加実験を行う。また、高度な専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修し、学術集会等で発表を行い、英文雑誌等への投稿論文の完成を目指す。

3 年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って本実験を継続し、博士論文骨子の作成を行う。また、2 報目の英文雑誌等への論文投稿を行う。

3 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って博士論文の作成を行い、不足実験を行うとともに、再現性実験等を行う。学生の研究倫理については、「知的財産管理法・研究倫理特論」（1 年前期必修科目）を配当し、研究を遂行する上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 11](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、研究指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

論文審査は専攻委員会で仮受理後、論文審査委員の選出を行い、研究科委員会において博士論文の受理可否及び論文審査委員について審議する。論文審査受理決定後、本審査を開始し、公開本人口頭発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）したうえで、博士論文の審査及び最終試験の結果に

について研究科委員会において報告し、博士論文の審査結果について審議する。

研究科委員会は専攻から提出された修了判定資料(単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定)に基づき、博士の学位の授与及び博士後期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開し、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットの利用により公表する。

3. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程の「研究指導のスケジュール」は、[資料 10](#)に示すとおりである。

1 年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「造園学特別演習Ⅰ」において研究テーマを決め、研究計画書を作成し、研究テーマを推進していくための調査・実験方法を身に付ける。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修し、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行う。

1 年後期には、「造園学特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って新の知見や技術に関する情報の収集・検討に基づく研究テーマと研究計画の適化を行い、実際に調査・実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修する。

2 年前期には、「造園学特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成する。遂行中の実験に加え、研究テーマに必要な本実験を行い、追加実験・調査の必要性を検討し、実施する。

2 年後期には、「造園学特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う
学生の研究倫理については、「研究倫理」(1 年前期必修科目)を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上での倫理について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を養う。また、「研究倫理規程」[資料 11](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「造園学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2 年次 1 月に修士論文の要旨を、2 月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い、修士論文要旨が提出された後に論文審査委員会を設置し、

修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び博士前期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」を、**資料 10**のとおり行う。

1 年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別研究指導Ⅰ」において、自ら主体的に研究テーマを決め、研究計画書を作成し、研究テーマに沿った調査・実験を開始する。また、研究者・技術者等として必要な研究倫理及び知的財産管理に関する研究科共通科目、高度な専門知識等を修得するための「特論科目」及び「基礎科目」を履修する。

1 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅰ」において指導課題に沿って新情報を収集・検討し、調査・実験データの解析などによる研究テーマと研究計画の適化を行い、研究計画書を完成させ、研究の進捗状況について発表等を行う。また、高度な専門知識等を修得するための「特論科目」を履修する。

2 年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って予備実験を継続し本実験を開始する。また、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行い、英文雑誌等への論文投稿準備を行う。

2 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って研究結果の解析をし、追加実験を行い、中間発表を行う。また、英文誌等への投稿論文の完成を目指す。

3 年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って本実験を継続し、博士論文の骨子の作成を行う。また、学術集会等で発表を行い、2 報目の英文誌等への論文投稿を行う。

3 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って博士論文の作成を行い、不足実験を行うとともに、再現性実験等を行う。

学生の研究倫理については、「研究倫理後期特論」（1 年前期必修科目）を配当し、研究を遂行する上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を養う。また、「研究倫理規程」**資料 11**に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活

動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

論文審査は専攻委員会で仮受理後、論文審査委員の選出を行い、研究科委員会において博士論文の受理可否及び論文審査委員について審議する。論文審査受理決定後、本審査を開始し、公開本人口頭発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）したうえで、博士論文の審査及び最終試験の結果について研究科委員会において報告し、博士論文の審査結果について審議する。

研究科委員会は専攻から提出された修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、博士の学位の授与及び博士後期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開し、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットの利用により公表する。

4. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、「研究指導のスケジュール」資料 10のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別演習Ⅰ」において、指導課題に沿った研究テーマを設定し、研究計画書を作成し、「特別実験Ⅰ」において、「特別演習Ⅰ」で組み立てた研究テーマを推進していくための実験・調査方法を身につけるための予備実験・調査を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修し、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行う。

1年後期には、「特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って最新の知見や技術に関する情報の収集・検討に基づく、研究テーマと研究計画の最適化を行い、「特別実験Ⅱ」において、遂行中の予備実験・調査に加え、「特別演習Ⅱ」の結果、新たに必要になった追加実験・調査を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

2年前期には、「特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成し、「特別実験Ⅲ」において、遂行中の実験・調査に加え、研究テーマに必要な本実験・調査を行い、追加実験・調査の必要性を検討し、実施する。

2年後期には、「特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と研究成果の発表を行う。
また、「特別実験Ⅳ」において、研究内容を精査し、不足の実験・調査を行う。

学生の研究倫理については、「研究倫理」（1年前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 11](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「特別実験Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2年次1月に修士論文の要旨を、2月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い修士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び修士課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

キ 施設・設備等の整備計画

Ⅰ. 校地、運動場の整備計画

世田谷キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれた緑の多い環境で、138,152 m²の校地面積を有している。本学の教育環境については、建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化することをテーマとし、「教育・学習に係る環境」、「生活の場としての環境」、「地球・地域に係る環境」といった側面から必要とされる機能を明確にしたうえ、「明快で機能的な空間計画」、「緑の連続的展開」を意識した整備方針に基づき、教育環境の維持・整備に努めている。

緑地等を設け、学生の憩いの場として確保しているほか、常磐松学生会館や食堂（2ヵ所）などの屋内空間についても、学生の休息その他のスペースとして利用している。

また、キャンパス敷地内に運動場用地として 31,984 m²有しており、グラウンド

(16,336 m²)、野球場 (12,650 m²)、テニスコート 3 面 (1,950 m²) 等を設け、正課及び課外活動等に利用している。

世田谷キャンパスには、現在、4 学部（応用生物科学部、生命科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部）と 2 研究科（農学研究科、応用生物科学研究科）を設置しており、収容定員は 8,756 人（大学、大学院）となる。新研究科が設置された場合、完成年度の収容定員は 8,809 人（大学、大学院）となり、新設前と比較し 53 人増加するが、大学の校地基準面積 76,400 m²を上回るキャンパス敷地（校地面積 138,152 m²）を有することから、既設の専攻及び学部・学科との共用は十分に可能である。

Ⅱ. 校舎等施設の整備計画

1. 研究室等の整備計画

(1) 林学専攻

本専攻では、博士前期課程及び博士後期課程の学生用個人デスクを設置（博士前期課程学生用 8 席（収容定員 16 人）、博士後期課程学生用 2 席（収容定員 6 人））[資料 12](#)し、実験結果の解析、口頭発表資料や論文の作成等に集中できる環境を整えている。本学が設備している情報教育センターや図書館のデータベース検索システム及び専門図書を学内専用 LAN 回線で個人デスクから調べることが可能である。また、自宅からでも SSL-VPN 接続でのリモートアクセスによる利用が可能である。

本キャンパス内には専門研究に必要な実験機器が備わっている。また、専攻で必要な機器に関しては、独自で購入することが可能であり、常に最新設備を利用できる環境を整えている。さらに、森林学及び林産学の研究推進のために不可欠なフィールドとして東京都内の奥多摩町に演習林を設置している。

(2) 農業工学専攻

本専攻では、博士前期課程および博士後期課程の学生用個人デスクを設置（博士前期課程学生用 22 席（収容定員 16 人）、博士後期課程学生用 13 席（収容定員 6 人））[資料 12](#)し、実験結果の解析、口頭発表資料や論文作成等を集中できる環境を整えている。大学が設備しているコンピュータセンターや図書館のデータベース検索システムおよび専門図書を学内専用 LAN 回線で個人デスクから調べることが可能である。また、自宅からでも SSL-VPN 接続でのリモートアクセスによる利用が可能である。

本キャンパス内には専門研究に必要な実験機器が備わっている。また、専攻で必要な機器に関しては、独自で購入することが可能であり、常に最新設備を利用できる環境を整えている。また、フィールドサイエンスに欠かせない人工降雨装置等を備えた実験圃

場をキャンパス内に設置している。

(3) 造園学専攻

本専攻では、博士前期課程及び博士後期課程の学生用個人デスクを設置（博士前期課程学生用 24 席（収容定員 20 人）、博士後期課程学生用 9 席（収容定員 6 人））している資料 12。各分野（設計・計画学、植物・植栽学、施設材料・施工学）に必要な調査・実験機器を備えて、解析や口頭発表資料や論文作成等を集中できる環境を整えている。

本学が設備している情報教育センターや図書館のデータベース検索システム及び専門図書を学内専用 LAN 回線で個人デスクから調べることが可能である。また、本学情報教育センターを通して Microsoft Office、ArcGIS、AutoCAD のライセンス手続きを行い、データの分析の他、地図情報や設計図面の電子化、分析を可能としている。これらのソフトは自宅からでも SSL-VPN 接続でのリモートアクセスによる利用が可能である。さらに本キャンパス内には高度解析装置である DNA 分析機器、及び遺伝子増幅機器等が利用可能となっていて専門研究に必要な調査・実験機器が備わっている。また、専攻で必要な機器に関しては、各研究室で購入することが可能であり、常に新設備を利用できる環境を整えている。

(4) 地域創成科学専攻

本専攻は、大学院生専用の学生居室（院生室）を設けており、修士課程の学生用個人デスクを設置（修士課程学生用 12 席（収容定員 12 人））している資料 12。2 つの専門領域（自然再生分野および地域マネジメント分野）には必要な調査・実験機器が備えられており、解析や口頭発表資料や論文作成等を集中できる環境を整えている。

本学が設備している情報教育センターや図書館のデータベース検索システムおよび専門図書を学内専用 LAN 回線で個人デスクから調べることが可能である。また、自宅からでも SSL-VPN 接続でのリモートアクセスによる利用が可能である。本キャンパス内には専門研究に必要な実験機器が備わっている。また、専攻で必要な機器に関しては、独自で購入することが可能であり、常に最新設備を利用できる環境を整えている。

2. 教室等の整備計画

講義室について、本研究科の時間割（案）資料 13 を作成し、大学院で優先して使用をしている 1 号館 4～6 階演習室部分の研究科設置後の平均稼働率は、前学期で 29%（最大 47%）、後学期で 25%（最大 50%）であり、「教室棟使用状況台帳（1 号館 4～6 階演習室部分）」及び「実験室等使用状況台帳（サイエンスポート）」と照らし合わせ、

十分に授業が実施できることも確認している資料 14 資料 15。

Ⅲ. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、世田谷、厚木、オホーツクの3キャンパスそれぞれに図書館を設置している。

本専攻の関連資料は、主に世田谷及び厚木キャンパスで所蔵しており、所蔵資料数は、図書 269,637 冊、学術雑誌 18,514 タイトル（うち、電子ジャーナル 8,768 種類）を有している。

1. 図書資料等の整備計画（学術雑誌等の具体名を含む）

(1) 林学専攻

林学専攻に関連する図書・雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって十分に整備できているが、引き続き新しい専攻に対応した蔵書を構築していく。

分野別にみると林学、林産学及び環境科学関連分野を中心に森林、林業、木材、特用林産物、環境学等の分野の整備を行っていく。博士前期課程及び後期課程のためには関連分野の海外学術雑誌や和文学術雑誌を整備し、特に博士後期課程のためには海外学術図書も充実させる。

なお、主な学術雑誌は以下のとおりである。

- ① Journal of Forest Research
- ② Journal of Wood Science
- ③ Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry
- ④ Landscape and Ecological Engineering
- ⑤ Environmental science
- ⑥ Ecological Research
- ⑦ Mushroom science and biotechnology
- ⑧ 日本森林学会誌
- ⑨ 日本木材学会誌

(2) 農業工学専攻

図書資料については、世田谷キャンパスの図書館に完備されてほか、各研究室でも図書や雑誌の購読・保有が認められている。

なお、主な学術雑誌は、以下の通りである。

- ① 農業農村工学会誌
- ② 農業食料工学会誌
- ③ 農村計画学会誌

- ④ 農作業研究
- ⑤ 農業施設学会誌
- ⑥ 農業生産技術管理学会誌
- ⑦ 農業情報研究
- ⑧ 農業気象
- ⑨ 日本農業教育学会誌
- ⑩ 土木学会誌
- ⑪ 地盤工学会誌
- ⑫ 土壌の物理性
- ⑬ 自然環境復元研究
- ⑭ 写真測量とリモートセンシング
- ⑮ 日本リモートセンシング学会誌
- ⑯ 日本土壌肥料学会誌
- ⑰ 廃棄物資源循環学会誌
- ⑱ 環境情報科学
- ⑲ 環境科学会誌
- ⑳ 日本水環境学会誌
- ㉑ 日本緑化工学会誌
- ㉒ 太陽エネルギー
- ㉓ 風力エネルギー
- ㉔ 沙漠研究
- ㉕ 農業労災研究
- ㉖ 熱帯研究
- ㉗ 開発学研究
- ㉘ 騒音制御
- ㉙ 応用生体工学
- ㉚ 粉体工学会誌
- ㉛ 美味技術学会誌
- ㉜ 日本食品科学工学会誌
- ㉝ 日本醸造学会誌
- ㉞ 化学工学
- ㉟ 園芸学研究
- ㊱ 応用数理学

③⑦ The Horticulture Journal

③⑧ Food Science and Technology Research

(3) 造園学専攻

本専攻に関連する図書・雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって 55 万冊以上保有している。専攻に必要な図書に関しては、購入希望図書の申し込みができ、蔵書を構築して行くことが可能である。さらに、先に述べたように論文検索のデータベースに加え、電子ジャーナル及び電子ブック (<http://proquest.sunmedia.co.jp/tokyo-agri/manual.pdf>) の論文全文を入手することが可能である。

なお、主な学術雑誌は以下のとおりである。

- ① ランドスケープ研究（旧造園雑誌）
- ② 環境情報科学
- ③ 芝草研究
- ④ 日本沙漠学会誌
- ⑤ 日本緑化工学会誌
- ⑥ 都市計画
- ⑦ 公園緑地
- ⑧ 建築雑誌
- ⑨ 樹木医学研究
- ⑩ Landscape Ecology
- ⑪ Landscape & Urban Planning
- ⑫ Urban Forestry & Urban greening
- ⑬ Arboricultural Journal
- ⑭ Biodiversity & Conservation
- ⑮ Ecological Research
- ⑯ Forest Ecology and Management
- ⑰ Landscape and Ecological Engineering

(4) 地域創成科学専攻

図書資料については、世田谷キャンパスの図書館に完備されてほか、各研究室でも図書や雑誌の購読・保有が認められている。

なお、主な学術雑誌は、以下の通りである。

- ① 日本生態学会誌

- ② 保全生態学研究
- ③ 生態環境研究
- ④ 植生学会誌
- ⑤ 植生誌研究
- ⑥ 日本植物分類学会誌
- ⑦ HIKOBIA (広島大学ヒコビア会)・植物地理・分類研究
- ⑧ 芝草研究
- ⑨ 日本緑化工学会誌
- ⑩ 日本森林学会誌
- ⑪ 日本景観生態学会誌
- ⑫ 日本水処理生物学会誌
- ⑬ 環境情報科学
- ⑭ 野生生物と社会
- ⑮ Tropics (熱帯研究)
- ⑯ Ecological Research
- ⑰ Journal of Plant Research
- ⑱ American Journal of Botany
- ⑲ Plant Species Biology
- ⑳ Acta Phytotaxonomica et Geobotanica
- ㉑ Journal of Forest Research
- ㉒ Landscape and Ecological Engineering
- ㉓ Soils and Foundations
- ㉔ 土木学会誌
- ㉕ 土木学会論文集
- ㉖ 地盤工学会誌
- ㉗ 農業農村工学会誌 (水土の知)
- ㉘ 農業農村工学会論文集
- ㉙ 日本土壌肥科学雑誌
- ㉚ 農村計画学会誌
- ㉛ 砂防学会誌
- ㉜ 森林応用研究
- ㉝ 関東森林研究
- ㉞ 都市計画

- ③⑤ 農村計画学会誌
- ③⑥ 公園緑地
- ③⑦ 景観生態学
- ③⑧ ランドスケープ研究
- ③⑨ 食農と環境
- ④⑩ 観光研究
- ④⑪ レクリエーション研究
- ④⑫ 環境教育
- ④⑬ Journal of Outdoor Recreation and Tourism

2. 電子リソースの整備計画

電子リソースについては、上記の図書資料と同様に新しい専攻に関する電子ジャーナル・電子ブック・文献データベースを提供する。電子リソースは、SSL-VPNシステムによって学外環境からの利用を可能とする。常に最新情報を提供できるように拡充を図るとともに、利用者への講習会実施などを計画的に進めていく。

蔵書データは一般に公開されており、利用者は学内及び自宅のパソコンから検索が可能である。

3. 情報インフラの整備計画

利用者は本学が発行したアカウントで、図書館やパソコン自習室に設置しているパソコンからインターネット利用が可能となる。無線LANはほぼ全域に配備され、貸出パソコンや利用者の持ち込みパソコンにも対応する。また、図書館の所蔵・契約する資料の利便性を高めるため、図書館OPACとリンクリゾルバとの連携を実現する。

4. 他機関との協力体制と地域連携

従来からの図書館サービスである他機関への紹介状発行や国立情報学研究所のILLシステム活用による文献取寄せ・現物貸借で、迅速かつ広範囲なサービスを実現する。

地域連携として世田谷キャンパスでは、世田谷区に所在する大学で構成される「世田谷6大学コンソーシアム（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都立大学、東京農業大学）」に参加することで、紹介状の省略や利用者個人の貸借サービスなどの大学間に特化したサービスを実現する。また、厚木キャンパスでは、神奈川県厚木市の大学と厚木市立図書館で構成される図書館間の地域連携も行っている。

5. 図書館施設の整備計画

世田谷キャンパスではアカデミアセンターの3階から7階を図書館フロアとして利用し、閲覧席数は985席、収納可能冊数は開架・自動書庫を合わせて100万冊余りを保有している。3階には新聞、一般雑誌を配置し、調査に必要な参考図書・統計書を配している。メインカウンターに隣接するレファレンスカウンターには専従のスタッフを配置して利用者からの相談・問合せに対応する。さらに①会話しながらの自学自習可能なコミュニケーションフロア②グループで学べるグループ室、学習室③研究成果の発表などが行えるプレゼンテーションルームを設置し、自主的に学び討議できる環境を提供する。また、本学は2021年に創立130年を迎え、長い歴史を誇る大学で多くの貴重な資料を所蔵している。これらの資料を管理・保管する大学史資料室も7階に配置している。

厚木キャンパスは、閲覧席数は196席、収納可能冊数は2014年度に収蔵スペースを拡充して10.6万冊になった。収納場所が拡充されたことに伴い農学部に必要な資料の更なる充実に力を入れている。

ク 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

1. 林学専攻

本専攻博士前期課程では、森林総合科学科としての学士課程教育を基礎として、さらに2年間の博士前期課程教育を加え、合計6年の研究活動を行うことで、より専門知識をもった学生の育成をめざしていることから、専攻の基礎となる地域環境科学部森林総合科学科と同じの専門分野を柱とする。このことにより研究のテーマ、指導体制の継続性を保つことで専門的知識と技術を取得させる環境を確保する。また、博士後期課程ではさらに3年間の研究期間を設け、より独創的でありかつ革新的な研究の展開を目指すことで、森林科学、木質科学の分野でのオピニオンリーダーとなるような人物の育成を目指す[資料16]。

2. 農業工学専攻

本専攻は学部の生産環境工学科の上に、3階建て構成で設置されており、学士課程教育では3年生から研究室に所属する体制を採っている。学士課程教育では2年生の後期に4つの分野に分かれ、さらに3年生の前期から8つの研究室に分かれる。この4つの分野が博士前期課程及び博士後期課程の専門分野と対応しており、大学院進学時に所属分野を変更しなければ博士前期課程では4年間、博士後期課程では7年間の一貫教育が受けられる。専任教員は学部所属で、1分野当たり4人で、この4人が専攻の各専門分

野の教員を兼ねている。そのため、専門に近い指導教員が4人で大学院生の指導に当たっている。**資料16**。

3. 造園学専攻

本専攻の博士前期課程では、4年間の学士課程教育を基礎として、さらに2年間の博士前期課程教育を加えることで合計6年の研究活動を行う。より専門知識をもった学生の育成をめざしていることから、専攻の基礎となる地域環境科学部造園科学科との指導体制の継続性を保つことで、研究テーマ、専門的知識と技術を習得できる環境を確保する。また、博士後期課程ではさらに3年間の研究期間を設け、より独創的でありかつ革新的な研究の展開を目指すことで、造園学の分野でのオピニオンリーダーとなるような人物の育成を目指す。学士課程から博士前期課程、博士後期課程まで一連の研究・教育体制を揃えた高等教育機関となっている**資料16**。

4. 地域創成科学専攻

本専攻では、4年間の学士課程教育を基礎として、さらに2年間の修士課程教育を加え、合計6年の研究活動を行うことで、より専門知識をもった人材の育成を目指していることから、専攻の基盤となる地域環境科学部・地域創成科学科と同じの専門分野を柱とする。このことより、研究テーマ、指導体制の継続性を保ち、より高度な専門的知識と技術を修得させる環境を確保する**資料16**。

ケ 入学者選抜の概要

I. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 地域環境科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

地域環境研究科は、生活環境、地域環境、地球環境に関する幅広い知識と理解力を有し、様々な環境問題の具体的な解決方法を考究できる、また持続可能な地域づくりを推進できる高度専門人材の養成を目指している。そのため、次のような学生を求めています。

- ① 環境問題、環境共生型・循環型地域づくり、地球環境と生物資源の保全・利用・管理に関する4年制大学卒業程度の知識を有している。

- ② 環境に関する諸問題の解決に必要な探究心と柔軟な思考力を有している。
- ③ 問題解決に向けて自らチャレンジする意欲を有している。
- ④ 他者との協働に必要なコミュニケーション能力や表現力を有している。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

地域環境研究科は、生活環境、地域環境、地球環境に関する高度専門知識と理解力を有し、様々な環境問題の具体的な解決方法に関して、また持続可能な地域づくりの推進に関わる高度専門研究者の養成を目指している。そのため、次のような学生を求めています。

- ① 環境問題、環境共生型・循環型地域づくり、地球環境と生物資源の保全・利用・管理に関する修士課程又は専門職学位課程修了程度の知識を有している。
- ② 環境に関する諸問題の研究に必要な探究心と柔軟な思考力を有している。
- ③ 研究に自らチャレンジする意欲を有している。
- ④ 他者との協働に必要なコミュニケーション能力や表現力を有している。

2. 林学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

林学専攻博士前期課程は、森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と研究能力、管理能力を持ち、循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力を備えた人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 森林、林学、林産学、農山村に関する専門領域において、4年制大学卒業程度の基礎的な学力を有している。
- ② 森林の保全と多面的機能の高度利用、生物多様性の保全や循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力を修得することに強い意欲を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

林学専攻博士後期課程は、森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と研究能力、管理能力を持ち、生物多様性の保全や循環型社会の形成に関する問題設

定・解決能力及び問題解決に向けてのリーダーシップを備えた人材を育成します。
そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 林学、林産学などを基礎とし、森林資源保全学、森林環境工学、森林資源利用学、森林社会科学などの専門領域において、修士課程又は専門職学位課程修了程度の確かな知識と研究能力を有している。
- ② 生物多様性の保全や循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力及び問題解決に向けてのリーダーシップを備えることに強い意欲を有している。

3. 農業工学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下の通りとする。

農業工学専攻博士前期課程は、農業工学に対する深い理解の上に、専門分野における基礎的な問題を自立的に解決できる人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 地球環境に配慮して、食料生産の基盤づくりに寄与する農業工学に興味を有している。
- ② 農業工学の専門領域において、4年制大学卒業程度の基礎的な知識・技術を有し、持続可能な社会の構築を目指し、地域資源の有効利用と循環型社会の構築に技術者として貢献したいという強い意欲を有している。
- ③ 地域資源利用学、生産環境・計画学、施設工学、農業生産システム工学における専門分野に関する研究に熱意を持って取り組むことができる。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下の通りとする。

農業工学専攻博士後期課程は、農業工学に対する深い理解の上に、研究者または高度な技術者として自立し、専門分野において高度で独創的な研究能力を有する人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 地球環境に配慮して、食料生産の基盤づくりに寄与する農業工学に深い興味を有している。
- ② 農業工学の専門領域において、修士課程又は専門職学位課程修了程度の高度な知識・技術を有し、持続可能な社会の構築を目指し、地域資源の有効利用と循

環型社会の構築に、研究者として、また高度な技術者として、貢献したいという強い意欲を有している。

- ③ 農業工学に関する高度な専門知識・技術を駆使して、新領域の開拓に挑戦する意欲を有している。

4. 造園学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

造園学に対する興味と意欲を有し、都市から自然地域における快適環境をもたらすための知識と課題解決能力をもって研究を推進できる人材を育成する。そのため、本専攻では次のような学生を求めている。

- ① 造園学関連分野の学修が可能な4年制大学卒業程度の学力を有している。
- ② 国内外における学修や、研究活動を実施する上での基本的な語学・文章・表現力を有している。
- ③ 協調性やコミュニケーション能力を有するとともに、研究環境でのリーダー性を発揮できる能力を有している。
- ④ 研究者、教育者、技術者として豊かな地域社会と社会資本の形成に貢献しようとする明確な問題意識と、学修に対する強い意欲を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

都市から自然地域においての快適環境をもたらすための課題解決能力や造園学に関連する高度な学識と研究能力を有し、地域社会や国際社会において研究者、教育者、技術者として活躍、貢献、評価される人材を育成する。本専攻では次のような学生を求めている。

- ① 造園学及び関係専門分野において、修士課程又は専門職学位課程修了程度の確かな学力を有している。
- ② 国内外において十分な研究活動を実施・展開し、その成果を広く社会に発信できる語学・文章・表現力を有している。
- ③ 研究者、教育者、高度な専門技術者として活躍し、良好な関係性を構築できるコミュニケーション能力を有している。

- ④ 造園学の専門分野において、研究者、教育者あるいは高度な専門技術者として指導性を発揮し、国内外を問わず社会に貢献しようとする明確な問題意識と強い学修意欲を有している。

5. 地域創成科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

- 地域創成科学専攻修士課程では、農山村地域が抱える課題を解決し農山村地域を再生するために、地域創成科学に関する専門知識と研究能力を身に付け、地域社会のリーダーとなる人材を育成する。そのため、本専攻では以下のような人材を求めている。
- ① 自然再生と地域マネジメントに関する専門領域について、4年制大学卒業程度の基礎学力を有する者。
 - ② 農山村地域が抱える課題の解決に貢献しようとする強い意欲を有する者。

Ⅱ. 入学資格

1. 博士前期課程

博士前期課程及び修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育におけ

る授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2. 博士後期課程

博士後期課程に進学又は入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

Ⅲ. 入学者の選抜方法及び選抜体制

本研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に示す学力・能力・意欲等を有する者を選抜するため、専攻独自の学力検査や口述試験等での総合的な評価や、

研究計画書等の書類選考に加えた口述試験等、複数の選抜方法を設定している。

(1) 選抜方法

①一般試験（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

英語、専門科目の筆記試験に加え、志望動機と研究計画とを記載した書類をもとに行う面接試験及び筆記試験等により選抜

②学内推薦入試（博士前期課程農業工学専攻）

本学学部 4 年生在学学生を対象に、志望動機と研究計画とを記載した書類をもとに行う口述試験により選抜

③社会人特別選抜入試（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

原則 3 年間の職業歴を有する者を対象に、志望動機と研究計画（博士後期課程においては研究業績書）をもとに行う口述試験により選抜

(2) 選抜時期

①一般試験（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

7 月及び 1 月

②学内推薦入試（博士前期課程）

5 月

③社会人特別選抜入試（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

7 月及び 1 月

(3) 長期履修制度の導入

職業等に従事しながら学習を希望するもの等に対する学習機会の一層の拡大を行うことで、社会人学生等の入学の促進と大学院教育及び研究の多様化を図るために長期履修制度を導入している。前述(1)の①及び③をその対象とし、受入れ指導教員に相談の上、出願書類と合わせて長期履修関連書類を提出することで、長期履修生として在籍することが可能となる。

①長期履修制度出願資格

下記のいずれかに該当する者

- ・企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ・協定締結されたダブルディグリープログラムを希望する者
- ・他機関が実施する事業・プログラムへの参加を希望する者
- ・その他、長期履修することが必要と認められた者

②履修期間（一旦許可された履修期間の変更は不可）

- ・博士前期課程・修士課程：4 年以内
- ・博士後期課程：6 年以内

(4) 選抜方法の広報

毎年発行される大学院案内、大学院学生募集要項、ポスター、大学院のホームページなどで周知する。また、学内向けについては教室棟や学部事務室の掲示板やインターネットを利用した学生への連絡ツールを使用して周知を行っている。

(5) 選抜体制

入学者の決定に係る事項（入学試験実施、合格者判定等）及び学生募集に係る事項（学生募集要項、入学手続、学生募集に係る広報等）については、専攻主任会議において協議し、学長が決定する。（東京農業大学大学院専攻主任会議規程第3条）

また、入学者の決定及び学生募集に係る事項は、大学院課（2020年4月からは入学センター）が実質的な部署として業務を担当している。

コ 管理運営

I. 学長の権限と責任

本学は2014年度、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（2014年8月29日付文部科学省高等教育局長及び同省研究振興局長通知）」を受けて、学内規則等の総点検を実施した。その折、主として以下の項目について、法律の趣旨に則った学部及び大学院の学則の一部改正を行い、2015年4月から施行している。

- (1) 学長の権限と責任の一致
- (2) 副学長の職務
- (3) 教授会及び研究科委員会の役割の明確化
- (4) 学生に対する懲戒手続きの策定

改正学則によって、学長は「本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する」（学部学則第4条の2）と規定され、管理運営の最高責任者と位置づけられた。また、副学長は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学部学則第4条の3）と、学部長は「学長を補佐し、各学部内の各学科及び付属施設を総括する」（学部学則第4条の4第2項）と各々規定された。また、研究科委員長は、「各研究科委員長は、学長の命を受け、当該研究科各専攻を総括する」（組織及び職制第48条第2項）と規定され、いずれも学長中心の管理運営体制を支える（補佐する）役割・職責であることを明確化した。

II. 研究科委員会の役割

本大学院の研究科委員会は、研究科委員会規程第3条に「研究科委員会は、大学院学

則第30条第2項に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの」と規定され、学長の諮問機関的な位置づけとされている。また一方で、研究科委員会規程第3条第4項には、「研究科委員会及び博士課程各研究科委員会は、前項に規定する学長等の求めがない場合であっても、研究指導に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる」と規定され、同条第5項には「研究科委員会及び博士課程各研究科委員会は、研究指導に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任を持って、学長に意見を述べなくてはならない」とも規定されている。研究科委員会も学部の教授会と同様に、単なる諮問機関に留まらない重要な機関であることが明記されている。

研究科委員会の役割に関しては、「東京農業大学大学院研究科委員会規程」において規定されており、その組織と審議事項は以下のとおりである。

【組織】（大学院研究科委員会規程第2条）

1. 研究科委員会は、当該研究科各専攻委員会の構成員全員をもって組織する。
2. 博士論文の審査に関する事項及び博士後期課程に関する事項を審議する各研究科委員会は、博士課程の指導教授をもって組織する。
3. 前項の規定による各研究科委員会は、農学研究科にあつては博士課程農学研究科委員会、応用生物科学研究科にあつては博士課程応用生物科学研究科委員会、生物産業学研究科にあつては博士課程生物産業学研究科委員会（以下「博士課程各研究科委員会」という。）と称する。
4. 学長及び副学長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
5. 必要あるときは、研究科委員会の構成員以外の職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

【審議事項】

1. 学生の入学、課程の修了
2. 学位の授与
3. 研究及び指導に関する基本方針
4. 学位論文の審査及び最終試験
5. 授業科目の編成及び担当
6. 指導教授及び指導准教授の教育研究業績審査及び選任
7. 当該研究科委員長の選出
8. 学生の賞罰
9. 学生の補導、厚生
10. 他の大学院との交流及び留学

11. 大学院学則の改正
12. 東京農業大学大学院研究科委員会規程の改正
13. 上記に掲げるもののほか、研究指導に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が随時定めるもの

Ⅲ. 全学審議会を中心とした教学運営

本学は、教育研究（学部及び大学院）に関する重要事項を審議する機関として「全学審議会」を設置している（大学学則第 5 条の 2）。学長が教育研究活動等に関する意思決定を行うにあたっては、この全学審議会を自ら招集し、議長となって、教授会または研究科委員会等に意見を聴く事項等を審議している。（東京農業大学全学審議会規程第 5 条）審議・承認された教授会または研究科委員会等に意見を聴くことが必要な事項については、教授会または研究科委員会からの意見（教授会または研究科委員会の開催）を待って学長が最終意思決定するというプロセスとなっている。

また、全学審議会には、教育研究全般の管理運営に資するための委員会（大学院関係委員会を含む）を設置することができるとなっており（全学審議会規程第 2 条の 2）、現在は、後掲する 24 の委員会を設置して活動している。各種委員会の活動は、前年度に行う活動計画の立案、計画に基づく予算請求、年度中間に行う進捗報告と計画補正、年度末の結果・実績報告という P D C A サイクルのもと行われ、委員会から提案の教育研究に関する改善提案は、全学審議会に報告・提案されることになっている。

東京農業大学全学審議会規程の主要な部分は以下のとおりである。

【組織】（全学審議会規程第 2 条）

1. 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院各研究科委員長
- (4) 各学部長
- (5) 農生命科学研究所長
- (6) 教職・学術情報課程主任
- (7) 図書館長
- (8) グローバル連携センター長
- (9) 「食と農」の博物館長
- (10) 学生部長（世田谷キャンパス）
- (11) 各学部から選出された教授 6 名

(12) 事務局長

(13) 教務支援部長

【審議事項】（全学審議会規程第4条）

1. 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
- (2) 本大学全般にわたる重要な予算
- (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止
- (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
- (5) 本大学名誉教授称号の授与
- (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
- (7) 学生定員の決定
- (8) 本大学の教育・研究等の質保証に関する事項
- (9) 各学部各研究科間の連絡調整
- (10) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
- (11) 東京農業大学全学審議会規程の改正
- (12) その他本大学の運営に関する重要事項

【各種委員会】（全学審議会規程第2条の2）

1. 教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会

- (1) 学部教学検討委員会
- (2) 大学院教学検討委員会
- (3) 国際化推進委員会
- (4) キャリア戦略委員会（大学院・学部）
- (5) 入学戦略委員会
- (6) 地域連携戦略委員会
- (7) 全学学生委員会
- (8) ブランド戦略委員会
- (9) 研究戦略委員会
- (10) 研究施設利用計画委員会

2. 東京農業大学のビジョンに関する委員会

- (1) 世田谷キャンパス整備検討委員会
- (2) 厚木キャンパス整備検討委員会
- (3) オホーツクキャンパス整備検討委員会

- (4) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会
- (5) 事務組織検討委員会

3. 管理・安全に関する委員会

- (1) 生命倫理委員会
- (2) 遺伝子組換え実験安全委員会
- (3) 人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会
- (4) 動物実験委員会
- (5) 公的研究費適正管理委員会
- (6) 利益相反委員会
- (7) 研究倫理委員会
- (8) 化学物質安全利用委員会
- (9) キャンパス学生委員会

サ 自己点検・評価

本学では目まぐるしく変化する社会、急速に進歩する科学技術を背景とし、時代の要請に対する責務を果たすため 1993 年 4 月、学則第 2 条の 2 において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めること」及び「自己点検評価委員会を置くこと」を規定し、この規程に基づき 1994 年に自己点検を実施し、その結果をまとめて翌年「東京農業大学の現状と課題」を公表した。また、1999 年に 3 回目の自己点検・評価を実施し、2000 年に「東京農業大学の現状と課題（2000 年版）」を公表するとともに、学部ごとに学外者による外部評価を実施し 2000 年 12 月に公表した。さらに 2004 年に認証評価機関による外部評価が義務付けられたことから、同年に 3 回 2 目の自己点検評価を行い、その自己点検・評価報告書を公益財団法人大学基準協会へ提出し、2006 年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2013 年 3 月 31 日まで）を受けた。

本学では、自己点検・評価報告書、認証評価結果及び改善報告書による評価や検討の結果を基礎に、建学の精神及び教育研究の理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学 F D・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。その後、2012 年に本学にとって 4 回目の自己点検・評価を実施し、外部評価として認証評価機関である公益財団法人大学基準協会に審査を 2012 年に申請し、翌年 2013 年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2020 年 3 月 31 日まで）を受けた。その後、同協会からの認証評価結果を受け、指摘事

項を真摯に受け止め、指摘のあった事務所管の設置や各種方針の策定及び組織体制の見直しを図った。そして、外部評価の受審時のみ実施していた自己点検・評価を 2013 年以降は、毎年度実施することとし、その結果を大学ホームページに公表している。

本学では、内部質保証の推進に係る責任組織を「全学審議会^{資料 17}（議長：学長）」と定め、学部・研究科その他の組織における教育研究等に関する改革改善を行っている。毎年度実施する自己点検・評価については、社会的要請への対応を重点に置き、各研究科及び各学部学科においては、卒業認定・学位授与の方針の具現を中心に点検している。また、各研究科及び各学部学科独自の目標を設定し、それらについては、客観的根拠に基づく評価を行うこととしている。それらの結果については、副学長を委員長とする全学自己点検評価委員会^{資料 18}において P D C A サイクルの構築を進めている。

2019 年度には、公益財団法人大学基準協会に 3 回目の第三者評価を受審し、2020 年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2027 年 3 月 31 日まで）を受けた。

シ 情報の公開

大学の現状に関する情報を学生や保護者をはじめとするステークホルダーに広く公開し、説明責任を果たし、諸事業・諸活動に対する理解と協力を得ることは、公益性の高い大学として当然の責務である。本学では、従前から関係者に対して、設置法人である学校法人東京農業大学の財務情報を公開している。現在は、2005 年 4 月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき制定された「学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程^{資料 19}第 4 条第 1 項第 2 号」に基づき、大学ホームページを通じ、各年度の「事業報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」及び「監事による監査報告書」を過去 3 ヶ年に亘り公開している。

さらに、本学は公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）」に基づき、本学における教育研究の諸活動等を大学ホームページにて公表している^{資料 20}。

ス 教育内容等の改善のための組織的な研修等

I. 全学的な F D に関する取組み

1. これまでの取組み

本学の F D 活動は、これまで、東京農業大学学則第 2 条の 2 第 3 項及び東京農業大学大学院学則第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき設置されている「全学自己点検評価委員

会」が、教学運営の中心組織である各研究科、各学部各学科及び教学関連部署における1年間の教育活動を自己点検する過程の中で行われてきた。2014年度からは、全学審議会の基に「教学検討委員会」を設置し、大学院、学部学科等の教学運営に特化した問題点・課題点の議論を行い、具体的な改善・活動計画を提案できる体制を整備した。さらに、2017年度からは、「大学院教学検討委員会」を新たに単独設置し、大学院の教育研究運営の諸課題に対する集中審議を行っている。

参考までに「東京農業大学大学院教学検討委員会内規」を以下に示す。

【東京農業大学大学院教学検討委員会内規】

(趣旨)

第1条 この内規は、東京農業大学全学審議会規程第2条の2に基づき、東京農業大学大学院教学検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大学院各研究科の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関する事項
- (2) 教育研究の改善に関する事項
- (3) 教育研究の企画立案並びに実施に関する事項
- (4) 教育研究に関する調査並びに研究に関する事項
- (5) ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事項
- (6) 学長が諮問する事項
- (7) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院研究科委員長
- (2) 専攻主任から選出された者 6名
- (3) 教務支援部長
- (4) 厚木キャンパス事務部長
- (5) オホーツクキャンパス事務部長
- (6) 企画広報室長
- (7) その他、学長が必要と認めた者

2 委員会に、学長が指名するオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じ

た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、農学研究科委員長がその任にあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、応用生物科学研究科又は生物産業学研究科委員長がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を調査するため、専門委員会又はワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 専門委員会又はWGに関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹事・事務)

第9条 委員会の幹事及び事務は、教務支援部学務課、厚木キャンパス事務部学生教務課、オホーツクキャンパス事務部学生教務課が行う。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、全学審議会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 東京農業大学大学院教学検討委員会運営要綱は、廃止する。

2. 学内PDCA

本学のFD活動の根幹にあるのは、2013年7月に打ち出された学長方針「NEXT125」である。創立125周年となる2016年度までに、オール農大で「農大らしい農大」の実現を目指して以下の方針が示された。

【学長方針 NEXT125】

(1) 教育で評価される農大

- (2) 研究で評価される農大
- (3) 地域に貢献する農大
- (4) 社会・産業に貢献する農大
- (5) 世界に愛される農大
- (6) 学生に愛される農大
- (7) 卒業生に愛される農大

引続き、2015年9月に、この学長方針をさらに具体化するものとして、「第2期中期計画 N2018 (2015～2018)」が策定され、教学検討委員会をはじめとする全学審議会傘下の委員会等が中心となって、以下の項目が示された。

【東京農業大学の基本方針】

- (1) 教育組織（教育改革）
- (2) 教育（建学の精神・教育研究の理念）
- (3) 大学院教育（教育の高度化）
- (4) 入試戦略（ブランド化）
- (5) 海外戦略（グローバル化）
- (6) 研究戦略（重点分野）
- (7) 学生支援（満足度）
- (8) 社会貢献（社会的責任）
- (9) キャンパス環境整備（満足度）
- (10) 管理運営（内部統制・危機管理）

さらに、「第2期中期計画 N2018 (2015～2018)」の自己点検・評価等を検討し、「学長方針による具体策」を取り入れた新たな「第3期中期計画 N2022 (2019～2022)」が策定され、設定された以下の項目に対し、全学審議会に設置された大学院教学検討委員会をはじめとする委員会等により、現状の検証と具体的なアクションプランを計画し、実行に移しているところである。

- (1) 内部質保証
- (2) 教育研究組織
- (3) 教育課程・学習成果
- (4) 学生の受入れ
- (5) 教員・教員組織
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携・社会貢献

(9) 管理運営

具体的には、全学審議会の議長である学長が、傘下の下記のとおり委員会等に対して年間の活動計画の立案、中間の進捗報告、年度末の最終成果報告を求め、それらを研究科委員会、教授会等で報告している。ここで示された具体的な実行プランは次年度予算編成の中で検証され、予算化のもと現実の施策として展開されている。この一連の流れの中でいわゆる「学内PDCA」を機能させている。

【全学審議会傘下の教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する各種委員会】（全学審議会規程第2条の2）

- (1) 学部教学検討委員会
- (2) 大学院教学検討委員会
- (3) 国際化推進委員会
- (4) キャリア戦略委員会（大学院・学部）
- (5) 入学戦略委員会
- (6) 地域連携戦略委員会
- (7) 全学学生委員会
- (8) ブランド戦略委員会
- (9) 研究戦略委員会
- (10) 研究施設利用計画委員会

3. FDの具体的取組み

本学で現在行われているFD活動の主なものは以下のとおりである。

(1) 教職員の任期制採用制度（任期中の目標達成評価制度）

本学では、2007年度から、新規専任教員の採用形態を「任期制」としている。候補者に対して5年間の任期付き採用を行い、その間で当初計画する目標設定をクリアすることを採用条件にしている。5年間の毎年度2回（年度当初と年度末）、所属の学科長との個別面談により、当初設定の目標の進捗・達成状況を確認する。目標設定には教育改善に係る以下の業績の有無も審査対象となっており、新規専任教員には、任期中、個人レベルでのFD活動の実行が求められている。

- 1) 教科書の執筆
- 2) 授業改善に関する著書・論文・啓蒙書等
- 3) FDへの受講参加
- 4) 個人的に行っている教授法の工夫

(2) 授業評価制度とシラバス充実

本学では「授業評価アンケート」制度が導入されて約 20 年が経過する。2006 年度には、学生の利便性向上を図る一方で、アンケート実施に伴う教員の負担軽減を図ることを目的に Web による授業評価システムを構築した。その後、2014 年度からは、学生からの回収率を高め、実質的な授業改善の手段とするためにマークシートによる形式に変更し、集計結果の各学科・各教員へのフィードバック、学生への開示、評価の低い教員からの改善計画書の提出の義務化などの改善を行っている。

さらに 2015 年度からは、授業評価アンケートの実施と同時に、「学生の学修時間に関するアンケート」も行い、学生の学修実態の把握と同時に、アンケート結果との関連の分析を行うなど、学生の学修に影響を及ぼす要因の調査等も継続的に実施している。

また、この授業評価アンケートの改善とともに、シラバスの充実にも取り組み、以下の項目を学生に明確に示すことを全学全教員が実施している。

- 1) 授業概要の明示 (400 字)
- 2) 到達目標の明示 (400 字)
- 3) 取扱う領域の明示 (15 字)
- 4) アクティブラーニングを資料した授業の手法 (15 文字)
- 5) 授業の進行 (テーマ、内容、準備しておく事項) の明示 (235 字)
- 6) 教科書及び資料の明示 (75 字)
- 7) 授業をより良く理解するために便利な参考書、資料等の明示 (75 字)
- 8) 前提として履修してほしい科目の明示 (45 字)
- 9) 学んだこと活用できる領域の明示 (45 字)
- 10) 評価方法 (レポート・小テスト・定期試験・課題等のウエイト) の明示 (各 45 字)
- 11) その他の注意事項 (400 字)
- 12) オフィスアワーの明示

なお、シラバス作成の工程には、授業担当者以外の第三者チェックの工程も含まれており、各学部各学科がカリキュラム体系と授業内容の整合を自ら検証する作業も行っている。

(3) 自己教育評価制度

本学では、各教員が 1 年間の教育研究活動を自己点検する「自己教育評価制度」を実施している。対象教員は、嘱託教員、特任教授を除く全専任教員（任期制教員を含む）であり、大学院の指導教員としての資格を持つ教員は、大学院内の活動結果をも踏まえて、毎年度の 2 月末までに独自の Web システムを介して、自己教育評価に関する自己点検を行っている。点検項目は、以下の 8 項目、全 76 問となっている。

【自己点検項目】

- 1) 授業における学生教育
- 2) 研究指導における学生教育
- 3) 研究室及び課外活動等における学生教育
- 4) 大学の管理・運営等への参画
- 5) 学内外における諸活動
- 6) 公的研究費に適正執行に関する取組み
- 7) 研究者倫理教育
- 8) その他の特筆すべき教育活動

(4) 学内教育改革推進プロジェクト活動

2019 年度の募集テーマ、採択件数

大学全体（大学院を含む）で取り組む F D 活動とは別に、各部門、各部局を横断したグループ等により行う F D 活動を支援するため、2015 年度から「教育改革推進プロジェクト」を立ち上げ、公募による F D 活動が展開されている。教学面において各部門・部局が共通に抱える問題の解決に向け、あるいは、各部門・部局が行う独自の F D 活動の学内展開を支援するための学内プロジェクト活動である。各プロジェクトには、3 年間の限度に予算的な支援を行う一方、年度ごとに実績報告の提出を義務付け、その内容を学内に公開している。

2019 年度は、新規の募集は行わず、2018 年度に実施した以下の課題（12 件）の継続について審査し、すべての課題が採択された。

【2019 年度の採択テーマ】

① 『『実学主義型』アクティブラーニング』（「山村再生プロジェクト」）による学生主体の教育プログラムの達成

② 体験型課題発見・解決力育成プログラム

③ 「教育で評価される東京農業大学」を目的とした 4 者間による 360 度評価（多面評価）－農大の過去、現在、未来の可視化－

④ 実習教育と演習教育の再構築と評価の利用－農学的教養教育推進の第 2 フェーズ－

⑤ 農大ネットワークと数値実験を活用したフィジックス教育・研究用アプリ開発とそれを適用した講義システムの構築

⑥ サイエンスカフェの開催による人材育成の推進

⑦ 造園学教育のグローバル化による大学院改革

⑧ 聴覚障がい有する学生に対する教育手法開発と環境整備パート 3

⑨農林水産省 農業女子プロジェクト「新たなワークスタイルを提案する kawaii 農業女子育成プロジェクト」

⑩農学部改組に伴う植物園の学生教育推進と活用

⑪オール農大留学（受入・派遣）スタートアップ支援講座

⑫聴覚障がい有する学生に対する教育手法開発と環境整備パート1（食品安全健康学科）

(5) 学内の教育改善プロジェクト

各部門、各部局を横断するグループが取り組むFD活動の他にも、学部ごとの特色ある教育の推進に寄与することを目的として、学部長のガバナンスのもとで学部学科が一体となって展開する学部教育の改善・特色化に繋がる取り組みを、2017年度から、「学部の教育改革プロジェクト」として立ち上げている。このプロジェクトは3年間の計画を予算補助するものであり、年度ごとの実績報告書の提出を義務付け、当該年度の成果を検証しながら継続の可否等を決定している。

最終年度である2019年度は、5学部から以下のテーマに基づく学部FD活動が展開されている。

【農学部】学生の基礎学力向上のためのアセスメントツールの導入～デュプロマポリシーの確かな実現に向けて（人間力・学士力編）～

【応用生物科学部】

課題(1) 学生の基礎学力向上のためのアセスメントツールの導入～デュプロマポリシーの確かな実現に向けて（人間力・学士力編）～

課題(2) 学生の基礎学力向上のためのアセスメントツールの導入～デュプロマポリシーの確かな実現に向けて（理系基礎力編）～

【生命科学部】学生の総合的能力向上を目指した取組

【地域環境科学部】G-T E L P（英語の外部試験）を用いた英語能力の測定と評価

【国際食料情報学部】T O E I Cを通じた英語力の正確な測定と追跡調査及び英語教育と学習意欲を相乗的に高める取組み

(6) 学内FD研修会（フォーラム）活動

FDに関する学内の認識・理解を深めるため、また、教学検討委員会・大学院教学検討委員会の傘下にあるWGの活動報告会の機会として、「学内FDフォーラム」を2015年度から定期的に開催している。

(7) FD関連団体への加入、情報収集

その他、学外との交流連携を推進するため、大学全体として全国私立大学FD連携フォーラムと世田谷6大学コンソーシアム、私立大学連盟へ加盟し、FDネットワークの

構築や研究、情報収集に努めている。

Ⅱ．地域環境科学研究科におけるFDに関する取組み

1．教育評価制度

大学院研究科では、学部で先行実施された「授業評価アンケート」を、「教育評価アンケート」に形式を変更して2012年度から導入している。アンケート内容は学部のもととは異なり、以下を調査項目としている。

【指導系アンケート】

- (1) コミュニケーション頻度
- (2) コミュニケーションの状況
- (3) 研究活動への理解
- (4) 研究の方向付け支援
- (5) 指導の満足
- (6) 研究実施支援
- (7) 研究生活支援
- (8) 経験・機会支援
- (9) 就職のアドバイス
- (10) 年間の達成・満足
- (11) 年間の学問的成長
- (12) 自身の努力
- (13) 進学の満足

【授業系アンケート】

- (1) 講義回数について
- (2) 休講の連絡について
- (3) 休講の補講について
- (4) 講義の満足
- (5) 講義の満足の理由

アンケート結果については、質問項目毎、各専攻別に集計のうえ研究科（委員長）としての分析コメントを入れるとともに、全体の総評を加えた上で教育評価報告書としてまとめ、研究科内各専攻にフィードバックしている。教育評価報告書については、学内ネットワーク（学生ポータルサイト）により、研究科の院生全員にも公開し、次年度の研究指導、授業実施の改善に繋げている。

また、各専攻に対して、この教育評価報告書をもとに、課題となる項目を抽出し具体

的な改善策をとりまとめた「改善報告書」の提出を義務付け、研究科内で確認している。

なお、この教育評価アンケートの実施とともに、大学院シラバスの充実にも取り組んでおり、現在、学区部同様の項目をシラバスに掲載している。

2. 大学院研究科内の委員会活動とWG活動

前掲の大学院教学検討委員会の傘下に、専攻から選出された委員で構成する「FD専門委員会（WG）」が設置されている。優先順位を付しながら、研究科内に必要なFD課題に対する検討が2015年度から開始されている。2020年4月現在、以下のWGが具体的な活動を展開している。

【FD専門委員会】

(1) 一貫教育WG

大学院におけるより高度な研究と教育を実現するため、学部に入学時から大学院進学を奨励する学部大学院一貫教育制度を検討する。他大学院での取り組み事例の情報収集などを踏まえ、本学で実行可能な形態等について提案する。

(2) GPAに関するWG

大学院でもGPAを導入する場合の適切な評価基準の設定と、学生の学びを推進する評価制度の実施案を策定し、評価基準に標準的なルールを検討すると同時に、GPAを活用した諸施策に関する具体案についても提案する。

(3) 学生研究支援WG

現行の支援制度（海外発表支援プログラム、総研の後期課程研究支援制度、その他学会発表等の機会拡大に繋がる取り組みなど）の検証と改善提案（新規の研究支援制度の提案を含む）を検討する。

(4) ナンバリングWG

教育課程に対する研究科共通のナンバリング構成図を検討する。

Ⅲ. 全学的なSDに関する取り組み

本学は、各種の人事制度や職種別、業務別等の研修の実施を通じて、教職員の資質向上に資するための取り組みを実施しており、教員に関しては、自らが率先して自己研鑽を積むことを前提に、以下の研修等を通じて自身の資質向上に努めている。

(1) 新規採用教員研修会

新規採用教員に対して、新年度4月に、本学の教育研究の理念・体制、教員に求められる資質、学生指導、研究倫理等に関する研修会を以下のとおり実施している。

1) 学長、副学長等による全体研修

① 大学のビジョン

- ② 教育・研究者としてのあり方、任期制の趣旨、各職階の役割
- ③ 教職員への接し方（パワハラ、セクハラ）、学生への接し方（パワハラ、アカハラ、セクハラ）
- ④ 大学院研究科の理念、教育方針、概要
- ⑤ 競争的資金の獲得、研究費の適正執行、社会貢献・地域連携・産学連携

2) 学部長による学部別研修

- ① 学部学科の理念・教育方針
- ② 学生教育のあり方、教育評価・授業評価
- ③ 入試制度、学生キャリア指導、教育後援会・校友会の支援、課外活動の意義、顧問の役割
- ④ 事件・事故・天災への対応
- ⑤ 農場、演習林等の付属施設の概要

(2) スタッフ（事務職員）研修

事務職員に関しては、法人全体で年間を通じた組織的な研修を実施しており、職階別の各種研修への参加を通じて、自身の資質向上や専門能力の開発に努めている。スタッフ研修の主な内容は以下のとおりである。

1) 若手職員（採用後 7 年前後の職員）対象の研修

- ① 日本私立大学連盟主催キャリアディベロップメント研修
- ② 私立大学情報教育協会主催職員研修
- ③ 世田谷 6 大学コンソーシアム合同 S D 研修
- ④ 本法人主催（他大学と合同開催）新入職員基礎研修
- ⑤ 本法人主催新入職員合宿研修
- ⑥ 本法人主催新入職員フォローアップ研修
- ⑦ 本法人主催タイムマネジメント研修
- ⑧ 本法人主催ビジネス文書研修
- ⑨ 本法人主催英語力強化研修
- ⑩ 本法人主催学校法人会計基礎研修

2) 中堅職員（採用後 10 年前後の職員）対象の研修

- ① 日本私立大学連盟主催業務創造研修
- ② 私立大学庶務課長会主催合宿研修
- ③ 日本能率協会主催大学 S D フォーラム
- ④ 本法人主催中堅職員研修

3) 管理職（課長・課長補佐相当職）対象の研修

- ① 日本私立大学連盟主催アドミニストレータ研修
- ② 私立大学庶務課長会主催合宿研修
- ③ 日本能率協会主催大学SDフォーラム
- ④ 本法人主催管理職研修
- ⑤ 本法人主催働き方改革関連法研修

この他、全教職員を対象とした業務別の各種講習会・研修会を定期的を開催し、各種業務の勉強会及び個々の資質能力向上に向けた機会を提供している。業務別研修の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 公的研究費適正執行等説明会（年2回定期的に開催）
- 2) ハラスメント講習会（年2回程度不定期に開催）
- 3) 障がい学生支援対策講座（年2回程度不定期に開催）

設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 地域環境科学研究科)

資料目次

- 資料1 農業環境研究 2001-2010 (農業環境研究叢書第18号/独立行政法人農業環境技術研究所)
- 資料2 環境と調和のとれた持続的な農業生産をめざして (環境保全型農業対策室パンフレット/農林水産省生産局農産振興課)
- 資料3 生産環境工学ガイド (2019年4月1日/東京農業大学地域環境科学部生産環境工学科)
- 資料4 農業工学技術者育成に関する国際会議 (農業土木学会誌、第4巻第5号)
- 資料5 SATOYAMA イニシアティブ (環境省 地球環境局)
- 資料6 「国土の長期展望」中間とりまとめ (概要) (平成23年2月21日/国土審議会政策部会長期展望委員会)
- 資料7 ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【林学専攻博士前期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【農業工学専攻博士前期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【造園学専攻博士前期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【地域創成科学専攻修士課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【林学専攻博士後期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【農業工学専攻博士後期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【造園学専攻博士後期課程】
- 資料8 学校法人東京農業大学職員就業規則
- 資料9 履修モデル【林学専攻博士前期課程】
履修モデル【農業工学専攻博士前期課程】
履修モデル【造園学専攻博士前期課程】
履修モデル【地域創成科学専攻修士課程】
履修モデル【林学専攻博士後期課程】
履修モデル【農業工学専攻博士後期課程】
履修モデル【造園学専攻博士後期課程】

- 資料 10 研究指導のスケジュール【林学専攻博士前期課程】
研究指導のスケジュール【林学専攻博士後期課程】
研究指導のスケジュール【農業工学専攻博士前期課程】
研究指導のスケジュール【農業工学専攻博士後期課程】
研究指導のスケジュール【造園学専攻博士前期課程】
研究指導のスケジュール【造園学専攻博士後期課程】
研究指導のスケジュール【地域創成科学専攻修士課程】
- 資料 11 東京農業大学／研究倫理規程
- 資料 12 研究室見取り図【林学専攻】
研究室見取り図【農業工学専攻】
研究室見取り図【造園学専攻】
研究室見取り図【地域創成科学専攻】
- 資料 13 時間割表【林学専攻博士前期課程】
時間割表【林学専攻博士後期課程】
時間割表【農業工学専攻博士前期課程】
時間割表【農業工学専攻博士後期課程】
時間割表【造園学専攻博士前期課程】
時間割表【造園学専攻博士後期課程】
時間割表【地域創成科学専攻修士課程】
- 資料 14 教室棟 使用状況台帳（1号館 4～6階 演習室部分）
- 資料 15 実験室等使用状況台帳（サイエンスポート）
- 資料 16 基礎となる学部等との関連図【林学専攻】
基礎となる学部等との関連図【農業工学専攻】
基礎となる学部等との関連図【造園学専攻】
基礎となる学部等との関連図【地域創成科学専攻】
- 資料 17 全学審議会規程
- 資料 18 全学自己点検評価委員会規程
- 資料 19 学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程
- 資料 20 東京農業大学ホームページによる情報公表の項目

以上

農業環境研究叢書 第18号

農業環境研究 2001-2010

独立行政法人 農業環境技術研究所編



独立行政法人 農業環境技術研究所

Ⅲ. 農業と生物多様性 一豊かな農業・農村環境をめざして

第7章 農業生態系における生物多様性の評価

1. はじめに

生命の誕生以来、数十億年の歳月を経て、様々な環境に適応した生物は多様に進化してきた。これらの生物は相互の関係をもって生存している。そして人類もまた生物であり、他の生き物との関係の中で生きている。衣食住に必要な食料、繊維、木材、生存に必要な空気や水などは生物の恵みとして得られるものであり、人類の生存にとって生物の多様性は不可欠である。

農業もまた、本来、自然と対立する形でなく、順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であり、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることで成り立つものである（農林水産省，2007）。一方、農業は、それぞれの地域の自然環境の中で長年にわたって活動を継続してきたことにより、原生自然とは異なる特有の農業生態系を形成し、里山に代表される二次的自然を生み出してきた。赤とんぼやメダカなど身近な生物はこのような二次的自然に適応してきたものであり、人間もその中で地域固有の文化を育んできた。しかしながら、近年の集約的な農業の進展にともなう不適切な農薬・肥料の使用や効率性を優先した過度の農地整備などは、農業生態系に環境負荷を与えるとともに、生物多様性に対しても負の影響を及ぼしてきた。また、近年の生活様式の変化や急激なグローバリズムの進展、高齢化、農村の過疎化などの社会的な変化を背景として農業活動が低下し、それが耕作放棄地の増加や里山の利用低下を引き起こし、さらには農業生態系の身近な生き物の減少や深刻な鳥獣害の原因となっている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、農業の生物多様性に関する決議が採択されるとともに、二次的自然に着目し、人間と自然環境の持続可能な関係の再構築を目指す SATOYAMA イニシアティブの国際パートナーシップが発足するなど、農業生態系における生物多様性の重要性が国際的にも認識されつつある。われわれが今後、健全で健康な生活を営むためには、持続可能な農業の発展が不可欠であるが、そのためには、農業生態系における生物多様性の実態の把握とその維持メカニズムの解明を通して、生物多様性の保全と調和した農業活動の方策を提示することが必要である。農業環境技術研究所ではこれまで、農業生態系の構造と機能の解明およびその評価に関する研究を実施してきた。そこで本章では、農業環境技術研究所が独立行政法人に移行して以後の10年間に実施してきた農業生態系における生物多様性に関する研究成果を中心に、(1) 休耕田・耕作放棄地における生物多様性、(2) 農業活動による生物多様性の維持、(3) 農業生態系の生物多様性に対する各種環境要因の影響、(4) 長期・広域スケールにおける生物多様性の評価、に分けて紹介することとする。

2. 休耕田・耕作放棄地における生物多様性

1970年代から始まった減反政策や農家の高齢化の進展の結果、全国的に耕作放棄地や休耕田が増加した。農地の管理が縮小または放棄されたこのような場所では、休耕・耕作放棄後の年数の経過とともに植生遷移が進行するが、遷移の方向は水管理のやり方やその土壌の乾湿が大きく作用することが指摘されている（清水，1998）。そこで、茨城県南部の休耕・耕作放棄水田において、植物群落を調査して植生群落タイプを区分するとともに、土壌図、地質図、表層地質図のオーバー

レイ解析に基づく自然立地区分、および地権者へのヒアリングに基づく管理履歴調査を行い、自然立地区分、人為的条件、群落タイプ類型の対応関係を解析し整理した。その結果、形成される群落タイプと自然立地区分に明確な対応関係が認められる場合があったが、明確ではない場合でも、管理履歴を考慮することによって、群落タイプの成立要因を明らかにできることがわかった（図1）。特に、休耕後の耕起の頻度と引水管理による土壤水分レベルが群落タイプの成立に大きく寄与すること、植物種の多様性に富んだ良好な湿地性の植物群落は3年に1回程度の適度な耕起と水分ポテンシャルを湿潤に保つことで維持できること、大規模な圃場整備によって乾田化した休耕・耕作放棄水田であっても、適度な粗放的管理と引水管理により土壤水分レベルを常に湿潤に保つことで種多様性に富む群落を創出できる可能性があることが明らかとなった（楠本ら，2005）。

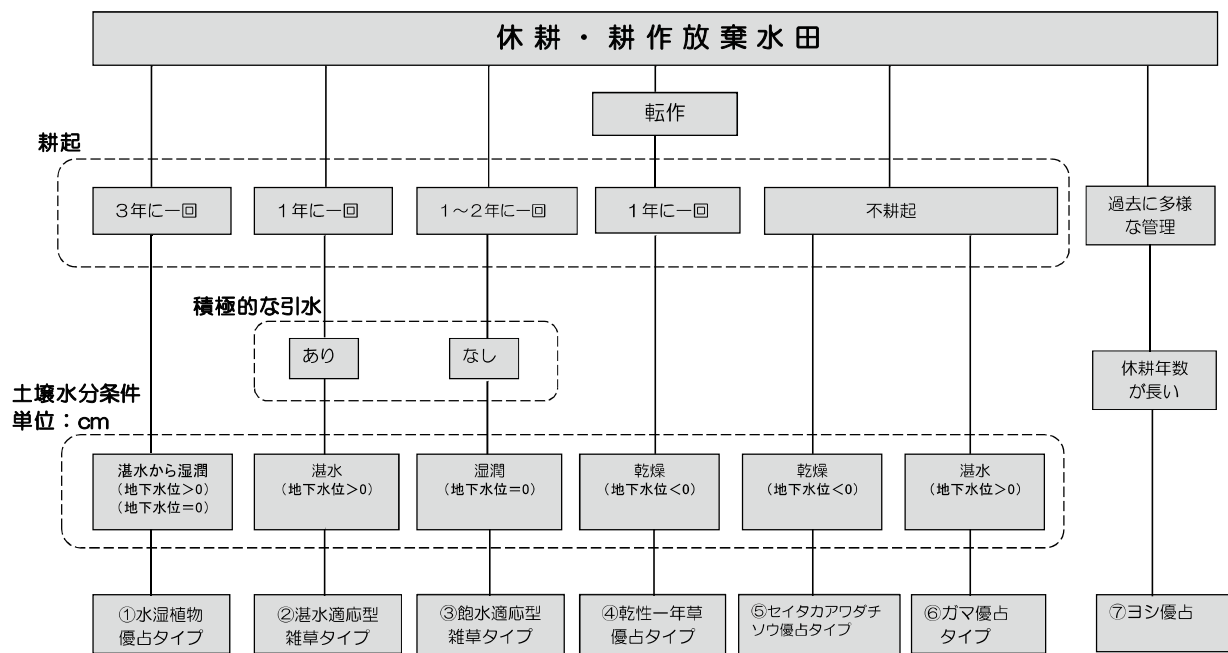


図1 休耕・耕作放棄水田における植生タイプと管理履歴との対応模式図

休耕田や耕作放棄田は湿地植生の代替生息地として活用できる可能性が指摘されている（清水，1998）。そこで、準絶滅危惧種であるタコノアシ *Penthorum chinense* Pursh. を例として、群落維持に関係する環境条件を把握し、湿地植生の保全の指針に向けた検討を行った。本種は東アジアに自生し、泥質の河川沿いや沼沢地に分布するが、休耕田や放棄水田にも分布することが知られるようになった（Ikeda et al., 2001）。タコノアシの発芽・成長特性や散布特性などの生態的特性と休耕田・放棄水田の環境条件との関連を明らかにするため、茨城県つくば市北部の筑波稲敷台地の谷底平野において、タコノアシの分布と生息水田の微細な形状を調査するとともに、光環境や土壤硬度など種子発芽に関係する環境条件、およびタコノアシの潜在的分布を明らかにするための埋土種子調査を行った。その結果、これらの放棄水田では、隣接する用水路や周辺の湧水等の水環境およびほ場内の微細な起伏による水分条件の違いが、タコノアシの分布に影響していることが明らかとなった。また種子は調査水田内のほぼ全面に分布していたが、種子の発芽は本種がギャップ検出機構を持つかく乱依存種であることを反映して、光環境の悪化やリターの堆積によって制限されていることが明らかとなった。このような知見に基づいて、休耕田・放棄水田におけるタコノアシの保全のためには、水管理や草刈りによる競合種排除等の管理が場所によっては必要であると考えられ

た（大黒ら，2003）。

また，水田や休耕田，河川の湿性植物に対して，水田で一般に使用されている除草剤がどのような影響を及ぼすかを明らかにするため，タコノアシを対象として水稲用除草剤ベンスルフロンメチルの影響を組み込んだ個体群動態モデルを作成した．標準量（処理濃度 $115 \mu\text{g/L}$ ）のベンスルフロンメチルを連用すると仮定すると，水田では耕起と除草剤の影響のため個体群が急速に消失するが，不耕起で除草剤を全く使用しない休耕田でも，休耕を続けると自然遷移が進むことによりタコノアシ個体群は消失すると推測された．しかし，耕作と休耕を適度な間隔で転換することにより，100年後でも存続するようになることが判明した（図2，3）．この知見は，湿生植物を水田地帯で保全する際の管理手法の指針として有効であると思われる（平成22年度研究成果情報，池田ら）。

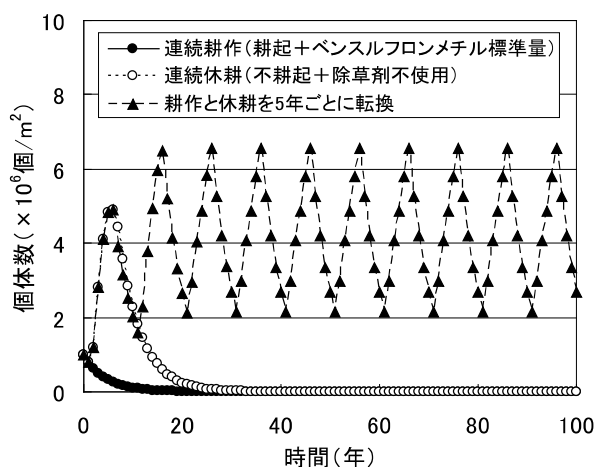


図2 水田と休耕田での個体数変化

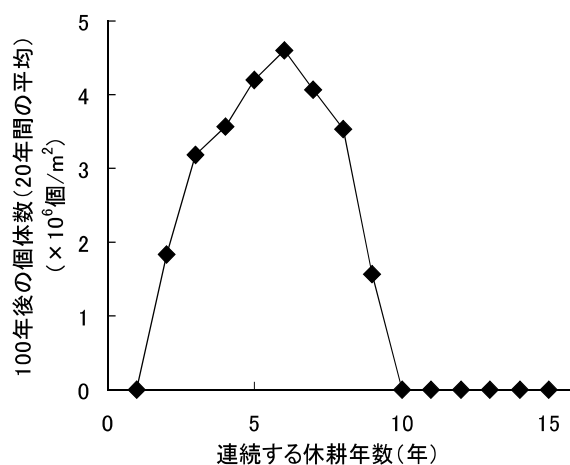


図3 耕作と休耕を転換する水田における休耕期間の影響

3. 農業活動による生物多様性の維持

かつての農村では，薪や炭の原料となる広葉樹の枝や幹，堆肥の原料となる落ち葉などを里山で採取し，牛馬の餌となるまぐさを草地で刈っていた．四季折々，毎年繰り返されるこれらの活動が二次的自然をつくり，赤とんぼやメダカなどの身近な生き物を育ててきた．しかし近代農業の発展とともに薪や炭は石油に，堆肥は化学肥料にとって代われ，それにともなって人の手が入らなくなった里山や草地などでは植生遷移が進み，かつてそこに生息していた身近な生物の多くが減少してきている．ところが，現在でも農業上の必要性から二次的自然が，単に保全されているだけでなく，農業上の必要性をもって残されている場所があることがわかってきた．

(1) 裾刈り草地

かつて農村地域にはススキを主体とする多様な草原性植物から構成される半自然草地が広く見られたが，このような半自然草地は，農業形態や生活様式の変化により著しく減少したため，多くの草原性の動植物が絶滅の危機に瀕している．一方，谷津田では田面が日陰になるのを防ぐため，水田を取り囲む斜面林の下部で定期的に草刈りが行われる場所（裾刈り草地）（図4）が現在でも見られ，そこにはススキを主体とした草地が形成されている．そこで，筑波・稲敷台地のススキを主体とする様々な草地の植生を調査し，多変量解析を用いることによって，主に谷津田を取り囲む斜

面林周辺に分布するタイプ（谷津田型）、主にアカマツ林の林床に分布するタイプ（松林型）、台地上平坦部にある畑作放棄地や造成跡地に分布するタイプ（平地型）の3つに分類した。さらに、それらを関東平野の過去（1970～1980年代）の半自然草地の種組成と比較したところ、谷津田型と松林型では、過去の半自然草地と同様に在来多年性草本が豊富であるが、特に谷津田の裾刈り草地には過去の半自然草地に生息していた多くの希少植物が見られることが明らかとなった。これらのことから、水稻生産のために行われている谷津田を囲む斜面林の周辺の草刈りが、植物群落の多様性を維持していることが判明した（小柳ら、2007）（平成18年度研究成果情報、楠本ら）。

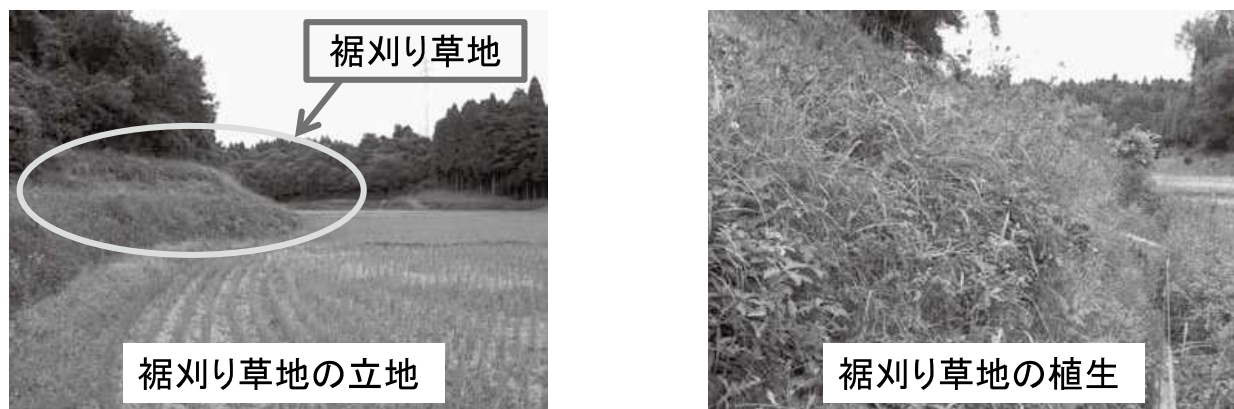


図4 現存の裾刈り草地の例－茨城県阿見町

(2) 茶草場

東海地方の茶産地では、良質茶の栽培を目的として茶園にススキの敷草を施す農法が現在でも行われており、その資材源としての茶草場が大面積で広がっている（図5）。このような茶草場の特徴を明らかにするため、茶草場で50地点、比較対象として造成跡地等でススキが優占する10地点において植生調査を実施し、種組成に基づいて分類した結果、ススキが優占するGr.1、ネサザが優占し、主に共有地として維持され、在来の草原性草本が豊富で、多様度指数（ H' ）が高いGr.2、造成跡地にみられ、外来植物が侵入しているGr.3、水田跡地にみられ、外来植物が侵入しているGr.4、茶園脇に線状に存在し、多様度指数（ H' ）の低いススキ草地のGr.5の5つの植物群落タイプに分けられた。また、すべての調査地点で、土壌サンプリング、光環境の測定、斜面方位・角度および土壌水分の測定を行い、土地改変履歴や管理実態については、地権者へのヒアリングで確認した結果、多様度の高い群落タイプ（Gr.1、Gr.2）が現れる場所は、土壌pHが低く、一か所あたりの面積が広く、土地改変が行われていないという特徴があり、草原性の植物種群にダメージを与える大きなかく乱をこれまで受けていないことが示唆された。以上のことから、茶草場における在来植物の多様性には、土地改変や管理履歴等の歴史性が強く影響を及ぼしていることが明らかとなった（平成21年度研究成果情報、楠本ら）。

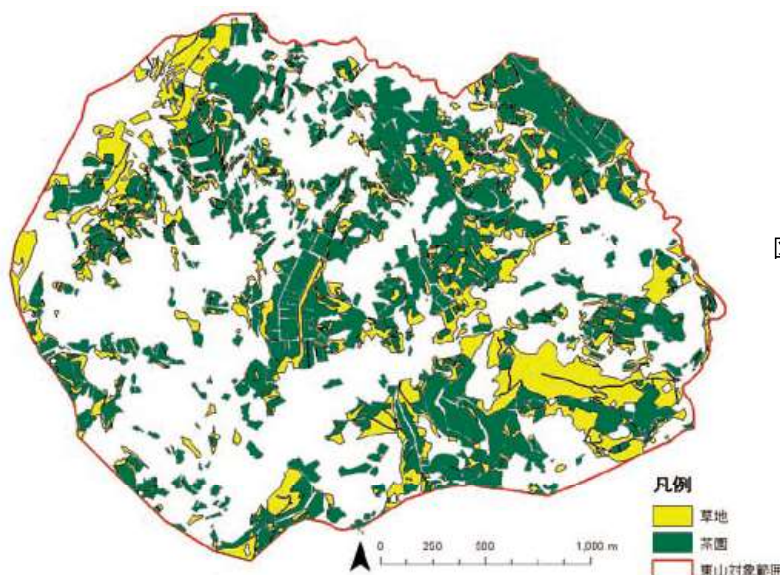


図5 茶草場の分布把握

茶園面積： 169.25ha

茶草場面積：110.97ha

4. 農業生態系の各種環境要因が生物多様性に及ぼす影響

農業生態系における生物多様性を保全するためには、生物多様性の実態を把握するとともに、農業生態系の景観構造や土地利用形態など各種環境要因が生物多様性にどのような影響を及ぼしているかを明らかにする必要がある。そこで、農業生態系における生物多様性の調査を効率化するためのシステムを構築し、その活用を図るとともに、個別の生物種群を対象とした調査を実施し、各種環境要因がそれら生物種群の生息に及ぼす影響の解析を行った。

(1) 農業景観調査情報システムの構築

農耕地およびその周辺に生育・生息する希少な生物や身近な生き物を保全するためには、それらの状態をモニタリングすることと同時に周辺の環境変化との関連性を検討することが不可欠である。その際、調査によって把握される生物群集または生物種の分布の変化が、全体的傾向なのか、局所的減少なのかなどについて、的確な判断を可能とするようなモニタリングデータを集積すべきである。そこで、英国の Countryside Information System (CIS) および Countryside Survey (CS) の例を参考に、わが国の農業生態系における景観構造と生物多様性の変動に関する調査研究を体系的・効果的に蓄積・利用するための農業景観調査情報システム RuLIS (Rural Landscape Information System) を構築した(井手ら, 2005)(平成17年度研究成果情報, 楠本ら)。

本システムは、国土全体の生態系を対象に3次メッシュ(約1km×1km)を単位として、気象、土壌、地質、地形、植生、交通立地の因子にかかわる数値地図情報を多変量解析の手法を用いて客観的に類型化し、約37万のすべての3次メッシュを60の景観タイプ(うち、農業生態系は46タイプ)に区分し、さらに各景観タイプから選ばれたモニタリング地区において、種、生態系、景観にわたる詳細なデータを調査し、そのデータを格納することで、国土全体にわたる生態系情報を体系的、効果的に収集・蓄積・利用するための枠組みである(図6)。地域スケールから国土スケールに至る長期モニタリングのフレームとして活用できる。

農業環境技術研究所が自ら実施するモニタリングの対象地区として、利根川下流の農業生態系に分布する4つの景観タイプのそれぞれからランダムに抽出した合計32メッシュにおいて、放棄水田、畦畔、二次林、水田脇斜面の植生(1m×1m方形区内の植物種ごとの高さと被度)、鳥類分布(繁殖期、越冬期)のデータを収集するとともに、空中写真の判読等により土地被覆図を作成し、

ポリゴンデータとしてシステムに格納した。

また、今後の全国的なデータ収集と情報提供の実現に向けて、WEB 版農業景観調査情報システム（RuLIS WEB）を開発した（平成 22 年度研究成果情報，山本ら）。これを利用すると、国土全体にわたる生物多様性観測情報を外部の研究者等の協力を得ることにより効率的に収集、蓄積できるとともに、外部への情報提供を実現し、生態系構造に関する解析や評価のためのデータ利用を促進することが可能となる。

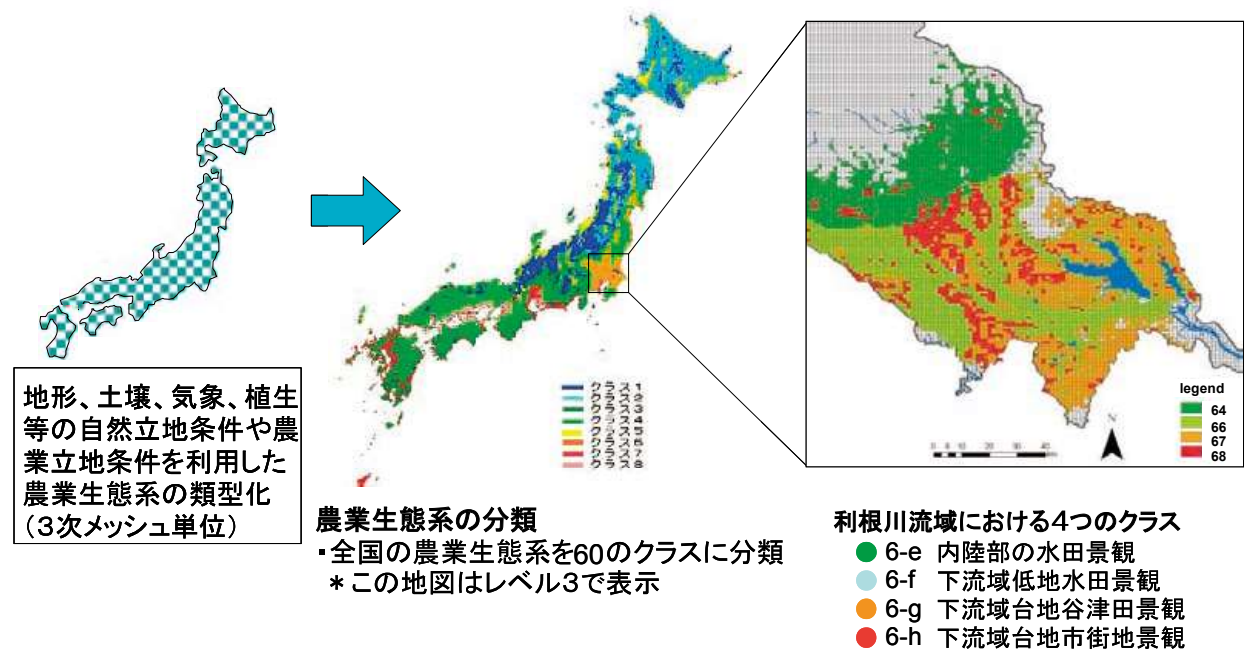


図6 農業景観調査情報システム RuLIS（Rural Landscape Information System）による全国の農村景観（農業生態系）の類型化（60 タイプ）

（2）利根川流域の水田における植物群落の多様性と景観構造の関係

農業生態系における生物多様性を広範囲で評価するためには、個々の地点における生理・生態的特徴や環境要因のみならず、土地利用などマクロスケールの情報との関係を把握しなければならない。そこで、農業景観調査情報システムのモニタリング地区における調査データを利用して、植物群落と景観構造の関係を解析した。全モニタリング地区における植物群落は10種類のタイプに分類でき、そのうち8つのタイプは、単一もしくは少数の景観タイプとの関係が認められた。また、土地被覆データ（住宅道路、荒地、ゴルフ場、畑、水田、放棄水田、二次草地、森林、水域）との関係では、それぞれの群落タイプごとにいくつかの土地被覆形態と関係が認められたものの、どのような土地被覆形態とも明確な関係が認められない植物群落タイプも少数認められた。それらはミクロスケールにおける人間による管理状況の影響を受けていると推察された（楠本ら，2007）。

（3）チョウ類の生息ポテンシャルの評価

チョウ類の生息ポテンシャルを広範囲で評価するため、農業景観調査情報システムを用いた評価手法を開発した。茨城県南部の谷津田周辺で、チョウ類のルートセンサスを行い、チョウの出現種数とルート上の環境要素との関係を調べたところ、水田と森林の境界領域でチョウの出現種数多い傾向があった。そこで、チョウの生息ポテンシャル評価の指標として水田と森林の境界線に注目し、農業景観調査情報システムに格納されているモニタリング地区の2時期（1976年と1997年）

の土地被覆データから、水田と森林の境界線と土地利用面積の関係を解析した。その結果、水田と森林の境界線は森林面積および水田面積との相関が高いことが判明し、チョウ類の生息ポテンシャルを農業景観調査情報システムに格納されている3次メッシュの土地利用データを利用して推定することが可能になった。また異なる時期の土地利用データを比較することにより、チョウの生息ポテンシャルの変化を推定することができた（図7）（楠本ら，2006；山本ら，2008）。

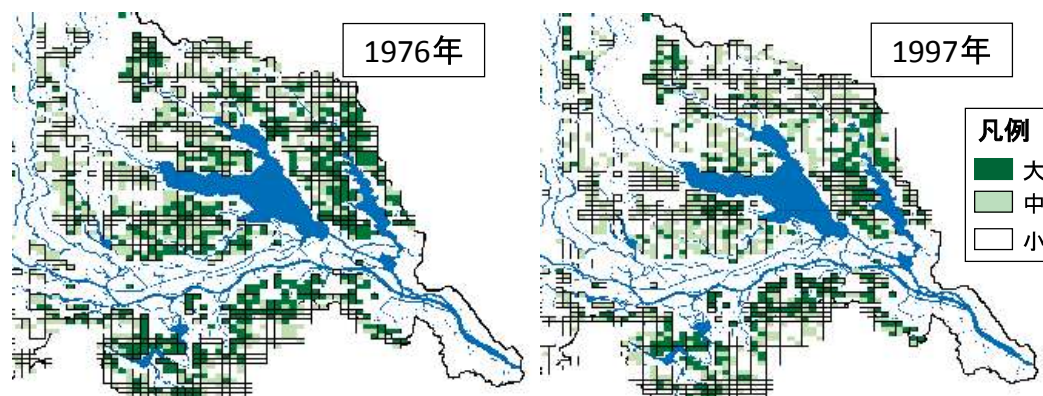


図7 利根川流域におけるチョウ類生息ポテンシャル図（1976年および1997年）

（4）ため池の環境や配置がトンボ類に及ぼす影響

ため池は水生生物の重要な生息場所であり、わが国の水生植物やトンボの約半数の種がため池に依存している。農業用水の供給方法の変化や都市化のために、ため池の数は急激に減少し、また環境も悪化していると言われており、ため池に生息する生物には絶滅に瀕しているものが少なくない。ため池の生物を保全するためには、その生息に好適な環境を知る必要がある。そこで、ため池を代表する昆虫であるトンボ類を対象に茨城県筑波山南東麓地域にある74か所のため池において、そこに生息するトンボの種構成とため池の環境について調査を行い、ため池および周囲の環境と生息するトンボの種構成との関係を多変量解析を用いて解析した。その結果、ため池に生息するトンボの種類は、（1）樹林に囲まれ水底に落ち葉などが多い池を好むグループ、（2）開放的で大きな池を好むグループ、（3）色々な環境の池に生息するグループなど、異なる6グループに分けられること（表1）、またトンボの保全のためには（1）と（2）両方の池の環境を維持することが重要であることが判明した（図8）（Hamasaki et al., 2011）（平成18年度研究成果情報，田中ら）。

表1 ため池のグループ分けとグループを指標するトンボ

グループ	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6
平均種数	12.2	11.0	7.3	15.8	6.9	6.0
指標種	ノシメトンボ コヤマトンボ シオカラトンボ コシアキトンボ	モノサシトンボ オオシオカラトンボ ヒガシカワトンボ クロスジギンヤンマ	なし	クロイトトンボ オオイトトンボ アオモンイトトンボ アジイトトンボ コフキトンボ ショウジョウトンボ ウチワヤンマ ギンヤンマ オオヤマトンボ	なし	なし

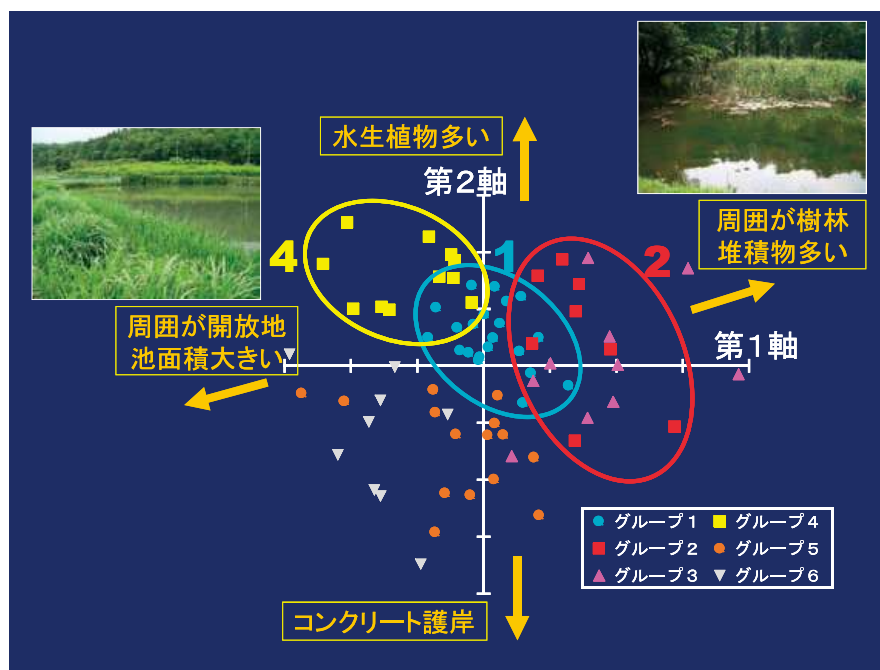


図8 トンボの生息環境からみたため池のグループ
表1で指標種に選ばれたグループは円で囲んである。
橙色の矢印と枠内の説明は環境の傾向を示す。

また、最近の研究では、農業環境の変化にともなって、多くの昆虫種は好適な生息地を失うだけでなく、生息地ネットワークが劣化することで、メタ個体群構造が崩れて存続できなくなっている。そこで、トンボ類にとってのため池の配置の重要性を、池内の環境および池周辺の土地利用の影響と比較して評価した。その結果、個々のトンボ種に注目すると、飛翔力のあまり強くない種では、ため池の配置が最も重要であること、さらにトンボ類全体を対象にすると、ため池の配置は他の影響と等しく重要であることがわかった (Hamasaki et al., 2009; Yamanaka et al., 2009) (平成20年度研究成果情報, 山中ら)。

(5) 水田地帯の鳥類の生息に及ぼす周辺環境の影響

水田とその周辺環境を含む水田地帯には様々な生物が生息している。近年、土地利用や農業活動の変化がそこに生息する生物に対してマイナスの影響を及ぼすことが危ぐされているが、水田が主体となる農村地域にどのような鳥類が生息しているかについては、その重要性がラムサール条約等において国際的に指摘されているにもかかわらず、周辺環境を含め広域的に明らかにする調査はこれまで行われていなかった。そこで、利根川流域の水田地帯において、夏季(6月)と冬季(12月)に調査したところ、夏季には51種、冬季には73種の鳥類が確認され、それらは生息地タイプ別に8つのグループに分けられた。また8つのグループのうち、湿地性、草地性、樹林性の鳥類に注目して、各調査地区で出現した種数と環境との関係を分析したところ、夏季には周囲1km²に水田が多い地区では湿地性鳥類が、林地が多い地区では樹林性鳥類が、土地利用の多様度が高い(水田、放棄田、樹林地等が偏りなく存在する)地区では草地性鳥類が、それぞれ多く確認された(図9左)。一方、冬季には、周囲1km²に水域が多い地区で湿地性鳥類が、林地が多い地区で樹林性鳥類が、放棄田が多い地区で草地性鳥類が、それぞれ多く確認された(図9右)。以上の結果から、水田地帯では周辺土地利用によって出現する鳥類種群が大きく異なることが判明した (Amano et al., 2008) (平成19年度研究成果情報, 天野ら)。

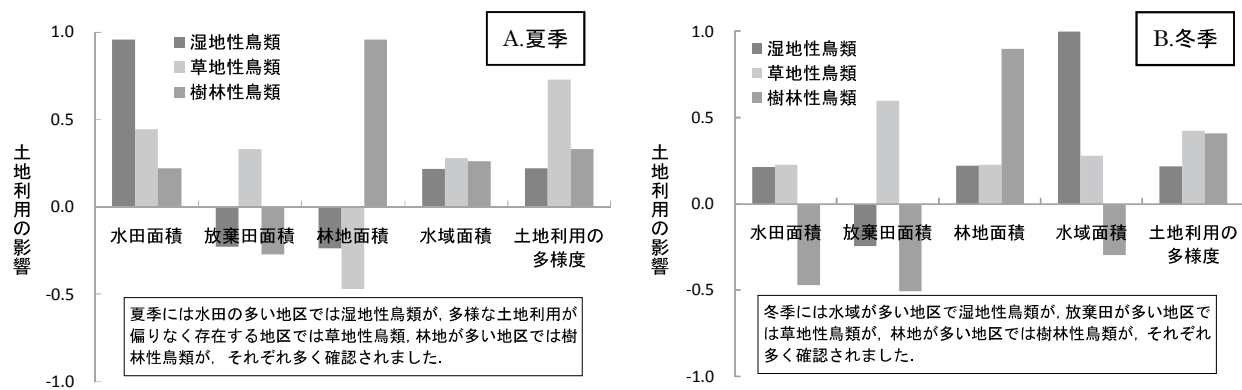


図9 利根川流域の水田環境で周辺環境が鳥類の出現種数に及ぼす影響

各土地利用の影響は-1から+1の値で示され、値が+1に近いほど強い正の影響、-1に近いほど強い負の影響を示している。「土地利用の多様度」は、水田、放棄田、樹林地等の土地利用が偏りなく存在する程度を示す指標。

(6) 水田の周辺環境が水生昆虫に対する環境保全型農業の効果に及ぼす影響

農地やその周辺に生息する生物を保全することなどを目的として環境に配慮した農業（環境保全型農業）の普及が図られているが、このような農業が実際に生物の保全にどの程度効果があるのかについてはよくわかっていなかった。そこで、栃木県から福島県にわたる6地域において、農法の異なる水田（有機栽培または殺虫剤を使わない減農薬栽培と慣行栽培）を選定し、水生昆虫（ゲンゴロウなどのコウチュウ類、アメンボなどのカメムシ類、トンボ類（ヤゴ））の種数と種構成、および周辺（5km×5kmの範囲）の環境を調べた。その結果、有機・減農薬栽培水田では慣行栽培水田に比べて多くの種類の水生昆虫がみられたが、その効果は地域によって差がみられた（図10）。また水生昆虫の種構成または種数に対する農法と周辺環境の影響を解析したところ、周辺環境の影響が大きく、特に周辺のため池の数が水生昆虫の種数に影響を及ぼしていることがわかった（図11）。これらの結果は、周辺にため池などの生息場所が多く、水生昆虫の種が豊富な地域ほど、環境保全型農業の導入効果が高いことを示しており、環境保全型農業の効果的な普及に寄与すると期待される（平成22年度研究成果情報、田中ら）。

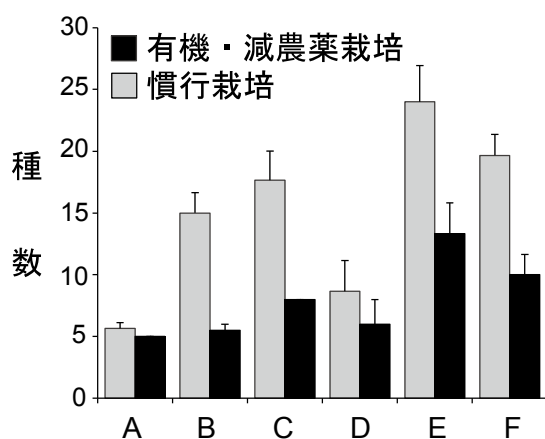


図10 農法が異なる水田における水生昆虫の種数

有機・減農薬栽培水田では慣行栽培水田より種数が多いが、種数の差の程度は地域によって異なる。

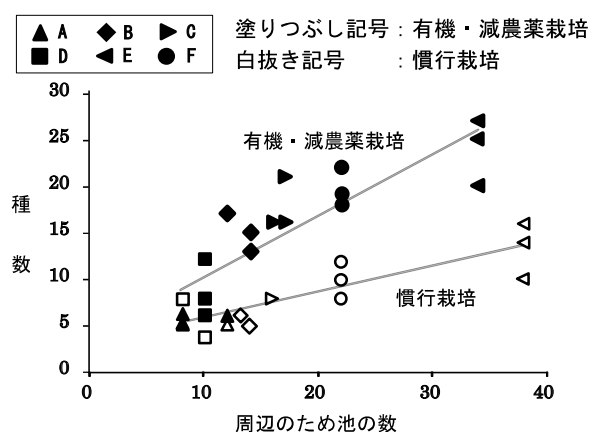


図11 水田周辺のため池の数と水生昆虫の種数の関係

水田にいる水生昆虫の種数は周辺にため池が多い地域ほど多く、この傾向は有機・減農薬栽培水田の方が顕著である。

(7) 野生動物の生息域拡大のしにくさを評価する手法の開発

近年、ニホンザルやシカ、クマ等の野生動物による農作物や人的被害が問題となっており、これらの被害の防除や軽減のために、野生動物と人間の活動域を分離するための環境管理が必要とされている。これまで、土地利用タイプや植生に基づく生息地の評価は行われているが、その配置や面積、形状等の空間構造を考慮した評価手法は確立していない。そこで、野生動物の生息域変化に及ぼす空間構造の影響を定量的に評価するため、生息域の拡大のしにくさを示すコスト距離という概念を用いた手法を開発した。房総半島におけるニホンザルの生息域変動を例として本手法を適用した評価図を作成した（図12）。その結果、房総半島のニホンザルの生息域拡大過程では、畑や水田等の農耕地、ゴルフ場や草地等の開放的な空間や、住宅地が生息域の拡大を阻害することが明らかとなった。本手法による評価図は、ニホンザルの生息域変動の予測に活用できるとともに他の野生動物の生息域拡大のモデル化への適用も期待できる（岩崎ら、2005）（平成17年度研究成果情報、岩崎ら）。（特許公開番号：2007-029046）

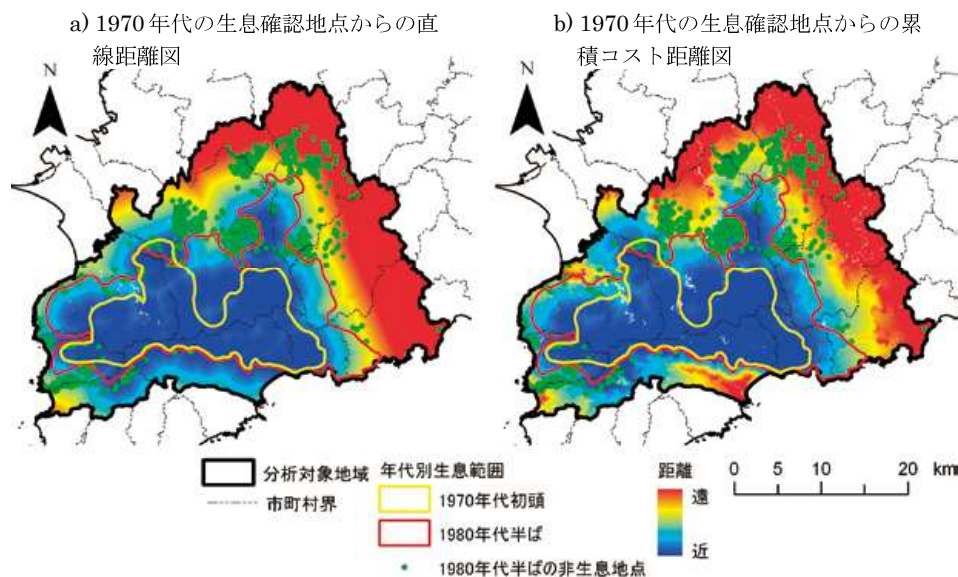


図12 1970年代のニホンザルの生息確認地点からの直線距離図とコスト距離図の比較

5. 長期・広域スケールにおける生物多様性の評価

世界的に進行する生物多様性の損失を防ぐためには、特定の種だけではなく、種群もしくはグループ全体における変化を長期・広域スケールで把握し、評価することが必要であるが、データの欠損や測定誤差などのため、これまでそのような試みは国内ではほとんど行われてこなかった。階層ベイズモデルを適用することにより、そのようなデータでも、全体的な傾向を解析できる手法を開発した。

(1) 全国的なシギ・チドリ類の減少

生物多様性の状態を表す指標の開発が全世界で進められているが、特に生物個体数の変化を表す個体数指数は、生物多様性の基本的な状態を表す指標の一つとして重要である。日本では、1970年代から鳥類を中心に全国規模での生物の個体数調査が行われてきたが、調査データの欠損や測定誤差など様々な障壁のため、日本全体での個体数の変化を数値化する試みはほとんど行われてこなかった。そこで、農業環境技術研究所はバース大学（英国）、NPO 法人バードリサーチ、京都大

学、ケンブリッジ大学（英国）と共同で、日本国内で見られるシギ・チドリ類 42 種について、34 年に及ぶ全国調査の記録をもとに、個体数の変化を表す指数（個体数指数）を国内で初めて開発した。解析の結果、42 種のうち 14 種が全国規模で顕著に減少していることが判明した（図 13）。特に減少していたのは、水田を生息地として利用する種や中国・韓国の黄海沿岸をよく利用する種であった。この結果は、環境省が作成した「生物多様性総合評価」（2010）の資料としても活用された（Amano et al., 2010b）。

（2）英国における 250 年の記録から植物群集の開花時期指数を開発

気候変動は生物多様性に対する深刻な脅威の一つとして認識されており、その影響を指標として定量化し、観測していくことが求められている。英国には、全土で 1753 年から断片的に蓄積されてきた約 40 万件に及ぶ植物 405 種の開花日記録が整備されている。このデータに階層ベイズモデルを適用することで、植物群集全体での「平均的な」開花時期変化を表す指数と種ごとの指数を開発した。その結果、推定された 1753～2009 年の開花時期指数によって、英国の植物群集は直近の 25 年間に最も早い開花時期を示していることが明らかになった。また、2～4 月の全国平均気温が 1℃上昇するごとに開花時期は約 5 日早くなることが示された。この結果は、気候変動が生物多様性に与える影響を表す指標の一つとして今後活用されることが期待される（Amano et al., 2010a）。

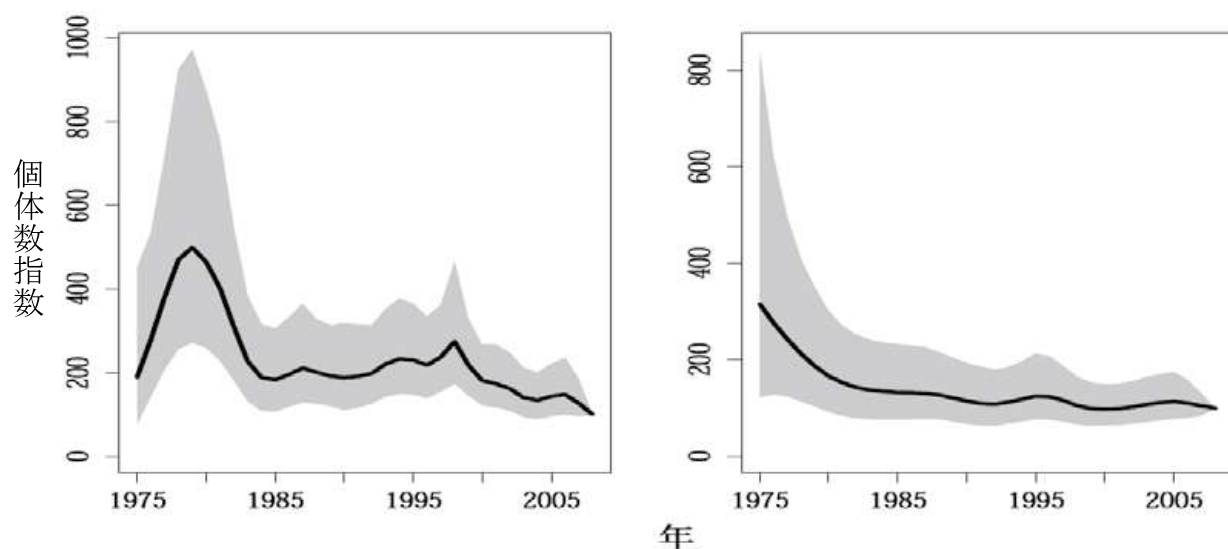


図 13 1975 年から 2008 年までの日本全国におけるシギ・チドリ類の個体数指数の例（左：チュウシャクシギ，右：ムナグロ）
黒の実線は指数の推定値（中央値）、灰色の幅はそのばらつき（95%信用区間）を示す。指数は 2008 年の値を 100 とした相対値で示されており、指数の減少は個体数の減少を示している。

6. 今後の展望

2010 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、「現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という 2010 年目標が失敗したことを踏まえ、それに代わるポスト 2010 年目標（愛知ターゲット）が採択された。2020 年までに達成されるべき 20 の個別別目標の中には、「自然生息地の損失速度を少なくとも半減、可能な場合はゼロに近づける」、「少なくとも陸域および内陸水域の 17%、沿岸域・海域の 10%を現状のまま保全する」

などとともに、「農業、養殖業、林業が行われる地域が生物多様性の保全を確保するように持続的に管理される」が含まれている。また、農業生物多様性に関する決議には「食料安全保障や栄養補給に対する農業生物多様性の重要性を認識する」および「農業生態系、特に水田およびオアシスの生態系について、生物多様性の保全および持続的な利用のために重要であることを認識し、(中略)、農業生態系によりもたらされる生態系サービスの評価に関する更なる研究に取り組むことを要請する」など、農業生物多様性の重要性をうたった文言が少なからず含まれていることから、農業生態系における生物多様性の保全に向けた研究は今後ますます重要になると思われる。

これまでも、生物多様性に関する研究は、世界各国で精力的に実施されてきたが、そもそも生物多様性はそれを構成する要素が膨大であり、しかも相互の関係が複雑であるため、われわれは依然として生物多様性について十分には把握できていないというのが実情である。農業環境技術研究所でも、農業生態系における景観構造や人間活動を含む各種要因が生態系の構造や生物多様性にどのような影響を及ぼしているかについて調査・研究しているが、研究対象としてきた生物群は、技術的および資源的な制約から、多くの場合、植物、昆虫類、鳥類等に含まれる特定の種あるいは群に限定せざるを得なかった。今後は、これまで同様に特定の生物種・群に関する研究を進めることももちろん重要であるが、農業生態系の全体像の把握に向け、より大きな単位である群集レベルを対象とした研究やそのための手法開発に取り組む必要がある。また、多様な生物の状態を効率的に調査できる手法・システムの開発、生物多様性を簡易に評価するための指標の開発も不可欠である。さらに最終的な目標として、生物多様性の保全を実現するための管理技術についても、様々なアイデアを試しつつ開発に向けて努力する必要がある。また、地球温暖化は、生物に対する直接的な影響だけでなく、農法の変化を通して間接的に生物に影響を与える可能性もあり、そのような観点から農業と生物多様性の関係を考えることも重要である。

「生物多様性」という言葉は単に生物の多様性という生物学的な意味だけでなく、経済的、情緒的、文化的な意味など様々なものが含まれているため、「生物多様性」のどの側面を問題とするかによって、研究の目標やアプローチの方法が異なる。農業生態系における生物多様性の研究においては、農業の持続可能性と身近な生物多様性の維持の両立が目標であるが、どちらに軸足を置くかによっても、研究の方向は異なる。今後の研究を進めるにあたっては、それらの問題を整理し、目標を明確に見定めることが必要であろう。

引用文献

- 1) Amano, T., Kusumoto, Y., Tokuoka, Y., Yamada, S., Kim, E-Y. and Yamamoto, S. (2008) Spatial and temporal variations in the use of rice-paddy dominated landscapes by birds in Japan. *Biological Conservation*, 141, 1704-1716
- 2) Amano, T., Smithers, R.J., Sparks, T.H. and Sutherland, W.J. (2010a) A 250-year index of first flowering dates and its response to temperature changes. *Proceedings of the Royal Society B: Biological Sciences*, 277, 2451-2457
- 3) Amano, T., Székely, T., Koyama, K., Amano, H. and Sutherland, W. J. (2010b) A framework for monitoring the status of populations: an example from wader populations in the East Asian-Australasian flyway. *Biological Conservation*, 143, 2238-2247
- 4) Hamasaki, K., Yamanaka, T., Tanaka, K., Nakatani, Y., Iwasaki, N. and Sprague, D. S. (2009) Relative importance of within-habitant environment, land use and spatial autocorrelations for determining odonate assemblages in rural reservoir ponds in Japan, *Ecological Research*,

24 (3), 597-605

- 5) Hamasaki, K., Yamanaka, T., Tanaka, K., Nakatani, Y., Iwasaki, N. and Sprague, D. S. (2011) Environmental characteristics accounting for Odonate assemblages in rural reservoir ponds in Japan. JARQ, 45(2), 187-196 (in press)
- 6) 井手 任, 大黒俊哉, 楠本良延 (2005) 生物多様性保全のための景観・植生調査情報システム. インベントリー, 4, 20-23
- 7) Ikeda, H. and Itoh, K. (2001) Germination and water dispersal of seeds from a threatened plant species *Penthorum chinense*. Ecological Research, 16, 99-106
- 8) 岩崎亘典, デイビッド スプレイグ (2005) 房総半島のニホンザル生息拡大地域における土地利用変遷に関する研究, 農村計画論文集, 7, 1-6
- 9) 小柳知代, 楠本良延, 山本勝利, 大黒俊哉, 井手 任, 武内和彦 (2007) 関東地方平野部におけるススキを主体とした二次草地の過去と現在の種組成の比較. ランドスケープ研究, 70(5), 439-444
- 10) 楠本良延, 大黒俊哉, 井手 任 (2005) 休耕・耕作放棄水田の植物群落タイプと管理履歴の関係—茨城県南部桜川・小貝川流域を事例にして—. 農村計画論文集, 7, 7-12
- 11) 農林水産省 (2007) 農林水産省生物多様性戦略
- 12) 大黒俊哉, 白戸康人, 伊藤一幸 (2003) 絶滅危惧植物タコノアシ個体群の維持にかかわる放棄水田の環境特性. ランドスケープ研究, 66(5), 599-602
- 13) 清水矩宏 (1998) 水田生態系における植物の生物多様性とは何か. 農業環境技術研究所叢書, 第10号, 82-126
- 14) 山本勝利, 井手 任, 大黒俊哉, 楠本良延, 天野達也, 徳岡良則, 奥島修二, 小出水規行, 竹村武士 (2008) 景観構造に関する調査・情報システムの開発とそれを活用した生物相の変動評価. 研究成果 462 (農林水産省農林水産技術会議事務局), 173-189
- 15) Yamanaka, T., Tanaka, K., Hamasaki, K., Nakatani, Y., Iwasaki, N., Sprague, D. S., Bjørnstad, O. N. (2009) Evaluating the relative importance of patch quality and connectivity in a damselfly metapopulation from a one-season survey. Oikos, 118, 67-76

農業環境研究叢書 第18号

平成23年 3 月 発行

農業環境研究 2001－2010

編 者 独 立 行 政 法 人 農 業 環 境 技 術 研 究 所
発 行 者 〒305-8604 茨城県つくば市観音台3-1-3

制作 筑波印刷情報サービスセンター協同組合

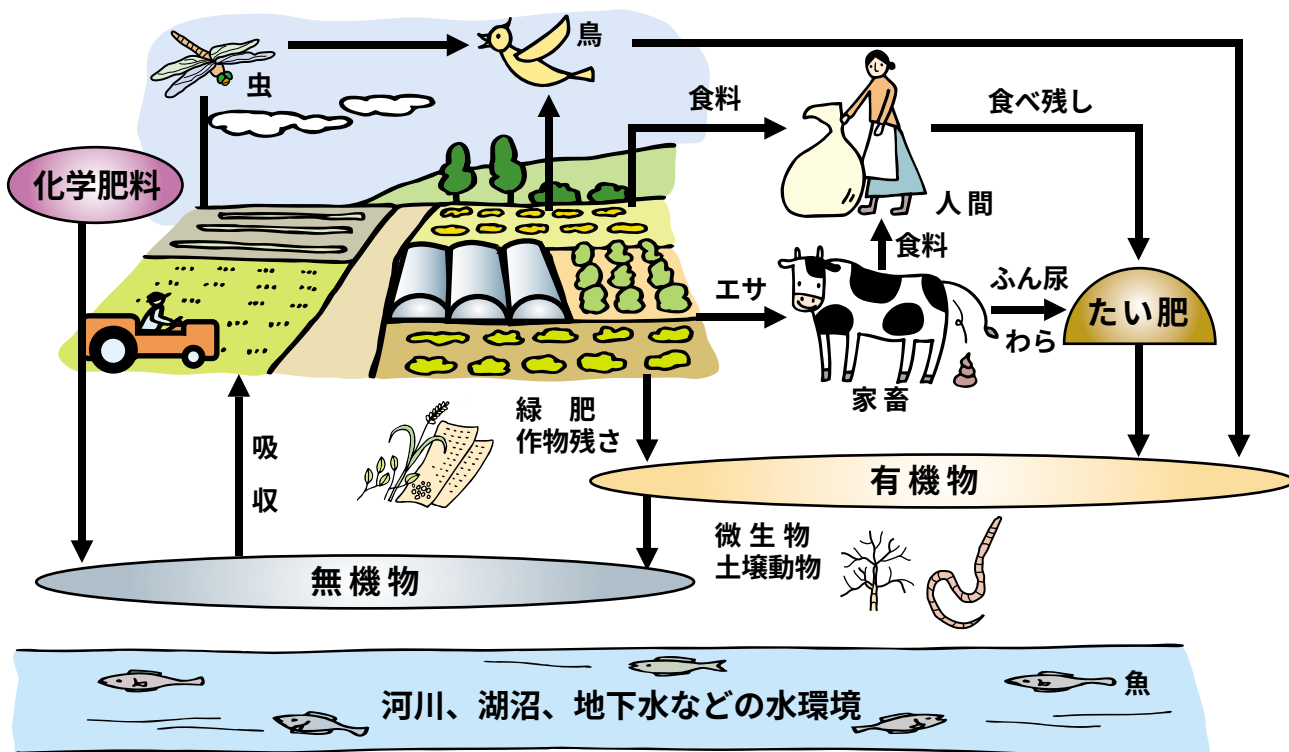
環境と調和のとれた持続的な 農業生産をめざして



農業生産と環境のかかわり

農業は、自然界における水や窒素、炭素といった物質の循環を利用して生産を行っています。この自然界の物質循環を乱すことなく生産を続けられれば、持続的に営むことができる、いわば環境と調和した産業といえます。

■ 農業の物質循環サイクル



農地は、適切な農業生産活動が行われることによって、多様な鳥や虫などの野生生物の生息地となったり、周辺の森林や集落と一体となって美しい農村風景を形成するなど、豊かな生態系の維持や良好な景観形成などに重要な役割を果たしています。

また、家畜の排せつ物や生ごみ、木くずなどを原料としたたい肥を農地に投入することによって有機性資源の循環利用を促進し、循環型社会形成の一翼を担います。

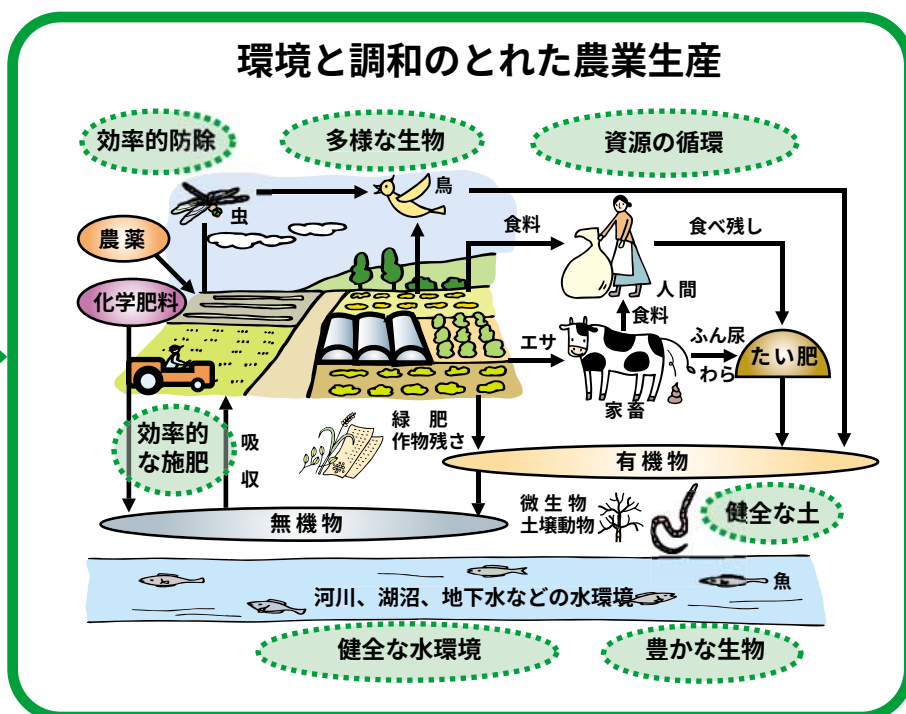
このように、農業は、自然環境を利用する一方、こういった様々な面から環境保全にも貢献しています。



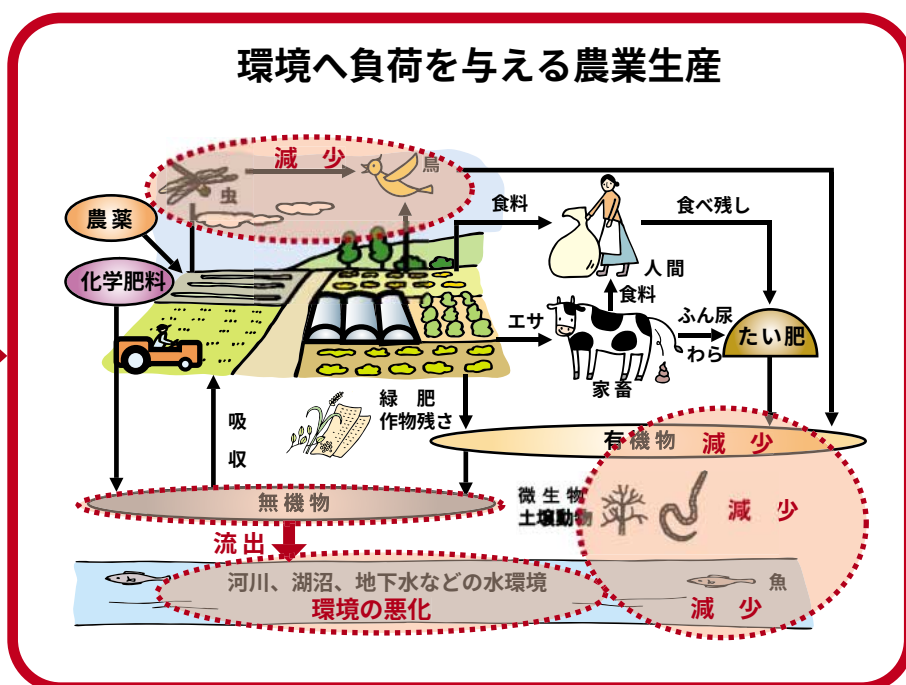
- 我が国は農地面積が少なく、夏が高温で降雨が多いなどの条件から、国民が求める安全で高品質な農産物を安定して生産するためには、施肥、病害虫・雑草の防除、その他農作物の生育環境を整えるための農作業や資材の投入が欠かせません。
- このように農業生産活動の方法によって、環境へ与える影響は異なります。



- 適切な施肥
- 適正な防除の実施
- 合理的な畑輪作 など



- 過剰の施肥
- 不適切な農薬の使用
- 不適切な廃棄物の処理 など



安全で高品質な農作物の安定的な生産を続けるためには、環境と調和のとれた農業生産を行うことが重要です。

作物の生産の環境と調和のためには、

土づくり

土の健康を保つために、たい肥等の有機物を利用することが大切です。また、たい肥の施用は、有機性資源の循環利用にも貢献します。

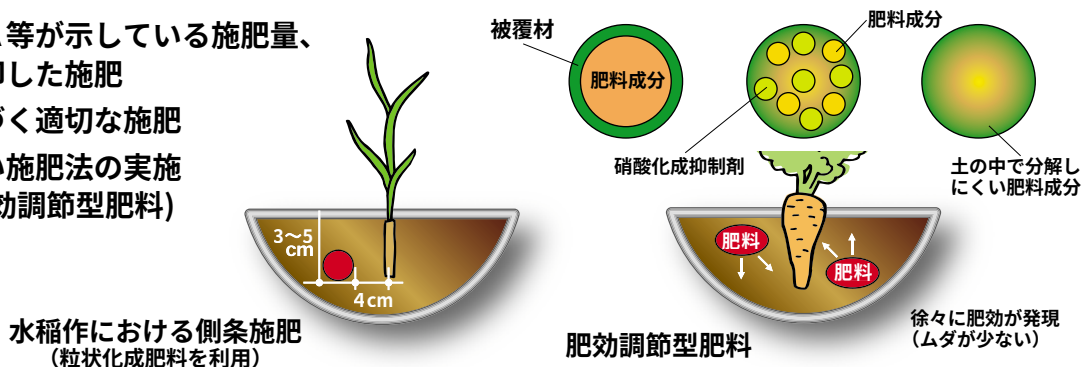
- たい肥の施用
- 稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培
- 土壌診断の実施など



施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は河川や地下水に流出し、環境に悪影響を及ぼすことがあります。そのため、適切な施用量、施用方法を守り、効果的・効率的な施肥を行うことが大切です。

- 都道府県、J A等が示している施肥量、施肥方法等に即した施肥
- 土壌診断に基づく適切な施肥
- 施用効率の高い施肥法の実施 (局所施肥・肥効調節型肥料)



防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めることが基本です。発生予察情報等を利用し、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を行うことが大切です。

- 発生源植物の除去
- 抵抗性品種の導入
- 輪作体系の導入
- ほ場及びほ場周辺の清掃
- 発生予察情報の入手や観察による発生状況を把握した上での防除
- 法律に基づく農薬の適正な使用および劇物等の適切な保管・廃棄



どのようなことに取り組めばいいの？

廃棄物の処理

循環型社会の形成のため、廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行うとともに、作物残さ等の有機物について利用や適正な処理に努めることが大切です。

- 稲わら、麦わら、野菜くず等の作物残さのたい肥、飼料、敷料等への再利用や、ほ場へのすき込み
- 法律に基づく使用済みプラスチック等の廃棄物の適正な処理



エネルギーの節約

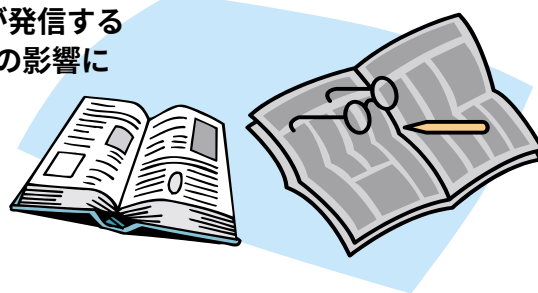
限りある資源の有効活用、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出を抑制するため、加温施設、農業機械の使用にあたっては、不必要・不効率なエネルギー消費を減らすことが大切です。

- 機械・器具の適切な点検整備、補修
- 効率的な機械の運転
- バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等、新エネルギーの利用

知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境の影響などに関する新しい知識と適切な対処に必要な情報を収集しましょう。

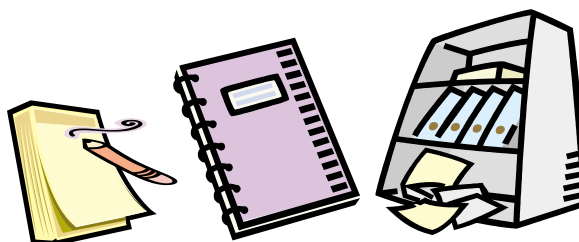
- 都道府県（農業普及指導センター等）、市町村、ＪＡ等が発信する情報誌、パンフレット、チラシ、新聞などにより環境への影響についての知識や情報の入手
- 環境への影響についての知識や技術に関する講演、研修会への参加



生産情報の保存

作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の使用状況等の記録を保存しましょう。

- 施肥、防除の実施状況等の記録帳（ノート、伝票等を含む）の保存
- ＪＡ等が奨励している記帳様式に沿った記録の作成・保存



環境と調和のとれた農業への挑戦

農林水産省では、農業者が環境と調和のとれた農業生産を行うための基本的な取組をまとめ、農業者自らが生産活動を点検し、改善に努めるためのものとして「環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成17年3月）」を策定しました。

まず始めに、基本的な農業生産活動を見直します。

活用の方法 (作物の生産)

- ① 都道府県や農業普及指導センターに問い合わせて点検シートを入手
- ② 点検シートに記載されている7項目（4～5頁）に取り組み、その状況をチェック
- ③ 実施できなかった項目については、原因を明らかにして来年度に再チャレンジ！
実施できている項目については、さらなる技術にチャレンジ！



環境と調和のとれた農業生産活動規範

点検シート（作物の生産）

土づくりの励行

チェック欄



適切で効果的・効率的な施肥



効果的・効率的で適正な防除



廃棄物の適正な処理・利用



エネルギーの節減



新たな知見・情報の収集



生産情報の保存



点検シート（家畜の飼養・生産）

家畜排せつ物法の遵守

チェック欄



悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行



家畜排せつ物の利活用の推進



環境関連法令への適切な対応



エネルギーの節減



新たな知見・情報の収集



さらなる挑戦は、エコファーマー

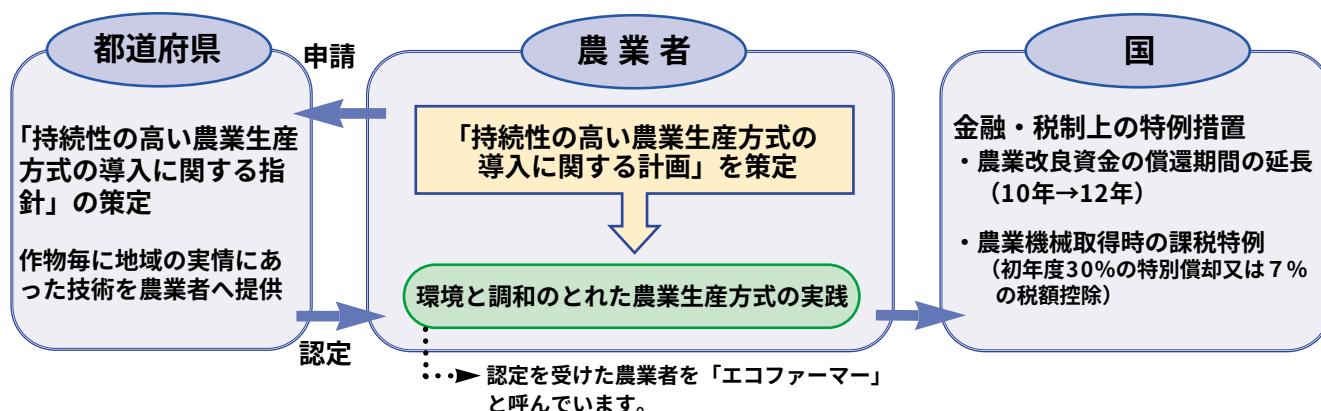
農林水産省では、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年10月）」を制定し、環境と調和のとれた農業生産を確保するため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者の方を支援する制度を設けています。



持続性の高い農業生産方式とは・・・

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他の良好な営農環境の確保に資する合理的な生産方式であって、右の3つの技術のすべてを用いることが必要です。

- 土づくり（たい肥その他の有機質資材の施用）
- 化学肥料低減技術
- 化学合成農薬低減技術



持続性の高い農業生産方式のイメージ（キャベツの例）

慣行的な生産方式

- 土づくり：たい肥の施用
- 施肥：全面全層施肥
化学肥料施用量 25kg/10a
- 防除：農薬による防除
農薬散布回数 15回

持続性の高い農業生産方式

- 土づくり：土壌診断に基づくたい肥の適切な施用
- 施肥：局所施肥
化学肥料施用量 20kg/10a
- 防除：マルチ栽培、フェロモン剤等の組み合わせ
農薬散布回数 8回

環境保全型農業にはこんな支援策もあります！

強い農業づくり交付金

都道府県、市町村、農業者団体等が行う取組に対し、国が定額（補助率1/2相当）の支援を行っています。

- 面的なまとまりをもち、かつ環境と調和した持続的な農業生産技術の導入等を総合的に支援（地域への技術導入実証、都道府県における調査研究など）
- 地域全体での有機農産物や特別栽培農産物の生産体制の確立の取組等を支援（地域への技術導入実証、消費者・実需者との交流促進など）

農林漁業金融公庫資金

たい肥化施設、有機物供給施設など、環境保全型農業推進のために必要な施設を整備する場合、特利で融資を受けることができます。



企画監修

農林水産省生産局農産振興課
環境保全型農業対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8509

<http://www.maff.go.jp/eco.htm>



編集発行

財団法人 日本土壌協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-58

電話 03-3292-7281 (代表)

平成17年3月 発行

この冊子についてのお問い合わせは：

生産環境工学ガイド

BEE Guide 2019



生産環境工学科

Bioproduction and Environmental Engineering

物理学、化学、現代社会と経済、技術者倫理、科学の歴史、地域と文化、キャリアデザイン、ビジネスマナー

(2) 数学、情報処理、自然科学に関する基礎知識の習得

数学・演習、応用数学・演習、統計学、情報基礎(一)・(二)、情報処理工学、基礎力学、熱力学

(3) 技術者としての環境問題への理解

土と水の環境、環境気象学、広域環境情報学、環境学習と体験活動、源流文化学、地球環境と炭素循環

(4) 分野の基礎知識の習得

機械力学、計測・制御工学、エネルギー工学、生産機械情報工学、電気・電子工学、設計製図、構造力学・演習、土質力学・演習、水理学・演習、環境土壌物理学、作物栽培学、測量学、応用測量学、測量実習、生産環境工学基礎演習、基礎実験

(5) 分野の専門知識の習得

農業・建設機械学、バイオロボティクス、農産加工流通工学、専攻実験、生産環境工学特別演習、食品工学

(6) 技術者としてのコミュニケーション能力と問題解決のための理論的思考能力の獲得

英語(一)～(四)、科学英語、専攻演習(一)・(二)・(三)、卒業論文

(7) 学習・教育目標を達成するために補助となる知識の習得

環境リモートセンシング工学、海外農業開発工学

5. 技術者養成コース

(1) コース概要

本学科では、教育改善の一環として2003年に生産基盤コース(現 技術者養成コース)を開設した。このコースは、2004年5月に、農業土木プログラムとして日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education)より認定された教育プログラムであり、2008年および2014年の継続審査を経て2019年度までの継続認定を受けている。なお、2014年の継続審査においては、農業土木ではなく農業機械も含めた幅広い農業工学関連技術者の育成を目標とし、プログラム名称を「農業土木プログラム」から「農業工学プログラム」に変更して、その枠組を拡大している。これにより本学科技術者養成コースの修了者は、国際的に通用する技術者教育を受けたものとして評価され、技術士試験の第一次試験の免除資格が与えられるとともに、指定登録機関への登録を行うことで技術士補の資格を取得することが可能となった。

JABEEは、技術系学協会と密接に連帯しながら技術者教育プログラムの審査・認証を行うため1999年11月に設立された非政府団体である。JABEEの目的は、統一的基準に基づいて理工農学系大学における技術者教育プログラムの認定を行い、技術者の標準的な基礎教育と位置付け、国際的に通用する技術者育成の基盤を担うことを通じて、わが国の技術者教育の国際的な同等性を確保し、その成果を社会と産業の発展に寄与することである。なお、JABEEによると、「技術者」とは「数理学、自然科学および人工科学の知識を駆使し、社会や環境に対する影響を予測しながら資源と自然力を経済的に活用し、人類の利益と安全に貢献するハード・ソフトの人工物やシステムを研究・開発・製造・運用・維持する専門職業」と、非常に広い範囲に定義している。このような技術者を教育・育成するために、JABEEが認定する教育プログラムにおいては以下に示すような知識・能力を修得させることが要求されている。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
- (c) 数学および自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
- (d) 該当分野において必要とされる専門知識とそれらを応用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

本コースのカリキュラムは、これらの知識・能力が十分修得できるように構成されている。

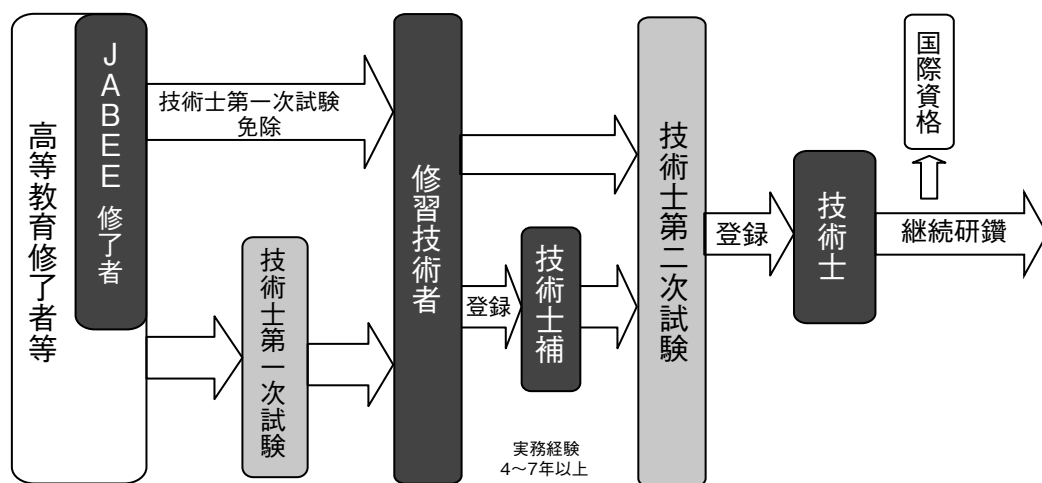
JABEE認定を受けたコースの修了者は、世界に通じる技術者養成教育を受けたことが保障されている。日本をはじめ各国では、独自の技術者資格制度を有しており、これらの技術者資格を習得するには試験を受けなければならない。しかし、受験に際しては一定の資格が要求されており、これを満足しなければならない。本コースの修了者は、これらの受験資格を得ることが国際的に保障されている。つまり、本コース修了者は日本に加えて、アメリカ、イギリス、ドイツなどの技術者資格試験を受験することが可能になる。

日本の技術者資格の最高峰は技術士である。この資格を有する者は高度な技術を有していると認められ、その技術によって設計や施工、管理の責任者となることができる。技術士とは、技術士法に基づく国家試験に合格したものに与えられる技術者にとって権威のある国家資格で、資格取得には、通常、一次試験に合格した後、技術士補となり、4年間の実務

経験を積んだ後、二次試験に合格する必要がある。技術士として登録されると、科学技術に関する高度な応用能力を有する技術者として、社会での活躍が保証される。本コース修了者は一次試験が免除されることになり、就職に際しては有利な資格となり得る。本コースは任意選択制であるが、国内ばかりでなく海外でも通用する技術者を目指して本コースを履修することを勧める。

本コース修了者は、農業工学技術修得のための基礎・専門教育が受けられ、卒業時には、自ら学習し自己の能力・資質を開発することができる者として、客観的な高い評価がなされる。よって、農業工学関連の公務員（国家、地方）および独立行政法人職員、土木・建設関連企業、コンサルタント、機械関連企業、環境関連企業などの広い分野での活躍が期待され、就職・進路決定時に有利な評価を受けられる。

現在、技術士法が改正され、その中で、文部科学大臣が指定する認定教育課程（JABEE認定の技術者教育プログラム）の修了者は、技術者に必要な基礎教育を完了したものと見なされ、技術士第一次試験を免除されて直接「修習技術者」として実務修習に入ることができることになった。これによって、大学における基礎教育と技術者資格とのリンクが確保されることになった。新しい技術者資格制度の概要は図Ⅱ-4の通りである。



図Ⅱ-4 技術士資格取得までの仕組み
（日本技術者教育認定機構・日本技術士会「技術士への道」2013より）

(2) 教育理念

技術者養成コースにおける教育理念は、地域環境ならびに農村計画、農村環境整備に関する計画レベルでの農業工学関連技術に加えて、土木材料、設計施工法、水利施設や灌漑排水事業、農業生産システムに関する必要な素養や技術の習得によって、卒業時には自らが学習し自己の能力と資質を開発することができる者として高い評価が得られるような人材を育成することにある。

(3) 学習・教育到達目標

技術者養成コースでは、農業生産性の向上のみではなく、地域の環境・資源、生態系およびエネルギーに配慮した計画・設計・施工・運営管理を行える技術者を育成すべく、コース履修者に対して次に示す(A)～(E)の学習・教育到達目標を定めている。

すなわち、本コースでは、農業工学関連技術の社会的位置付けや技術者として必要な倫理を理解した上で農業工学関連技術の基礎知識を学習し、これをもとに専門知識を習得し、さらに深い専門知識を習得した上で、実証的研究をととして実践能力とコミュニケーション能力を習得するという、一連の学習・教育到達目標を設定している。ここで履修学生は、これらの指定された目標について学習し、それぞれに設定された必要な学習水準をすべて達成することが求められる。同時に教員は、履修者がこれらの目標水準を達成するために必要な教育を行うとともに、社会や学生の要求を配慮した継続的な教育改善を行うことを目指している。なお、これらの学習・教育到達目標はJABEEが要求する(a)～(i)の基準を考慮しながら、本コースの修了者の持つべき能力として設定したものである。

以下に技術者養成コースにおける学習・教育到達目標について説明する。

(A) 人類社会における技術の位置付けと技術者としての社会的責務および倫理観を習得する

「食料」、「環境」、「資源」、「エネルギー」などの地球的規模の諸問題を解決するために必要とされる農業工学関連技術の人類社会での位置付けを認識し、農業工学関連技術が人類社会および地球環境に及ぼす効果や影響について多面的に考える能力を習得するとともに、技術者としての社会的責務と倫理観を習得する。

(B) 農業工学関連技術の基礎知識を習得する

農業工学系技術者は、数学、情報技術、自然科学等に関する十分な知識を有し、これらを人類の幸福のために活用することが求められる。ここでは、そのための基礎知識として、数学、生物、化学、情報ならびに農業工学関連技術の基礎知識としての力学系科目などを習得する。

表Ⅱ-5 技術者養成コース科目一覧（単位数）

○：必修科目

学 年	前 期				後 期				
	授業科目名	D1	D2	D2	授業科目名	D1	D1	D2	
1年次	○フレッシュマンセミナー	2	2	2	○基礎力学	2	2	2	
	○地域環境科学概論	2	2	2	○基礎力学演習	2	2	2	
	○生産環境工学概論	2	2	2	○熱力学	2	2	2	
	○情報基礎（一）	2	2	2	○情報基礎（二）	2	2	2	
	○英語（一）	2	2	2	○英語（二）	2	2	2	
	○数学	2	2	2	○材料力学	1	1	1	
	○数学演習	2	2	2	○共通演習	2	2	2	
	生物学	2	2	2	○応用数学	2	2	2	
	化学	2	2	2	○応用数学演習	2	2	2	
	中国語（一）※	2	2	2	中国語（二）※	2	2	2	
					土と水の環境	2	2	2	
	前期合計単位	20	20	20	後期合計単位	21	21	21	
	学年合計単位数					41	41	41	
2年次	○測量学	2	2	2	○応用測量学	2	2	2	
	○測量実習	2	2	2	○基礎実験	2	2	2	
	○英語（三）	2	2	2	○英語（四）	2	2	2	
	○生産環境工学基礎演習	1	1	1	○土質力学	2	2	2	
	○環境土壌物理学	2	2	2	○土質力学演習	2	2	2	
	○構造力学	2	2	2	○水理学	2	2	2	
	○構造力学演習	2	2	2	○水理学演習	2	2	2	
	地域資源利用学	2	2	2	地域環境保全学	2	2	2	
	土木材料学		2		情報処理工学	2	2	2	
	統計学	2	2	2	鉄筋コンクリート工学		2		
	キャリアデザイン	1	1	1	食品工学			2	
		前期合計単位	18	20	18	後期合計単位	18	20	20
		学年合計単位数					36	40	38
	3年次	○専攻実験	2	2	2	○専攻演習（一）	2	2	2
農村環境工学		2			農村計画学	2	2	2	
農地環境工学		2	2	2	土地改良学	2			
流域水文学		2	2	2	地水環境工学	2			
広域環境情報学		2	2	2	環境リモートセンシング工学	2			
社会基盤工学		2	2	2	環境土木学	2	2	2	
土木施工法			2		バイオロボティクス			2	
水利施設工学			2		設計製図	2	2	2	
農業建設機械学				2	生産環境工学特別演習	2	2	2	
農産加工流通工学				2	技術者倫理	2	2	2	
現代社会と経済		2	2	2	科学英語	2	2	2	
TOEIC英語 初級 ⁺		(2)	(2)	(2)	TOEIC英語 中級 ⁺	(2)	(2)	(2)	
		前期合計単位	14	16	16	後期合計単位	20	14	16
		学年合計単位					34	30	32
4年次		○専攻演習（二）	2	2	2	○専攻演習（三）	2	2	2
					○卒業論文	4	4	4	
		前期合計単位	2	2	2	後期合計単位	6	6	6
		学年合計単位数					8	8	8
コース単位合計						119	119	119	

注）※もしくは⁺のいずれか選択する

表Ⅱ-6 各学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ

学習・教育 到達目標		授 業 科 目 名							
		1 年		2 年		3 年		4 年	
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
(A)	A1	フレッシュマン セミナー							
		地域環境科学概論							
		生産環境工学概論	共通演習						
	A2					現代社会と経済			
(B)	A3		土と水の環境				環境土木学		
	A4						技術者倫理		
	B1	数学 数学演習	応用数学 応用数学演習	統計学					
	B2	情報基礎(一)	情報基礎(二)		情報処理工学 (2019年度は前期)	広域環境情報学 (2020年度は後期)			
(C)	B3	化学	基礎力学						
		生物学	基礎力学演習						
			熱力学						
			材料力学						
(D1)	C1			測量学 測量実習	応用測量学				
	C2			生産環境工学 基礎演習	基礎実験	流域水文学			
				環境土壌物理学	土質力学				
					土質力学演習				
(D2)	C3			構造力学		社会基盤工学	設計製図		
				構造力学演習					
				地域資源利用工学	地域環境保全学	農地環境工学	農村計画学		
	C4								
(D3)	D1-1						土地改良学 環境リモートセン シング工学		
	D1-2					農村環境工学	地水環境工学		
	D2-1					土木施工法			
	D2-2			土木材料学	鉄筋コンクリート 工学	水利施設工学			
(E)	D3-1				食品工学	農業・建設機械学			
	D3-2					農業加工流通工学	バイオロボティクス		
	E1					専攻実験	専攻演習(一)		
	E2	英語(一) 中国語(一)*	英語(二) 中国語(二)*	英語(三)	英語(四)	TOEIC英語(初) ⁺	TOEIC英語(中) ⁺ 科学英語		
(E)	E3			キャリアデザイン					
	E4						専攻演習(二)	専攻演習(三)	
	E5							卒業論文	
						生産環境工学 特別演習			

注) *もしくは+のいずれかを選択

(C) 農業工学関連技術の専門知識を習得する

農業は土と水に大きく依存しており、食料生産の安定と安全・安心、人類の生存環境創造と維持のために「土」と「水」に関する十分な知識と理解が必要である。また、食料生産と人類の生存環境を取り扱う農業工学系技術者には、農地や水利にかかわる現場での計測技術、地域資源の有効利用と環境に配慮した整備計画、持続可能な生産基盤整備、自然環境に配慮した施設整備に関する知識が必要である。ここではこれらに関する専門知識を習得する。

(D) 主要な専門知識を習得する

農地・農村の計画・評価に関する主要専門知識の習得のためのサブコース (D1) と農村・都市部における設計施工に関する主要専門知識の習得のためのサブコース (D2)、環境保全や人間活動に配慮した農業生産システムに関する主要専門知識の習得のためのサブコース (D3) を配置し、技術者養成コース履修者はいずれかのサブコースを選択してより深い主要な専門知識を習得する。

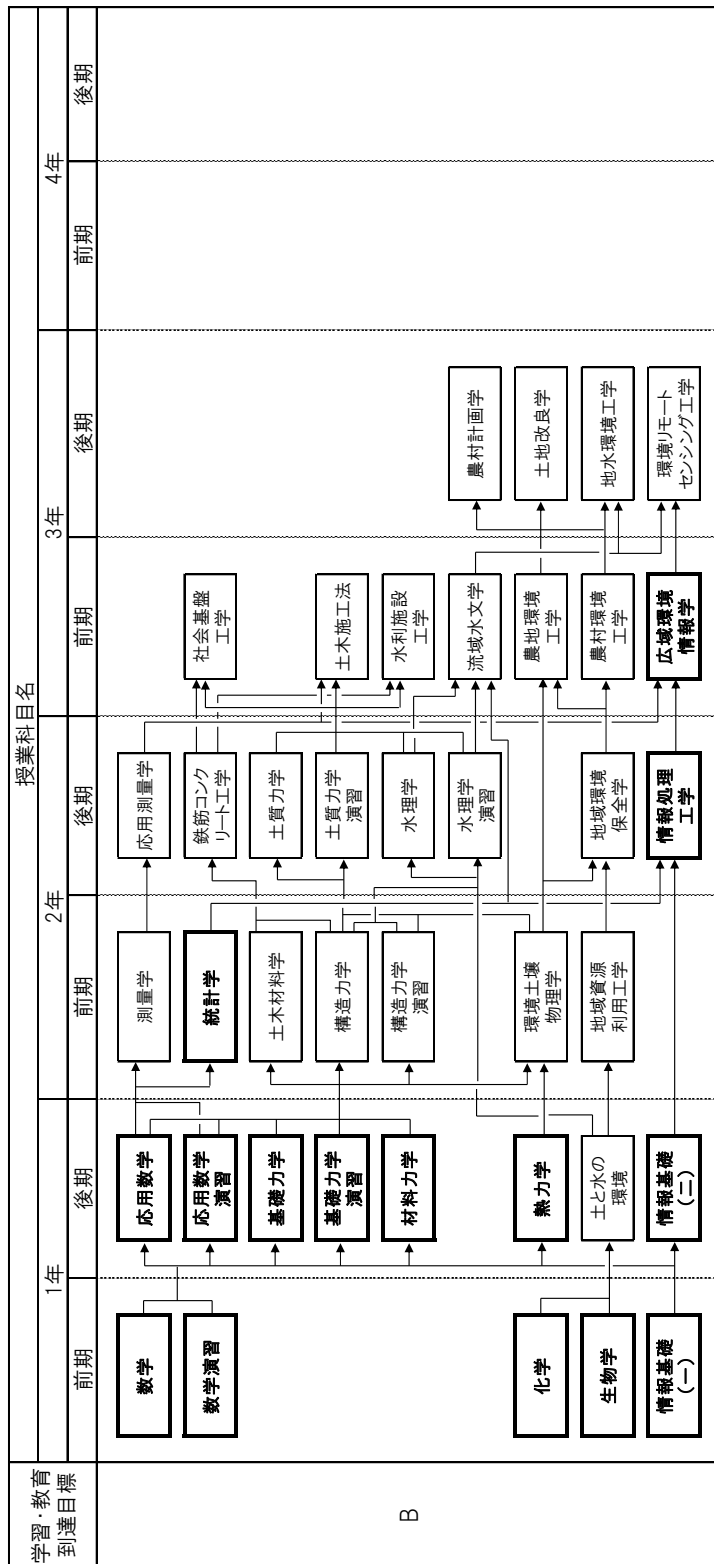
(E) 総合的デザイン能力を習得する

技術に対する社会的要求は現場にあることから、現場での技術的諸問題点を明確化しその解決方法を確立するために科学を素養とした分析能力と論理的思考に基づくコミュニケーション能力の習得が要求される。そして、現場での問題点を解決するためには、習得した基礎知識と専門知識を現場にて実践する能力およびチームで仕事をする能力が必要となる。ここでは、現場での問題把握から解決に至るまでの実践的手法を自主的・継続的に学習することを通じて総合的デザイン能力を習得する。

以上の学習・教育到達目標に関連する科目は表Ⅱ-5に示すとおりであり、関連科目群の達成度により各学習・教育到達目標の達成度を評価する。具体的には各科目の成績を「秀」4点、「優」3点、「良」2点、「可」1点とし、科目群ごとの平均値を総合評価値とする。各学習・教育到達目標の達成は、この総合評価値とそれぞれの目標ごとに設定された条件により評価される。なお、技術者養成コースの履修学生は、選択したコースに関して表Ⅱ-5に掲げる全ての単位を取得しなければならない。

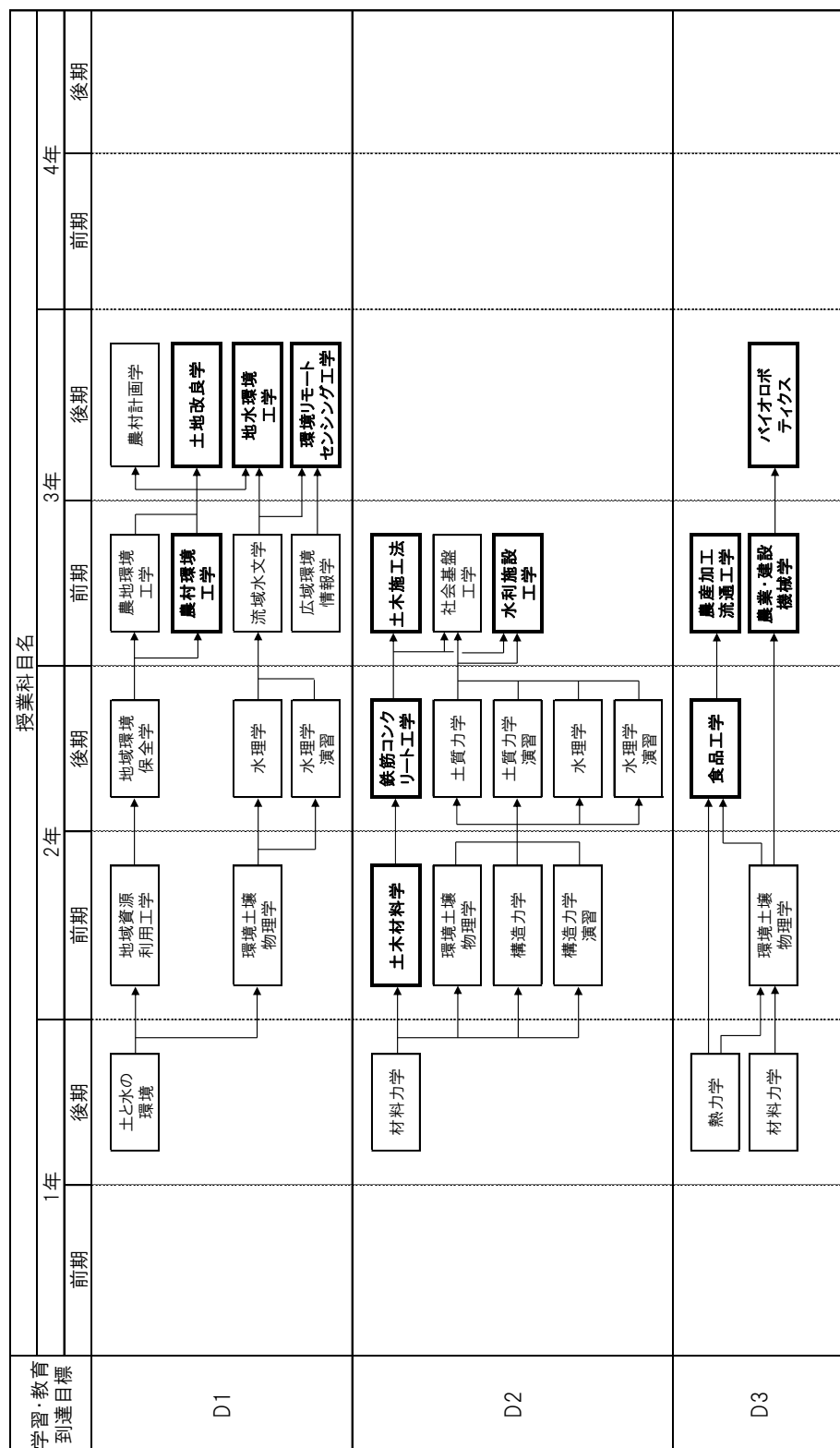
各学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目と、技術者養成コースで定める他の科目との関係を図Ⅱ-5～図Ⅱ-9に示す。履修計画を立てる際には、これらの科目間の関連性をよく把握して、効果的かつ計画的な学問の習得に配慮することが望まれる。

各学習・教育到達目標の内容と JABEE 基準との関連、またそれぞれの達成度評価基準の細部について次に説明する。



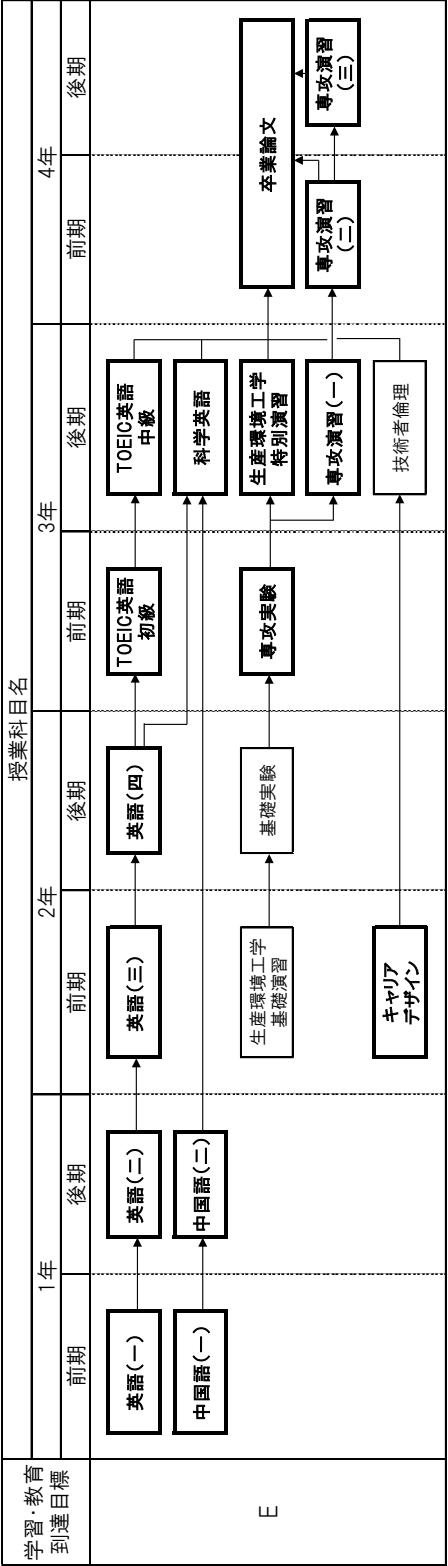
※太枠の科目が主体的な科目，その他は付随的な科目を示す．

図Ⅱ-6 学習・教育到達目標(B)を達成するために必要な授業科目と他の科目との関連



図Ⅱ-8 学習・教育到達目標（D）を達成するために必要な授業科目と他の科目との関連

※太枠の科目が主体的な科目，その他は付随的な科目を示す．



図Ⅱ-9 学習・教育到達目標 (E) を達成するために必要な授業科目と他の科目との関連 ※太枠の科目が主体的な科目，その他は付随的な科目を示す．

(4) 学習・教育到達目標ごとの科目群と JABEE 基準および達成度評価

(A) 人類社会における技術の位置付けと技術者としての社会的責務および倫理観を習得する。

(A1) 大学・学部および学科の理念を通して人類が直面する諸問題を学び、「農」の立場から多面的に物事を考える能力を習得する

評価対象科目	フレッシュマンセミナー、地域環境科学概論、生産環境工学概論、共通演習
JABEE基準との関連	(a)、(b)、(i)

(A2) 「食料」、「環境」、「資源」、「エネルギー」などの地球的規模の諸問題を理解するために、人類社会の基礎知識を習得する

評価対象科目	現代社会と経済
JABEE基準との関連	(a)、(b)、(e)

(A3) 農業工学の立場から環境問題を学び、知識を習得する

評価対象科目	土と水の環境、環境土工学
JABEE基準との関連	(a)、(b)、(d)

(A4) 技術者の社会的責務を理解し、技術者として持つべき倫理観を習得する

評価対象科目	技術者倫理
JABEE基準との関連	(b)、(e)、(g)

◎学習・教育到達目標 (A) の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であることで達成される。

(B) 農業工学関連技術の基礎知識を習得する

(B1) 農業工学技術の基礎となる数学に関する知識を学び、これを技術へ応用できる能力を習得する

評価対象科目	数学、数学演習、応用数学、応用数学演習、統計学
JABEE基準との関連	(c)、(d)、(g)

(B2) 農業工学に関する技術的問題の解決に必要な情報処理技術を学び、実験データの解析や直面する問題の分析を行える能力を習得する

評価対象科目	情報基礎(一)、情報基礎(二)、情報処理工学、 広域環境情報学
JABEE基準との関連	(c)、(d)、(e)

(B3) 力学、化学、生物学などの自然科学の基礎知識を学び、これを農業工学技術へ応用する能力を習得する

評価対象科目	化学、生物学、基礎力学、基礎力学演習、熱力学、 材料力学
JABEE基準との関連	(c)、(d)、(g)

◎学習・教育到達目標 (B) の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であることで達成される。

(C) 農業工学関連技術の専門知識を習得する

(C1) 測量に関する知識および測量手法を学び、計測手法およびデータ処理手法の基礎能力を習得する

評価対象科目	測量学、測量実習、応用測量学
JABEE基準との関連	(c)、(d)、(g)

(C2) 農業工学技術に共通する専門知識として「土」と「水」に関する知識と理論を学び、実験を通して理論を応用する能力を習得する

評価対象科目	環境土壌物理学、土質力学、土質力学演習、水理学、 水理学演習、流域水文学、生産環境工学基礎演習、基礎実験
JABEE基準との関連	(d)、(g)

(C3) 農業工学技術者として取り扱う関連施設を学び、これらを計画・設計・施工するための基礎となる専門知識を習得する

評価対象科目	構造力学、構造力学演習、社会基盤工学、設計製図
JABEE基準との関連	(d)、(g)

(C4) 農地と農村地域計画について学び、地域資源の有効利用と環境に配慮した整備計画を行うための専門知識を習得する

評価対象科目	農地環境工学、地域資源利用工学、地域環境保全学、農村計画学
JABEE基準との関連	(d)

◎学習・教育到達目標 (C) の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であることで達成される。

(D) 主要な専門知識を習得する

(D1) サブコース D1 に関する知識の習得

農地、農村のもつ多面的機能や環境保全のための技術とその評価、とくに農村地域における生活環境や環境汚染の実態解明と環境管理に関する知識を習得する。

(D1-1) 農地・農村のもつ多面的機能に関する知識を理解し、環境保全のための技術とその評価手法に関する知識を習得する。

評価対象科目	土地改良学、環境リモートセンシング工学
JABEE基準との関連	(d)、(e)

(D1-2) 生活環境や環境汚染に関する知識を学び、汚染の実態解明と環境管理にこれらの知識を応用する能力を習得する

評価対象科目	農村環境工学、地水環境工学
JABEE基準との関連	(d)

◎学習・教育到達目標 (D1) の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であることで達成される。

(D2) サブコース D2 に関する知識の習得

農地・都市地域における生産環境の整備に際して、地域資源の活用、資源のリサイクル、環境に配慮した生産手段の整備および関連施設の設計や新資材の開発に関する知識を習得する。

(D2-1) 生産基盤施設の整備に必要な知識を学び、施設の計画・立案を行う基礎的能力を習得する

評価対象科目	土木施工法、水利施設工学
JABEE基準との関連	(d)、(e)

(D2-2) 生産基盤施設を設計・施工する上で必要な材料に関する基礎的知識を学び、地域資源の活用やリサイクルについて考究する能力を習得する

評価対象科目	土木材料学、鉄筋コンクリート工学
JABEE基準との関連	(d)

◎学習教育到達目標（D2）の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であることで達成される。

(D3) サブコース D3 に関する知識の習得

農村・都市地域における、環境保全や人間活動に配慮した農業生産システムの技術開発、設計・評価に関する知識を習得する。

(D3-1) 農業生産システムに必要な知識を学び、その設計・評価など基礎的能力を習得する

評価対象科目	農業・建設機械学、食品工学
JABEE基準との関連	(d)、(e)

(D3-2) 農業生産システムを構築するうえで必要な基礎的知識を学び、システムの高度化や農産物の高品質化について考究する能力を習得する

評価対象科目	バイオリボティクス、農産加工流通工学
JABEE基準との関連	(d)

◎学習教育到達目標（D3）の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であることで達成される。

(E) 総合的デザイン能力を習得する

(E1) 習得した科学技術と農業工学に関する知識を応用し、これを実践する能力を習得する

評価対象科目	専攻実験、専攻演習(一)
JABEE基準との関連	(d)、(g)

(E2) 技術的問題点の明確化と解決のために必要な日本語および外国語によるコミュニケーション手法を学び、理論的思考に基づいた説明能力を習得する

評価対象科目	英語(一)、TOEIC英語初級、中国語(一)、英語(二)、TOEIC英語中級、中国語(二)、英語(三)、英語(四)、科学英語
JABEE基準との関連	(e)、(f)、(h)

(E3) 農業工学技術の理論と実際についての認識を深め、社会人として活躍するために必要なキャリアデザイン手法について習得するとともに、現場で実践力を習得する

評価対象科目	キャリアデザイン
JABEE基準との関連	(d)、(e)、(f)、(h)、(i)

(E4) 新たな知識の習得を自主的・継続的に行い、獲得した知識を有効に応用して問題解決を行うための総合的設計能力を習得する

評価対象科目	専攻演習(二)、専攻演習(三)、卒業論文
JABEE基準との関連	(d)、(e)、(f)、(g)、(h)

(E5) 他者と共同して課題解決を図ることができる能力を習得する

評価対象科目	生産環境工学特別演習
JABEE基準との関連	(f)、(g)、(i)

◎学習・教育到達目標 (E) の達成度評価

この学習・教育到達目標は、上記評価対象科目の総合評価値が1.0以上であること、かつ専攻実験、専攻演習(一)、生産環境工学特別演習、専攻演習(二)、専攻演習(三)および卒業論文の評価が「優」であることにより達成される。

(5) 履修方法

① 登録方法および登録時期

本コースの履修を希望する者は、原則として、3年進級時に行なわれる登録説明会に出席し、②登録上の注意点をよく読み、技術者養成コース登録書を提出してコース登録しなければならない。その際サブコースの選択も同時に行う。履修登録は学生の自由意志によるものであるが、本コースは資格を取得することのみを目的としているわけではなく、専門技術者を養成するためのコースであることをよく認識して登録していただきたい。

② 登録上の注意点

本コースの構成科目は1年次、2年次にも配当されており、本コースを目指すものは1・2年次における履修科目の選択に当たっても留意しなければならない。さらに本コースの修了のためには、上記で説明したように各学習・教育到達目標ごとに設定された達成度を満足しなければならない。このためには各学習・教育到達目標に配当されている1・2年次科目において必要な成績を収めていなければならない。従って本コース登録時には本コース科目の成績をチェックし、学習・教育到達目標ごとに設定された達成度に至らないと判断された場合はコース選択を受け付けない。

以上のように、本コースを履修するためには1・2年次における履修科目選択とその成績が重要であり、本コースの登録を希望するものは、入学時から十分な履修計画をたてる必要がある。

③ ポートフォリオの作成

本コース履修者は、本コース構成科目において課されたレポート、小テスト答案、定期試験答案等を担当教員より返却を受けて、ポートフォリオとして作成しておかなければならない。ポートフォリオは、履修者の達成度自己評価の上で重要な資料となるので、履修者はポートフォリオを随時見直し、その後の学習に役立てることが求められる。履修者は必要に応じてポートフォリオの提出を求められ、本コース終了時には必ずポートフォリオを提出しなければならない。

なお、答案等の返却に関して以下のルールを適用しているので、注意すること。

- (1) 学生への答案等の返却は、原則として当該科目の期末試験の成績相談日に行う。
- (2) 返却日に答案等を受け取らなかった学生については、次年度以降のその科目の開講学期における成績相談期間内での返却となる。
- (3) 上記返却期間以外での答案等の返却依頼には応じない。また、保存期間（3ヵ年）を過ぎた答案等は破棄するため、希望があっても返却できない場合がある。

④ 編入生の技術者養成コースへの登録基準

本学科への編入生も技術者養成コースに登録可能である（一般の3年生と同じ方法で登

録)。しかしその際には、既修得科目の中で本コース構成科目として認定できるかの判断が必要となり、学科内の技術者教育検討委員会で出身学校（大学、短大、専門学校など）の成績およびシラバス等を参考にし、認定科目の評価を決定する。決定に際して、本人への口頭試問や、出身学校への問い合わせを実施する場合がある。

⑤技術者養成コース・生産環境コース間の移籍について

技術者養成コース履修者が生産環境コースに移籍を希望する場合、あるいは生産環境コース履修者が技術者養成コースへ移籍を希望する場合は、次に示すような条件を満たす時のみ移籍が認められる。

（１）技術者養成コースから生産環境コースへの移籍について

以下のいずれかの条件に該当する者については、生産環境工学科技術者教育検討委員会および教育改善委員会での審査（以下、学科内審査）を経て承認が得られた場合、３年終了時に技術者養成コースから生産環境コースへの移籍が認められる。

①退学あるいは休学した者

②何らかの止むを得ない理由により研究室活動が続けられない者で、生産環境コースへの移籍を希望する者

（２）生産環境コースから技術者養成コースへの移籍について

以下のいずれかの条件を満たす者については、学科内審査を経て承認が得られた場合３年次終了時に生産環境コースから技術者養成コースへの移籍が認められる。

①退学あるいは休学により技術者養成コースの登録資格を失い、復学後に技術者養成コースへの再登録を希望する者

②技術者養成コース登録者と同等以上の熱意を有するとともに所定の学習・教育到達目標を達成している者

（３）コース間の移籍申請期限

コース間の移籍申請期限は３年次の年度の３月末日までとし、移籍を希望する学生は期限までに本学科の技術者教育検討委員会に移籍申請を行うこと。なお、移籍に関する学科内審査は、申請期限後に実施する。

生産環境工学ガイド

発行日：2019年（平成31年）4月1日

編集：東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科

発行者：

〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1

TEL 03-5477-2331（学科事務室）

<http://www.nodai.ac.jp>

印刷：株式会社 共立

2019 Department of Bioproduction and Environment Engineering,
Tokyo University of Agriculture

水田農業地域の農業工学技術者育成に関する 第4回国際会議

*The 4th International Conference on Educational Accreditation System and APEC
Engineers Project for Agricultural Engineering in Paddy-Farming Regions*

増 本 隆 夫[†]
(MASUMOTO Takao)

I. はじめに

平成17年11月16日に台湾台北市において、国際水田・水環境学会、国立台湾大学生物環境システム学科ならびに台湾農業工学会主催で、第4回水田農業地域における農業工学の技術者育成に関する国際会議が開催された。これは、日本で開催された第1回¹⁾(平成14年3月)と第2回²⁾(平成15年3月)の国際会議ならびに韓国開催の第3回国際会議³⁾(平成16年10月)を受けたもので、今回は台湾がホスト国となって開催された。以下では、この国際会議について、その概要を報告する。

II. これまでの会議を受けた第4回国際会議

1. 第1～4回国際会議

事前の準備会議や第1回の国際会議で水田農業地域における農業工学技術者育成に関する諸国間での共通認識(京都宣言2002)を醸成・確認した上で、第2回(京都宣言2003)や第3回(安山宣言2004)、さらには今回の第4回会議で、各段階での合意を具体化するための諸活動について討議が行われてきた。今回は、アジアモンスーン域から約40名が参加し、日本からは、発表者等7名、後述の学会賞受賞関係者5名、学会事務局3名が出席した。

2. 討議内容

今回の会議も前回と同様2部に分かれ、第1部で①各国における技術者教育認定制度の動向、②各国のAPECエンジニア制度への取組み、③国際誌PWE出版に関する各国の現状が話し合われ、第2部で国際水田・水環境工学会(PAWEES)が発行する学会賞の授賞式が執り行われた。さらに、前回の韓国安山会議と同様、会議後に現地訪問(2日間)が組込まれた。

III. 各国における技術者育成に対する動き

1. 技術者教育認定制度の動向

大学等高等教育機関における技術者教育プログラムの認証制度の確立や実施、ならびにワシントン・アコード(WA)加盟を目指した国際相互認証の動きはますます活発になってきた。特に、日本では、資格相互認証のための技術者教育認定機構(JABEE)により、農業工学系の平成12年試行審査開始に始まり、14年度、15年度と16年度にはそれぞれ2大学、4大学および5大学が正式認定された。また、現在農業工学分野の16分野の186のプログラムを認証しているJABEEは平成17年6月にWAの正式メンバーとして承認された。

韓国は日本と同様な認定機構ABEEKを立ち上げたが、農業工学分野(AEEPと呼称)は単独分野として認定されていないため、17分野の1つとして18年度の機構登録を目指している。ただし、ABEEKは、平成17年6月にWAの暫定メンバーとして登録された。

一方、台湾では、国あるいは地域としての認定制度はまだ確立していないが、台湾文部省を中心に、認定機関の立ち上げを加速させようとの動きがある。

2. 各国のAPECエンジニア制度への取組み

APECエンジニア資格の相互認証にみられるように、技術者資格の国際相互承認の動きは活発化しており、継続教育が可能なシステム整備が重要な検討課題となってきた。日本からは、技術士やAPECエンジニア制度の現状、さらに技術規格の国際化について報告された。現在21の科学技術分野がある日本の技術士制度とAPECエンジニアの分野構成とは違いがあり、それぞれの分野を的確に対応付けることは困難な状況にある。現在は、両者の対比についての意見収集が各省庁で行われている段階である。

韓国のAPECエンジニア制度に関しては、農業工学分野からの取組みを関連団体協力体制のもとに強めようとしているが、日本と同様に、資格認定制度は土木工学分野の一部としての認証に止まっている。ただし、相互認証のための課税免除協定を取り交わしている国や経済

[†]農村工学研究所



圏は現状では存在しないため、当資格があまり役に立たないとの認識もある。さらに、台湾においても状況は同様である。

IV. 国際誌 PWE 出版に関する現状

国際ジャーナル「Paddy and Water Environment (PWE)」(平成 15 年 3 月発刊)は、水田農業地域の特徴を世界へ発信するための協力目標の目玉となっている。今回は、創刊から約 2 年半経った段階での現状分析やそれを国際誌にするための分析や提案が行われた。

1. 国際誌 PWE の現状

(1) 投稿の状況 PWE の創刊からこれまで、1~3 巻が印刷され、研究論文、技術論文、レビュー等 69 の印刷論文の内、投稿代表者の国籍は、日本(44)、韓国(7)、台湾(4)、フィリピン(3)、中国(2)、オランダ(2)、メキシコ、インドネシア、イタリア、ナイジェリア、スリランカ、オーストラリア等(各 1)となっている。1 号当たり 6 編の論文が掲載されているが、全体に投稿数を増やしたいとの発言があった。また、ジャーナルの投稿区分から見ると、論説(15)、研究論文(56)、技術論文(11)、レビュー(6)、短報告(5)の 93 編が既に印刷されたことになる。現在、編集委員の 13 名、査読委員 30 名とボランティアが査読を行っているが、査読遅延が問題になっている。その改善策に、査読者や編集委員の間でのメール連絡の内容を相互に共有したり、査読のやり取りをファイルに記入してそれを関係論文の情報として共有する等の方法が提案された。

(2) 編集委員長・体制の交代と査読体制 論文誌の編集は、これまで日本が中心になり担当してきたが、平成 18 年 1 月~20 年 12 月の 3 ヶ年間は韓国が主導的な役割を担うことになった(編集委員長: Soon-Jin HWANG 教授(建国大学))。前述の査読の遅れは、英語を母国語としない投稿者の稚拙な英文も一因との意見もあった。投稿論文の質の向上のためには、投稿前の英文チェックを課し、さらに PWE に投稿された論文の引用を積極的に行い、論文集全体の質の向上を投稿数の増大を同時にねらったかどうかの指摘があった。

2. 競争力のある国際誌 PWE を育てる

(1) 発刊からこれまでの経緯 新刊の論文集としては、順調な滑り出しであるとの意見もあったが、前述のように投稿が日本や韓国からだけに集中しており、国際誌としての体裁をなすためには、他の国・地域からも質の高い論文の投稿が必要である。韓国からはこれまで編集、査読、出版社との交渉などを日本に頼りすぎたとの反省の弁もあった。

(2) SCI インデックスの必要性和取得のための努力

SCI (Science Citation Index) の取得が論文集の質の向上に不可欠であり、そのためには不断の努力が必要のようである。他方、SCI 誌として選定されるためには、4 種の基準、i) 基本的な出版規格、ii) 編集の内容、iii) 国際的配布、iv) 文献引用分析が重要とのことである。会議では、世界からの投稿を増大させ、有能な査読者の発掘を急ぎ、論文投稿者は現有の SCI インデックスがある論文で PWE の原稿を引用することなどの提案があった。

V. 次期開催国の決定と議長まとめ

1. 次期開催国

関連の国際会議については、継続開催が合意されているが、平成 18 と 19 年度には第 5 回と第 6 回の国際会議が日本(宇都宮大学で開催される農業土木学会に連動)とインドネシア国ボゴールでそれぞれ開催されることが提案され、満場一致で了解された。なお、開催時期や議題等については、開催国が検討することとした。

2. 台北宣言

以上のような経緯を踏まえた今回の国際会議の結論は、「Taipei Statement-2005」として、宣言(英文)にまとめられた。

VI. おわりに

アジアモンスーン地域における農業工学分野の技術者育成に関する第 4 回国際会議の概略を述べた。活動の目玉として発刊した国際誌(PWE)は軌道に乗ってきた。当面は、同誌の SCI インデックスの取得が重要との認識が得られている。

参 考 文 献

- 1) 増本隆夫: 水田農業地域の農業工学技術者育成に関する第 1 回国際会議, 農土誌 70(8), pp. 3~6 (2002)
 - 2) 増本隆夫: 水田農業地域の農業工学技術者育成に関する第 2 回国際会議, 農土誌 71(7), pp. 81~84 (2003)
 - 3) 増本隆夫: 水田農業地域の農業工学技術者育成に関する第 3 回国際会議, 農土誌 73(3), pp. 31~34 (2005)
- [2006.3.6. 受稿]

増本 隆夫



略 歴

1957年 島根県に生まれる
 1983年 京都大学大学院農学研究科修士課程修了
 京都大学防災研究所助手
 1988年 北陸農業試験場地域基盤部主任研究官
 1995年 農業工学研究所主任研究官
 1999年 メコン河委員会事務局上級水文アドバイザー
 2001年 農業工学研究所水文水資源研究室長
 現在に至る

Jour. JSIDRE May 2006

特別報告 国際水田・水環境工学会 (PAWEES)

1. PAWEES 2005 国際研究集会報告

松野 裕

国際水田水環境工学会 (PAWEES) は、2005 年 9 月 8 日～9 日の 2 日間京都大学において、国際研究集会「持続可能な米生産システムの確立における水田・水環境管理」を内外関係機関の協力を得て開催した。

研究集会には、海外 28 カ国からの研究者および海外の状況に精通した技術者や国際機関の職員を含む計 127 名が参加した。セッションにおいては、「水田の多面的機能」、「水田の統合的水管理と管理技術」、「ならびに環境・食料問題における水田稲作の役割」の 3 つのテーマについての研究発表が行われた。集会の最後には、基調講演と研究発表を踏まえた参加者全員の積極的な意見交換によって「PAWEES 京都宣言書」がとりまとめられた。

(農土誌 74-5, pp. 21～22, 2006)



国際水田・水環境工学会 (PAWEES), 国際研究集会,
京都宣言

2. 2005 国際研究集会報告 1

—水田の多面的機能—

凌 祥之・山岡 和純

PAWEES 国際研究集会において、水田の多面的機能に関するセッションが行われた。セッションでは山岡和純氏の基調講演の後に、異なる国や地域、および視点からの 7 件の個別話題提供が行われた。活発な議論の後に、PAWEES 宣言に盛り込むためのセッションの総括などを行った。これにより、この内容に関する参加者の意識が深化し、内外へ必要性を十分にアピールすることができたと推測される。

(農土誌 74-5, pp. 23～24, 2006)



水管理, 多面的機能, 水田, 国際研究集会

3. 2005 年国際研究集会報告 2

—総合的水管理分科会—

増本 隆夫

2005 年国際水田・水環境工学会 (PAWEES) 京都会議のセッション 2 では「総合的水管理」に関する研究成果の発表と討議が行われた。このセッションのメインテーマは、①河川流域管理、②総合的評価手法、③参加型水管理の 3 題 (投稿募集時) であった。ここでは、論文応募段階から討議のまとめまで、分科会 (セッション 2) の概要を報告した。要旨募集段階での 19 編の応募に対して、その中から 8 題が会議当日発表され、それらは論文集としてもまとめられた。

(農土誌 74-5, pp. 25～26, 2006)



PAWEES, 河川流域管理, 総合評価, 参加型管理, 総合的水管理

4. 2005 年国際研究集会報告 3

—環境と食料問題分科会—

渡辺 紹裕

国際水田・水環境工学会の 2005 年国際研究集会「持続可能な米生産システム確立における水田・水環境管理」(2005 年 9 月 7～8 日, 京都市) の第 3 分科会「環境・食料問題における水田稲作の役割」の概要と討議内容を整理した。FAO の水質・環境担当の Sasha Koo-Oshima さんの基調講演「環境と食料安全保障～水田稲作システムに関する FAO の見解」のポイントと 6 件の論文報告の概要を示し、総合討論の話題と分科会の貢献および課題をまとめた。とくに、水田稲作の改善によって環境保全や食料安定供給を高めるという戦略的な論考の必要性を示した。

(農土誌 74-5, pp. 27～28, 2006)



水田, 環境保全, 食料安全保障

5. 水田農業地域の農業工学技術者育成に関する

第 4 回国際会議

増本 隆夫

平成 17 年 11 月 16 日に国立台湾大学において、国際水田・水環境工学会、国立台湾大学ならびに台湾農業工学会主催で、第 4 回水田農業地域における農業工学の技術者育成に関する国際会議が開催された。これは、いずれも京都で開催された第 1 回 (14 年 3 月)、第 2 回 (15 年 3 月) および第 3 回 (16 年 10 月) の国際会議を受けたもので、PAWEES 国際会議 (台湾) と連動して開催された。ここでは、この国際会議の概要について報告した。議題は、①技術者教育認定制度の動向、② APEC エンジニア制度への取組み、③国際誌 PWE 出版に関する各国の現状であり、現地訪問 (2 日間) が組込まれた。会議の結論は、「台北宣言 (Taipei Statement) —2005」そして締められた。

(農土誌 74-5, pp. 29～30, 2006)



水田農業, アジアモンスーン, 技術者育成・認定, 継続教育, 国際会議, PWE 国際誌

6. PAWEES 国際会議 (台湾) および第 3 回国際賞授賞式

中村 公人

2005 年 11 月に台湾台北市の台湾大学において、水田・水環境工学国際研究集会および PAWEES 国際賞授賞式が開催された。本報告では、そこでなされた研究発表の概要を整理した。発表内容の傾向をあえてまとめると、「水田農業の多面的機能の物理的評価および経済評価手法の確立」と「流域内での水田農業と他のセクタ (都市, 工業, 畑地農業) との統合的水管理とそのための組織・施設設計」が、とくに台湾・韓国・日本の共通の課題となっていることが確認できた。そして、こうした議論では、「地域性」による多面的機能評価値の違い、最適管理・最適政策の違いを考慮することが不可欠であり、さまざまな地域での事例研究が重要になってくるものと考えられる。

(農土誌 74-5, pp. 31～32, 2006)



国際水田・水環境工学会, 水田農業, 多面的機能, 統合的水管理, 国際賞



SATOYAMA イニシアティブ

Clean Asia Initiative

● 実施場所

世界全域

● 背景

生物多様性の保全にとっては、原生的な自然を保護することのみならず、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境(社会生態学的生産ランドスケープ)の保全も同様に重要です。これらの二次的自然環境には、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の維持・向上に重要な役割を果たします。しかしながら、これらの自然環境やそれを形成してきた持続可能な慣行や知識は、都市化、産業化、地域の人口構成の急激変化等により、世界の多くの地域で危機に瀕しています。これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。

この緊急な課題に取り組むため、環境省と国連大学高等研究所(UNU-IAS)はSATOYAMAイニシアティブを提唱しています。SATOYAMAイニシアティブはエコシステムアプローチなど既存の基本原則を踏まえ、関連する活動を世界的に推進していくものです。本イニシアティブの核となる長期目標(Vision)は「自然共生社会の実現」、すなわち人と自然の良好な関係が構築されている社会の実現です。

● 目的

SATOYAMAイニシアティブの長期目標は、自然のプロセスに沿った社会経済活動(農林水産業を含む)の維持発展を通じた「自然共生社会の実現」です。生物資源を持続可能な形で利用・管理し、結果として生物多様性を適切に保全することにより、人間は様々な自然の恵みを将来にわたって安定的に享受できるようになります。そのため、SATOYAMAイニシアティブでは、「社会生態学的生産ランドスケープ」と呼ぶ地域における、人と自然との係わり方を社会的及び科学的視点から見つめ直します。

また、より持続可能な形で土地及び自然資源の利用と管理が行われるランドスケープの維持・再構築を目指し、以下の3つの行動指針を提案しています。

- 多様な生態系のサービスと価値の確保のための知恵の結集
- 革新を促進するための伝統的知識と近代科学の融合
- 伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での、新たな共同管理のあり方(「コモンズ」の発展的枠組み)の探求



● 成 果

- 2010年1月29－30日にフランスのパリにおいて、世界各国の政府関係者、研究者、専門家の参加を得て「SATOYAMAイニシアティブに関する国際有識者会合」を、環境省、国連大学高等研究所(UNU-IAS)主催、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連環境計画(UNEP)、生物多様性条約事務局(SCBD)の共催で開催しました。本会合では、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けたSATOYAMAイニシアティブの展開方策について活発な議論が行われ、SATOYAMAイニシアティブの利点や概要、活動を推進するにあたっての留意点等を取りまとめた「SATOYAMAイニシアティブに関するパリ宣言」が採択されました。
- 2010年10月19日に開催したCOP10のサイドイベントにおいて、51の国や機関が創設メンバーとして参加し、社会生態学的生産ランドスケープの維持・再構築に取り組む団体のための国際的なプラットフォームとして「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」(IPSI)が発足しました。
- COP10において、SATOYAMAイニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために、人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSIへ参加することを勧奨する旨の持続可能な利用に関する決定(X/32)が採択されました。



IPSI発足式典(創設メンバーの紹介)



IPSI発足式典(国連大学による発表)

● 活 動 予 定

2011年3月10－11日に、愛知県名古屋市においてIPSIの第1回定例会合を開催する予定です。

● 協 力 機 関

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ参加機関

● 関 連 URL

SATOYAMAイニシアティブ <http://satoyama-initiative.org/jp/>

お問い合わせ



環境省 地球環境局 国際連携課 国際協力室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

Tel: 03-5521-8248 Fax: 03-3581-3423

<http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/index.html>



CAI推進事務局

財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

Tel: 046-855-3700 E-mail: cai@iges.or.jp

<http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/about.html>



「国土の長期展望」 中間とりまとめ 概要

平成23年2月21日

国土審議会政策部会長期展望委員会



国土交通省 国土計画局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土の長期展望の趣旨

国土の現況

「人口減少の進行」、「急速な少子高齢化」、「地球温暖化による気候変動」という変化を踏まえた対応が強く求められている。

人口減少、高齢化等
が将来の国土へ及ぼ
す影響について検討

人口、社会、経済、国土基盤、環境、エネルギー、産業等の分野において、国土をめぐる様々な観点から、その影響がどう見込まれるかを長期展望する意義は極めて大きい。

将来の国土に関する 課題の整理・検討

まずは、現状のまま推移した場合について、2050年までの国土の姿^{（我が国の自然、経済、社会、文化等諸事象の空間的な状況）}を定量的・可視的に分かりやすく描き出し、その結果を踏まえ、将来の国土に関する課題の整理・検討をする。（現状推移型の推計と課題の提示）

これまでの検討経緯

22年9月21日(火)

国土審議会政策部会において、長期展望委員会を設置（委員長：大西隆 東京大学院工学系研究科教授）

9月27日(月)

第1回長期展望委員会

・国土の長期展望を行う際の留意点等に関する議論

10月～12月初

特定テーマ毎に分かれた関係委員から成るグループでの検討作業

12月17日(金)

第2回長期展望委員会

・各分野の推計結果の分析、課題の整理等に関する議論

23年2月21日(月)

第3回長期展望委員会

・中間とりまとめ

2月22日(予定)

国土審議会政策部会

・中間とりまとめの報告（予定）

※平成23年度

中間とりまとめを踏まえ、更に検討を行う。

第1章 長期展望の前提となる大きな潮流

＜人口減少と高齢化＞

I-1 我が国の人口は長期的には急減する局面に

I-2 2050年には総人口は3,300万人減少

I-3 2050年には年間110万人の自然減少

＜気温の上昇等の気候変動＞

I-4 気温の上昇

I-5 降水量の増加

I-6 積雪量の減少

＜世界の状況変化とグローバル化の進展＞

I-7 2030年に中国の人口がピークを迎え、インドが中国を抜く

I-8 我が国への投資額は低調

I-9 日本は高等教育修了者、留学生の流入・流出数ともに低水準

第2章 地域別にみた人口減少及び少子高齢化

II-1 国土の大部分で人口が疎となる一方、東京圏等に集中が起る

II-2 圏域により人口減少の状況は異なる

II-3 人口の集中、特に三大都市圏への人口集中は今後も継続

II-4 都市圏レベルでも、多くの圏域で人口が大きく減少

II-5 市区町村別では、小規模市区町村ほど人口の減少率が大

II-6 過疎化が進む地域では、人口が現在の半分以下に

II-7 2050年までに居住地域の2割が無居住化

II-8 人が疎となる地域は、農林業利用地・規制白地に多い

II-9 所有者不明な土地が増加するおそれ

II-10 高齢人口は2040年まで増加。特に東京圏で増加が突出

II-11 高齢化率の上昇幅は、東京圏、名古屋圏、沖縄県で緩やか

II-12 高齢者の中でも年齢階層により増加率が異なる

II-13 総世帯数の減少は人口減少に比べ緩やか

II-14 単独世帯、特に高齢単独世帯が増加

II-15 東京圏・名古屋圏で大幅に増加する高齢者単独世帯

II-16 総人口よりも減少数の大きい生産年齢人口。地域別動向に大きな差

II-17 人口ピラミッドは2050年には三大都市圏、地方圏ともに逆ピラミッド型に変化

II-18 人口が疎になる中、国土の大部分で地域の扶助力が低下

(課題)

○「地域的凝集を伴う人口減少」の状況への対応

○小規模な都市圏、生活圏での大幅な人口減少への対応

○過疎化が進む地域での急激な人口減少と無居住化の進行への対応

○高齢者単独世帯の増加等への対応

第3章 人口、気候等の変化がもたらす人と国土の関係への影響

＜ライフサイクル・生活分野＞

III-1 平均的な就業・婚姻等の時期は4～5年遅くなる

III-2 2050年までに総生活時間は2割、総仕事時間は4割減少

III-3 総余暇時間の減少は人口減少に比べ緩やか

III-4 住宅需要は将来的に減少

III-5 誘導居住面積を基にした住宅のストックと需要に乖離

(課題)

○生産年齢人口の大幅減少に伴う総仕事時間の減少への対応

○人口構成、世帯類型の変化に対応した住宅の質的な需給バランスの確保

＜産業分野＞

III-6 地域の人口減少により、医療など性格関連サービスの確保が困難な地域も

III-7 生活便利施設へのアクセスが困難な高齢者単独世帯が増

III-8 人口規模・密度が低下すると行政コストが増大

III-9 医療・介護ニーズは東京圏等で大幅に増加

III-10 産業構造は、例えばサービス産業のウエイト変化をどう見るかで地域別の動向は大きく異なる

III-11 多様な主体による地域づくりが増加する可能性

III-12 産業の将来展望(有識者アンケート結果)

(課題)

○地域人口の減少に伴い生活関連サービス産業の撤退が進む

○地域が自立的に発展していくための産業のあり方

＜国土構造分野＞

III-13 国土基盤の維持管理・更新費は倍増

III-14 特に市町村事業の維持管理・更新費の増加が顕著

III-15 1人当たりの維持管理・更新費は人口が少ない県で増

III-16 維持管理を支える人材の高齢化と減少

III-17 高齢者は災害時の死傷者の割合が大きい。高齢者世帯の割合が大幅に増加する

III-18 災害リスクが高いエリアでも高齢者世帯数が増加

(課題)

○今後顕著に増加する国土基盤ストックの維持管理・更新需要への対応

○災害リスクの高いエリアでも高齢者世帯が増加

○新たな情報通信技術活用の検討

＜国土資源・環境分野＞

III-19 植生帯ポテンシャルが変化し、生態系への影響が発生

III-20 温暖化により、野生生物による人への影響が増加

III-21 米は二期作等の可能地が増大

III-22 人口減少により主食作物(米・小麦)に対する国内

III-23 林業の主要樹種の生育ポテンシャルの分布が大

III-24 里地里山から人間がいなくなる

III-25 年間を通して見ると水資源賦存量に対する水使用

III-26 エネルギー消費量・CO₂排出量の部門構成は地

III-27 自然エネルギー等のポテンシャルは各地に存在

III-28 広域ブロック毎に大きく導入可能性が異なる自然

(課題)

○急激な気候変化に対する動植物の適応リスク等の生態系への影響

○国内採取需要を踏まえた農地、生育ポテンシャルを踏

○無居住化と気候変化の両面の変化にさらされる里地里

○水ストレスの変化が国土に及ぼす影響

○各地域でのエネルギー構造の見直しとCO₂排出量の削減に向けた検討

第4章 今後実施すべき複数シナリオによる検討の例

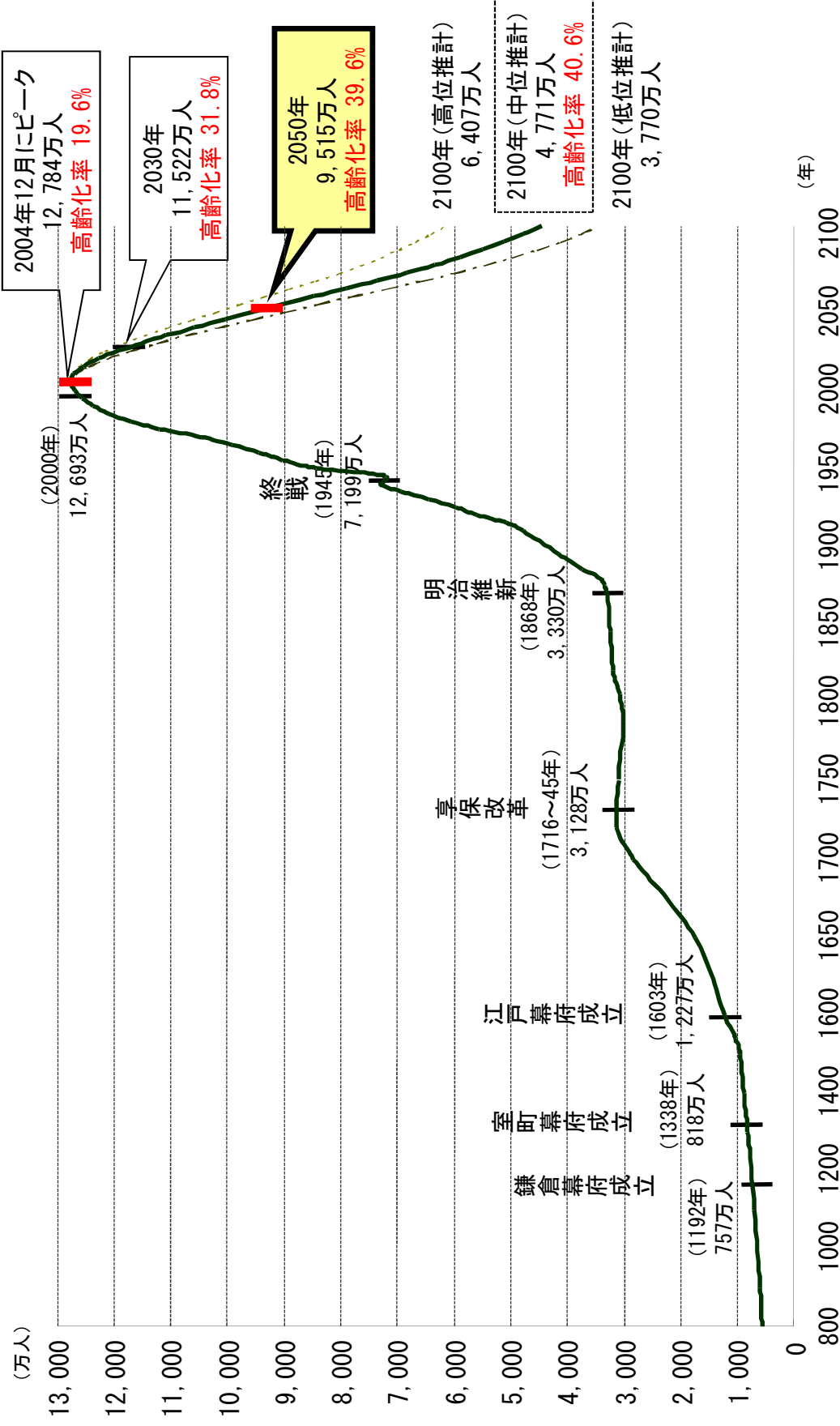
IV-1 出生率回復は、半世紀で数百万人、100年で数千万人の差

IV-2 出生率回復の程度とタイミング次第で人口ピラミッドは変化

IV-3 女性や高齢者の仕事時間が大幅に増加した場合、総仕事時間は現状並みに

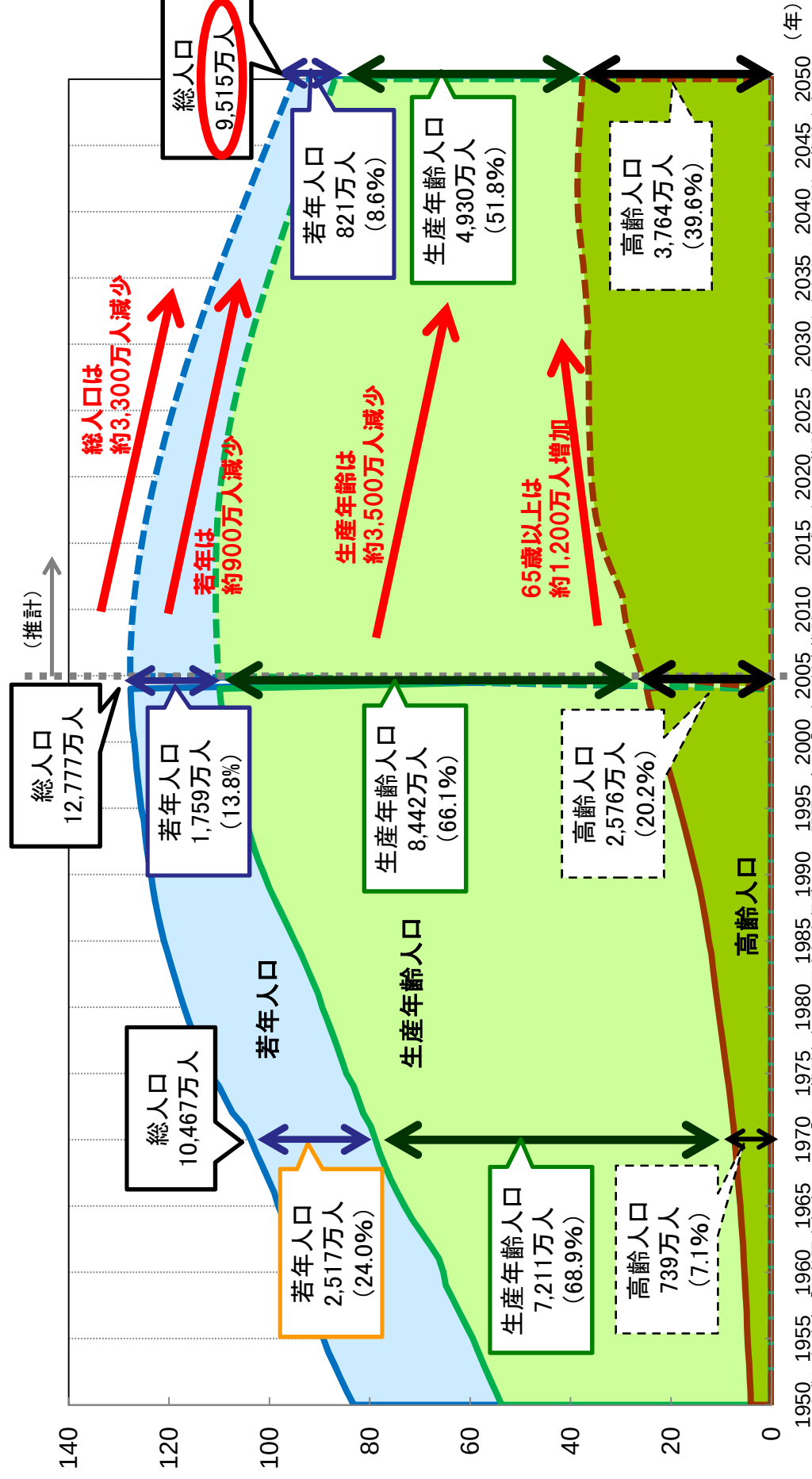
IV-4 老年従属指数は上昇するも、例えば75歳以上の比でみると0.4程度で推移

○日本の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく可能性。
この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに、国土交通省国土計画局作成

- 日本の総人口は、2050年には、9,515万人と約3,300万人減少（約25.5%減少）。
- 65歳以上人口は約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口（15-64歳）は約3,500万人、若年人口（0-14歳）は約900万人減少する。その結果、高齢化率でみればおよそ20%から40%へと高まる。



1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 (年)

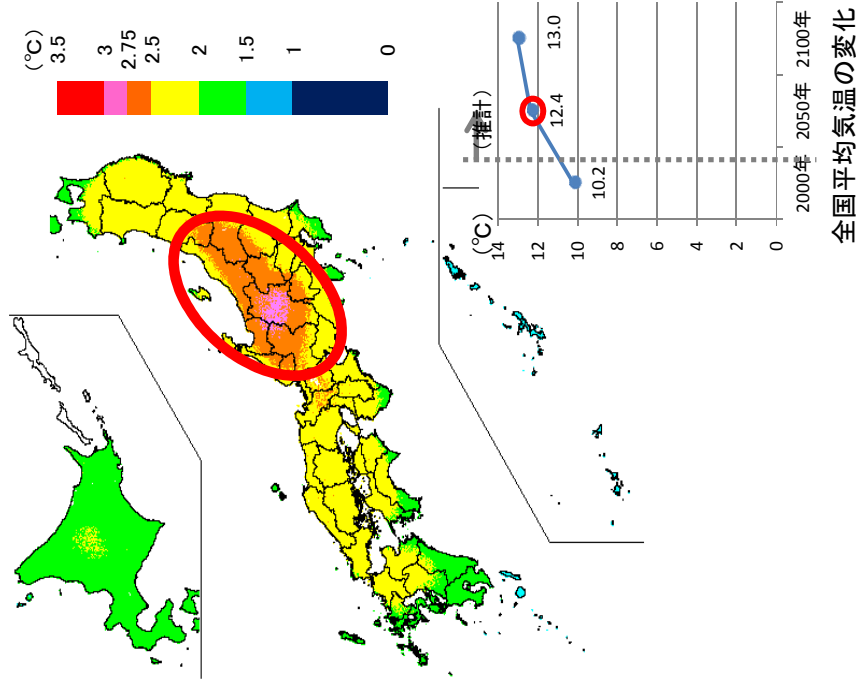
(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」における出生中位（死亡中位）推計をもとに、国土交通省国土計画局作成

(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
 (注2) () 内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合
 (注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている

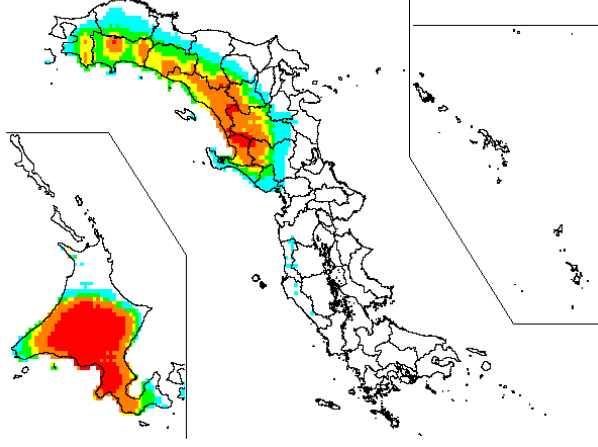
○気温の全国平均値は、2000年に比べ、**2050年には2.1℃(2100年には2.8℃)上昇**すると見込まれる。

○また、積雪量が多い地域(積雪量50cm以上である日数が50日以上ある地域)は、本州以南では富山県の一部にみられるだけとなる。

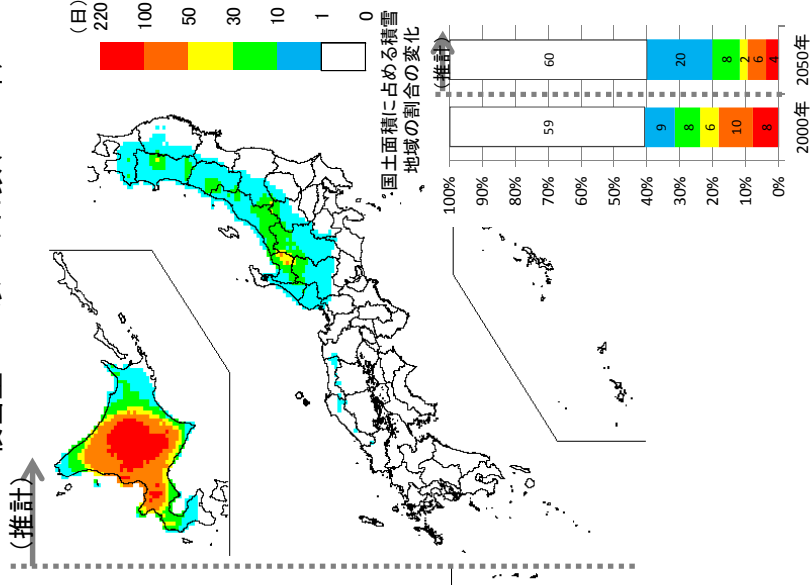
気温の上昇幅(2000年→2050年)



積雪量50cm以上の日数(2000年)



積雪量50cm以上の日数(2050年)



(出典) 気象庁「地球温暖化予測情報第6巻」(2005)をもとに、国土交通省国土計画局作成
(注) 予測結果の一例であり、予測モデルや排出シナリオが異なると、予測結果に違いが生じる可能性がある。
(注) 四捨五入の関係でグラフにおける気温上昇分は2.1℃に一致しない。

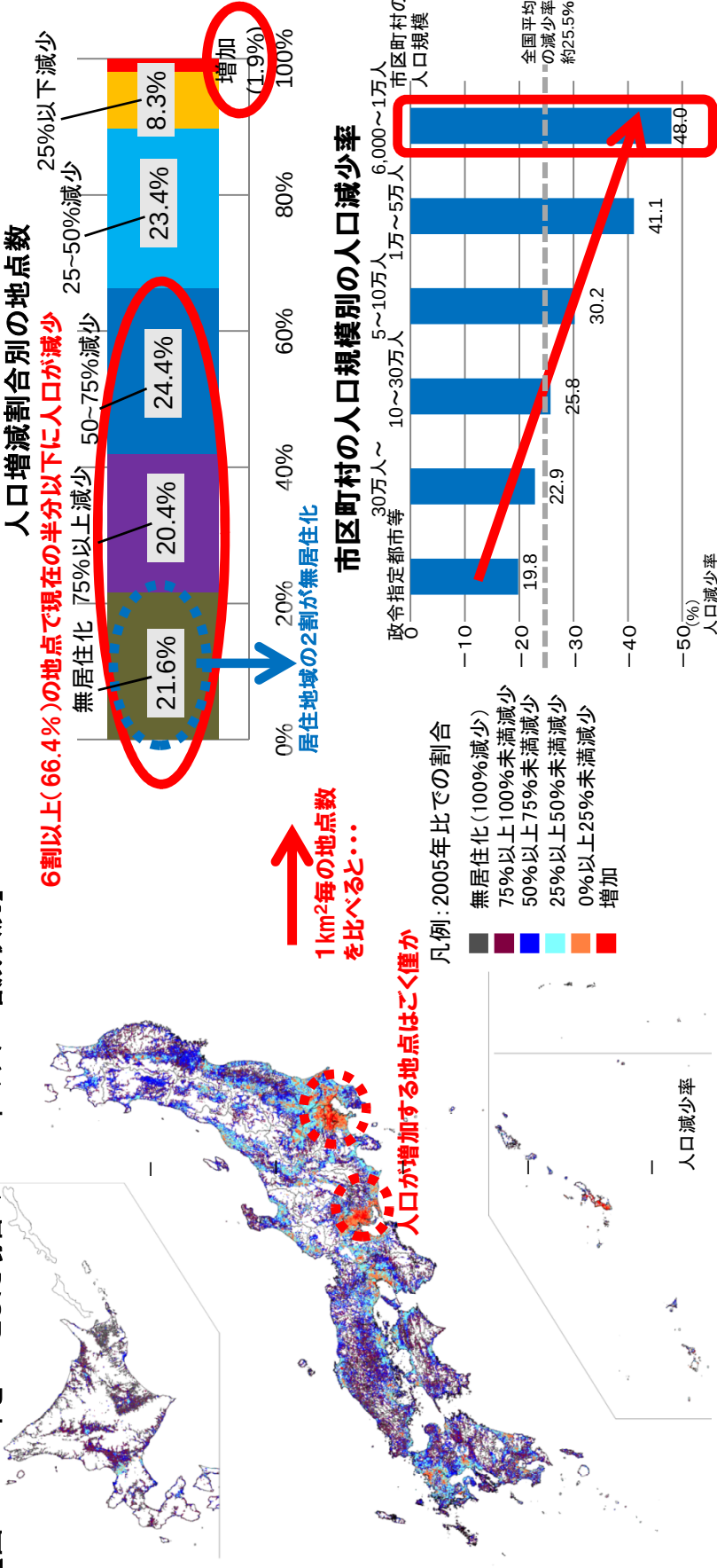
人口、気候等の変化がもたらす人と国土の関係への影響について長期展望を行う。

○全国を《1km²毎の地点》でみると、全国的な人口減少率(25.5%)を上回って人口が減少する(人口が疎になる)地点が多数となっている。特に人口が半分以上になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める。

○人口が増加する地点の割合は2%以下であり、東京圏と名古屋圏に多い。

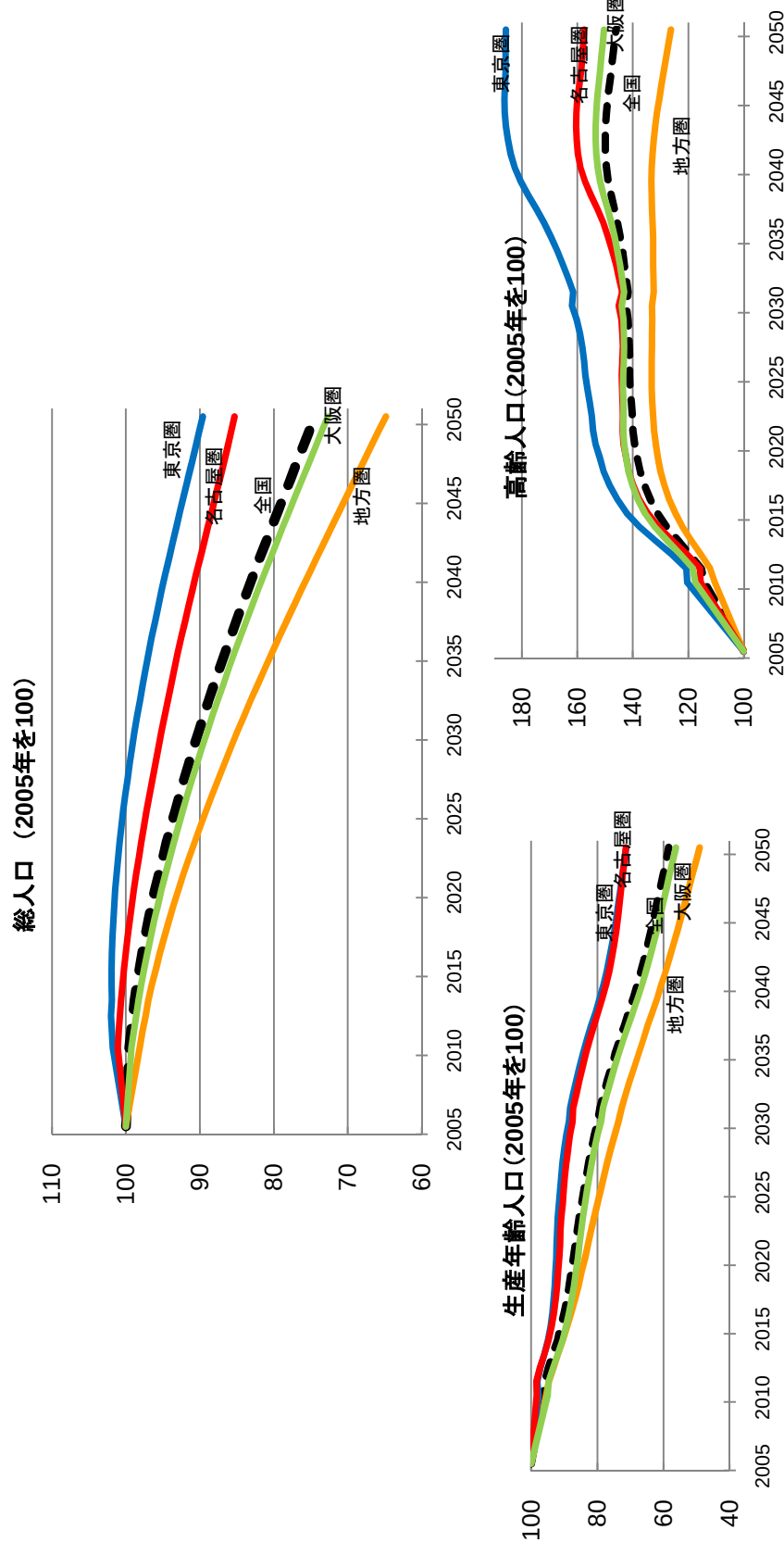
○《市区町村の人口規模別》にみると、人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向が見られる。また、人口規模が10万人以下の市区町村では、平均の人口減少率が全国平均の25.5%を上回る市区町村が多い。特に現在人口6,000～1万人の市区町村では、人口がおおよそ半分に減少する。

【図1：2005年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



⇒これから生じる人口減少は、国土全体での人口の低密度化と地域的偏在が同時に進行するという、これまで経験したことがない新たな現象が進行すると考えられ、そのことにより生じる課題を整理・検討する必要。

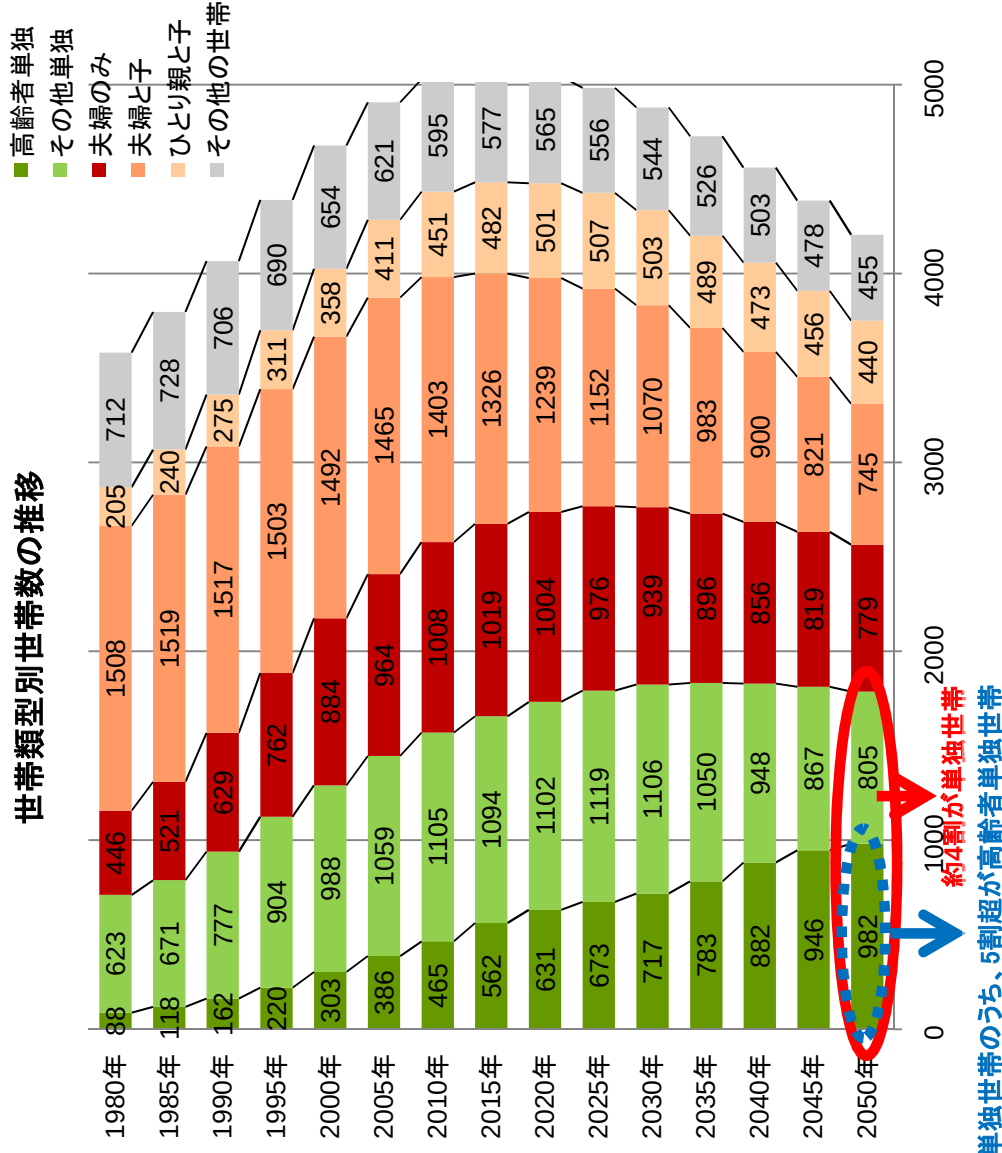
- 広域ブロック別の《人口》をみると、多くの圏域で一貫して減少するが、東京圏は当面増加した後、2020年に減少に転じる。
- 広域ブロック別の《生産年齢人口》をみると、ほぼ全てのブロックで一貫して減少するが、減少率では、東京圏、名古屋圏が全国平均より小さいなど地域によって差が大きい。ただし、絶対数では三大都市圏の減少が大きく、東京圏では673万人減少する。
- 広域ブロック別の《高齢人口》は、三大都市圏の方が地方圏を上回るスピードで増加し、特に東京圏では増加率、増加数とも突出する（増加率：87.1%、増加数：523万人）。



⇒生産年齢人口の地域的偏在が進むことが、経済の地域間格差にどのように影響するか、また、東京圏自体の人口減少や高齢化が、例えば、東京圏の国際競争力にどのように影響するか等について検討を深める必要。

○《世帯類型》をみると、これまで家族類型の主流であった「夫婦と子」からなる世帯は2050年には少数派となり、代わって**単独世帯が約4割と一番多い世帯類型となる**。また、**単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超え2050年まで増加し続ける**。

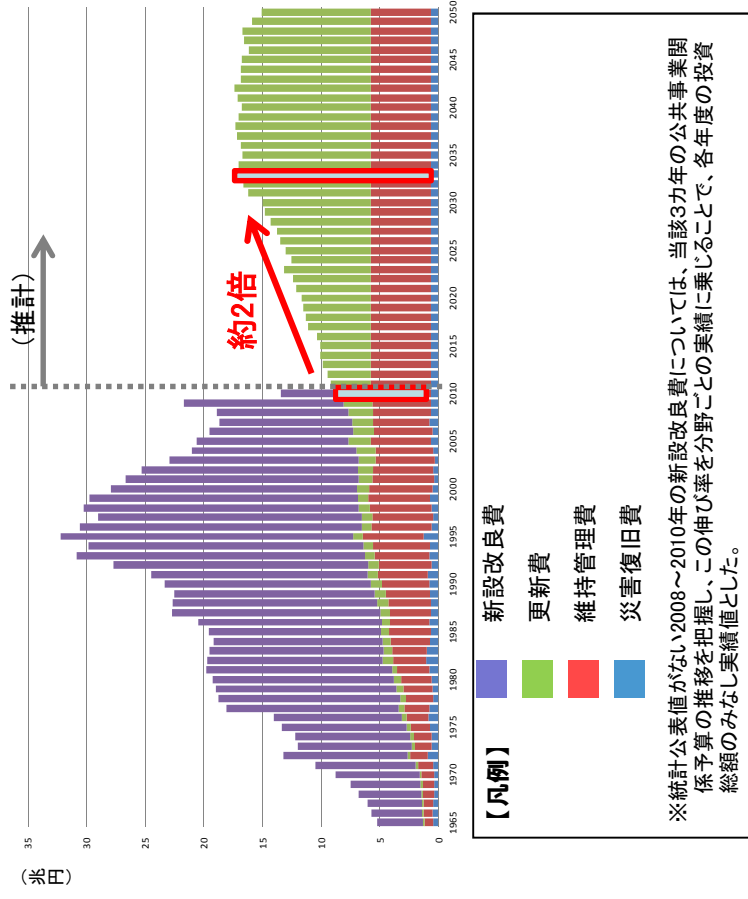
世帯類型別世帯数の推移



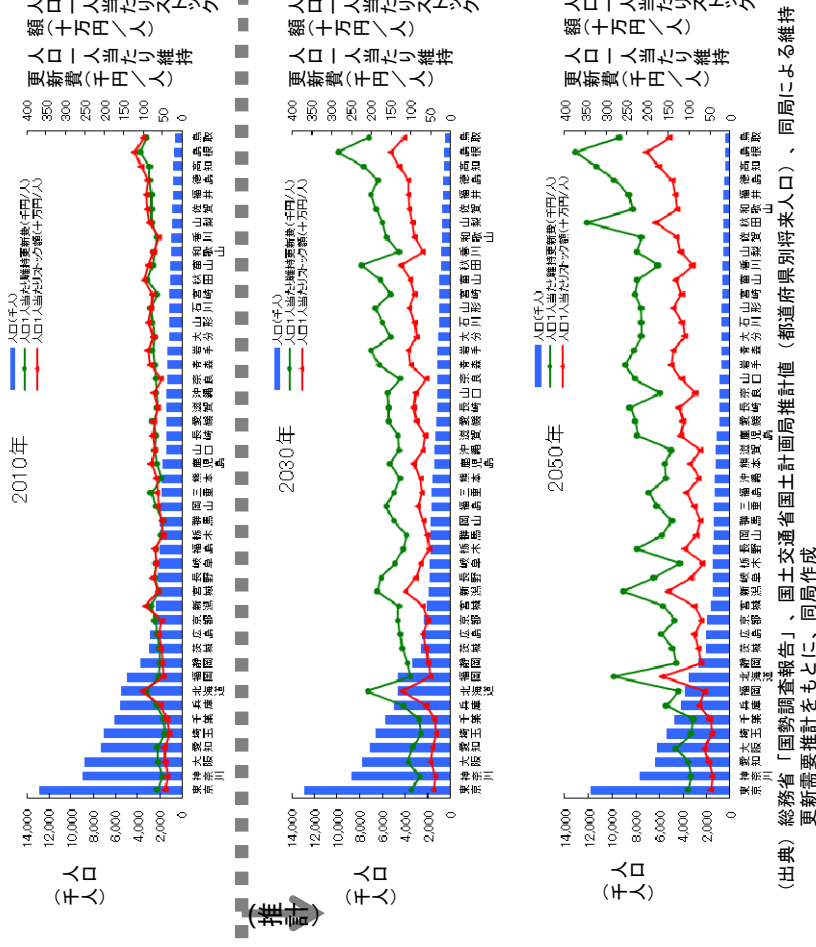
⇒今後、高齢者単独世帯数は一貫して増加して、最も多い世帯類型となるが、そうした世帯において、従来家庭が担ってきた機能を地域においてどのように確保していくのかという点について国土政策の観点からも検討する必要。その際、大都市圏と地方圏の一人住まいの高齢者を取り巻く環境の違いを踏まえた地域毎のきめ細やかな対応が必要。

- 耐用年数を迎えた構造物を同一機能で更新すると仮定した場合、**現在ある国土基盤ストックの維持管理・更新費は今後とも急増し、2030年頃には現在と比べ約2倍**になると予測される。
- また、将来の都道府県別の**1人当たりの維持管理・更新費は、人口の少ない県において増加が顕著**である。

維持管理・更新費の将来見通し(全国)



都道府県別人口と1人当たりのストック額と維持更新費の推移



⇒ 維持管理・更新を適切に実施できない場合は、機能、安全性の低下が懸念される。例えば、計画的な維持補修や長寿命化等により維持管理・更新費の平準化を図る必要がある。また、地方圏を中心に人口が少ない県において将来1人当たりの維持管理・更新費が大きくなる傾向があり、費用の確保、効率的な維持管理・更新の方策などの検討が必要。

○気象上昇の影響により、**2050年には植生帯のポテンシャルが北方又は高地へ移動する可能性**がある。しかし植生帯ポテンシャルの変化の速さに植物自体の移動が追いつかず、生態系への影響が懸念される。

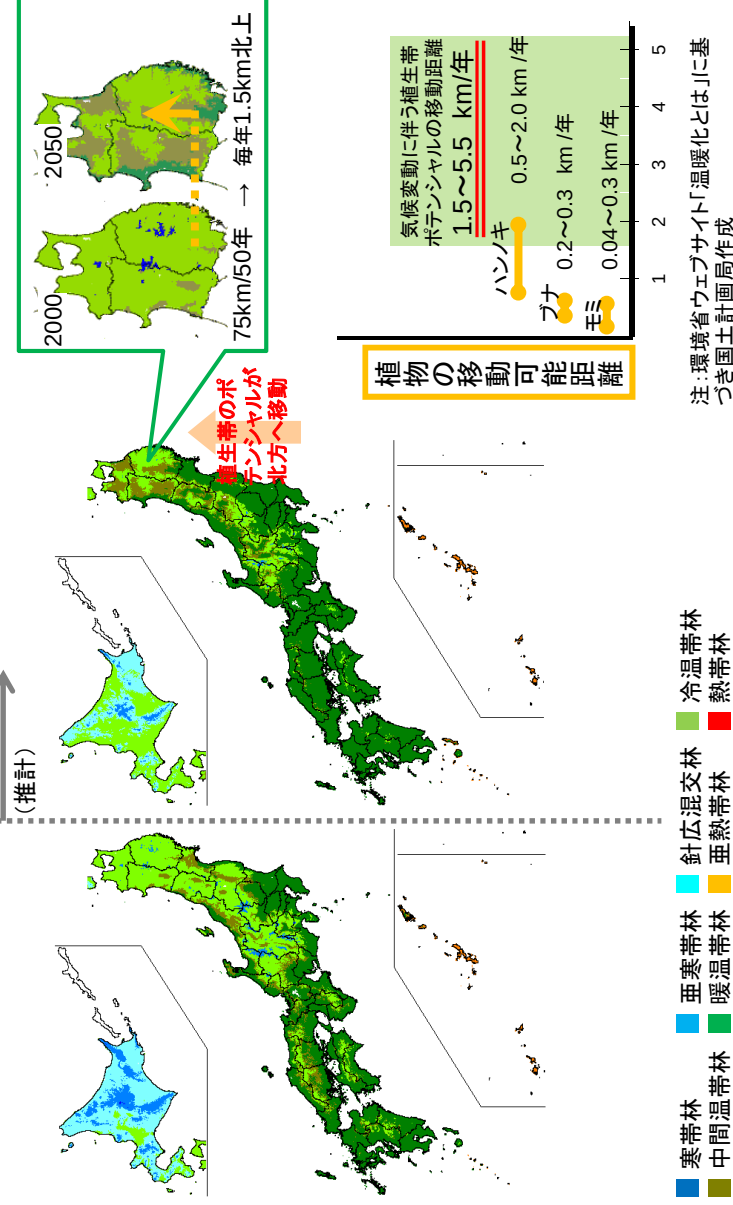
○2050年までに積雪日数が減少することから、**シカやイノシシの生息可能域が北陸地方や東北地方を中心に拡大する可能性**がある。

【図1：植生帯ポテンシャルの変化】

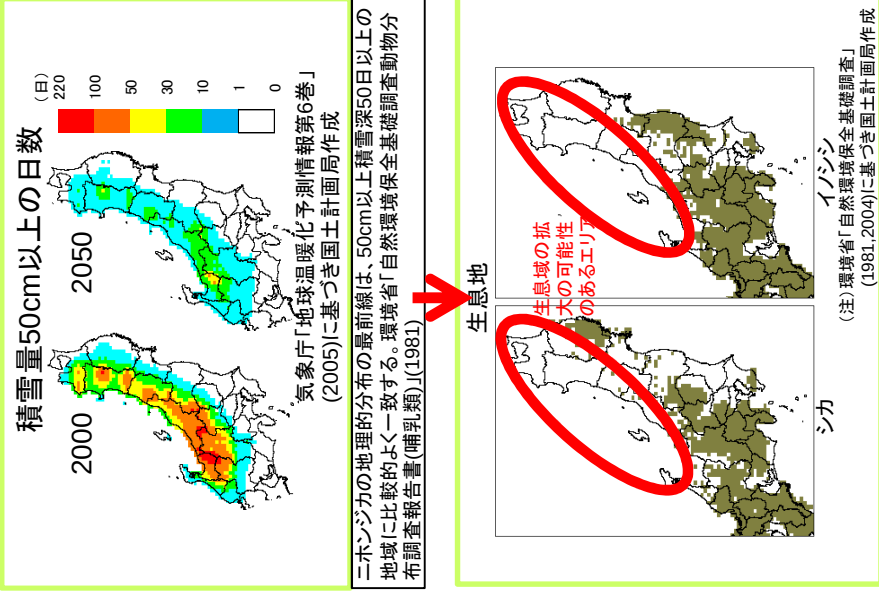
2000年の現在の植生帯

2050年の予想気温に基づく植生帯のポテンシャル図

* 実際には、植物体は様々な制約により、この変化に追いつけない。

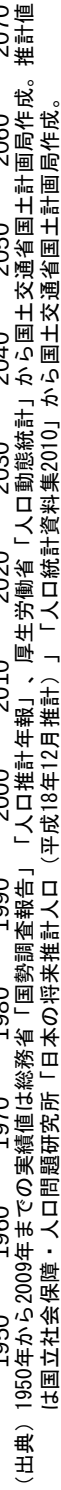


【図2：野生動物の生息域の拡大】



⇒ 植生帯ポテンシャルの移動の速さに植物自体の移動が追いつかない状況や、動物が移動経路を断たれて生き残れない等の状況が生じる可能性がある。生物多様性等にどのような影響を及ぼすかについて検証を行い、対応策を検討する必要。また、いわゆる害獣の生息域の拡大等による国民生活への影響を整理し、その対応策を検討する必要。

○近年少子化対策が功を奏し、出生率が2.0にまで回復したフランスを例に、同じテンポで出生率が回復すると仮定した場合、2050年では1億人を維持し、2100年でも約9千万人となる。



「フランス並水準ケース」：2009年男女年齢（各歳）別人口（総人口）を基準人口とし（合計特殊出生率1.37）、1994～2006年におけるフランスの出生率の変化（1.66から2.00に上昇）の平均年率（12年間で0.34＝0.028）ずつ出生率が年々上昇し、フランス並みの合計特殊出生率（2.00）に達した後（23年後の2032年以降）は同じ水準が維持されると仮定した推計。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表								
(地域環境科学研究科 林学専攻 博士前期課程)								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP		
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③
地域環境科学研究科 共通科目	知的財産管理法	1前		2		○	○	
	インターンシップ	2前		2		○	○	
専攻科目	基礎科目	研究倫理特講	1前	2		◎		
		論文英語	1前	2				○
		科学英語	1前	2				○
		プレゼンテーション法	1前	2			○	◎
		実験・調査計画法	1後	2			○	
		論文作成法	1前	2			○	○
		フィールド調査	1前	2		○	○	
		森林生態学特講	1後	2		◎	○	
		治山緑化学特講	1後	2		◎	○	
		造林学特講	1後	2		○		
		森林療法学特講	1後	2		◎	○	
		林業工学特講	1後	2		◎	○	
		木材工学特講	1後	2		◎	○	
		林産化学特講	1後	2		◎	○	
		林政学特講	1後	2		◎	○	
		森林経営学特講	1後	2		◎	○	
	特論科目	森林環境保全学特論	1前	2		◎	○	
		森林資源生産学特論	1前	2		◎	○	
		森林資源利用学特論	1前	2		◎	○	
		森林文化情報学特論	1前	2		◎	○	
研究科目		林学特別演習Ⅰ	1前	2		◎	◎	○
		林学特別演習Ⅱ	1後	2		◎	◎	○
		林学特別演習Ⅲ	2前	2		◎	◎	○
		林学特別演習Ⅳ	2後	2		◎	◎	○
		林学特別実験Ⅰ	1前	2		○	◎	◎
		林学特別実験Ⅱ	1後	2		○	◎	◎
		林学特別実験Ⅲ	2前	2		○	◎	◎
		林学特別実験Ⅳ	2後	2		○	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 森林・林業・林産業・農山村に関する広域な知識と理解力を有している

DP②： 森林の資源生産的機能と環境保全的機能に関する総合的で高度な研究能力と管理能力を有している

DP③： 森林の保全とその多面的機能の高度利用、生物多様性の保全、循環型社会の形成に関する問題設定・解決能力と新学識を有している

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表								
(地域環境科学研究科 農業工学専攻 博士前期課程)								
科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			対応するDP		
			必 修	選 択	自 由	D P ①	D P ②	D P ③
地域環境科学研究 科共通科目	知的財産管理法	1前		2		○	○	
	インターンシップ	2前		2		○		
専攻 科目	基礎 科目	研究倫理特講	1前	1			◎	
		プレゼンテーション法	1後	1			○	
		フィールド調査	1前	1		○		
		論文作成法	1後	1			○	
		水利施設工学特講	1前	2		◎	○	
		海外農業開発学特講	1前	2		○		◎
		土壌物理学特講	1後	2		◎	○	
		農村計画学特講	1後	2		◎	○	
		農地環境学特講	1前	2		◎	○	
		土木材料学特講	1前	2		◎	○	
		バイオロボティクス特講	1後	2		◎	○	
		農産加工流通工学特講	1前	2		◎	○	
		広域環境情報学特講	1前	2		◎	○	
	特論 科目	地域資源利用学特論Ⅰ	1前	2		◎	◎	
		地域資源利用学特論Ⅱ	1後	2		◎	◎	
		生産環境情報・計画学特論Ⅰ	1前	2		◎	◎	
		生産環境情報・計画学特論Ⅱ	1後	2		◎	◎	
		施設工学特論Ⅰ	1前	2		◎	◎	
		施設工学特論Ⅱ	1後	2		◎	◎	
		農業生産システム工学特論Ⅰ	1前	2		◎	◎	
		農業生産システム工学特論Ⅱ	1後	2		◎	◎	
研究 科目		農業工学特別演習Ⅰ	1前	2		◎	◎	○
		農業工学特別演習Ⅱ	1後	2		◎	◎	○
		農業工学特別演習Ⅲ	2前	2		◎	◎	○
		農業工学特別演習Ⅳ	2後	2		◎	◎	○
		農業工学特別実験Ⅰ	1前	2		◎	◎	○
		農業工学特別実験Ⅱ	1後	2		◎	◎	○
		農業工学特別実験Ⅲ	2前	2		◎	◎	○
		農業工学特別実験Ⅳ	2後	2		◎	◎	○

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 水、土地、及び食料資源の有効利用技術の開発や、環境の創造・保全を考慮した生物生産技術に関わる工学的能力を有している

DP②： 研究者・技術者として必要な課題抽出能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を有している

DP③： 国内外の現場で活躍する技術開発・問題解決と学術的な研究を両立できる能力を備えている

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表									
(地域環境科学研究科 造園学専攻 博士前期課程)									
科目 区分	授業科目の名称		配当年次	単位数			対応するDP		
				必 修	選 択	自 由	D P ①	D P ②	D P ③
地域環境科学研究科共通科目	知的財産管理法		1前		2		○		
	インターンシップ		2前		2		○		
専攻科目	基礎科目	研究倫理特講	1前	1			○		
		論文英語	1後	1					○
		造園調査法詳論	1前		2			○	
		造園調査法詳論演習	1前		2			○	
		日本庭園詳論	1後		2		○		
		観光計画詳論	2前		2		○		
		ランドスケープマネジメント詳論	1後		2		○		
		ランドスケープデザイン詳論	2前		2		○		
		樹芸詳論	1後		2		○		
		芝生詳論	2前		2		○		
		ランドスケープ空間情報詳論	2前		2		○		
	特論科目	造園計画・設計学特論	1前	2			◎		
		造園植物・植栽学特論	1前	2			◎		
		造園施設材料・施工学特論	1前	2			◎		
研究科目	造園学特別演習Ⅰ		1前	4			○	◎	◎
	造園学特別演習Ⅱ		1後	4			○	◎	◎
	造園学特別演習Ⅲ		2前	4			○	◎	◎
	造園学特別演習Ⅳ		2後	4			○	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 造園学の視点から、合理的で快適な土地空間を創造あるいは保全し、秩序づけることのできる高度な知識とデザインならびに技術力を有している

DP②： 生物資源や造園施工・材料技術に関する専門的知識とその応用力を有している

DP③： 専門的な技術者として、確かな倫理観を有し、社会に貢献できる能力を有している

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表

（地域環境科学研究科 地域創成科学専攻 修士課程）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP		
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③
地域環境科学研究科 研究科共通科目	知的財産管理法	1前		2		○		◎
	インターンシップ	2前		2			◎	
専攻 科目	基礎 科目	研究倫理特論	1前	1				◎
		論文英語	1前	2			◎	
		プレゼンテーション法	1前	1			◎	
		実験・調査計画法	1前		2	◎	○	
		地域経営政策論	1前		2		○	◎
		フィールド調査	1後		2	◎	○	
		環境教育法	1後		2		○	○
	特論 科目	保全生態学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	
		保全生態学特論Ⅱ	1後		2		◎	○
		地域環境保全学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	
		地域環境保全学特論Ⅱ	1後		2		◎	○
		地域環境工学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	
		地域環境工学特論Ⅱ	1後		2		◎	○
		地域デザイン学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	
		地域デザイン学特論Ⅱ	1後		2		◎	○
研究 科目		地域創成科学特別演習Ⅰ	1前	2		◎	○	○
		地域創成科学特別演習Ⅱ	1後	2		○	◎	○
		地域創成科学特別演習Ⅲ	2前	2		○	○	◎
		地域創成科学特別演習Ⅳ	2後	2		○	○	◎
		地域創成科学特別実験Ⅰ	1前	2		◎	○	○
		地域創成科学特別実験Ⅱ	1後	2		○	◎	○
		地域創成科学特別実験Ⅲ	2前	2		○	○	◎
		地域創成科学特別実験Ⅳ	2後	2		○	○	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 生物多様性や生態系に配慮した土地利用・自然再生手法、地域防災や農業基盤の保全・管理技術、及び環境アセスメントや環境教育、地域マネジメントに関連する調査・評価手法などの高度な知識と技術を有している

DP②： 論理的・多面的に物事を考えることのできる創造的な研究能力を有し、農山村地域を再生するために必要な課題発見能力と課題解決能力を有している

DP③： 地域づくりを担うリーダーシップを有している

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表								
(地域環境科学研究科 林学専攻 博士後期課程)								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP		
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③
地域環境科学研究科共通科目	研究倫理後期特講	1前	1			○	○	
	インターンシップ	2前		2		○	○	
専攻科目	基礎科目	上級実験・調査計画法	1後	2				○
	特論科目	森林環境保全学後期特論	1前	2		◎	○	
		森林資源生産学後期特論	1前	2		◎	○	
		森林資源利用学後期特論	1前	2		◎	○	
		森林文化情報学後期特論	1前	2		◎	○	
研究指導科目	特別研究指導I	1通	4			◎	◎	○
	特別研究指導II	2通	4			○	◎	◎
	特別研究指導III	3通	4			○	○	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 森林・林業・林産業・農山村に関する高度な知識と理解力を有している

DP②： 森林の資源生産的機能と環境保全的機能に関する総合的で高度な研究能力と管理能力を有している

DP③： 森林の保全とその多面的機能の高度利用、生物多様性の保全、循環型社会の形成に関する先導的な問題設定・解決能力と新設分野の高度な学識を有している

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表								
(地域環境科学研究科 農業工学専攻 博士後期課程)								
科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			対応するDP		
			必 修	選 択	自 由	D P ①	D P ②	D P ③
地域環境科学研究科 共通科目	研究倫理後期特講	1前	1				◎	
	インターンシップ	2前		2		○		
専攻 科目	基礎科目	英語論文作成法	1前	2				◎
	特論 科目	地域資源利用工学特論	1前	2		◎	○	
		農村環境工学特論	1後	2		◎	○	
		広域環境情報学特論	1前	2		◎	○	
		地水環境工学特論	1後	2		◎	○	
		社会基盤工学特論	1前	2		◎	○	
		水利施設工学特論	1後	2		◎	○	
		バイオロボティクス特論	1前	2		◎	○	
		農産加工流通工学特論	1前	2		◎	○	
導 研 科 究 目 指	特別研究指導Ⅰ	1通	4			◎	◎	○
	特別研究指導Ⅱ	2通	4			◎	◎	○
	特別研究指導Ⅲ	3通	4			◎	◎	○

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 水、土地および食料資源の有効利用技術の開発や、環境の創造・保全を考慮した生物生産にかかわる高度な能力高度な専門知識と優れた研究能力を有している

DP②： 優れた研究者・上級技術者として、自立した課題設定能力、課題分析能力、課題解決プロセスの企画力を有している

DP③： 国内外の現場でリーダー的かつグローバルな役割を担う能力を有している

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表								
(地域環境科学研究科 造園学専攻 博士後期課程)								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP		
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③
地域環境科学研究科 共通科目	研究倫理後期特講	1前	1			○		
	インターンシップ	2前		2		○		
専攻 科目	基礎科目 論文英語作成	1前	2					○
	造園計画学後期特論	1前		2		◎		
	造園設計学後期特論	1後		2		◎		
	造園植物学後期特論	1前		2		◎		
	造園植栽学後期特論	1後		2		◎		
	造園施設材料学後期特論	1前		2		◎		
	造園施工学後期特論	1後		2		◎		
研究 科目 指導	特別研究指導Ⅰ	1通	4			○	◎	○
	特別研究指導Ⅱ	2通	4			○	○	◎
	特別研究指導Ⅲ	3通	4			○	○	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①：造園学に関する高度な専門知識と技術、独創的な研究手法と優れた研究能力を修得している

DP②：造園学の専門領域における具体的な問題設定及び解決に向けた高い指導的能力を備えている

DP③：優れた研究者等として国内外で貢献できる高度な知識と技術、倫理観を有している

○学校法人東京農業大学職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 89 条に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する職員の就業に関する事項を定めるものである。

2 職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労基法その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(職員の区分及び職種)

第 2 条 職員の区分及び職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 専任職員

ア 教務職員

(ア) 学長、副学長、統括校長、校長、副校長、教頭

(イ) 大学の教授、准教授、助教

(ウ) 高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校及び小学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

(2) 任期制職員

ア 教務職員

(ア) 大学の教授、准教授、助教

(イ) 高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校及び小学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

(3) 嘱託職員

ア 嘱託教務職員

(ア) 大学の嘱託教授、嘱託准教授、嘱託助教

(イ) 高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校及び小学校の嘱託教諭, 嘱託外国人教諭

イ 一般嘱託

一般嘱託(事務), 一般嘱託(技術), 一般嘱託(用務), 一般嘱託(特別)

(4) 特任教授

(5) 特命職員

特命教授, 特命准教授, 特命助教

(6) 臨時職員

- 非常勤講師，カレッジ講座講師，ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，臨時雇，クラブ指導者（高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校勤務者に限る。）
- (7) 助手
 - (8) 契約職員
 - (9) 学校医
学校医，学校歯科医，嘱託学校医，その他準ずる者（学校薬剤師及びカウンセラー）
 - (10) 研究員
博士研究員，学術研究員
- （適用範囲）

第3条 この規則は，前条第1号及び第2号に定める専任職員及び任期制職員（以下「職員」という。）に適用する。

- 2 前条第3号から第10号までの各職員の就業に関する事項は，学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則に定める。

第2章 採用，異動等

第1節 採用，異動，兼業

（職員の採用）

第4条 職員の採用は，次の各号に定める書類の提出を求め，競争試験等により選考する。

- (1) 履歴書
 - (2) 業績調書（指定様式）（大学の教務職員に限る。）
 - (3) 健康診断書（受診3カ月以内のもの。）
 - (4) その他法人が指定するもの
- 2 法人は，大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき，大学の教務職員について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び再任の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。
- 3 法人は，設置学校等の教諭について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。
- 4 法人は，一般職員について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。

（無期雇用契約への転換）

第5条 任期制職員のうち無期雇用契約への転換を希望する者は，次の各号いずれかに該当した場合，当該雇用契約期間が，満了する1カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。

- (1) 大学の教授，准教授及び助教は，平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が10年を超えた者
- (2) 前号以外は，平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が5年を超えた者

- 2 前項に定める通算して雇用された期間は、法人に最初に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間をいい、労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は算入しない。また、この算入しない期間がある場合、それ以降に採用された日を法人に最初に採用された日とする。

- 3 無期雇用契約に転換した場合は、雇用契約期間を除き、従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。

(採用手続)

第6条 職員として採用された者は、次の各号に定める書類を期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書(指定様式)
- (2) 雇用契約書(指定様式)
- (3) 身元保証書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) その他法人が指定するもの

(労働条件の明示)

第7条 法人は、職員を採用するとき、採用時の給与、契約期間、就業場所、従事する業務、勤務時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(任命)

第8条 東京農業大学及び東京情報大学の学長は、選挙により選任し理事長が任命する。学長の任期は一期4年とし、重任の任期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京農業大学長は、一期を限度とする。
- (2) 東京情報大学長は、一期2年とし二期を限度とする。
- 2 東京農業大学及び東京情報大学の副学長は、各学長の推薦に基づき、理事会の議を経て任命する。
- 3 統括校長は、理事会の議を経て任命する。
- 4 高等学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 5 中等部及び附属中学校(以下「中学校」という。)の校長は、当該の高等学校長の併任とする。
- 6 小学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 7 高等学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 8 中学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 9 小学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 10 統括校長の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 11 高等学校、中学校及び小学校の校長(以下「校長」という。)の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 12 高等学校、中学校及び小学校の副校長又は教頭の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 13 法人本部の本部長は、理事会の議を経て任命する。

(任用)

第9条 職員の任用に当たっては、氏名、所属及び経歴等を記した書類を提出しなければならない。

第10条 法人以外に本務を有する者は、職員として任用することができない。

2 法人以外に兼務として職を有する者を任用しようとするときは、事前に理事長の許可を得なければならない。

3 職員として任用されたものが、任用後他に兼務しようとするときは、前項の規定を準用する。

(教務職員の資格)

第11条 教務職員は、学術の研究に忠実で、教育者として適当な者でなければならない。

2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号のものに準ずると認められる者

(3) 学位規則(昭和28年文部省第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において、教授又は准教授の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において准教授、専任の講師又は助教としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

(3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

4 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

5 教諭は、高等学校にあっては高等学校教諭一種以上、中学校にあっては中学校教諭二種以上、小学校にあっては小学校教諭二種以上の教員免許状を有する者とする。

(教務職員の職務)

第12条 学長は、大学の業務を掌理し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、准教授、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。

- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 6 統括校長は、高等学校、中学校及び小学校の校務を総括するとともに、各学校長を指揮する。
- 7 高等学校長、中学校長及び小学校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。
- 8 副校長は、校長の命を受け、学校における校務を掌理し、関係職員を指揮監督するとともに、必要に応じ生徒又は児童の教育を掌る。
- 9 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒又は児童の教育を掌る。
- 10 教諭は、生徒又は児童の教育を掌り、教育の業務遂行のための校務に従事するものとする。

(一般職員の資格)

第13条 一般職員は、業務に誠実で、法人の職員として適当な者でなければならない。

(一般職員の職務)

第14条 事務職員は、主として一般の事務に従事する。

- 2 司書職員は、図書館法による司書の資格を有する者で、主として図書館の業務に従事する。
- 3 技術職員は、専門の技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。
- 4 技能職員は、業務に必要な技能を有し、主として現業に従事する。
- 5 地域限定職員は、特定の地域において勤務する者で、主として事務職員、司書職員、技術職員等に準ずる業務に従事する。

第15条 削除

(大学院の指導教授等)

第16条 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び付属施設の教授及び准教授をもってこれに充てる。

(任期制教員の業績審査)

第17条 第2条第2号アの(ア)に定める任期制教務職員については、雇用契約期間満了日の6カ月前までに次の各号について審査を行い、当該者にその結果を通知する。

- (1) 教育業績
 - (2) 研究業績
 - (3) 学内貢献業績
 - (4) 社会的貢献業績
 - (5) 専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項
- 2 前項に規定する業績審査は、教授会において審査し、人事委員会が行う。
 - 3 第1項第1号から第5号に規定する業績等の審査基準は、別に定める。

(任期制教諭の適正評価)

第18条 第2条第2号アの(イ)に定める任期制教務職員については、在任中における教員としての適正評価基準に基づき、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する適正評価の審査は、人事委員会第三専門委員会が行う。

3 第1項に規定する適正の評価基準は、別に定める。

(任期制一般職員の人事評価)

第19条 第2条第2号イに定める任期制一般職員については、在任中の業務遂行状況に基づき人事評価を行い、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する人事評価の審査は、人事委員会第二専門委員会が行う。

3 第1項に規定する人事評価の基準は、別に定める。

(専任職員への採用)

第20条 第17条から第19条に規定する審査において、それぞれの基準に照らして基準を満たすと評価された者については、人事委員会の議を経て法人の専任職員として採用する。

(雇用契約期間満了の通知)

第21条 第17条から第19条に規定する審査あるいは評価において、基準に照らして基準に達しないと評価された者には、雇用契約期間満了日をもって雇用契約を終了する旨を雇用契約期間満了日の6カ月前までに人事委員会の議を経て文書を持って通知する。

(職員の人事)

第22条 職員の人事は、原則として所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。

(昇格)

第23条 職員の昇格は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の業績審査又は人事評価の結果に基づいて行う。

3 第2条第1号アの(イ)及び第2号アの(ア)の昇格については、別に定める細則に基づき、その手続を行うものとする。

4 昇格は、原則として毎年4月及び10月に行う。ただし、特別の事情のある場合は、臨時に行うことができる。

(降任、降格及び降給)

第24条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任、降格及び降給することができる。

(1) 人事評価の結果が不良のとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

(4) 第53条の規定により、懲戒処分を受けたとき。

(5) 本人が希望し、これを法人が認めたとき。

(6) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

第25条 法人は、業務上の必要により職員の所属変更及び出向を命ずることがある。地域限定職員については、原則として別表第1の2に定める勤務地区分を越える人事異動を命じない。

2 職員は、正当な理由がない限り、所属変更及び出向を拒むことはできない。

(兼業)

第26条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、法人以外の他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

(出向)

第27条 職員の出向に関する事項は、学校法人東京農業大学出向規程に定める。

第3章 服務規律

(倫理)

第28条 職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報保護)

第29条 職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

第30条 職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

第4章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第31条 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程(以下「勤務時間等規程」という。)に定める。

第5章 休職等

第1節 休職

(休職)

第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て法人に許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)45日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。

ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に120日

イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に150日

ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。
ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。

- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6カ月(結核の場合は1年)を経過したとき。

- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

第33条 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、

- ア 勤続 6 カ月以上 1 年未満の者 2 カ月
- イ 勤続 1 年以上 3 年未満の者 6 カ月
- ウ 勤続 3 年以上 5 年未満の者 8 カ月
- エ 勤続 5 年以上の者 1 年 6 カ月

なお、勤続 5 年以上の者については、人事委員会の議を経て、1 年 6 カ月を経過した後、6 カ月の範囲で延長することができる。ただし、前条第 4 号及び第 5 号の事由が結核性疾患の場合は、勤続年数にかかわらず 3 年とする。

(休職中の身分)

第 34 条 休職期間中は、職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。
(業務の引継)

第 35 条 職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

第 36 条 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第 32 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することができる。

2 休職中の職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

第 2 節 育児休業及び介護休業

(育児休業)

第 37 条 職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

第 38 条 職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

第 6 章 出張及び留学

(出張及び留学)

第 39 条 職員の出張及び留学に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

第 7 章 給与

(給与)

第 40 条 職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学職員給与規程に定める。

第 8 章 定年、退職及び解雇

(退職事由)

第 41 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失うものとする。

(1) 本人が死亡したとき。

死亡日

(2) 第 42 条の規定により定年に達したとき。

定年退職日

(3) 第 43 条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。

理事長が退職日として承認した日

- (4) 第 32 条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。

休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)

- (5) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。

雇用契約期間満了日

- (6) 行方不明や無断欠勤が暦日により引き続き 30 日以上に及んだとき。ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めたときは、退職を取り消すことができる。

理事長が退職日として定めた日

(定年退職)

第 42 条 職員の定年は、満 65 歳とし、定年に達する年度の 3 月 31 日を定年退職日とする。

ただし、学長については定年を定めない。

(自己都合退職)

第 43 条 職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の 30 日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を提出しなければならない。

- 2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。

- 3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

第 44 条 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。
- (4) 懲戒解雇のとき。
- (5) 法人以外に本務を有するに至ったとき。

(解雇制限)

第 45 条 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。
- (2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

第46条 第44条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。
当該予告しないときは、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

第47条 退職又は解雇された職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 職員が前条第1項前段の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、理事長は遅滞なくこれを交付する。

第9章 退職金

(退職金)

第48条 職員の退職金に関し必要な事項は、学校法人東京農業大学職員退職金規程に定めるところによる。

第10章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

第49条 職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第50条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

第11章 表彰

(表彰)

第51条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手續)

第52条 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

第12章 懲戒

(懲戒の事由)

第53条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 学校法人東京農業大学寄附行為並びにこの規則及び関係諸規程に違背したとき。

- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 法人内秩序を乱したとき。
 - (4) 法人の名誉を傷つける言動があったとき。
 - (5) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
 - (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
 - (7) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
 - (8) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。
- 2 懲戒を行う場合は、その理由を当該職員に明示するものとする。
- 3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の職員等が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。
- (懲戒処分の量定)

第54条 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (4) 他の適用者及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及び比較
- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
- (7) 法人に与えた損害の程度
- (8) 職場秩序への影響

(懲戒処分の区分)

第55条 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の6区分をもって行う。

- (1) 戒告
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 出勤停止
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降格
始末書を提出させた上、職制上の地位を免じもしくは引き下げ、又は職務の級を引き下げる。
- (5) 諭旨退職
依願退職を勧告し退職勧告に応じる場合には、退職金を全額支給する。ただし、退職勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇
即日解雇とし、退職金は、支給しない。

(懲戒処分原則)

第56条 同一行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

第57条 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実（学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程第2条に規定するハラスメントに係る事案を除く）が発生した場合、部門長は、理事長の許可を得て調査委員会（以下「部門調査委員会」という。）を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

(1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者（以下この章において「本人」という。）及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。

(2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。

(3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。

(4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要に応じて外部の者を加えた構成とする。

(5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務・人事部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

第58条 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分の答申審議及び意見聴取)

第59条 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分の量定及び区分の妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会の意見を聴くものとする。

(懲戒処分の決定)

第60条 理事長は、人事委員会の審議結果に基づき、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

第61条 理事長は、前条の懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為の再発、証拠隠滅等の緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

第62条 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分の量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書（別紙様式1、以下「通知書」という。）を直接本人に手交する。

2 前項の通知書を手交できない場合は、本人の最新の住所・通勤経路届等の住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等の配達の実績が証明できる手段で通知書を発送するものとする。

(異議の申し立て)

第63条 本人は、前条の通知書の記載内容に異議がある場合、通知書を受理したのち14日以内に、処分不服又は異議の理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務・人事部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議の申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。
(手続の特例)

第64条 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第65条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の賠償責任は、職員が退職し又は第44条並びに第55条第5号及び第6号の規定に基づき解雇された後といえども免れない。

第13章 公益通報者保護

(定義)

第66条 第2条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報の適正な処理の仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまさに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等をいう。

(総括者)

第67条 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

第68条 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務・人事部に置き、法人本部総務・人事部長がその責任者となる。

2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

第69条 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

第70条 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

(1) 不正な利益を得る目的での通報

(2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報

(3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

第71条 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたときは、通報窓口の責任者は、別表第2により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

- 2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。
- 3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。
- 4 通報窓口の担当者、責任者、統括者ないし第2項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

第72条 職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

第73条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第2により理事長に速やかに報告をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

第74条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、統括校長、高等学校長、中学校長及び小学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命じる。

- 2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。
- 3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

第75条 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第70条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

第76条 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(通知)

第77条 総括者は、別表第2により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しな

なければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

第78条 公益通報又は相談を受けた職員等は、第68条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

第79条 公益通報者の保護にかかる事務は、総務・人事部人事課が行う。

第14章 教育訓練

(教育訓練)

第80条 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

2 職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 東京情報大学看護学部設置に伴う教務職員の採用は、完成に達する年度の3月31日まで第42条に規定する定年退職の年齢を超えて採用することができる。なお、採用された教務職員は、第42条の規定にかかわらず、完成に達する年度の4年度後の3月31日まで在職することができる。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 学校法人東京農業大学人事規則(昭和42年11月1日施行)
 - (2) 学校法人東京農業大学人事規則施行規程(昭和55年8月20日施行)
 - (3) 学校法人東京農業大学任期制大学教務職員規程(平成19年4月1日施行)
 - (4) 学校法人東京農業大学任期制教諭規程(平成19年4月1日施行)
 - (5) 学校法人東京農業大学任期制一般職員規程(平成19年4月1日施行)
 - (6) 学校法人東京農業大学懲戒規程(平成20年5月1日施行)
 - (7) 学校法人東京農業大学公益通報者の保護に関する規程(平成25年4月1日施行)

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第8条第1項の規定にかかわらず、学長の任期は、次の各号のとおりとする。なお、各号の任期満了後は、第8条第1項の規定によるものとする。
 - (1) 東京農業大学長
平成29年7月5日から平成33年3月31日
 - (2) 東京情報大学長
 - ア 新任の場合 平成31年7月16日から平成35年3月31日
 - イ 重任の場合 平成31年7月16日から平成33年3月31日
- 3 東京情報大学看護学部においては、第2条第5号の規定にかかわらず、臨時職員として「臨床教員」を置くことができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

法人全般

学校法人東京農業大学職員就業規則

別表 1 (第 4 条関係)

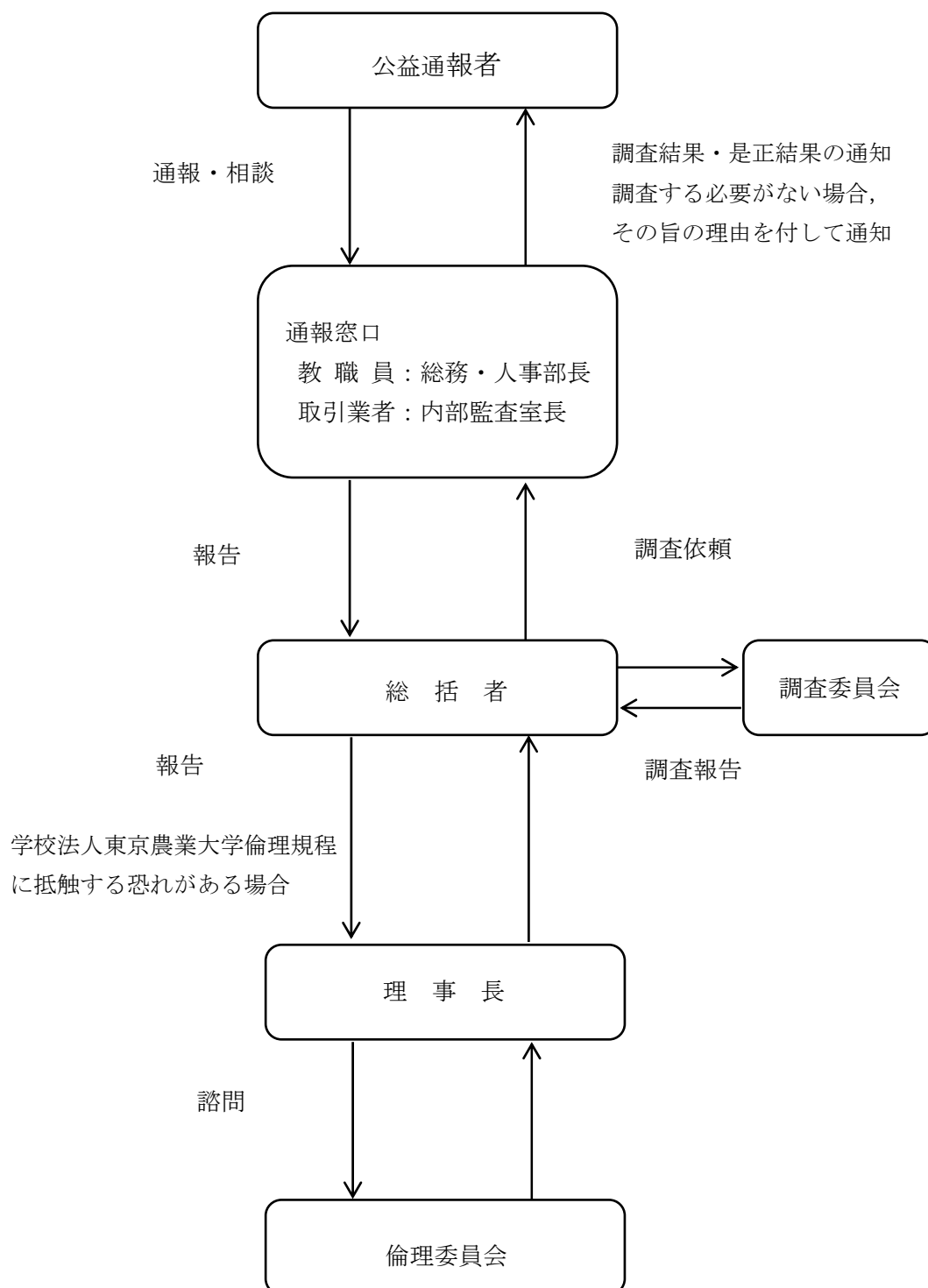
組織及び所属名	対象となる職名	雇用契約期間	再任の可否
東京農業大学 農学部 応用生物科学部 生命科学部 地域環境科学部 国際食料情報学部 生物産業学部 教職・学術情報課程 生命農学研究センター 生物資源ゲノム解析センター	教授・准教授・助教	5 年	不可
東京情報大学 総合情報学部 看護学部			
東京農業大学第一高等学校	教諭	3 年	不可
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			
東京農業大学稲花小学校			
学校法人東京農業大学	一般職員	3 年	不可
東京農業大学			
東京情報大学			
東京農業大学第一高等学校			
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			
東京農業大学稲花小学校			

注 1) 組織及び所属名に規定する東京情報大学看護学部の対象となる職名欄「教授・准教授・助教」には、「東京情報大学看護学部の職員の区分、職種等に関する特例規程」に規定する「講師」を含むものとする。

別表１の２（第 25 条関係）

地域限定職員の勤務地区分
東京都世田谷区
神奈川県厚木市、伊勢原市
千葉県千葉市
埼玉県東松山市
北海道網走市
群馬県高崎市
東京都西多摩郡奥多摩町
静岡県富士宮市
沖縄県宮古島市

別表 2(第 71 条, 第 73 条及び第 77 条関係)



様式1（第62条関係）

懲戒処分通知書

被処分者 氏 名	所 属 職 名 職務の級・号俸
処分の内容（区分） 処分の事由 （この欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。） 根拠規程 処分効力発生日 刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日 年 月 日	
処分発令日 年 月 日 学校法人東京農業大学理事長（ 氏 名 ） 印	

履修モデル【林学専攻博士前期課程】

林業・林産業系(民間企業、公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2					インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	2	必	実験・調査計画法	2						
	必	プレゼンテーション法	2									
		森林生態学特講*	2									
		森林環境保全学特論**	2									
研究科目	必	林学特別演習Ⅰ	2	必	林学特別演習Ⅱ	2	必	林学特別演習Ⅲ	2	必	林学特別演習Ⅳ	2
	必	林学特別実験Ⅰ	2	必	林学特別実験Ⅱ	2	必	林学特別実験Ⅲ	2	必	林学特別実験Ⅳ	2
合計取得単位数											30	

*代わりに治山緑化学特講、造林学特講、森林療法学特講、林業工学特講、木材工学特講、林産化学特講、林政学特講、森林経営学特講の選択が可能

**代わりに森林資源生産学特論、森林資源利用学特論、森林文化情報学特論の選択が可能

住宅産業系(民間企業、教育機関(教諭)、公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2					インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	2	必	実験・調査計画法	2						
	必	プレゼンテーション法	2									
		木材工学特講*	2									
		森林資源生産学特論**	2									
研究科目	必	林学特別演習Ⅰ	2	必	林学特別演習Ⅱ	2	必	林学特別演習Ⅲ	2	必	林学特別演習Ⅳ	2
	必	林学特別実験Ⅰ	2	必	林学特別実験Ⅱ	2	必	林学特別実験Ⅲ	2	必	林学特別実験Ⅳ	2
合計取得単位数											30	

*代わりに森林生態学特講、治山緑化学特講、造林学特講、森林療法学特講、林業工学特講、林産化学特講、林政学特講、森林経営学特講の選択が可能

**代わりに森林環境保全学特論、森林資源利用学特論、森林文化情報学特論の選択が可能

履修モデル【農業工学専攻博士前期課程】

農業土木の計画・設計・施工部門(公務員・民間企業・教員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2									
専攻科目	必	研究倫理特講	1		プレゼンテーション法	1						
		海外農業開発学特講	2		施設工学特論Ⅱ****	2						
		水利施設工学特講*	2									
		土木材料学特講**	2									
		施設工学特論Ⅰ***	2									
研究科目	必	農業工学特別演習Ⅰ	2	必	農業工学特別演習Ⅱ	2	必	農業工学特別演習Ⅲ	2	必	農業工学特別演習Ⅳ	2
	必	農業工学特別実験Ⅰ	2	必	農業工学特別実験Ⅱ	2	必	農業工学特別実験Ⅲ	2	必	農業工学特別実験Ⅳ	2
											合計取得単位数	30

*に代わって農地環境学特講、広域環境情報学特講の選択が可能

**に代わって農村計画学特講、土壌物理学特講の選択が可能

***に代わって地域資源利用学特論Ⅰ、生産環境情報・計画学特論Ⅰの選択が可能

***に代わって地域資源利用学特論Ⅱ、生産環境情報・計画学特論Ⅱの選択が可能

農業機械系(民間企業・公務員・教員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2									
専攻科目		フィールド調査	1		プレゼンテーション法	1						
	必	研究倫理特講	1		論文作成法	1						
		農産加工流通工学特講	2		バイオロボティクスト講	2						
		農業生産システム工学特論Ⅰ	2		農業生産システム工学特論Ⅱ	2						
研究科目	必	農業工学特別演習Ⅰ	2	必	農業工学特別演習Ⅱ	2	必	農業工学特別演習Ⅲ	2	必	農業工学特別演習Ⅳ	2
	必	農業工学特別実験Ⅰ	2	必	農業工学特別実験Ⅱ	2	必	農業工学特別実験Ⅲ	2	必	農業工学特別実験Ⅳ	2
											合計取得単位数	30

履修モデル【造園学専攻博士前期課程】

計画・設計系(民間企業、公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2					インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	1	必	論文英語	1						
	必	造園計画・設計学特論	2		造園調査法詳論*	2						
	必	造園植物・植栽学特論	2									
	必	造園施設材料・施工学特論	2									
研究科目	必	造園学特別演習Ⅰ	4	必	造園学特別演習Ⅱ	4	必	造園学特別演習Ⅲ	4	必	造園学特別演習Ⅳ	4
											合計取得単位数	30

*代わりに造園調査法詳論演習、日本庭園詳論、観光計画詳論、ランドスケープマネージメント詳論、ランドスケープデザイン詳論、ランドスケープ空間情報詳論の選択が可能

技術・施工(植物・材料)系(民間企業、公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2				選	インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	1		論文英語	1						
	必	造園計画・設計学特論	2		樹芸詳論*	2						
	必	造園植物・植栽学特論	2									
	必	造園施設材料・施工学特論	2									
研究科目	必	造園学演習Ⅰ	4	必	造園学演習Ⅱ	4	必	造園学演習Ⅲ	4	必	造園学演習Ⅳ	4
											合計取得単位数	30

※代わりに造園調査法詳論、造園調査法詳論演習、芝生詳論、ランドスケープ空間情報詳論の選択が可能。

教育機関(大学等)・公務員を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2					インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	1		論文英語	1						
	必	造園計画・設計学特論	2		ランドスケープマネージメント詳論*	2						
	必	造園植物・植栽学特論	2									
	必	造園施設材料・施工学特論	2									
研究科目	必	造園学演習Ⅰ	4	必	造園学演習Ⅱ	4	必	造園学演習Ⅲ	4	必	造園学演習Ⅳ	4
											合計取得単位数	30

*代わりに造園調査法詳論、造園調査法詳論演習、日本庭園詳論、観光計画詳論、ランドスケープデザイン詳論、樹芸詳論、芝生詳論、ランドスケープ空間情報詳論の選択が可能

履修モデル【地域創成科学専攻修士課程】

技術系(民間企業、公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目								インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	1		フィールド調査法	2						
	必	論文英語	2		保全生態学特論Ⅱ ※※	2						
	必	プレゼンテーション法	1									
		実験・調査計画法	2									
		保全生態学特論Ⅰ ※	2									
研究科目	必	地域創成科学特別演習Ⅰ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅱ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅲ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅳ	2
	必	地域創成科学特別実験Ⅰ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅱ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅲ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅳ	2
合計取得単位数											30	

※代わりに地域環境保全学特論Ⅰ、地域環境工学特論Ⅰ、地域デザイン学特論Ⅰの選択が可能

※※代わりに地域環境保全学特論Ⅱ、地域環境工学特論Ⅱ、地域デザイン学特論Ⅱの選択が可能

マネジメント系(民間企業、公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
地域環境科学研究科共通科目		知的財産管理法	2					インターンシップ	2			
専攻科目	必	研究倫理特講	1		保全生態学特論Ⅱ ※※	2						
	必	論文英語	2									
	必	プレゼンテーション法	1									
		地域経営政策論	2									
		保全生態学特論Ⅰ ※	2									
研究科目	必	地域創成科学特別演習Ⅰ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅱ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅲ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅳ	2
	必	地域創成科学特別実験Ⅰ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅱ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅲ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅳ	2
合計取得単位数											30	

※代わりに地域環境保全学特論Ⅰ、地域環境工学特論Ⅰ、地域デザイン学特論Ⅰの選択が可能

※※代わりに地域環境保全学特論Ⅱ、地域環境工学特論Ⅱ、地域デザイン学特論Ⅱの選択が可能

教育機関(高校、専門学校、社会教育機関等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
専攻科目	必	研究倫理特講	1		フィールド調査法	2						
	必	論文英語	2		環境教育法	2						
	必	プレゼンテーション法	1		保全生態学特論Ⅱ ※※	2						
		実験・調査計画法	2									
		保全生態学特論Ⅰ ※	2									
研究科目	必	地域創成科学特別演習Ⅰ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅱ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅲ	2	必	地域創成科学特別演習Ⅳ	2
	必	地域創成科学特別実験Ⅰ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅱ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅲ	2	必	地域創成科学特別実験Ⅳ	2
合計取得単位数											30	

※代わりに地域環境保全学特論Ⅰ、地域環境工学特論Ⅰ、地域デザイン学特論Ⅰの選択が可能

※※代わりに地域環境保全学特論Ⅱ、地域環境工学特論Ⅱ、地域デザイン学特論Ⅱの選択が可能

履修モデル【林学専攻博士後期課程】

研究機関・教育機関・行政、企業(研究開発)等を旨す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期					
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数			
地域環境科学 研究科共通科目	必	研究倫理後期特論	1																		
専攻科目		森林資源生産学後期特論*	2	必	上級実験・調査計画法	2															
研究科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）					4
																	合計取得単位数		17		

*代わりに森林環境保全学後期特論、森林資源利用学後期特論、森林文化情報学後期特論の選択が可能

履修モデル【農業工学専攻博士後期課程】

研究・教育機関(公務員・民間企業)等を目指す大学院生

科目区分	1年前期				1年後期				2年前期				2年後期				3年前期				3年後期			
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数			
地域環境科学研究科共通科目	必	研究倫理後期特講	1																					
	必	英語論文作成法	2																					
		地域資源利用工学特論*	2																					
専攻科目																								
研究科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）			4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）			4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）			4									
																			合計取得単位数			17		

*に代わり農村環境工学特論、広域環境情報学特論、地水環境工学特論、社会基盤工学特論、水利施設工学特論、農産加工流通工学特論の選択が可能

履修モデル【造園学専攻博士後期課程】

研究機関・教育機関・行政、企業(研究開発)等を目指す大学院生

1年前期				1年後期				2年前期				2年後期				3年前期				3年後期			
科目区分	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数		
地域環境科学研究科共通科目	必	研究倫理後期特論	1																				
		造園計画学後期特論*	2					必	論文英語作成	2													
専攻科目																							
研究科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）			4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）			4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）			4								
合計取得単位数																					17		

*代わりに造園設計学後期特論、造園植物学後期特論、造園植栽学後期特論、造園施設材料学後期特論、造園施工学後期特論の選択が可能

研究指導のスケジュール【林学専攻博士前期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)	
1 年 次	前期	【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 演習Ⅰ、実験Ⅰ ・ 研究科共通科目、基礎科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 研究テーマを決定 ・ 研究計画書の作成及び発表 【実験・調査・データ収集等】 ・ 実験・調査方法を身に付ける ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	【授業科目の履修】 ・ 研究科目 演習Ⅱ、実験Ⅱ ・ 基礎科目 【実験・調査・データ収集等】 ・ 最新の情報収集・検討 ・ 研究テーマの最適化 ・ 遂行中の実験・調査の継続 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 【修士論文中間発表】 ・ 修士論文の中間報告を行う 3月 【研究計画の更新】 ・ 修了年次に向けた研究計画の更新	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	前期	【授業科目の履修】 ・ 研究科目 演習Ⅲ、実験Ⅲ ・ 研究科共通科目 【研究の継続・修士論文骨子作成】 ・ 修士論文骨子作成 【実験・調査・データ収集等】 ・ 遂行中の実験・調査の継続に加え、本実験・調査を行う ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施	【修士論文完成に向けて】 ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期	【授業科目の履修】 ・ 研究科目 演習Ⅲ、実験Ⅲ 【実験・調査・データ収集等】 ・ 研究内容の精査 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 1月 【修士論文要旨の作成及び提出】 ・ 修士論文要旨を作成し、指導教員に提出 2月 【修士論文の提出】 ・ 修士論文の提出 ・ 修士論文発表会において発表を行う(同時に最終試験実施) 3月 【博士前期課程の修了及び学位授与】	【修士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為ないことの確認 【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ・ 最終試験 ①論文内容の質疑応答 ②研究経過の質疑応答 ③成果発展性の質疑応答 ④外国語試験 ・ 学位授与の認定 【博士前期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【林学専攻博士後期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)	
1 年 次	前期	【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 研究科共通科目、特論科目 【研究計画書の作成】 ・ 主体的に研究テーマを決定 ・ 研究計画の立案 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して博士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 3年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 基礎科目 【実験・調査・データ収集等】 ・ 最新の情報収集・検討 ・ 研究テーマの最適化 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 3月 【研究計画書の更新】 ・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点等について指導	
2 年 次	前期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) ・ 研究科共通科目 【研究計画書の更新】 ・ 研究結果の精査 ・ 研究計画の改良・改変 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の継続、本実験・調査の開始	・ 博士論文の全体的な構成を固めていく論文の目的、データや資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う ・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) 【実験・調査・データ収集、データ解析等】 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 今までのデータ等を用いて論文投稿の準備を行う 【英文雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 英文雑誌等論文の執筆及び完成	・ 論文構成について検討及び指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 論文内容・構成とともに不足している実験調査等について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導	
3 年 次	前期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【研究の継続・博士論文骨子作成】 ・ 博士論文骨子作成 ・ 博士論文中間報告書の作成、発表 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿】 ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応 【学会発表準備及び発表】 ・ 学会発表の要旨作成 ・ 学会発表の申請 ・ 学会発表スライド、ポスター等の作成 ・ 学会発表	【博士論文完成に向けて】 ・ 博士論文骨子の検討及び作成指導 ・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションマテリアルの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導	
	後期			

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
3 年 次	後期	【博士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
	1月	【博士論文要旨の作成及び提出】 ・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に提出 ・ 博士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 博士論文審査委員の決定 主査1名、副査2名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為のないことを確認
	2月	【博士論文の提出】 ・ 博士論文の提出 ・ 博士論文公開本人発表会において発表を行う (同時に最終試験実施)	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ⑥その他 ・ 最終試験 ①先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答 ②研究、調査あるいは実験方法等の再現性、適切性についての質疑応答 ③研究、調査あるいは実験結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答 ④1か国以上の外国語 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士後期課程の修了及び学位授与】	【博士後期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【農業工学専攻博士前期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期 【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 特別演習Ⅰ ・ 研究科目 特別実験Ⅰ ・ 研究科共通科目、基礎科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 研究テーマを決定 ・ 研究計画書の作成及び発表 【実験・調査・データ収集等】 ・ 実験・調査方法を身に付ける ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 特別演習Ⅱ ・ 研究科目 特別実験Ⅱ ・ 基礎科目、特論科目等 【実験・調査・データ収集等】 ・ 最新の情報収集・検討 ・ 研究テーマの最適化 ・ 遂行中の実験・調査の継続 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 3月【研究計画の更新】 ・ 修了年次に向けた研究計画の更新	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
2 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 特別演習Ⅲ ・ 研究科目 特別実験Ⅲ ・ 研究科共通科目 【研究の継続・修士論文骨子作成】 ・ 修士論文骨子作成 【修士論文中間発表】 ・ 修士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 遂行中の実験・調査の継続に加え、本実験・調査を行う ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施	【修士論文完成に向けて】 ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 特別演習Ⅳ ・ 研究科目 特別実験Ⅳ 【実験・調査・データ収集等】 ・ 研究内容の精査 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 1月【修士論文要旨の作成及び提出】 ・ 修士論文要旨を作成し、指導教員に提出 2月【修士論文の提出】 ・ 修士論文の提出 ・ 修士論文発表会において発表を行う(同時に最終試験実施) 3月【博士前期課程の修了及び学位授与】	【修士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為ないことの確認 【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ・ 最終試験 ①論文内容の質疑応答 ②研究経過の質疑応答 ③成果発展性の質疑応答 ④外国語試験 ・ 学位授与の認定 【博士前期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【農業工学専攻博士後期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期 【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 研究科共通科目、基礎科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 主体的に研究テーマを決定 ・ 研究計画の立案 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して博士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 3年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期 3月 【研究計画書の更新】 ・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点等について指導	
2 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 研究科共通科目 【研究計画書の更新】 ・ 研究結果の精査 ・ 研究計画の改良・変更 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の継続、本実験・調査の開始	・ 博士論文の全体的な構成を固めていく論文の目的、データや資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う ・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) 【実験・調査・データ収集、データ解析等】 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 今までのデータ等を用いて論文投稿の準備を行う 【英文雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 英文雑誌等論文の執筆及び完成	・ 論文構成について検討及び指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 論文内容・構成とともに不足している実験調査等について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導	
3 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【研究の継続・博士論文骨子作成】 ・ 博士論文骨子作成 ・ 博士論文中間報告書の作成、発表 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿】 ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応 【学会発表準備及び発表】 ・ 学会発表の要旨作成 ・ 学会発表の申請 ・ 学会発表スライド、ポスター等の作成 ・ 学会発表	【博士論文完成に向けて】 ・ 博士論文骨子の検討及び作成指導 ・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションマテリアルの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導	

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)	
3 年 次	後期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【実験・調査・データ収集等】 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 【博士論文発表】 ・ 博士論文の最終報告を行う 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿】 ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応	【博士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導	
	1月	【博士論文要旨の作成及び提出】 ・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に提出	・ 博士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 博士論文審査委員の決定 主査1名、副査2名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為のないことを確認
	2月	【博士論文の提出】 ・ 博士論文の提出 ・ 博士論文公開本人発表会において発表を行う (同時に最終試験実施)		【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ⑥その他 ・ 最終試験 ①先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答 ②研究、調査あるいは実験方法等の再現性、適切性についての質疑応答 ③研究、調査あるいは実験結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答 ④1か国以上の外国語 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士後期課程の修了及び学位授与】		【博士後期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【造園学専攻博士前期課程課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期 【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 造園学特別演習Ⅰ ・ 研究科共通科目、基礎科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 研究テーマを決定 ・ 研究計画書の作成及び発表 【実験・調査・データ収集等】 ・ 実験・調査方法を身に付ける ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 造園学特別演習Ⅱ ・ 基礎科目 【実験・調査・データ収集等】 ・ 最新の情報収集・検討 ・ 研究テーマの最適化 ・ 遂行中の実験・調査の継続 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 【修士論文中間発表】 ・ 修士論文の中間報告を行う 3月【研究計画の更新】 ・ 修了年次に向けた研究計画の更新	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 造園学特別演習Ⅲ ・ 研究科共通科目、基礎科目 【研究の継続・修士論文骨子作成】 ・ 修士論文骨子作成 【実験・調査・データ収集等】 ・ 遂行中の実験・調査の継続に加え、本実験・調査を行う ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施	【修士論文完成に向けて】 ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期 【授業科目の履修】 ・ 研究科目 造園学特別演習Ⅳ 【実験・調査・データ収集等】 ・ 研究内容の精査 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 1月【修士論文要旨の作成及び提出】 ・ 修士論文要旨を作成し、指導教員に提出 2月【修士論文の提出】 ・ 修士論文の提出 ・ 修士論文発表会において発表を行う(同時に最終試験実施) 3月【博士前期課程の修了及び学位授与】	【修士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為ないことの確認 【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ① 研究テーマの妥当性 ② 研究方法の適切性 ③ 論述・論旨の妥当性 ④ 論文作成能力 ⑤ 独創性 ・ 最終試験 ① 論文内容の質疑応答 ② 研究経過の質疑応答 ③ 成果発展性の質疑応答 ④ 外国語試験 ・ 学位授与の認定 【博士前期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【造園学専攻博士後期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 研究科共通科目、基礎科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 主体的に研究テーマを決定 ・ 研究計画の立案 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の開始	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 特論科目 【実験・調査・データ収集等】 ・ 最新の情報収集・検討 ・ 研究テーマの最適化 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 3月 【研究計画書の更新】 ・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点等について指導
2 年 次	前期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) ・ 研究科共通科目 【研究計画書の更新】 ・ 研究結果の精査 ・ 研究計画の改良・改変 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の継続、本実験・調査の開始	・ 博士論文の全体的な構成を固めていく論文の目的、データや資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う ・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導
	後期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) 【実験・調査・データ収集、データ解析等】 ・ 不足の実験・調査の実施 ・ 再現性実験等の実施 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 今までのデータ等を用いて論文投稿の準備を行う 【英文雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 英文雑誌等論文の執筆及び完成	・ 論文構成について検討及び指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 論文内容・構成とともに不足している実験調査等について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導
3 年 次	前期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【研究の継続・博士論文骨子作成】 ・ 博士論文骨子作成 ・ 博士論文中間報告書の作成、発表 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 追加実験・調査の必要性の検討及び実施 【学術雑誌、英文雑誌等への論文投稿】 ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応 【学会発表準備及び発表】 ・ 学会発表の要旨作成 ・ 学会発表の申請 ・ 学会発表スライド、ポスター等の作成 ・ 学会発表	【博士論文完成に向けて】 ・ 博士論文骨子の検討及び作成指導 ・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 論文校正(英文校正を含む) ・ 査読結果に対する対応指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションマテリアルの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
3 年 次	後期	【博士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
	1月	【博士論文要旨の作成及び提出】 ・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に提出 ・ 博士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 博士論文審査委員の決定 主査1名、副査2名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為のないことを確認
	2月	【博士論文の提出】 ・ 博士論文の提出 ・ 博士論文公開本人発表会において発表を行う (同時に最終試験実施)	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ⑥その他 ・ 最終試験 ①先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答 ②研究、調査あるいは実験方法等の再現性、適切性についての質疑応答 ③研究、調査あるいは実験結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答 ④1か国以上の外国語 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士後期課程の修了及び学位授与】	【博士後期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【地域創成科学専攻修士課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	前期	・ 修士論文完成に向けて ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期	・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為がないことの確認 【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ・ 最終試験 ①論文内容の質疑応答 ②研究経過の質疑応答 ③成果発展性の質疑応答 ④外国語試験 ・ 学位授与の認定 【修士課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

○東京農業大学研究倫理規程

制 定 平成 27 年 10 月 1 日
改 正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農業大学(以下「本学」という。)に所属する研究者等が、研究を実施するにあたり、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用。

(ア) 捏造 存在しないデータ及び研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん 研究資料、機器並びに過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文及び用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範並びに社会通念に照らして研究倫理から逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

本学の研究費を使用して研究活動を行う者及びこれを支援する者。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、「東京農業大学における研究活動に係る行動規範」を遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保し、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理しなければならない。さらに、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第 4 条 本学に大学全体を統括し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

- 3 最高責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する基本方針を策定並びに周知するとともに、第5条に規定する統括管理責任者が、責任をもって公正な研究活動を推進できるように努めなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する統括管理責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもってこれに充て、職名を公開する。
3 統括責任者は、基本方針に基づいて本学全体の公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(部局責任者)

第6条 本学に、各部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を有する部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、学部長、教職・学術情報課程主任、事務局長、大学総務部長、農生命科学研究所長、農学部事務部長及び生物産業学部事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。
3 部局責任者は、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者(以下「教育責任者」という。)を置くものとする。

- 2 教育責任者は、統括責任者をもってこれに充て、職名を公開する。
3 教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会)

第8条 本学に、研究活動上の不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事項を行う。
- (1) 研究倫理についての研修、教育の企画及び実施に関する事項
 - (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
 - (3) 研究者等の不正行為の防止に関する事項
 - (4) その他研究倫理に関する事項
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 副学長(統括責任者)
 - (2) 各大学院研究科委員長
 - (3) 各学部長
 - (4) 教職・学術情報課程主任
 - (5) 事務局長
 - (6) 大学総務部長
 - (7) 教務支援部長
 - (8) 農生命科学研究所長
 - (9) 図書館長
 - (10) 農学部事務部長及び生物産業学部事務部長

(11) その他学長が指名する科学研究及び研究者の行動規範等について専門知識を有する者若干名

- 4 委員会に委員長を置き、副学長(統括責任者)をもってこれに充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員の互選により副委員長を選任し、その職務を代行する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。
- 7 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 委員会は、委員総数の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(事務)

第9条 委員会に係わる事務は、農生命科学研究所事務部及び大学総務部が行う。

第3章 告発の受付

(不正行為の通報・相談窓口)

第10条 研究活動上の不正行為についての通報・相談(以下「告発等」という。)は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第68条及び学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則(以下「有期職員就業規則」という。)第58条に定める通報及び相談窓口が担当する。

- 2 最高責任者は、必要に応じて職員就業規則第67条及び有期職員就業規則第57条に定める総括者(以下「総括者」という。)に対し、調査委員会の設置と統括責任者をその委員として指名することを求める。

(告発等の取扱い)

第11条 最高責任者は、研究活動上の不正行為について告発等があった場合(報道機関、研究者コミュニティ及びインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合を含む。)、総括者と協議のうえ職員就業規則第71条及び有期職員就業規則第61条に基づき、調査及び対応を行う。

- 2 最高責任者は、総括者に対し、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底するよう求める。
- 3 最高責任者は、総括者に対し、相当な理由なしに単に相談や告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止しないことや、被告発者に対し、解雇、降格、減給及びその他不利益な取扱いをしないよう求める。
- 4 最高責任者は、総括者に対し、告発等の受付から30日以内に、調査を行うか否かについて決定するよう求める。
- 5 調査を行うことが決定した場合、最高責任者は、当該事案に係る資金配分機関(以下「配分機関」という。)及び関係省庁にその旨を報告する。

第4章 調査と認定

(調査への対応)

第12条 最高責任者は、総括者に対し、調査実施の決定から30日以内に調査委員会による調査を開始するよう求める。また、調査にあたっては、「東京農業大学研究活動上の不正行為に関する調査にあたっての留意事項」に基づき行うように求める。なお、調査委員会の委員は、半数以上が外部有識者で構成され、かつ告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 2 最高責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に対して通知するが、告発者及び被告発者は、通知書を受理した日から起算して14日以内に異議の内容を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報及び相談窓口へ異議申立をすることができる。
- 3 最高責任者は、異議申立があった場合、異議の内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合、当該異議申立に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 最高責任者は、総括者、告発者及び被告発者に対し、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、秘密保持を徹底する。
- 5 最高責任者は、総括者に対し、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を求める。
- 6 最高責任者は、被告発者に対し、次の各号に関して説明を求めることができる。
 - (1) 被告発者自身の責任において、科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われた当該研究活動
 - (2) 科学的に適正な方法と手続きに基づいて適切な表現で書かれた論文等
- 7 最高責任者は、総括者に対し、調査の開始から150日以内に調査結果をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定することを求める。
- 8 最高責任者は、前項の認定に基づいて、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に調査結果を報告する。
- 9 最高責任者は、配分機関から調査結果の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 10 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合でも、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を被告発者に報告しなければならない。
- 11 最高責任者は、前号において告発者に弁明の機会を与えなければならない。
(不服申立と再調査の対応)

第13条 最高責任者は、調査結果を告発者及び被告発者に書面にて通知する。調査結果に対して告発者又は被告発者から調査結果の通知を受理してから起算して14日以内に不服の理由を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報及び相談窓口へ不服申立をすることができる。

- 2 最高責任者は、研究活動上の不正行為について不服申立があった場合、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 最高責任者は、第1項の不服申立を受け、総括者と再調査を行うか否かについて協議を行い、再調査実施の決定又は不服申立の却下を告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。なお、不服申立期間であっても同一理由による不服申立をすることはできない。
- 4 最高責任者は、不服申立による再調査を行うことになった場合、総括者に対し再調査の開始から50日以内に調査委員会による再調査を終えるよう求める。

- 5 最高責任者は、再調査の結果について、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第14条 最高責任者は、研究活動上の不正行為と認定された場合、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合、調査結果を公表しないことができる。ただし、次の各号に認定された場合は、調査結果を公表する。
- (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認定された場合
 - (2) 調査事案が外部に漏洩していたと認定された場合
 - (3) 当該事案が故意又は研究者として基本的な注意義務を怠ったことによるものではないと認定された場合
 - (4) 悪意に基づく告発が行われたと認定された場合
 - (5) その他最高責任者が、前各号と同等と認定した場合

第5章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第15条 最高責任者は、調査を行うことが決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高責任者は、配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じなければならない。

(研究費の使用中止)

第16条 最高責任者は、次の各号に認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者
- (2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者
- (3) 研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者

(論文等の取下げ等の勧告)

第17条 最高責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高責任者に対して行わなければならない。
- 3 最高責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表することができる。

(処分)

第18条 最高責任者は、被認定者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された者には、職員就業規則第12章及び有期職員就業規則第12章に基づき処分を課すことができる。

- 2 最高責任者は、前項の処分が課されたときは、配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第19条 最高責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合には、委員会に対し再発防止策等の検討を指示し、速やかに是正措置等を実施しなければならない。

- 2 最高責任者は、前項に基づいて実施した是正措置等の内容を、配分機関及び関係省庁に報告する。

(措置の解除等)

第20条 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、研究費の支出停止等の一時的措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立がないまま申立期間が経過した後又は不服申立の審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、全学審議会及び教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

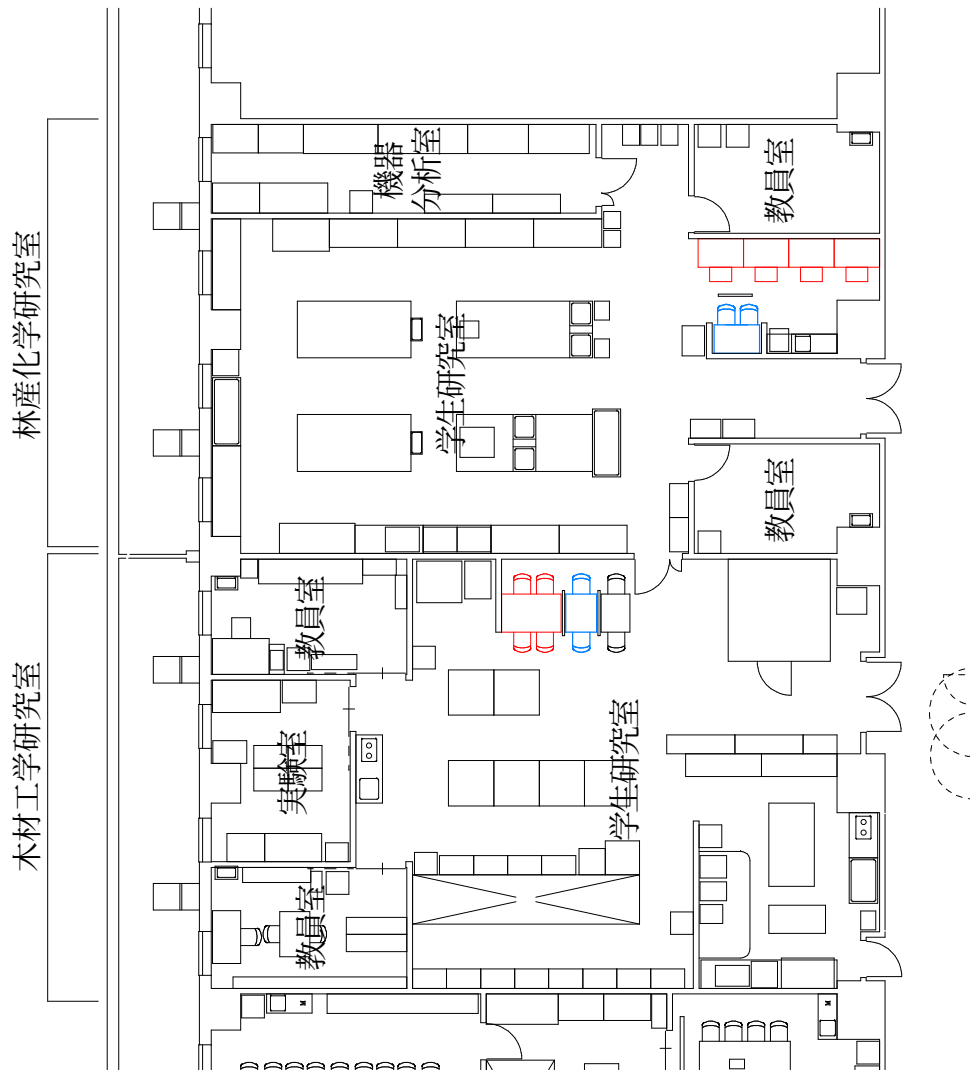
この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



凡例



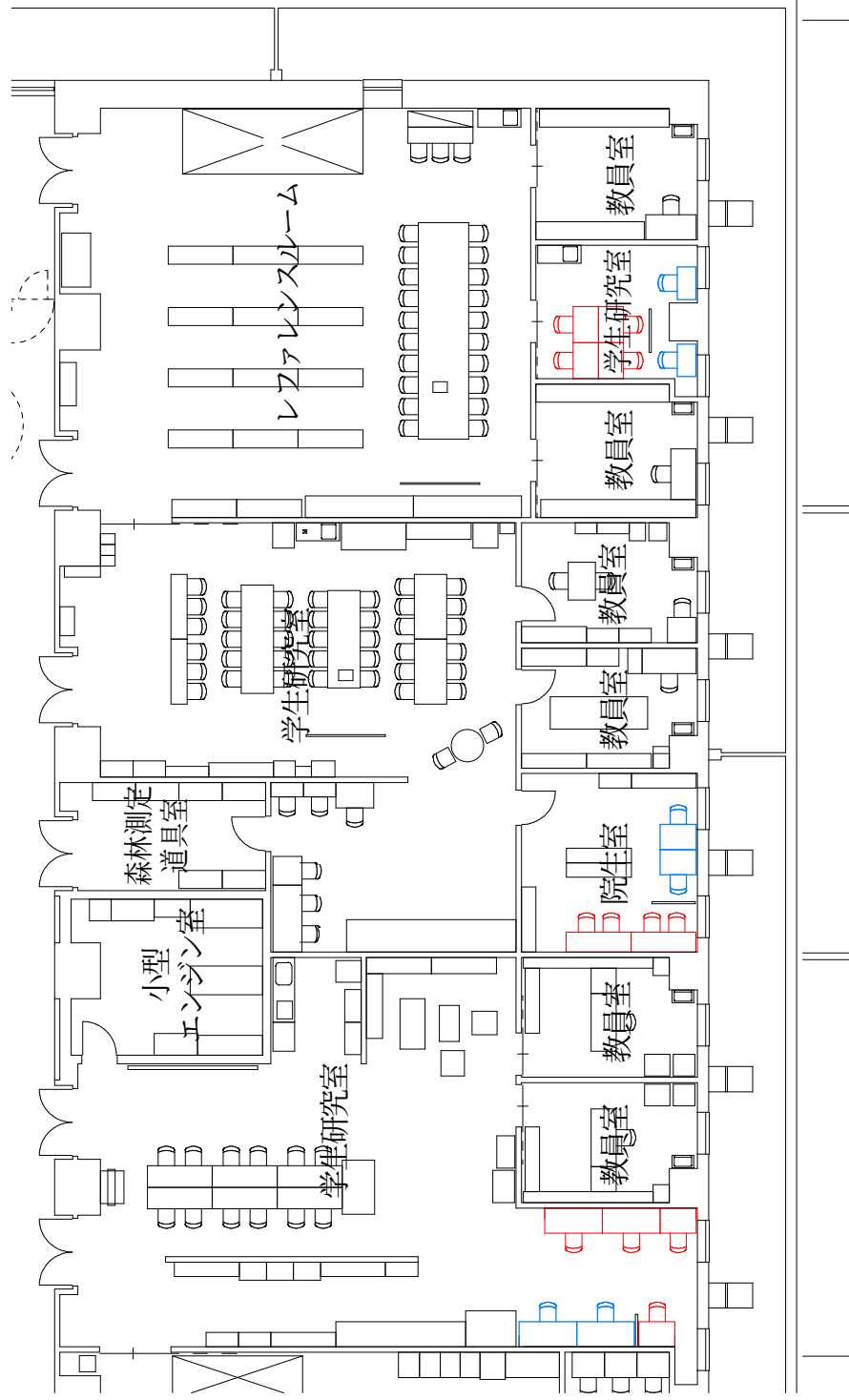
博士前期課程



博士後期課程

研究室見取り図

林学専攻②



凡例



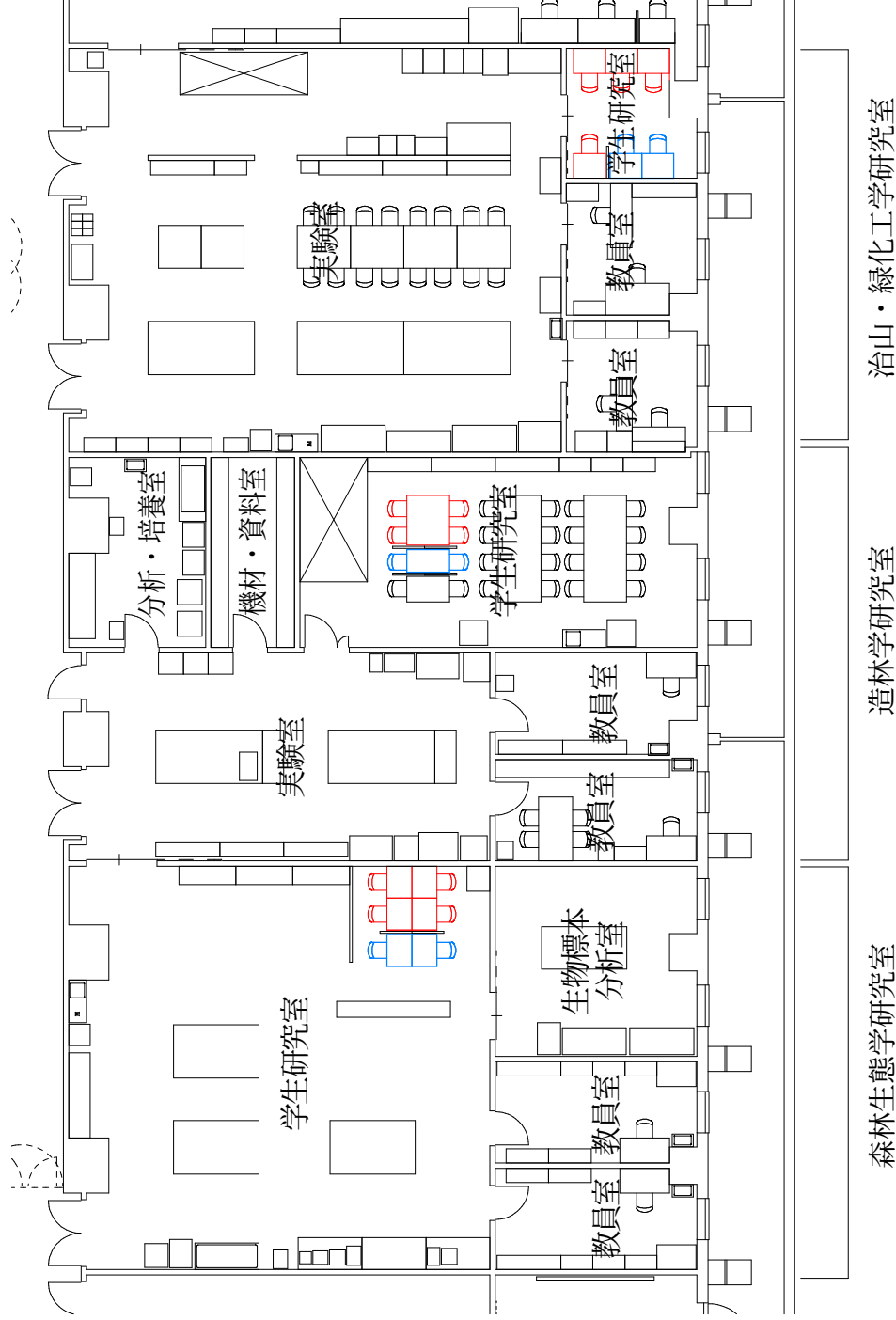
博士前期課程



博士後期課程

研究室見取り図

林学専攻③



凡例



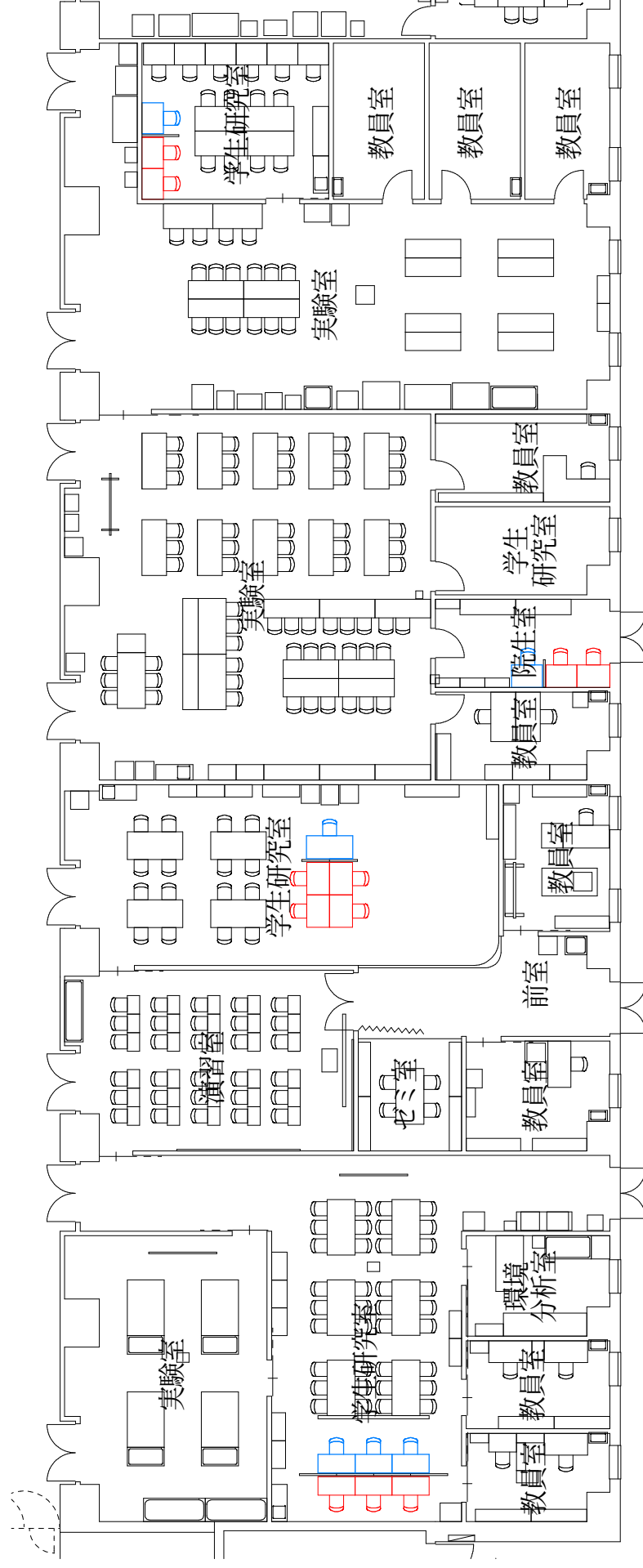
博士前期課程



博士後期課程

研究室見取り図

農業工学専攻②



凡例

博士前期課程

博士後期課程

水利施設工学研究室

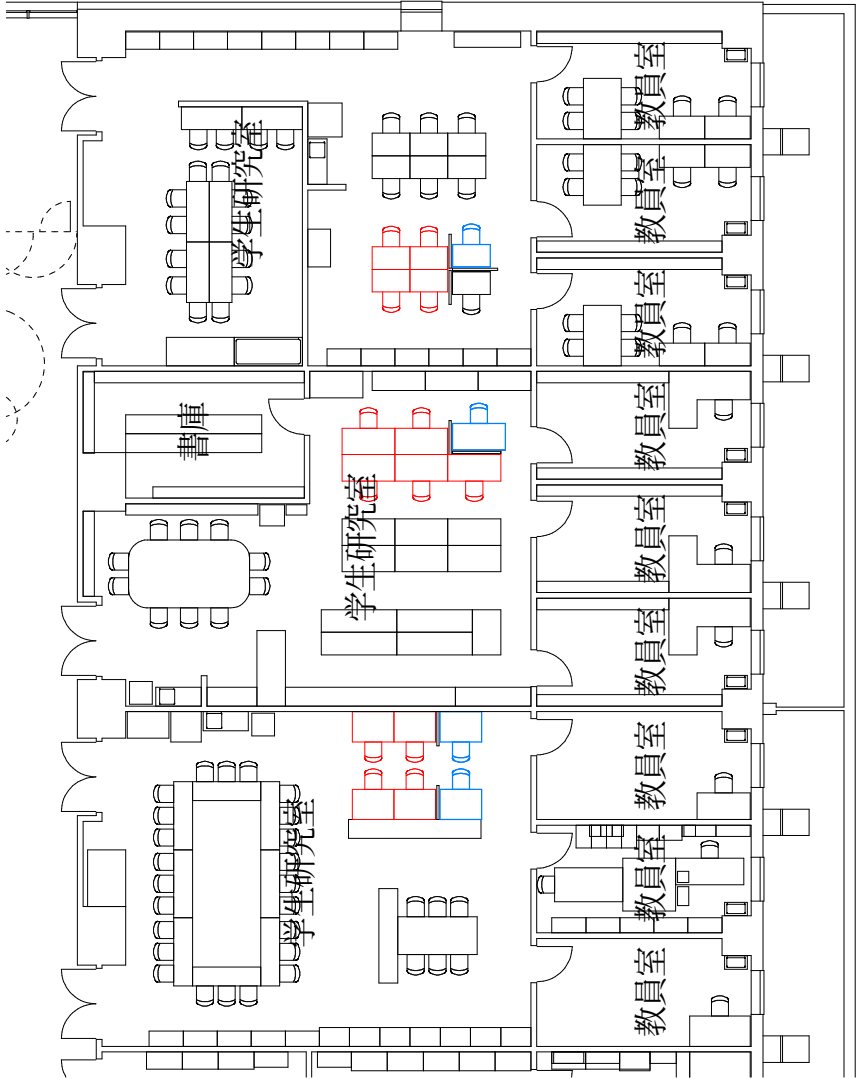
社会基盤工学研究室

バイオロボティクス研究室

農産加工流通工学研究室

研究室見取り図

造園学専攻①



凡例

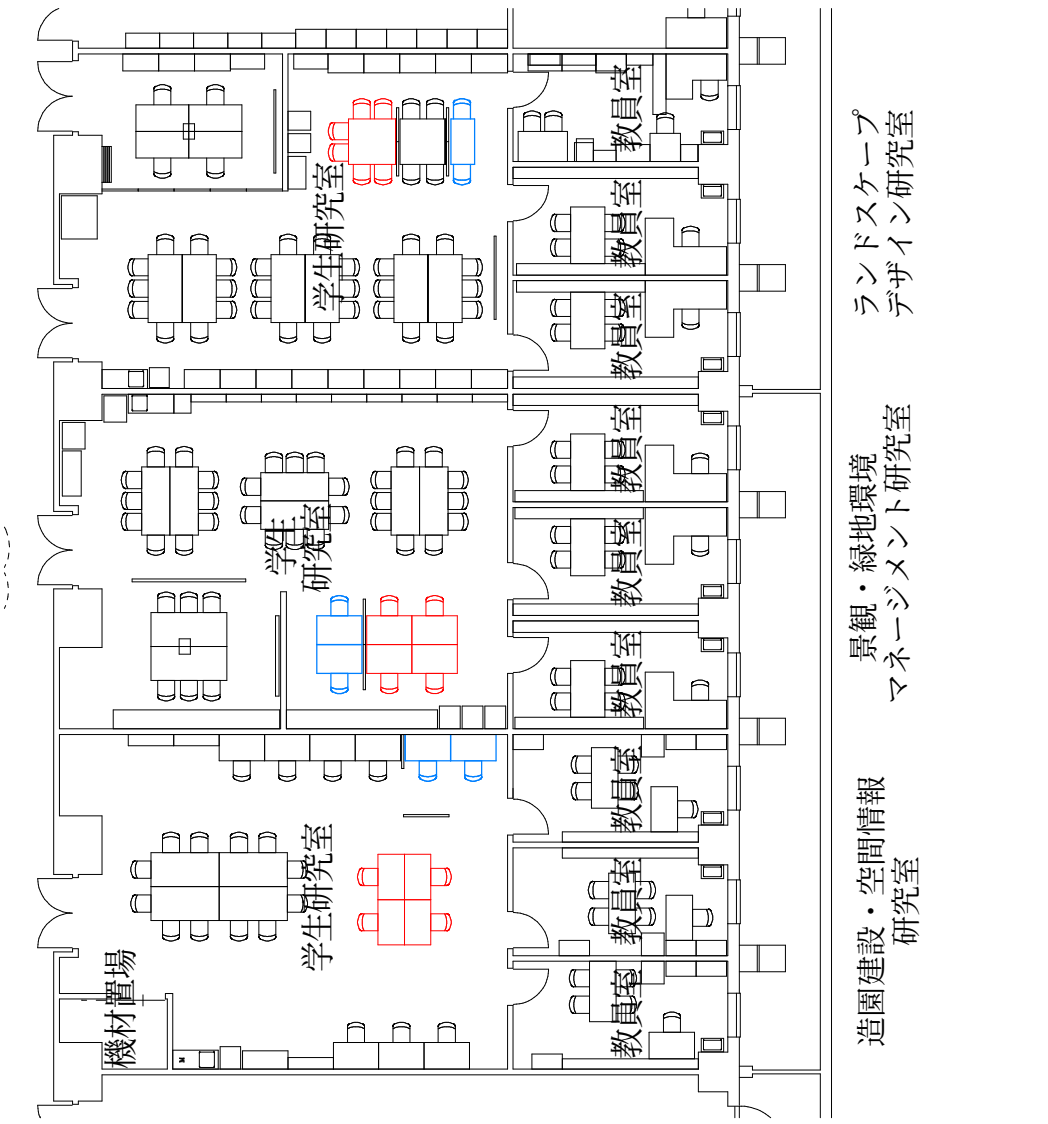


博士前期課程

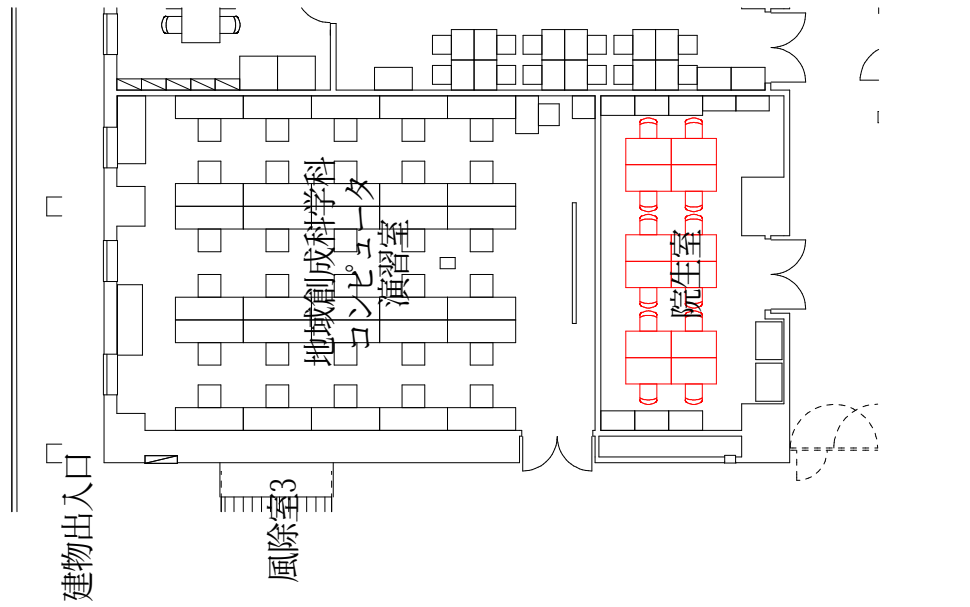


博士後期課程

庭園文化研究室 造園植物・樹芸研究室 緑化植栽研究室



地域創成科学科 学科共通北



時間割表【林学専攻 博士前課程】

前期

曜日	学年	1時限		2時限		3時限		4時限		5時限		6時限	
		9:00～10:30	10:40～12:10	10:40～12:10	13:00～14:30	13:00～14:30	14:40～16:10	14:40～16:10	16:20～17:50	16:20～17:50	18:00～19:30	18:00～19:30	
月	1年次	研究倫理特講 必修 425教室	科学英語 選択 425教室	森林環境保全学特論 選択＊ 425教室	森林資源生産学特論 選択＊ 425教室	森林資源生産学特論 選択＊ 425教室	森林文化情報学特論 選択＊ 425教室						
	2年次												
火	1年次	論文英語 選択 サイエンスポート	論文作成法 選択 サイエンスポート	森林資源利用学特論 選択＊ 425教室	森林文化情報学特論 選択＊ 425教室								
	2年次												
水	1年次	プレゼンテーション法 必修 サイエンスポート											
	2年次												
木	1年次		林学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート							
	2年次												
金	1年次												
	2年次		林学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート							

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次	森林生態学特講 選択 425教室	治山緑化工学特講 選択 425教室	造林学特講 選択 425教室			
	2年次						
火	1年次	森林療法学特講 選択 425教室	林業工学特講 選択 425教室	木材工学特講 選択 425教室			
	2年次						
水	1年次	林産化学特攻 選択 425教室	林政学特講 選択 425教室	森林経営学特講 選択 425教室			
	2年次						
木	1年次	実験・調査計画法 必修 425教室	林学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		林学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅳ 必修 サイエンスポート	林学特別実験Ⅳ 必修 サイエンスポート		

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講
※研究科共通科目「インタナショナル」は、学外で実施するため不定期に開講
※選択科目「フィールド調査」は、学外で実施するため不定期に開講
※「選択*」＝選択必修科目
※サイエンスポート実験室等42室

時間割表【林学専攻 博士後期課程】

前期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次	研究倫理後期特講 必修 626教室				特論科目* 選択* サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

後期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次						
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次	上級実験・調査計画法 必修 425教室					
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講
※「特論科目*」は、それぞれの専修科目「森林環境保全学後期特論」「森林資源生産学後期特論」「森林文化情報学後期特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

時間割表【農業工学専攻 博士前課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次	研究倫理特講 必修 426教室	水利施設工学特講 選択 426教室	海外農業開発学特講 選択 426教室	地域資源利用学特論Ⅰ 選択＊ 426教室		
	2年次						
火	1年次		農地環境学特講 選択 426教室	土木材料学特講 選択 426教室	生産環境情報・計画学特論Ⅰ 選択＊ 426教室		
	2年次						
水	1年次	農産加工流通工学特講 選択 426教室	広域環境情報学特講 選択 426教室	施設工学特論Ⅰ 選択＊ 426教室	農業生産システム工学特論Ⅰ 選択＊ 426教室		
	2年次						
木	1年次		農業工学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		農業工学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート		

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次		土壌物理学特講 選択 426教室	農村計画学特講 選択 426教室	地域資源利用学特論Ⅱ 選択＊ 426教室		
	2年次						
火	1年次			バイオロボティクス特講 選択 426教室	生産環境情報・計画学特論Ⅱ 選択＊ 426教室		
	2年次						
水	1年次	プレゼンテーション法 選択 サイエンスポート	論文作成法 選択 サイエンスポート	施設工学特論Ⅱ 選択＊ 426教室	農業生産システム工学特論Ⅱ 選択＊ 426教室		
	2年次						
木	1年次		農業工学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		農業工学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅳ 必修 サイエンスポート	農業工学特別実験Ⅳ 必修 サイエンスポート		

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※選択科目「フィールド調査」は、学外で実施するため不定期に開講

※「選択＊」＝選択必修科目

※サイエンスポート実験室等42室

時間割表【農業工学専攻 博士後期課程】

前期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次	研究倫理後期特講 必修 626教室				特論科目* 選択* 研究室	
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 研究室	
	2年次						
	3年次						
木	1年次	英語論文作成法 必修 研究室					
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 研究室	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 研究室	

後期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次					特論科目* 選択* サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

※研究科共通科目「インターシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※「特論科目*」は、それぞれの専修科目、前期「地域資源利用工学特論」「社会基盤工学特論」「バイオロボティクス特論」「農業加工流通工学特論」、後期「農村環境工学特論」「地水環境工学特論」「水利施設工学特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

時間割表【造園学専攻 博士前課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次		研究倫理特講 必修 424教室				
	2年次			観光計画詳論 選択 424教室	ランドスケープデザイン詳論 選択 424教室		
火	1年次	造園調査法詳論 選択 521教室	造園調査法詳論演習 選択 521教室				
	2年次			芝生詳論 選択 521教室	ランドスケープ空間情報詳論 選択 521教室		
水	1年次	造園計画・設計学特論 必修 521教室	造園植物・植栽学特論 必修 521教室				
	2年次						
木	1年次	造園施設材料・施工学特論 必修 521教室	造園学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	造園学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート			
	2年次						
金	1年次						
	2年次		造園学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	造園学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート			

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次		日本庭園詳論 選択 424教室	ランドスケープマネジメント詳論 選択 424教室			
	2年次						
火	1年次	論文英語 必修 サイエンスポート	樹芸詳論 選択 424教室				
	2年次						
水	1年次						
	2年次						
木	1年次		造園学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	造園学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート			
	2年次						
金	1年次						
	2年次		造園学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート	造園学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート			

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※「選択＊」＝選択必修科目

※サイエンスポート実験室等42室

時間割表【造園学専攻 博士後期課程】

前期	曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
	月	1年次					論文英語作成 必修 サイエンスポート	
		2年次						
		3年次						
火		1年次	研究倫理後期特講 必修 626教室				特論科目* 選択* サイエンスポート	
		2年次						
		3年次						
		1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 研究室 サイエンスポート	
水		2年次						
		3年次						
木		1年次						
		2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
		3年次						
金		1年次						
		2年次						
		3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

後期	曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
	月	1年次						
		2年次						
		3年次						
火		1年次					特論科目* 選択* サイエンスポート	
		2年次						
		3年次						
		1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
水		2年次						
		3年次						
木		1年次						
		2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
		3年次						
金		1年次						
		2年次						
		3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講
※「特論科目*」は、それぞれの専修科目、前期「造園計画学後期特論」「造園植物学後期特論」「造園施設材料学後期特論」、後期「造園設計学後期特論」「造園植栽学後期特論」「造園施工学後期特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

時間割表【地域創成科学専攻 修士課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次		研究倫理特講 必修 523教室			地域経営政策論 選択 サイエンスポート	
	2年次						
火	1年次			保全生態学特論Ⅰ 選択＊ 523教室	地域環境保全学特論Ⅰ 選択＊ 523教室		
	2年次						
水	1年次	論文英語 必修 サイエンスポート	プレゼンテーション法 必修 サイエンスポート	地域環境工学特論Ⅰ 選択＊ 523教室	地域デザイン学特論Ⅰ 選択＊ 523教室		
	2年次						
木	1年次	実験・調査計画法 選択 サイエンスポート	地域創成科学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	地域創成科学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート	地域創成科学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		地域創成科学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	地域創成科学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート	地域創成科学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート		

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次		環境教育法 選択 523教室				
	2年次						
火	1年次			保全生態学特論Ⅱ 選択＊ 523教室	地域環境保全学特論Ⅱ 選択＊ 523教室		
	2年次						
水	1年次			地域環境工学特論Ⅱ 選択＊ 523教室	地域デザイン学特論Ⅱ 選択＊ 523教室		
	2年次						
木	1年次		地域創成科学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	地域創成科学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート	地域創成科学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		地域創成科学特別演習Ⅳ 必修 研究室	地域創成科学特別実験Ⅳ 必修 研究室内実験室	地域創成科学特別実験Ⅳ 必修 研究室内実験室		

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インタビューシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※選択科目「フィールド調査」は、学外で実施するため不定期に開講

※「選択＊」＝選択必修科目

※サイエンスポート実験室等42室

教室棟使用状況台帳（1号館4～6階演習室部分）

【前学期】										教室棟使用状況 計																							
教室	定員	月						火						水						木						金						合計	稼働率
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限								
421演習室	40名	×	×	×					×	×	▲						×	×									7	23%					
422演習室	40名	×	▲	×					×	×	×												×				6	20%					
423演習室	24名	×	▲	×					▲	×	×										▲		×				8	27%					
424演習室	24名	×	M造園	M造園	M造園				▲	▲	×										×		×				10	33%					
425演習室	24名	M林学	M林学	M林学	M林学				M林学	M林学	M林学										×		×				9	30%					
426演習室	24名	M農工	M農工	M農工	M農工				M農工	M農工	M農工											×	×				14	47%					
521演習室	40名	×							M造園	M造園	M造園	M造園								M造園							8	27%					
522演習室	40名								▲	▲	▲						×						×				6	20%					
523演習室	24名	×							M創成	M創成	M創成												×				7	23%					
524演習室	24名	×			▲				▲	▲	▲	▲								▲	▲						10	33%					
525演習室	24名				▲				▲	▲	▲	▲								▲	▲		×				12	40%					
526演習室	24名				▲				▲	▲	▲	▲								▲	▲		×				11	37%					
621演習室	40名																										11	37%					
622演習室	40名				▲																		×	×			3	10%					
623演習室	24名				▲																						10	33%					
624演習室	24名				▲																						9	30%					
625演習室	24名	▲	▲		▲																			×			8	27%					
626演習室	24名				▲				D地共																		8	27%					
633演習室	169名								▲											×	×	×	×				6	20%					
163																										29%							

【後学期】																												
教室	定員	月						火						水						木						金	合計	稼働率
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限			
421演習室	40名	▲	▲	▲				▲	▲	▲	×					×					×					9	30%	
422演習室	40名	▲	▲	▲								×										×	×			8	27%	
423演習室	24名									▲	▲											×	×			4	13%	
424演習室	24名			M造園	▲	▲					×											×	×			10	33%	
425演習室	24名	M林学	M林学	M林学	▲	▲		M林学	M林学	M林学												×	×			15	50%	
426演習室	24名	M農工	M農工	M農工	▲	▲		M農工	M農工	M農工												×	×			11	37%	
521演習室	40名																				×	×			3	10%		
522演習室	40名					▲					×	▲											×		6	20%		
523演習室	24名				▲	▲						M創成	M創成									×			8	27%		
524演習室	24名				▲	▲						▲	▲												7	23%		
525演習室	24名				▲	▲					▲	▲	▲												10	33%		
526演習室	24名				▲	▲					▲	▲	▲									×	×		8	27%		
621演習室	40名																								2	7%		
622演習室	40名																						×		1	3%		
623演習室	24名																								7	23%		
624演習室	24名																								9	30%		
625演習室	24名			▲																			×		6	20%		
626演習室	24名																								11	37%		
633演習室	169名																								0	0%		
コピールーム等 5	64							×													×	×	×		9	30%		
教室棟使用状況 計																										144	25%	

M農工：林学専攻博士前期課程、M農工：農業工学専攻博士前期課程、M造園：造園学専攻博士前期課程、M創成：地域創成科学専攻修士課程、D地共：地域環境科学専攻修士課程、D林学：林学専攻博士後期課程

実験室等使用状況台帳(サイエンスポート) 前学期 (1/2)

専攻	研究室名	月曜日						火曜日						水曜日						木曜日						金曜日					
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限						
林学専攻	森林生態学実験室																														
	治山・緑化工学実験室																														
	造林学実験室																														
	造林学実験室																														
	林業工学実験室																														
	木材工学実験室																														
	林産化学実験室																														
	林産化学実験室																														
	森林経営学ゼミ・学習室																														
	森林経営学実験室																														
農業工学専攻	森林政策学レファレンスルーム																														
	学科共通実験室																														
	学科共通実験室																														
	13																														
農業工学専攻	地域資源利用工学授業用実験室																														
	農村環境工学実験室																														
	広域環境情報学演習室																														
	治水環境工学実験室																														
	社会基盤工学演習室																														
	水利施設工学実験室1																														
	水利施設工学実験室2																														
	バイオロジクス実験室																														
	農産加工流通工学実験室																														
	学科共通大学院実習室																														
10																															

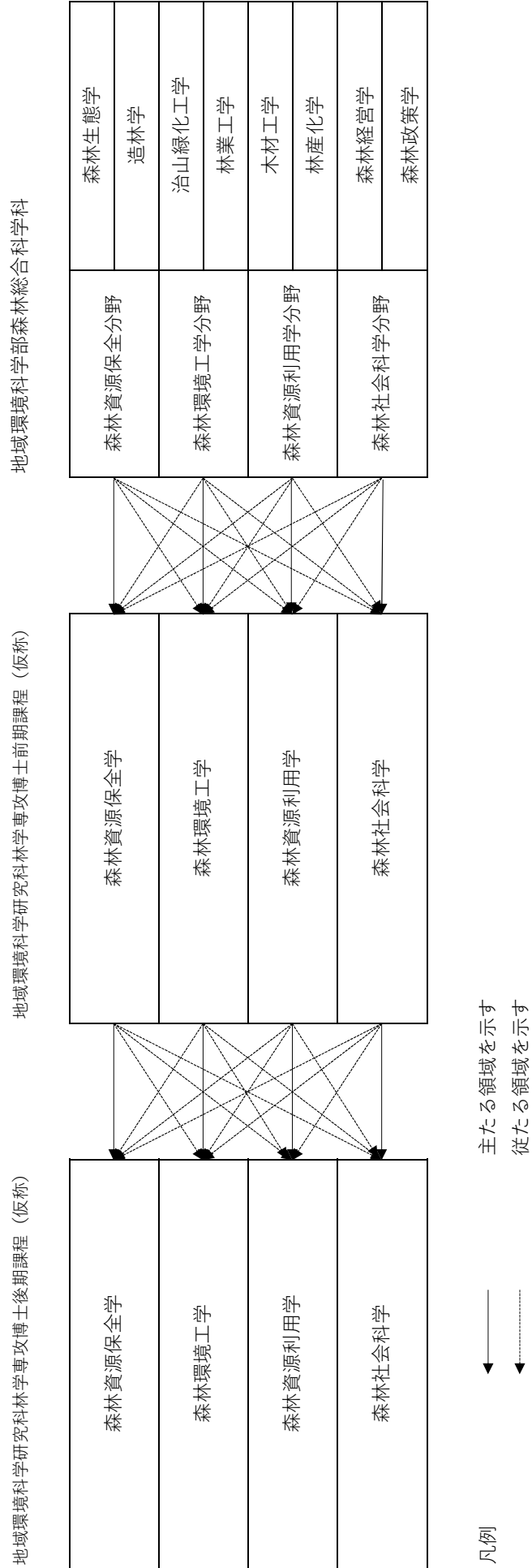
実験室等使用状況台帳 (サイエンスポート) 前学期 (2/2)

専攻	研究室名	月曜日						火曜日						水曜日						木曜日						金曜日					
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限						
造園学専攻	庭園文化実習室																														
	ランドスケープデザイン学生居室																														
	景観・緑地環境マネジメント実習室																														
	造園植物・樹芸実習室																														
	緑化植栽院生居室面談スペース																														
	造園建設・空間情報研究室																														
	学科共通レクチャールーム																														
	学科共通セミナールームA																														
	学科共通セミナールームB																														
	学科共通セミナールームC																														
10																															
地域創成科学専攻	保全生態学学生実験室																														
	保全生態学精密実験室																														
	地域環境保全学実験室																														
	地域環境工学ゼミ室																														
	地域環境工学分析・演習室																														
	地域環境工学土壌・工学系実験室																														
	地域環境保全学実験室																														
	地域デザイン学デザインルーム																														
	地域デザイン学レファレンスルーム																														
	9																														

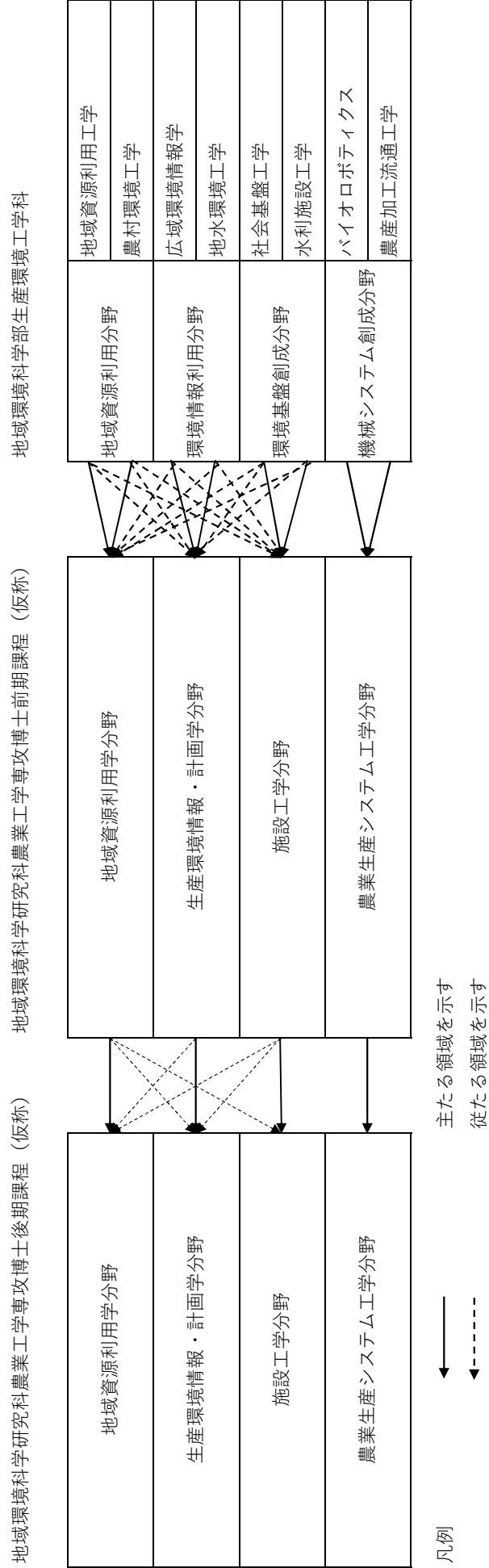
実験室等使用状況台帳 (サイエンスポート) 後学期 (1/2)

専攻	研究室名	月曜日						火曜日						水曜日						木曜日						金曜日						
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	
林学専攻	森林生態学実験室																															
	治山・緑化学実験室																															
	造林学実験室																															
	造林学実験室																															
	林業工学実験室																															
	木材工学実験室																															
	林産化学実験室																															
	林産化学実験室																															
	森林経営学ゼミ・学習室																															
	森林経営学実験室																															
林学専攻	森林政策学レファレンスルーム																															
	学科共通実験室																															
	学科共通実験室																															
13																																
農業工学専攻	地域資源利用工学授業用実験室																															
	農村環境工学実験室																															
	広域環境情報学演習室																															
	治水環境工学実験室																															
	社会基盤工学演習室																															
	水利施設工学実験室 1																															
	水利施設工学実験室 2																															
	バイオロボティクス実験室																															
	農産加工流通工学実験室																															
	学科共通大学院実習室																															
10																																

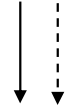
基礎となる地域環境科学部森林総合科学科と地域環境科学研究科林学専攻博士前期課程（仮称）、地域環境科学研究科林学専攻博士後期課程（仮称）との関連図



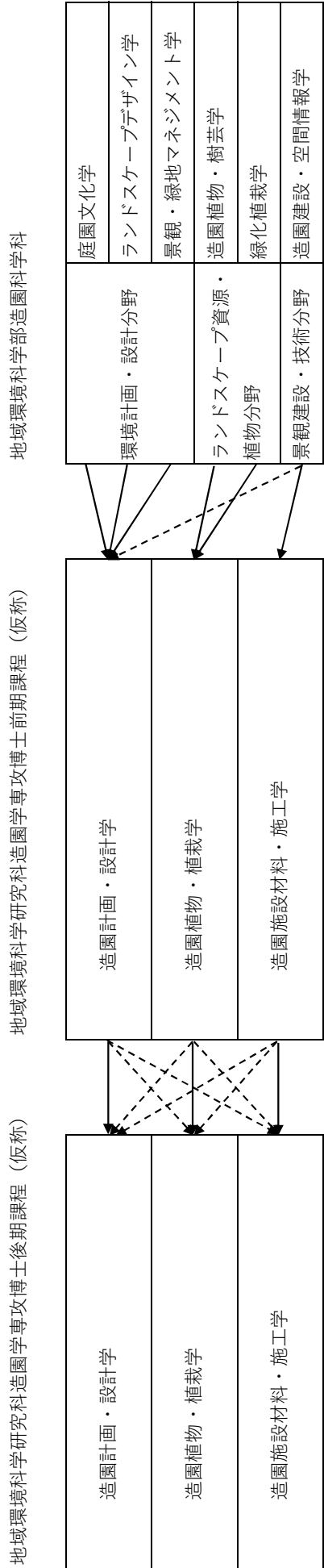
基礎となる地域環境科学部生産環境工学科と地域環境科学研究所農業工学専攻博士前期課程（仮称）、地域環境科学研究所農業工学専攻博士後期課程（仮称）との関連図



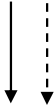
凡例



基礎となる地域環境科学部造園科学科と地域環境科学研究科造園学専攻博士後期課程（仮称）、地域環境科学研究科造園学専攻博士前期課程（仮称）との関連図

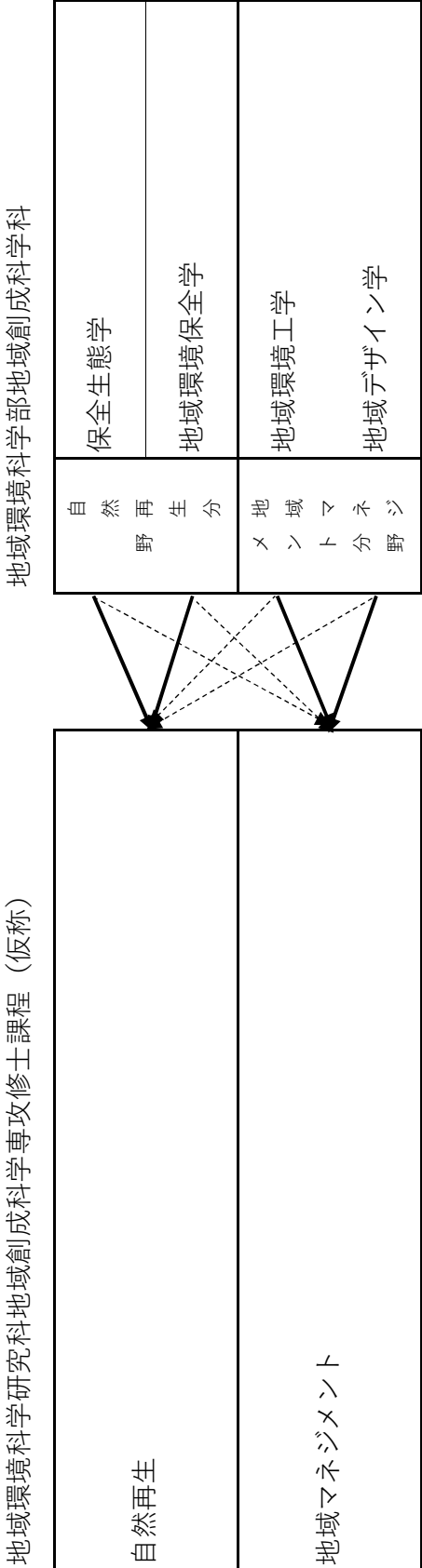


凡例



主たる領域を示す
従たる領域を示す

基礎となる地域環境科学部地域創成科学専攻修士課程（仮称）との関連図



凡例 ← 主たる領域を示す
←----- 従たる領域を示す

○東京農業大学全学審議会規程

制 定 平成元年4月1日

最近改正 令和2年4月1日

第1章 総則

第1条 東京農業大学学則(以下「学則」という。)第5条の2に規定するところにより、東京農業大学(以下「本大学」という。)に全学審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2章 組織

第2条 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院各研究科委員長
- (4) 各学部長
- (5) 農生命科学研究所長
- (6) 教職・学術情報課程主任
- (7) 図書館長
- (8) グローバル連携センター長
- (9) 「食と農」の博物館長
- (10) 学生部長[世田谷]
- (11) 各学部から選出された教授6名
- (12) 事務局長
- (13) 教務支援部長

2 前項第11号に規定する審議員は、当該学部の教授会において当該学部の教務職員である教授のうちから選出された者について、学長が任命する。

3 必要あるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第2条の2 審議会に本大学における管理・運営に資するための委員会を設置することができる。

2 前項に規定する委員会及びその構成員は、審議会の意見を聴き、学長が決定する。

第3章 任期

第3条 前条第1項第11号に規定する審議員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 審議事項

第4条 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
- (2) 本大学全般にわたる重要な予算
- (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止

- (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
- (5) 本大学名誉教授称号の授与
- (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
- (7) 学生定員の決定
- (8) 本大学の教育・研究等の質保証に関する事項
- (9) 各学部各研究科間の連絡調整
- (10) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
- (11) 東京農業大学全学審議会規程の改正
- (12) その他本大学の運営に関する重要事項

第5章 会議

第5条 審議会は、学長が招集しその議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した副学長又は全額教授会議長が議長を代行する。

3 審議会を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し会日の7日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第6条 審議会は、審議員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 議事は、出席審議員の過半数の賛成をもって審議会の意見とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、第4条第1項第10号に定める事項は、出席審議員の3分の2以上の賛成をもって審議会の意見とする。

第7条 審議会は、その開催の都度、議事録を作成し議長が署名捺印する。

2 審議会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議案
- (3) 議案審議の状況の概要
- (4) 議事の結末
- (5) 出席者の氏名

3 審議会の議事録は、永久保存とする。

第8条 審議会に幹事1名書記1名を置き事務を処理させる。

2 幹事には学長室長、書記には教務支援部学務課員をもって当てる。

第9条 審議会の意見を聴き、学長が決定した事項は、法人本部に通知しなければならない。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

本規程は、平成元年4月1日から施行する。

改正 平成2年4月1日

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 6 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○東京農業大学全学自己点検評価委員会規程

制 定 平成 6 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(総則)

第1条 この規程は、東京農業大学学則第2条の2第3項及び東京農業大学大学院学則第2条の2第3項に規定する自己点検評価委員会に関し、必要な事項を定める。

第2条 東京農業大学及び東京農業大学大学院(以下「各機関」という。)におけるそれぞれの自己点検評価委員会は、各機関相互の間において密接な連携のもとに推進する必要があることから、これらを包含する委員会として「東京農業大学全学自己点検評価委員会」(以下「全学評価委員会」という。)を設置のうえとりすすめるものとする。

2 全学評価委員会にかかるこの規程の定めは、前条に掲げる各機関個々の学則に基づく自己点検評価委員会に関する定めとする。

第3条 各機関は、この規程に定めるもののほか、必要に応じ各機関ごとに自己点検評価の実施に関し必要な事項を定めることができる。

(組織)

第4条 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院各研究科委員長
- (3) 各学部長
- (4) 各学生部長
- (5) 事務局長
- (6) 大学総務部長
- (7) 教務支援部長
- (8) 学長が指名する学内外者若干名

2 学長は、全学評価委員会に出席して意見を述べることができる。

3 必要あるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第5条 全学評価委員会の委員には、必要に応じて学校法人役職員を委嘱することができる。

(任期)

第6条 第4条第1項第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第7条 全学評価委員会は、各機関それぞれにかかる自己点検評価に関し、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検評価の基本方針に基づく実施基準(具体的項目・方法)の策定に関する事項
- (2) 自己点検評価に係る学長からの諮問に関する事項
- (3) 自己点検評価のとりまとめ及び調整に関する事項

- (4) 自己点検評価に基づく改善案の検討に関する事項
- (5) 自己点検評価の学長への答申に関する事項
- (6) 自己点検及び評価の公表に関する事項
- (7) 文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価に関する事項
- (8) その他全学評価委員会において必要と認めた事項
(外部評価)

第7条の2 文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価を受けるものとする。
(公表)

第8条 学長は、自己点検評価について全学評価委員会からの答申及び外部評価の結果は、これを公表するものとする。
(会議)

第9条 全学評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長のなかから学長が指名した者、又は副学長がいないときは各学部長の互選により選出された者が当たり、副委員長には各学部長の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。
- 4 委員会を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し、会日の7日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

第10条 全学評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第11条 委員会は、委員会開催の都度議事録を作成し、議長が署名捺印する。
2 議事録は、永久保存とする。
(報告)

第12条 全学評価委員会の議事概要は、学長に報告しなければならない。
(事務)

第13条 全学評価委員会に幹事及び書記若干名を置き、事務を処理する。
2 前項の幹事には企画広報室長、書記には企画広報室員が当たる。
(規程の改廃等)

第14条 この規程の改廃は、全学評価委員会の議を経なければならない。

第15条 この規程に定めるもののほか、自己点検評価の運営等に関し必要な事項は、全学評価委員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○学校法人東京農業大学財務情報公開に関する 規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第47条第2項に基づき、学校法人東京農業大学(以下「本法人」という。)の財務情報の公開に係る必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる財務情報)

第2条 公開の対象となる財務情報は、次の各号に掲げる財務書類をいい、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係るものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書)
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書(勘定科目と処理事項)

(公開の対象者)

第3条 公開の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生、生徒、児童及びその保護者(入学決定者及びその保護者を含む。)
- (2) 本法人の教員及び職員
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者
- (4) 本法人が特に認めた者

(公開の方法)

第4条 財務情報の公開の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧(写しの交付は行わない。)
- (2) 広報誌等刊行物に掲載

2 前項に規定する財務情報の公開内容については、予め、公開の方法別に理事長の承認を得なければならない。

(閲覧の請求手続)

第5条 前条第1項第1号に規定する閲覧の請求は、閲覧請求者本人であることの確認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した「財務情報閲覧請求書(様式第1号)」に基づき行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人又はその他の団体等にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名も合わせて記載する。)
- (2) 閲覧を希望する書類
- (3) 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

(公開事務の統括)

第6条 本法人の財務情報公開事務に関する統括は、法人本部長が行う。

(公開事務取扱所管、公開事務取扱責任者)

第7条 第2条に規定する財務情報を管理し、公開事務を取扱う所管（以下「取扱所管」という。）及び責任者（以下「取扱責任者」という。）は、学校法人東京農業大学経理規程第6条に規定する会計単位別に、次のとおりとする。

会計単位	取扱所管	取扱責任者
法人本部会計 東京農業大学会計 (農学部及び生物産業学部を除く)	財務・施設部財務会計課	財務・施設部長
東京農業大学農学部会計	厚木キャンパス事務部総務課	厚木キャンパス事務部長
東京農業大学生物産業学部会計	オホーツクキャンパス事務部総務課	オホーツクキャンパス事務部長
東京情報大学会計	東京情報大学事務局総務課	東京情報大学事務局長
東京農業大学第一高等学校会計 東京農業大学第一高等学校中等部会計	第一高等学校事務部	第一高等学校事務部長
東京農業大学第二高等学校会計	第二高等学校事務部	第二高等学校事務部長
東京農業大学第三高等学校会計 東京農業大学第三高等学校附属中学校会計	第三高等学校事務部	第三高等学校事務部長
東京農業大学稲花小学校会計	稲花小学校事務部	稲花小学校事務部長

2 法人本部長は、必要に応じ、第5条に規定する「財務情報閲覧請求書」の写しの提出を取扱責任者に求めることができる。

(閲覧時間)

第8条 閲覧時間は、9時から16時までとする。ただし、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第4条に規定する休日は、閲覧事務を行わない。

(公開の適用除外)

第9条 第3条に規定する公開対象者による公開請求であっても、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。ただし、この場合は、その理由を当該公開請求者に提示しなければならない。

- (1) 第8条に規定する閲覧時間外に閲覧請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- (3) 個人に関わる情報で特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある場合
- (4) 本法人の運営上の機密に関わる情報を含む場合

2 前項第3号に該当する場合であっても、個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと判断できる場合には、一部公開を行う等、取扱所管の判断により対応できるものとする。

(不服申立て)

第10条 公開請求者が不公開、一部不公開等に不服を申し立てた場合は、その取扱いを理事長の承認を得て決定し、当該公開請求者に通知する。

(閲覧手数料)

第11条 閲覧は無料とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係るものについては、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 財務情報閲覧請求書(第5条関係)

財務情報閲覧請求書

閲覧請求年月日 平成 年 月 日

【1】閲覧請求者

請求者 本人 (注1)	氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
	本人確認書類	学生生徒証・身分証明書・運転免許証・健康保険証・その他()	
法人 ・ 団体 (注1)	名称		
	代表者		
	事務所の所在地	〒	
	電話番号		
所属等 (注2)	学生生徒 (注3)	学校名	
		学科等名	
		学年	
		入学年度	
	保護者 (注4)	学籍等番号	
		学生生徒の氏名	
		学生生徒の学科等名	
		学生生徒の学年	
		学生生徒の入学年度	
	教員・職員	学籍等番号	
		所属	
	その他 利害関係者	職名	
		本法人との関係	

(注1) 請求者が法人・団体の場合は、「直接請求者本人」と「法人・団体」の両方の必要事項を記入してください。

(注2) 該当する欄に必要事項を記入してください。

(注3) 学生生徒には、入学決定者を含みます。

(注4) 保護者には、入学決定者の保護者を含みます。

【2】閲覧を希望する書類

		閲覧 希望書類 (注2)	閲覧 対象年度 (注3)
公開対象 財務書類	財産目録		
	貸借対照表		
	収支計算書(注1)		
	事業報告書		
	監事による監査報告書		

(注1) 収支計算書は、資金収支計算書及び消費収支計算書です。

(注2) 閲覧を希望する書類の該当欄に「○」を付してください。

(注3) 閲覧を希望する書類の対象年度を記入してください。ただし、対象年度は平成16年度以降になります。

【3】閲覧を必要とする理由、目的、用途等

--

(注) できるだけ詳しく記入してください。

取扱責任者	取扱所管長	取扱担当者

【東京農業大学ホームページによる情報公表の項目】(<http://www.nodai.ac.jp/open/index.html>)

I. 教育研究上の基礎的な情報
1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（※1）
1) 交通アクセス
2) 校舎等配置図
3) 教室・学生会館等
4. 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
II. 修学上の情報等
1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績 組織図・役割分担 年齢構成
2. 入学者に関する受入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数
1) 入学者に関する受入れ方針(アドミッション・ポリシー)
2) 入学者数・収容定員(令和元年度)
3) 入学者の推移
4) 在学者数(令和元年度)
5) 学位授与数(平成30年度)
6) 卒業者数・進路状況(平成30年度)
7) 産業別・職業別等就職状況(平成30年度)
8) 就職先一覧(平成30年度)
9) 就職支援プログラム(令和元年度)
10) 就職対策講座(令和元年度)
3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
1) シラバス
2) 年間行事計画
3) 授業科目(方法及び内容)
4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）
1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
2) 授業科目の概要
3) 単位・授業・履修
4) 試験
5) 成績(評価)・進級
6) 卒業要件等
7) 時間割
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
1) 修学支援
2) 健康管理
3) 課外活動
4) 進路選択
6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(※2)
教育研究上の目的及びカリキュラム・ポリシー
1) 履修モデル
2) 学生生活に関すること
III. 国際交流・社会貢献等
1. 留学生数及び海外派遣学生数
2. 協定相手校
3. 社会貢献活動
4. 大学間連携・産官学連携
IV. 財務情報（※3）
1. 学生生徒数
2. 事業報告書
3. 収支計算書
4. 貸借対照表
5. 財産目録
6. 監事による監査報告書
V. 教職課程に関する情報公表

※1. キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

※2. 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

※3. 決算後ホームページ掲載予定